

長崎県地域防災計画

基本計画編

平成24年6月修正

長崎県防災会議

用 語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

1. 基 本 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県 防 災 計 画 長崎県地域防災計画
4. 市町村防災計画 市町村地域防災計画
5. 県 本 部 長崎県災害対策本部
6. 県 地 方 本 部 長崎県災害対策地方本部
7. 市 町 村 本 部 市町村災害対策本部
8. 県 本 部 要 員 長崎県災害対策本部の要員
9. 水 防 計 画 長崎県水防計画

目 次（基本計画編）

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
1 序説	1 総則	1 計画の目的	危機管理課		1
		2 計画の性格	危機管理課		1
		3 計画の前提	危機管理課		2
	2 長崎県の概況	1 自然的条件			3
		2 長崎県の風水害		長崎海洋気象台	9
	3 災害の概況	1 自然災害	危機管理課		28
		2 火災	消防保安室		28
	4 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 趣旨	危機管理課		29
		2 所掌事務又は業務	関係課	関係機関	29
	2 災害予防計画	1 地域防災体制の確立	1 防災知識普及計画	危機管理課	
2 防災訓練計画			危機管理課、 県民協働課、 交通・地域安全課、 福祉保健課、 河川課		35
3 消防団の育成強化			消防保安室		38
4 民間防災組織の確立			危機管理課、 福祉保健課、 漁政課、 農政課、 教育庁	日本赤十字社長崎県支部	39
5 自主防災活動			危機管理課、 県民協働課、 観光振興課 産業政策課、 教育庁		40
2 防災業務施設の整備計画		1 気象観測施設等整備計画		長崎海洋気象台	44
		2 災害通信業務整備計画	危機管理課		48
		3 水防、消防及び救助施設等整備計画	危機管理課、 消防保安室、 河川課		49
3 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保		1 災害備蓄物資並びに資機材の確保計画	食品安全・消費生活課、 福祉保健課、 医療政策課、 薬務行政室、 農産園芸課、 農産加工・流通室、 畜産課、 監理課、 建設企画課		50
		2 災害対策基金等管理計画	財政課、 福祉保健課		53

編	章	節	主な実施機関		ページ	
			県	その他		
2 災害予防計画	4 県土保全計画		漁港漁場課、 農村整備課、 森林整備室、 港湾課、 河川課、 砂防課、 建築課		54	
		5 形態別災害予防対策	1 災害危険区域の設定	産業振興課、 農村整備課、 森林整備室、 砂防課、 建築課	九州産業保安監督部	60
			2 火災予防計画	危機管理課、消防保安室、 森林整備室、 教育庁	海上保安部	62
			3 危険物等災害予防計画	危機管理課、 消防保安室、 県警察本部	九州経済産業局、 九州産業保安監督部、 長崎労働局、 海上保安部、 九州電力	64
			4 都市災害予防計画	都市計画課、 水環境対策課		72
			5 建築物災害予防計画	建築課、 教育庁		73
			6 道路災害予防計画	道路建設課、 道路維持課		75
			7 防災営農指導計画	農産園芸課		76
			8 鉱山災害予防計画		九州産業保安監督部	77
		6 生活福祉に係る災害 予防計画		生活衛生課、 福祉保健課、 医療政策課、 長寿社会課、 障害福祉課、 原爆被爆者援護課、 こども未来課、 こども家庭課、 国際課		78
3 災害応急 対策計画	1 活動計画	1 組織計画	危機管理課	関係機関	81	
		2 長崎県災害対策本部	危機管理課 各課		84	
		3 自衛隊派遣要請計画		自衛隊	87	
		4 労務供給計画	福祉保健課、 雇用労政課		93	
		5 隣保互助民間団体 活用計画	県民協働課、 福祉保健課		94	
	2 通信及び情報収集 伝達計画	1 防災気象情報の伝達 計画	危機管理課、 河川課	長崎海洋气象台	95	
		2 通信施設利用計画	危機管理課	N T T西日本、 九州電力、 海上保安部、 J R九州、 長崎県漁業無線協会、 非常通信連絡会	109	

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	2 通信及び情報収集伝達計画	3 災害情報収集及び被害報告取扱計画	危機管理課		122
		3 災害広報計画	広報課、 危機管理課	報道機関	137
	4 公安警備計画	1 災害警備実施方針	県警察本部		138
		2 災害に備えての措置	県警察本部		138
	4 公安警備計画	3 災害発生時における措置	県警察本部		142
		4 災害復旧・復興	県警察本部		147
	5 都市災害応急対策計画		都市計画課、 水環境対策課		148
	6 水防計画	1 総則	河川課		149
		2 水防協議会	河川課		149
		3 水防の責任、津波における留意事項、安全配慮	河川課		150
		4 長崎県水防本部	河川課		152
		5 水防管理団体	河川課		156
		6 指定水防管理団体	河川課		156
		7 重要水防区域と重要水防箇所	河川課		157
		8 水防警報を行う河川	河川課		158
		9 国土交通大臣が水防警報を行う河川	河川課		158
		10 国土交通大臣と気象庁長官が共同で洪水予報を行う河川		長崎海洋気象台、 長崎河川国道事務所	161
		11 国土交通大臣が水位情報（到達情報）の通知及び周知を行う河川		長崎河川国道事務所	163
		12 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川	河川課		164
		13 水防警報	河川課		167
14 雨量の通報		河川課		167	
15 水位の通報及び公表		河川課		168	
16 潮位の通報		河川課		168	
17 通信連絡		河川課		169	
18 水防倉庫及び資器材の備蓄		河川課		171	
19 輸送路の確保		河川課		172	

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画	6 水防計画	20 水防信号、標識、 身分証票等	河川課		172
		21 公用負担と費用負担	河川課		174
		22 水防活動	河川課		176
		23 水防管理団体の水防 体制	河川課		176
		24 避難のための立退き	河川課		177
		25 応援及び相互協定	河川課		178
		26 自衛隊の派遣要請	河川課		178
		27 水防配備体制の解除	河川課		179
		28 水防顛末報告	河川課		179
		29 水防訓練	河川課		179
	7 土砂災害防止計画	1 総則	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		180
		2 総合土砂災害対策 推進連絡会並びに 山地災害対策推進 連絡会	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		180
		3 土砂災害防止組織	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		182
		4 長崎県土砂災害危険 箇所	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		184
		5 土砂災害における 警戒避難体制	農村整備課、 森林整備室、 砂防課 観光振興課		186
		6 土砂災害警戒・避難 における新たな 基準雨量の設定	砂防課	長崎海洋気象台	196
		7 土砂災害警戒情報	危機管理課、 砂防課	長崎海洋気象台	219
		8 土石流予警報装置 と連絡体制	砂防課		227
		9 土砂災害予防計画	砂防課		237
		10 土砂災害復旧計画	森林整備室、 砂防課		247
8 消防活動計画		消防保安室		248	
9 危険物災害応急対 策計画		危機管理課、 消防保安室、 産業政策課、 県警察本部	九州経済産業局、 九州産業保安監督部、 長崎労働局、 海上保安部	252	

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画	10 救助計画	1 救助法の適用に関する計画	福祉保健課		257
		2 避難計画	危機管理課、 福祉保健課、 医療政策課、 観光振興課、 教育庁、 県警察本部	海上保安部	260
		3 救出計画	福祉保健課、 県警察本部	海上保安部	266
		4 死体捜索及び収容 埋葬計画	福祉保健課、 生活衛生課 県警察本部	海上保安部、 日本赤十字社長崎県支部	268
		5 食糧供給計画	福祉保健課、 農産園芸課、 農産加工・流通室	九州農政局長崎地域セン ター	271
		6 衣類品及び生活必 需品供給計画	福祉保健課		275
		7 給水計画	水環境対策課、 福祉保健課		277
		8 応急仮設住宅及び 住宅の応急修理計 画	福祉保健課、 住宅課		279
		9 障害物の除去計画	福祉保健課、 道路維持課、 河川課、 港湾課、 漁港漁場課	海上保安部	281
		10 義援金品募集配分 計画	福祉保健課	日本赤十字社長崎県支部、 県社会福祉協議会、 県共同募金会	283
	11 保健衛生計画	1 医療助産計画	医療政策課	日本赤十字社長崎県支部	285
		2 防疫計画	医療政策課		287
		3 廃棄物処理に係る 防災体制と廃棄物 の処理	廃棄物対策課		288
	12 貯木及び在港船舶 対策計画		林政課、 港湾課、 漁港漁場課	海上保安部	291
	13 輸送及び交通対策 計画	1 輸送計画	新幹線・総合交通対策課、 福祉保健課、 医療政策課	長崎運輸支局、 長崎空港事務所、 J R九州	293
		2 交通応急対策計画	新幹線・総合交通対策課、 道路維持課、 県警察本部	海上保安部	297
	14 文教応急対策計画		福祉保健課、 教育庁		308

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	15 公益事業施設災害応急対策計画	1 電力施設災害応急対策計画		九州電力	311
		2 ガス施設災害応急対策計画		西部ガス、九州ガス、長崎県LPガス協会	313
		3 水道施設災害応急対策計画	水環境対策課		322
		4 公衆電気通信施設災害応急対策計画		NTT西日本長崎支店	324
		5 鉄道施設災害応急対策計画		JR九州長崎支社	326
		6 放送施設災害応急対策計画		報道機関	328
	16 海上災害応急対策計画			海上保安部	329
	17 救急医療対策計画		医療政策課		333
	18 農林水産物災害応急対策計画	稲	農産園芸課		334
		麦	農産園芸課		337
		かんしょ	農産園芸課		337
		ばれいしょ	農産園芸課		338
		園芸作物	農産園芸課		338
		茶	農産園芸課		341
		畜産	畜産課、農産園芸課		342
		林木等	林政課		343
		藻類養殖	漁政課、水産振興課		344
		貝類養殖	漁政課、水産振興課		345
	魚類養殖	漁政課、水産振興課		345	
	19 公共土木施設災害応急対策計画		道路維持課、港湾課、砂防課、河川課、農村整備課、漁港漁場課	九州地方整備局	347
	20 空港災害対策計画		港湾課	長崎空港事務所	350
	21 漂流油による沿岸汚染対策計画		危機管理課、環境政策課、廃棄物対策課、漁政課、資源管理課、県警察本部	海上保安部	356
22 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画		危機管理課		360	

編	章	節	主な実施機関		ページ	
			県	その他		
3	災害応急対策計画	23 自発的支援の受け入れ		危機管理課、 県民協働課、 福祉保健課、 医療政策課		361
4	活動火山「雲仙岳」災害対策計画	1 総則	1 計画の目的	危機管理課		363
			2 雲仙岳の火山活動	危機管理課		363
			3 雲仙岳に係る地域	危機管理課		368
	2 各種情報の収集連絡等	1 火山現象に関する予報及び警報			長崎海洋気象台	369
			2 その他の火山関係情報	危機管理課	長崎海洋気象台	373
			3 火山関係情報に対する措置	危機管理課		376
			4 通信連絡	危機管理課		376
			5 災害状況の収集及び被害報告の取扱	危機管理課		377
			6 広報	危機管理課		377
	3 組織等の確立	1 基本		危機管理課		377
			2 災害応急対策の組織	危機管理課		377
			3 雲仙岳防災連絡会議	危機管理課		377
			4 雲仙岳防災会議協議会	危機管理課		378
			5 防災関係機関の業務	危機管理課		378
	4 警戒・避難対策	1 避難勧告及び警戒区域の設定		危機管理課、 福祉保健課、 教育庁、 県警察本部	海上保安部	378
	5 災害応急対策	1 救出		福祉保健課、 県警察本部	海上保安部	378
			2 消火	危機管理課、 消防保安室		379
			3 給水	水環境対策課、 福祉保健課		379
			4 食糧供給	福祉保健課、 農産園芸課、 農産加工・流通室	九州農政局長崎地域センター	379
			5 医療	医療政策課	日本赤十字社長崎県支部	379
	6 防災知識の普及	1 防災知識の普及		危機管理課		379
5	災害復旧計画	1 災害復旧事業の促進	1 公共土木施設災害復旧事業計画	漁港漁場課、 農村整備課、 森林整備室、 道路維持課、 河川課、 砂防課、 港湾課		381

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
5 災害復旧計画	1 災害復旧事業の促進	2 農林水産業施設災害復旧事業計画	水環境対策課、水産振興課、漁港漁場課、農村整備課、森林整備室		383
		3 都市災害復旧事業計画	水環境対策課、都市計画課		383
		4 住宅災害復旧事業計画	住宅課		383
		5 公立文教施設災害復旧事業計画	教育庁		384
		6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課		384
		7 公立医療施設災害復旧事業計画	医療政策課		384
		8 その他公営企業施設災害復旧事業計画	河川課		385
		9 公用財産災害復旧事業計画	管財課		385
		10 上下水道災害復旧事業計画	水環境対策課		385
		2 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	1 法律等による一部負担又は補助等	生活衛生課、水環境対策課、廃棄物対策課、福祉保健部・こども政策局全課、漁政課、団体検査指導室、農村整備課、森林整備室、都市計画課、河川課、住宅課、教育庁	
	2 激甚災害に係る財政援助措置		福祉保健部・こども政策局全課、産業政策課、商工金融課、漁政課、団体検査指導室、農業経営課、農村整備課、森林整備室、河川課、教育環境整備課		387
	3 縣市町の資金計画		財政課、地域振興課	福岡財務支局長崎財務事務所	392

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
5 災害復旧計画	3 金融その他の資金対策	1 農林水産業に関する金融の確保	農業経営課、漁政課		393
		2 中小企業に関する金融の確保	商工金融課		400
		3 金融機関の災害応急対策		日本銀行長崎支店	402
	4 被災者の生活確保に関する計画	1 被災者に対する職業のあっせんに関する計画		長崎労働局	403
		2 租税の徴収猶予、減免に関する計画	税務課		403
		3 災害救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱及び援護対策		郵便事業(株)	405
		4 生業資金の確保に関する計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課		406
		5 住宅災害の復旧対策等に関する計画	住宅課		411
		6 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	関係課		414

第1編 序 説

第1編 序 説

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(危機管理課)

長崎県は、その自然的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流等各種災害発生要因を内包しており、例年貴重な人命と多くの資産が災害のため失われている。

国土を保全し、地域住民の安全を確保することは、県、市町村及び地域にかかわる防災関係機関の基本的な責務であってあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、長崎県防災会議が作成するものであって災害の根絶を終局の目標とし、当面県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関が責任の所在を明確にし、その有する機能を十二分に発揮することにより、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等の諸施策を明示し、これらを総合的かつ計画的に推進することによって、本県の防災体制を確立するとともに、あわせて県民の福祉の増進と県勢の発展を期することを目的とするものである。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート特別防災区域の防災計画については、別に定め同区域について本計画から除外する。

第2節 計画の性格

(危機管理課)

長崎県地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画化したものであり、雲仙岳噴火災害を含む風水害等の自然災害や大規模事故（原子力災害を除く）に係る「基本計画編」と震災：津波災害に係る「震災対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編3編及び資料編から構成されるが、本計画は、このうちの「基本計画編」である。

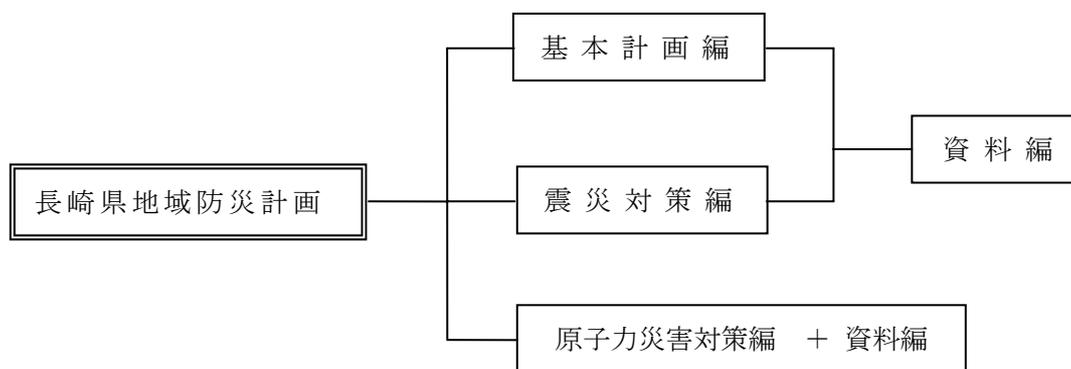
この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密に連携を図ると共に、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「長崎県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図ったものである。

この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する対策と責任の所在を明らかにし、市町村が作成する市町村防災計画の指針とするものである。

第1章 総則

この計画は、基本法及び防災関係諸法令に基づき、長崎県の地域にかかわる防災に関する諸施策並びに計画を総合網らし、体系的に位置づけしたもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に伴って、合理化等の必要が生じたときは、計画を修正するものとする。



第3節 計画の前提

(危機管理課)

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が今後県地域に発生することを想定して策定した。

1. 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。
2. 昭和57年の長崎市を中心とした記録的な豪雨災害は、今後とも発生することを予想する。
3. 地すべり、山くずれ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。
4. 有明海の異常高潮は過去における最大記録が発生することを予想する。
5. 昭和38年1月の豪雪は今後も襲来することを予想する。
6. 地震、津波、火山噴火等による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
7. 局地的災害は、今後も増加するものとする。
8. 市街密集地帯における大火災の発生を予想する。
9. 鉱山爆発及び列車、船舶、バス等の転覆等により集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。

第2章 長崎県の概況

第1節 自然的条件

(危機管理課)

1 位 置

本県は、九州の西北部に位置し、東は島原市九十九島（東経130° 23'）を境として、有明海を経て熊本県天草の島々と接している。

西南部は東シナ海にのぞみ、西は五島市鳥島（東経128° 06'）、南は同じく五島市女島（北緯31° 59'）を境としている。

北は玄海の荒波に浮かぶ対馬市の上対馬町北ノ手（北緯34° 43'）を境として朝鮮海峡を間に韓国と相対している。

このような県境の距離は、東西213km、南北307kmときわめて広い範囲にわたる。

方 位	地 名	極 限 経 緯 度
東 端	島原市九十九島	東経 130 ° 23 '
西 端	五島市鳥島	〃 128 ° 06 '
南 端	五島市女島	北緯 31 ° 59 '
北 端	対馬市上対馬町北ノ手	〃 34 ° 43 '

2 面 積

総 面 積	平成23年10月1日現在			
4,105.47 k m ²	市 部 計	3,616.68	郡 部 計	488.79 k m ²
	長 崎 市	406.46	長 与 町	28.81
	佐 世 保 市	426.49	時 津 町	20.77
	島 原 市	82.78	東 彼 杵 町	74.25
	諫 早 市	321.26	川 棚 町	37.25
	大 村 市	126.56	波 佐 見 町	55.97
	平 戸 市	235.64	小 値 賀 町	25.46
	松 浦 市	130.38	佐 々 町	32.07
	対 馬 市	708.89	新 上 五 島 町	213.98
	壱 岐 市	138.57		
	五 島 市	420.87		
	西 海 市	241.95		
	雲 仙 市	206.92		
	南 島 原 市	169.91		

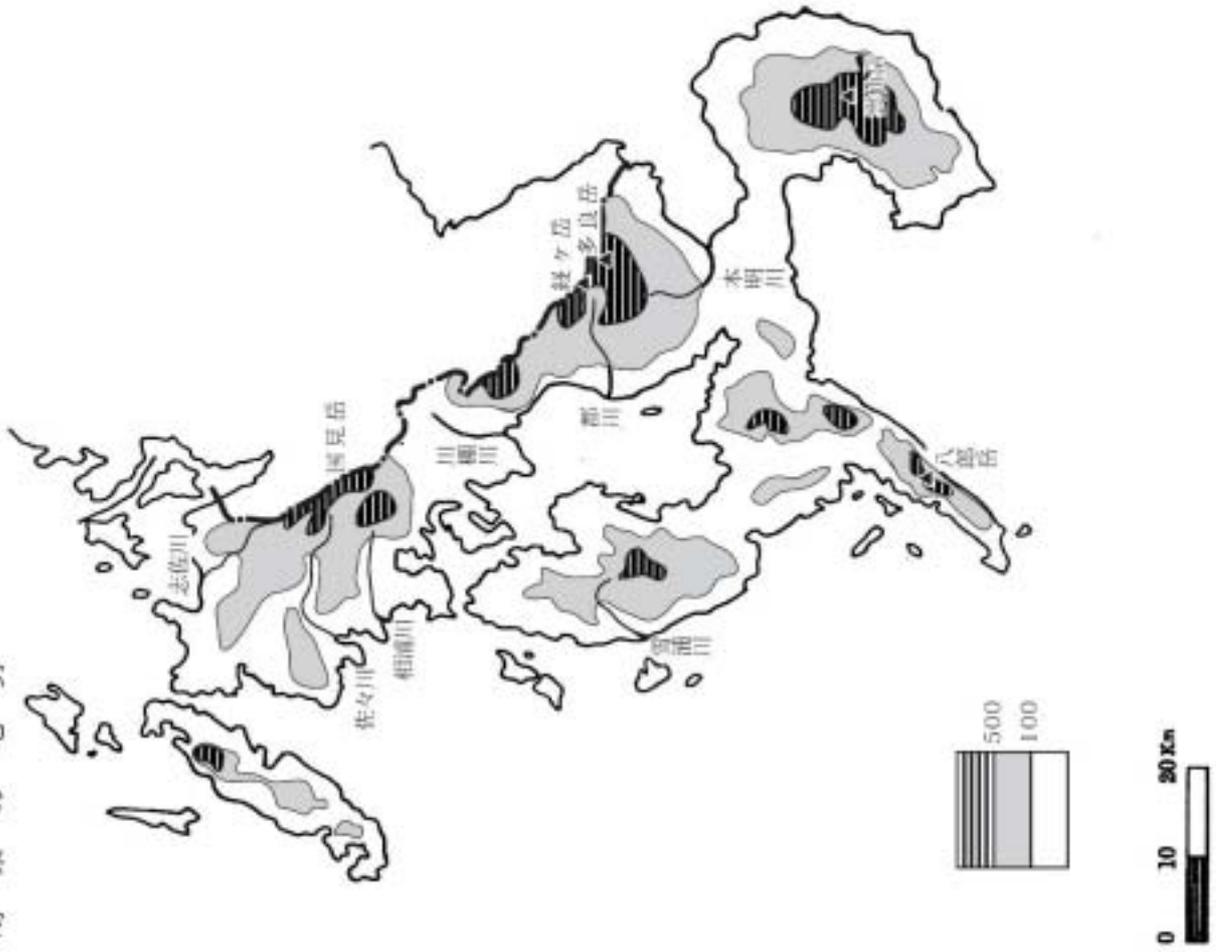
3 地 勢

長崎県は、九州の西北部に位置し、地勢を概観すれば平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、また沿岸は各所に半島や岬が突出し、海岸線の屈曲は甚だしくかつ変化の多いことは本県的一大特色で、その延長は4,195kmにおよび北海道に次ぎ全国第2位の長さを誇っている。

東は島原半島が突出し、有明海を隔てて、熊本県、福岡県と接し、南は野母崎半島が天草灘にのぞみ、西海上には水路102kmを隔てて五島列島があり、西北海上には143kmを隔てて壱岐、196kmを隔てて国境の島対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

北は国見山、多良岳の山系を分水嶺として佐賀県と接している。主要山岳には普賢岳、多良岳、経ヶ岳、国見岳、妙見岳、五ヶ原岳等があり、河川は各市郡ともにすべて海に面しているため大きなものはない。主なものとして本明川、佐々川、川棚川、相浦川がある。

長崎県の地勢



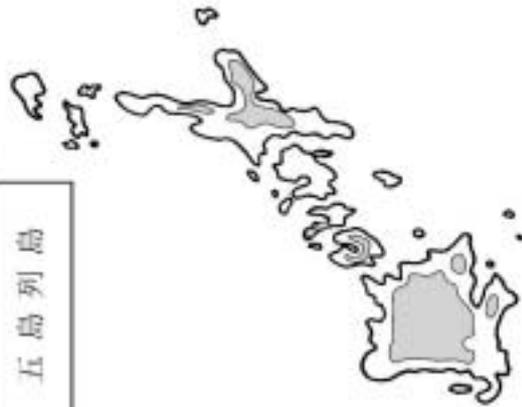
老枝



対馬



五島列島



4 地 質

大別すると、古生代の変成岩の存在する地域と、第3紀層及び火成岩の存在する地域と一部の沖積層平野に分けられる。

変成岩地域は片岩類、蛇紋岩等の岩石で、西彼杵半島及び野母半島の大部分をしめる。片岩類は、薄片に分れやすく、方向によっては、崩落等をおこすことがある。

第3紀層及び火成岩地域は本県の大部分をしめており、第3紀層の一部或いは全部を被覆して火成岩が噴出している。

第3紀層は広く各地に分布し、炭層を含むことが多く、西彼杵半島北西部の池島炭鉱で稼行されている。

なお、五島列島、対馬、壱岐、平戸等に層序の明確でない第3紀層が賦存している。

第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなると共に含水量が多くなり、破壊し易くなる。

また西彼杵半島北部や県北地域には、これらの第3紀層の上部に砂礫層を含むことが多く、この砂礫層は水の通路となっていることが多い。これらの固結度の低い岩石や砂礫層は、更に後述の玄武岩にも関係して、県北地域には、地すべり箇所が多い。また地形的にも上、下段が急傾斜で中段が緩傾斜をなす地すべり地形の箇所が多い。

火成岩は、玄武岩、安山岩を主として、一部に、花崗岩、石英斑岩類、流紋岩類が分布するが、第3紀層を主とする下位の層に噴出し、これらを広く覆っている。

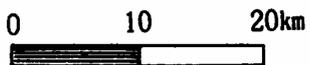
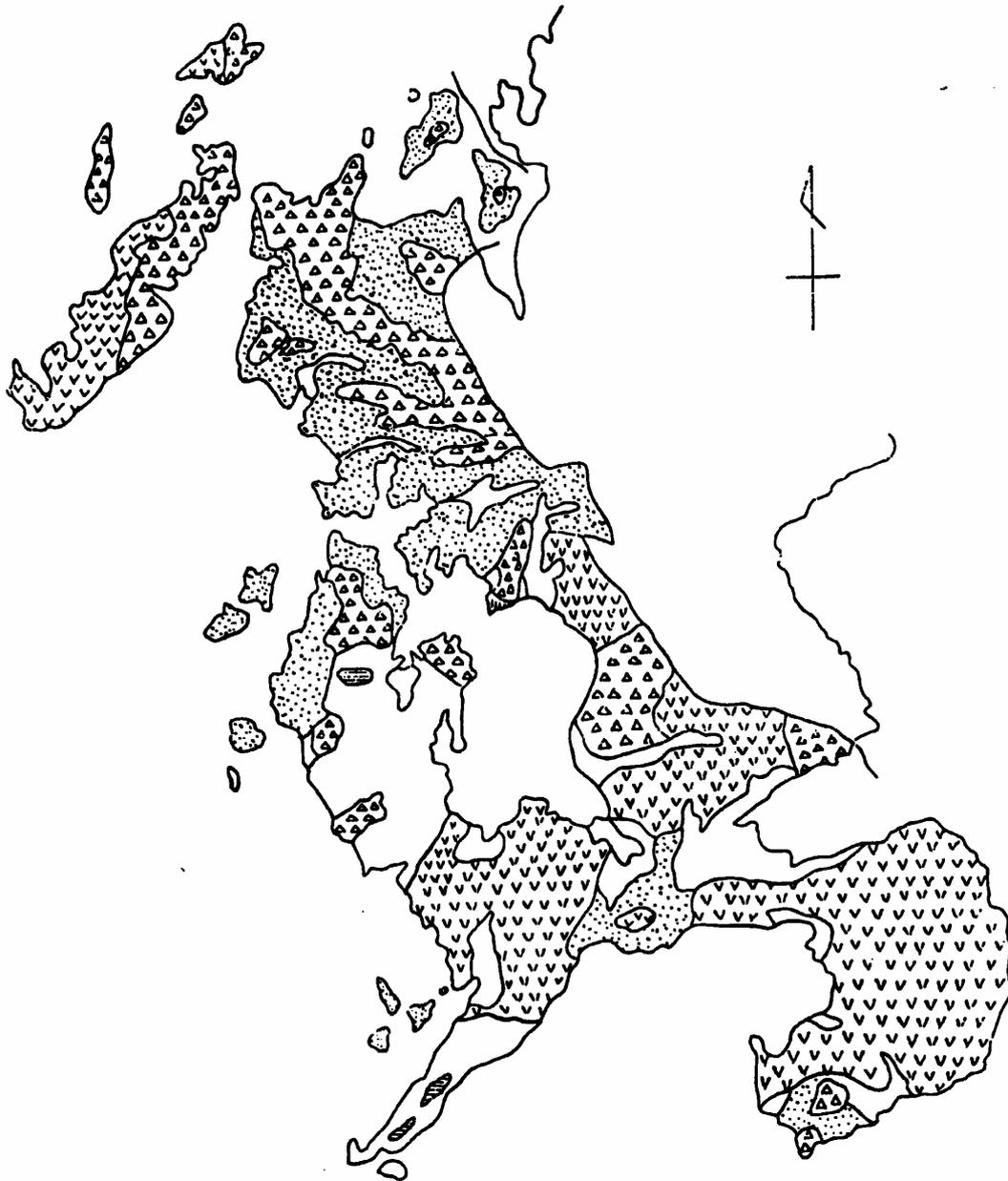
玄武岩は、県北地域を主体に賦存しており、第3紀層との接触箇所は変質して、粘度化している場合がある。

安山岩は、多良岳、雲仙岳、長崎市付近、平戸島を主体に分布し、多良岳、雲仙岳には噴出物による広いすそ野がある。

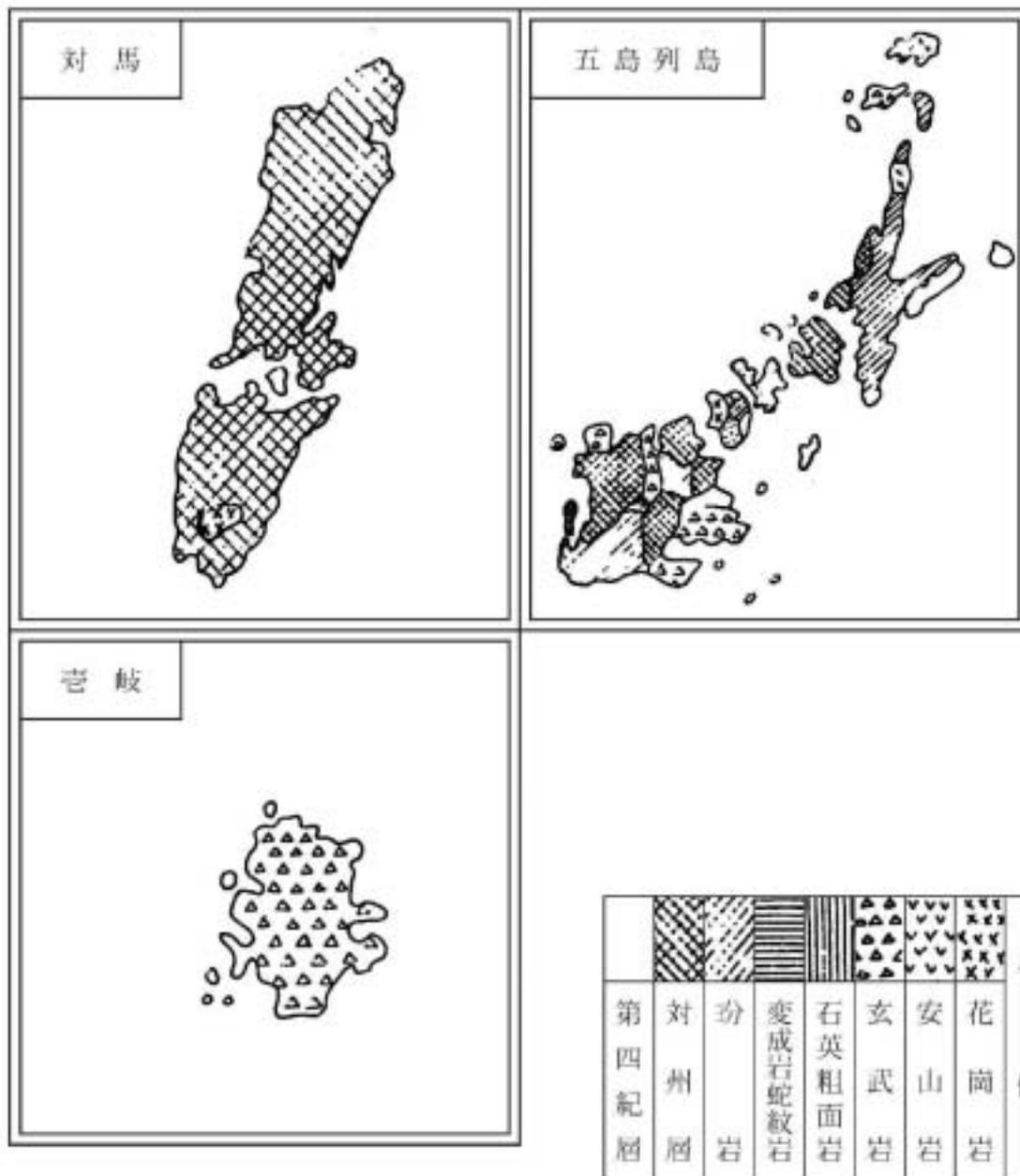
花崗岩、石英斑岩類は、五島列島や、対馬島を主に分布している。

流紋岩は、東彼杵郡や佐世保市に分布している。

沖積層は、各所にあるが面積が広いものは諫早市、大村市であり農耕地が広い。



							凡 例
第四紀層	第三紀層	変成岩蛇紋岩	石英粗面岩	玄武岩	安山岩	花崗岩	



第2節 長崎県の風水害

(長崎海洋気象台)

1 長崎県の気候と気象災害の特徴

(1) 長崎県の気候

長崎県の平年値は、平地の年平均気温が16～17℃、年間降水量が2000ミリ前後、山岳地である雲仙岳では年平均気温が約13℃、年間降水量が約3000ミリである。

気温は、長崎県の海岸線が複雑でその延長が長いため、海洋の影響を受けやすく、九州の他県に比べ寒暖の変化が小さい傾向がある。

雨は、梅雨の頃(6、7月)と台風接近数の多い8、9月に多く、日雨量100ミリ以上の大雨は9割近くがこの時期に発生している。

長崎県本土と比べ島嶼部(壱岐・対馬、五島)では8、9月に大雨の出現頻度が高い傾向にある。

年降水量の平年値分布図(長崎県)



年平均気温の平年値分布図(長崎県)



資料：地域気象(雨量)観測所の統計値
統計期間：1981 - 2010年

(2) 台風による災害

台風による強風

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近に近いほど強い傾向がある。このため、台風が接近すると強風によって建造物や樹木の倒壊を引き起こしたり、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えることがある。一般に台風の進行方向の右側は左側より風が強い。このため、長崎県の各地域において台風の進路の右側にあたる場合には、特に注意を要する。また、台風が長崎県の各地域の西側に位置する場合には南よりの風が吹き、東側に位置する場合には北よりの風が吹く。台風の目に入った場合、一旦風が弱まるが、台風の進行とともに吹き返しの風が吹くことを忘れてはならない。

台風による大雨

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させることがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることがあり警戒を要する。

九州北部から対馬海峡にかけて前線が停滞し台風が九州の南海上にあると、台風からの暖かい湿った空気の流入で、前線の活動が活発化し大雨を降らせることがある。このような場合では、台風がはるか遠くにあっても注意を要する。

台風による高潮や高波

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は盛り上がる(吸い上げ効果)。また、強風が湾の奥に向かって長時間吹き付けると海水が吹き寄せられ湾内の海面はさらに上昇する(吹き寄せ効果)。これらの効果によって海面が上昇し、陸地に浸水して被害が発生することがある。

台風の中心付近は気圧が低いため吸い上げ効果が強い。また、強風を伴うため風上に開いた湾では吹き寄せ効果も加わり潮位がさらに高くなる。台風接近時にはこれらの効果が強まるため、満潮時でなくとも高潮災害が発生するおそれがあるので警戒を要する。

また、台風接近時には6メートルを超える高波が発生することがあり、高潮と重なり、海水が防潮堤を乗り越え、時には破壊して浸水害を増大させる。

(3) 大雨による災害

長崎県の過去の水害事例における気象要因の多くは前線活動の活発化に伴うことが多い。

特に、梅雨前線が本県に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多い。

一般に、降り始めからの降水量が100ミリを超えるときや1時間に30ミリを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生するおそれがあり、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降水量が200ミリを超えたときや1時間に50ミリを超す非常に激しい雨が降るときは、大きな土砂災害が発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

2 長崎県内気象官署の気象観測記録

(1) 月及び年平均気温の平年値（統計期間：1981年～2010年）（単位：℃）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	7.0	7.9	10.9	15.4	19.4	22.8	26.8	27.9	24.8	19.7	14.3	9.4	17.2
福江	7.4	8.1	10.7	14.7	18.6	22.0	26.1	27.0	24.0	19.3	14.3	9.6	16.8
厳原	5.7	6.7	9.7	14.0	17.8	21.1	25.1	26.4	23.2	18.4	13.0	8.0	15.8
佐世保	6.7	7.4	10.7	15.1	19.4	22.8	26.6	27.7	24.5	19.7	14.1	9.1	17.0
平戸	6.7	7.3	9.9	14.0	17.7	21.0	24.9	26.3	23.4	18.9	13.9	9.2	16.1

(2) 月及び年降水量の平年値（統計期間：1981年～2010年）（単位：mm）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	64.0	85.7	132.0	151.3	179.3	314.6	314.4	195.4	188.8	85.8	85.6	60.8	1857.7
福江	98.9	105.9	184.1	236.7	243.9	317.5	314.2	234.5	284.7	108.8	119.7	86.9	2335.8
厳原	77.4	93.4	159.2	193.3	231.9	331.5	367.4	301.7	235.1	97.8	93.6	53.0	2235.2
佐世保	68.3	84.1	131.6	155.3	190.5	325.4	347.6	206.2	202.3	86.8	92.6	59.0	1949.7
平戸	81.5	92.5	156.0	184.8	205.4	310.6	362.3	215.6	233.4	94.6	104.4	68.3	2109.3

(3) 日降水量100mm以上の日数の合計と平均（統計期間：1981年～2010年）（単位：日）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	2	1	10	21	11	7	3	1	0	56
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.7	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.9
福江	合計	0	0	1	6	7	14	17	8	16	5	4	1	79
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.5	0.6	0.3	0.5	0.2	0.1	0.0	2.6
厳原	合計	0	0	0	5	13	17	24	17	10	2	2	1	91
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.6	0.8	0.6	0.3	0.1	0.1	0.0	3.0
佐世保	合計	0	1	0	2	3	17	27	5	8	1	1	0	65
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	2.2
平戸	合計	0	0	0	4	3	14	23	9	14	0	3	1	71
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.8	0.3	0.5	0.0	0.1	0.0	2.4

第2章 長崎県の概況

(4) 日最大風速 10m/ s 以上の日数の合計と平均 (統計期間：1981年～2010年) (単位：日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	40	49	37	28	10	20	17	18	18	6	22	36	301
	平均	1.3	1.6	1.2	0.9	0.3	0.7	0.6	0.6	0.6	0.2	0.7	1.2	10.0
福江	合計	70	88	98	88	34	52	52	53	55	33	38	67	728
	平均	2.3	2.9	3.3	2.9	1.1	1.7	1.7	1.8	1.8	1.1	1.3	2.2	24.3
厳原	合計	55	67	83	93	77	75	86	57	27	23	40	63	746
	平均	2.9	3.5	4.4	4.9	4.1	3.9	4.5	3	1.4	1.2	2	3.2	38.9
佐世保	合計	50	47	72	69	28	33	42	39	35	28	31	52	526
	平均	1.7	1.6	2.4	2.3	0.9	1.1	1.4	1.3	1.2	0.9	1	1.7	17.5
平戸	合計	81	73	72	47	19	14	19	30	42	32	43	78	550
	平均	2.7	2.4	2.4	1.6	0.6	0.5	0.6	1	1.4	1.1	1.4	2.6	18.3

(5) 日最大風速 15m/ s 以上の日数の合計と平均 (統計期間：1981年～2010年) (単位：日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	8
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
福江	合計	0	0	0	0	0	2	4	12	11	5	1	0	35
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.4	0.2	0.0	0.0	1.2
厳原	合計	0	1	7	3	2	2	7	4	8	1	0	0	35
	平均	0.0	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.0	1.8
佐世保	合計	0	0	1	2	0	1	2	5	8	2	0	2	24
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.1	0.8
平戸	合計	0	2	0	0	0	1	3	8	6	2	0	0	22
	平均	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.7

(6) 日最大1時間降水量の極値・順位値 (単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1897/1～ 2011/12	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	86.2 1927/8/27	86.0 1985/9/22
福 江 1962/5～ 2011/12	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	86.7 1965/11/19	84.5 1989/9/21
厳 原 1904/1～ 2011/12	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
佐世保 1946/11～ 2011/12	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
平 戸 1940/1～ 2011/12	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15

(7) 日降水量の極値・順位値 (単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/1～ 2011/12	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28
福 江 1962/5～ 2011/12	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	290.5 2011/11/18	280.5 1987/7/18
厳 原 1888/1～ 2011/12	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ 2011/12	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	254.0 1995/9/23
平 戸 1940/1～ 2011/12	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	329.5 1980/8/29	315.5 1949/8/17

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2011/12	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	882.8 1915/6
福 江 1962/5～ 2011/12	872.5 1987/7	711.5 1972/6	670.0 1999/6	669.0 1989/9	633.5 1999/9
厳 原 1888/1～ 2011/12	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	992.0 1993/8	915.5 1899/8	901.5 1980/8
佐世保 1946/11～ 2011/12	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	807.1 1962/7	797.0 1982/7	720.8 1960/9
平 戸 1940/1～ 2011/12	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1028.1 1957/7	898.5 1980/8	881.0 1982/7

第2章 長崎県の概況

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位：mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2011/12	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
福 江 1962/5～ 2011/12	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
厳 原 1886/9～ 2011/12	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11～ 2011/12	0.5 2003/10	2.0 1998/12	10.5 1974/8	10.5 1971/11	12.5 1995/12
平 戸 1940/1～ 2011/12	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位：m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1878/7～ 2011/12	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
福 江 1962/5～ 2011/12	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
厳 原 1886/9～ 2011/12	27.1 南南東 2004/8/19	26.5 南 1959/9/17	26.2 北北西 1942/8/27	25.0 南南西 1968/8/16	24.9 南南東 2003/9/12
佐世保 1946/11～ 2011/12	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21	24.5 北北東 1951/2/25
平 戸 1940/1～ 2011/12	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向 (単位：m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長 崎 1951/9～ 2011/12	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
福 江 1962/5～ 2011/12	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳 原 1918/10～ 2011/12	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	44.9 南南西 1991/7/29
佐世保 1951/3～ 2011/12	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.4 北北西 2004/8/30	41.4 東 1993/8/10
平 戸 1940/1～ 2011/12	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 北北西 1991/9/14

3 長崎県における近年の主な風水害の事例

(1) 2009年（平成21年）7月24～25日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨

気象概況

平成21年7月24日から25日にかけて、対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。

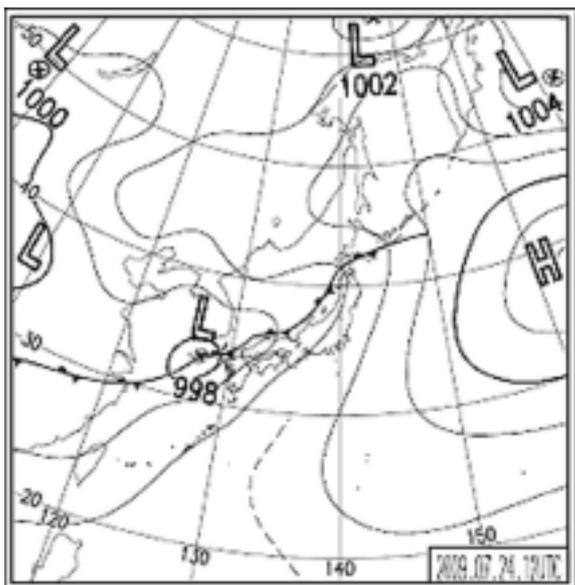
降雨の状況

長崎県壱岐市では、7月24日13時頃から18時頃にかけて猛烈な雨が降った。

7月24日16時32分までの1時間に芦辺で103ミリ、16時55分までの1時間に石田（壱岐空港）で111ミリの記録的な雨が降り、また、芦辺では17時までの3時間雨量が201.5ミリに達した。長崎県北部・南部・五島では、24日の夜遅くから25日の朝にかけて断続的に激しい雨が降り、佐世保では7月25日01時47分までの1時間に79.5ミリの非常に激しい雨が降った。

24日0時から25日12時までの総雨量は、芦辺で313.5ミリ、石田（壱岐空港）で271.5ミリ、諫早で264.5ミリ、有川で240.5ミリ、佐世保で238.5ミリなどとなった。

地上天気図（平成21年7月24日21時）



被害一覧表

死者（人）	1
家屋一部損壊（棟）	8
床上浸水（棟）	1
床下浸水（棟）	21
落雷による火災（件）	2
がけ崩れ（件）	48

(2) 2006年(平成18年)9月17日の台風第13号

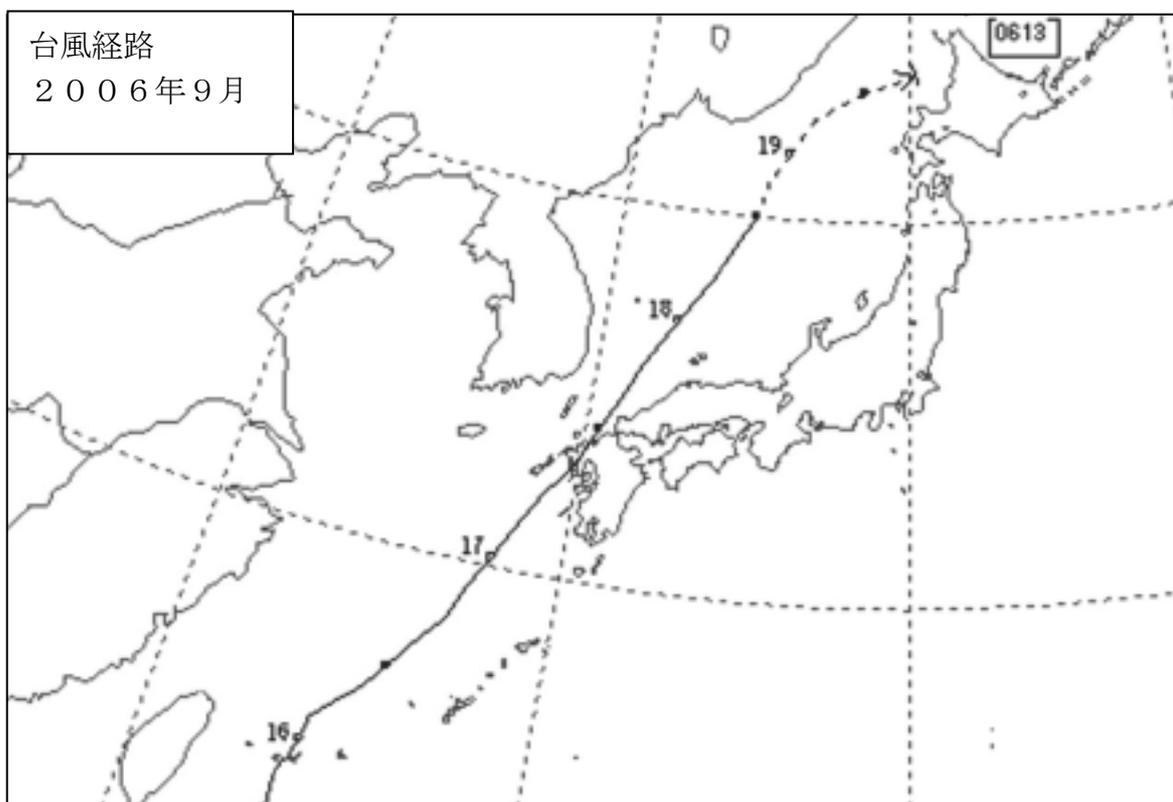
気象概況

平成18年9月10日21時にフィリピンの東海上で発生した台風第13号は、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進んだ。15日には北寄りに向きを変え、先島諸島に接近、16日早朝に石垣島付近を通過し、東シナ海を北上した。17日には九州に接近し、18時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、佐賀県、福岡県を通過し、日本海に進んだ。

佐世保市上陸時の勢力は中心気圧950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。この台風は平成3年の台風第19号と似た経路を辿り、県内は暴風に見舞われ、雲仙岳で58.1m/s、五島市福江で53.4m/sの最大瞬間風速を観測した。

また、16日～18日にかけての総降水量は、平戸市297ミリ、佐世保市国見山278ミリ、対馬市厳原276ミリ、五島市福江269ミリを観測した。長崎県南部では農作物や電線に塩害が発生した。

平成18年の台風第13号の経路図



県内気象官署の最大風速 (m/s) と最大瞬間風速 (m/s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速 (m/s)		最大瞬間風速 (m/s)	
	値	風向	値	風向
巖原	16.2	NW	35.4	NNW
平戸	20.6	N	36.9	N
佐世保	22.0	NE	43.5	NE
長崎	15.8	WNW	43.5	ESE
雲仙岳	34.9	ESE	58.1	ESE
福江	26.0	NNW	53.4	N

一般被害等 (長崎県HPから)

人的被害	重傷	7名
	軽傷	61名
住家被害	全壊	3棟
	半壊	73棟
	一部破損	5,079棟
	床上浸水	58棟
	床下浸水	354棟
非住家被害		480棟

(3) 1999（平成11）年7月23日の諫早の大雨

気象概況

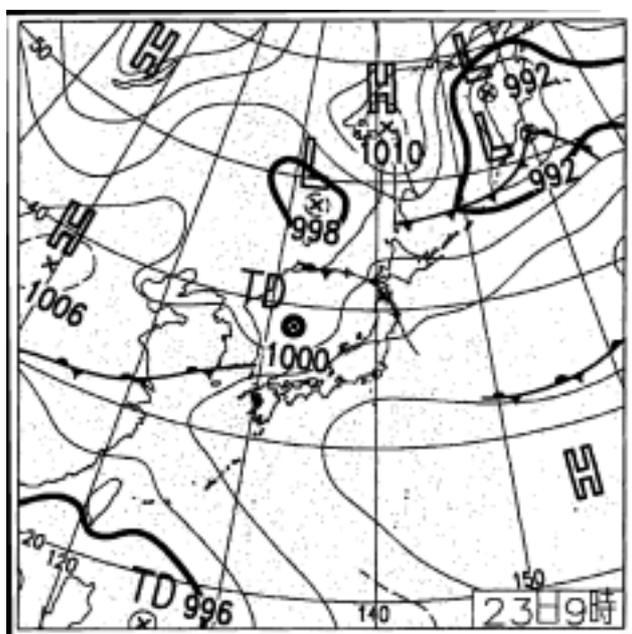
九州付近は太平洋高気圧の周辺部にあたり、弱い熱帯低気圧が日本海西部を北東に進んだ。このため九州北部付近は大気の状態が非常に不安定であった。

降雨の状況

22日夜、九州北部地方にあった雨雲は長崎県北部からゆっくり南下して、23日明け方までに平戸・松浦・国見山・佐世保で1時間に30ミリ以上の雨を降らせている。一方、諫早付近では23日02時頃から雨雲が発達し始め、05時までの1時間で36ミリの雨を降らせている。

その後長崎県北部から南下してきた雨雲は諫早付近の雨雲と合流し、23日08時から11時頃まで諫早付近に停滞し大雨を降らせた。諫早では10時までの1時間に101ミリの大雨が降り、観測統計開始以来の最大値を観測した。さらに11時までの1時間に93ミリの降水量を観測した。

地上天気図（平成11年7月23日09時）



被害一覧表

死者（人）	1
家屋全壊・流失 （棟）	1
半壊・破損（棟）	3
床上浸水（棟）	47
床下浸水（棟）	106
山がけ崩れ（件）	32

(4) 1991（平成3）年9月27日の台風第19号

気象概況

平成3年9月13日09時、マーシャル諸島の東で発生した弱い熱帯低気圧は西へ進みながら次第に発達し、16日09時に台風第19号となった。

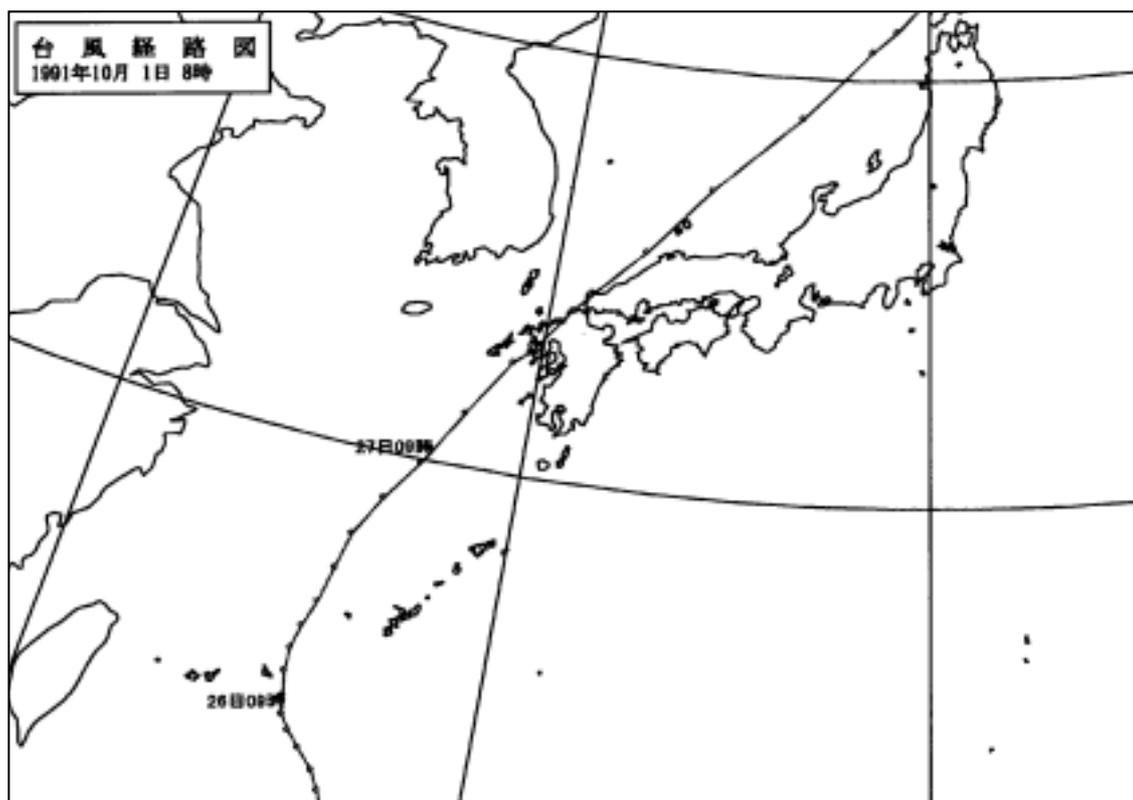
台風は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。

23日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル（大型で非常に強い勢力）と最も発達した。

台風は27日03時に奄美大島の西約300kmの海上に達し、加速しながら北北東へ進み、さらに九州の西の海上を北北東へ進み、大型で非常に強い勢力（中心気圧940hPa、中心付近の最大風速50メートル、風速25メートル以上の暴風域の半径300km）を保ったまま16時過ぎに長崎県佐世保市の南に上陸した。台風は上陸後、17時頃佐賀県中央部、18時頃北九州市付近を通過し、さらに進行速度を速めながら北東進し日本海へ進んだ。その後台風は日本海を毎時50km以上の速度で北上し、28日08時前に北海道へ再上陸、北海道を横断してオホーツク海へ進み、15時には千島近海で温帯低気圧に変わった。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

平成3年の台風第19号の経路図



第2章 長崎県の概況

県内気象官署の最大風速 (m / s) と最大瞬間風速 (m / s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
長崎	25.6	W	54.3	SW
平戸	26.8	NW	49.5	NW
佐世保	17.6	ENE	42.1	W
厳原	22.5	NNW	42.6	NNW
福江	24.7	NNW	47.5	NNW

被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死者	人	5	0	11
	行方不明	〃	0	0	0
	負傷	〃	257	86	765
建物	全壊	棟	158	23	263
	半壊	〃	2453	673	4042
	流失	〃			
	全焼	〃			
	半焼	〃			
	床上浸水	〃	61	0	58
	床下浸水	〃	138	6	99
	一部損壊	〃	87955	34208	177064
	非住家被害	〃	11964	17807	45782
	道路損壊	箇所	159	71	647
橋梁流失	〃	0	1	17	
堤防決壊	〃	104	54	118	
山・崖崩れ	〃	11	0	31	
鉄軌道被害	〃	0	0	8	
船舶被害	隻	81	0	7	

(5) 1987 (昭和 62) 年 8 月 31 日の台風第 12 号

気象概況

台風第12号は8月22日09時、グアム島のはるか南海上の北緯11度00分、東経145度40分で発生した。

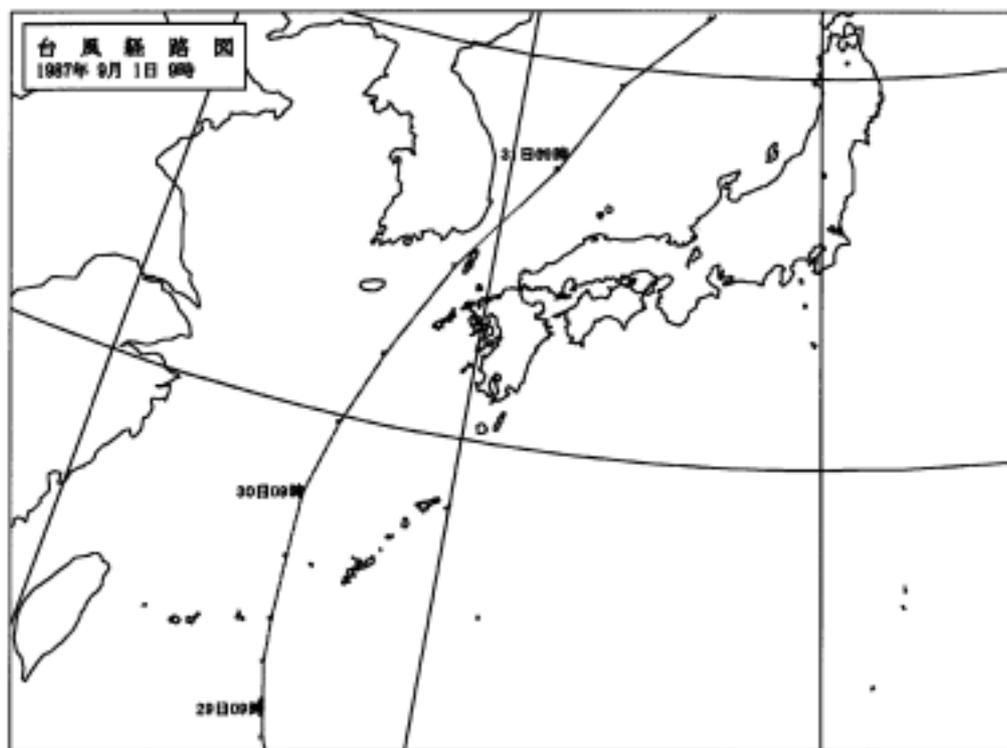
台風は25日フィリピンの東海上に達し、その後やや速度を落とし、北西進しながらさらに発達して、26日21時には中心気圧が915hPa、中心付近の最大風速50メートルと大型で非常に強い台風

に発達した。

その後も大型の非常に強い勢力を保ちながら東シナ海を北上し、30日09時には奄美大島の西海上約350kmを北上し、30日15時過ぎに北緯30度を通過した。台風は北緯30度を通過した後、毎時35kmと加速しながら北北東に進み31日00時には福江市の西約90kmの海上を通過して、31日04時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。その後、日本海を北東に進んで、31日21時に秋田沖に達し温帯低気圧に変わった。

福江の最大風速は31.3メートル、最大瞬間風速は55.6メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は21.8メートル、最大瞬間風速は52.1メートルを観測した。

昭和62年の台風第12号の経路図



県内気象官署の最大風速 (m/s) と最大瞬間風速 (m/s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
	値	風向	値	風向
長崎	14.3	WSW	31.9	SSW
平戸	27.0	SSE	53.2	SE
佐世保	12.3	SE	37.5	SE
厳原	21.8	SE	52.1	SE
福江	31.3	S	55.6	S

被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死者	人	2	0	0
	行方不明	〃	0	1	0
	負傷	〃	44	24	2
建物	全壊	棟	17	0	0
	半壊	〃	37	1	0
	流失	〃	0	0	0
	全焼	〃	0	0	0
	半焼	〃	0	0	0
	床上浸水	〃	70	0	0
	床下浸水	〃	54	28	2
	一部損壊	〃	7751	7	5
	非住家被害	〃	224	1	14
道路損壊		箇所	47	0	0
橋梁流失		〃	0	0	0
堤防決壊		〃	8	0	0
山・崖崩れ		〃	12	0	0
鉄軌道被害		〃	0	3	0
船舶	沈没	隻	57	19	0
	流失	〃	0	1	0
	破損	〃	239	11	1
	櫓樁等	〃	0	0	0

(6) 1982 (昭和57) 年7月の長崎豪雨

概 要

6月13日に九州北部地方で梅雨入りしたものの、6月の九州北部地方は佐賀、福岡、下関でこれまでの小雨の記録を更新するほど降水量が少なかった。この傾向は7月はじめまで続いたが、7月10日夜からようやく雨が降り始めた。

11日には九州北部で梅雨前線の活動が活発となり各地で大雨が降った。その後、九州北部を中心に20日まで断続的に大雨が降りこれまでの水不足は解消された。21日に天気は一旦回復したが、23日になって梅雨前線は九州北部で再び活発になった。23日午後から長崎県北部に大雨をもたらした雨雲が南下して長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

気象概況

7月23日09時、黄海にあった低気圧はやや発達しながら東進してきたため九州地方は南よりの著しく湿った空気が流入した。15時、低気圧はチェジュ島の西海上に達したが速度はかなり遅くなった。21時には低気圧はチェジュ島付近で998hPaとなった。

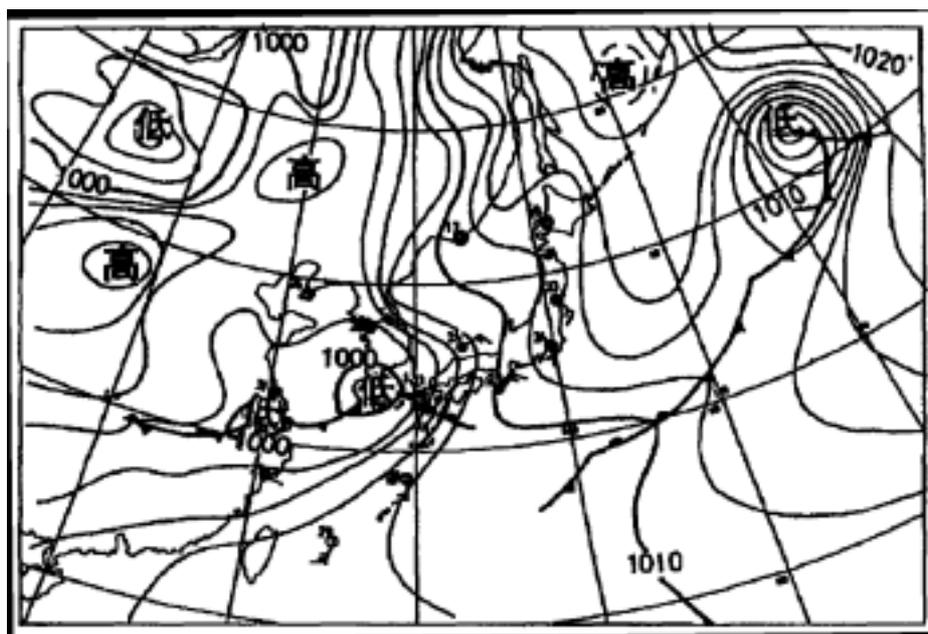
この低気圧に伴う梅雨前線は09時頃九州南海上から北上し、低気圧の速度が遅くなった15時には九州北部に停滞して活動が活発になった。

降雨の状況

23日から25日にかけて断続的に雨が降ったが、長崎市周辺に集中して降ったのは23日17時から24時までの7時間である。長崎海洋気象台ではこの7時間に447ミリの激しい雨が降り、これは長崎の6月の降水量（平年値）を越す大雨がわずか7時間で降ったことになる。

また、3時間降水量の最大値を見ると長崎市の東に位置する矢上団地で360ミリを超えたほか、長崎海洋気象台で313ミリ、西彼杵半島の中央部から西部にかけて300ミリを超えた所が多い。なお、長与町役場では19時からの1時間に187ミリの日本歴代1位となる記録的な大雨を観測した。

地上天気図（昭和57年7月23日21時）



被害一覧表

		長崎県	(長崎市)	熊本県	
死	者	人	294	257	24
行方不明		人	5	5	
重傷者		人	16	13	44
軽傷者		人	789	741	
全壊	家屋	棟	584	447	41
半壊	〃	棟	954	746	179
床上	浸水	〃	17909	14704	3871
床下	浸水	〃	19197	8642	11351
田流失・埋没		ha	860.09	189.5	635
畑	〃	〃	431.85	130.2	
道	路	カ所	4969	1113	155
	橋	〃	116	51	23
河	川	〃	4190	1163	
山崖	くずれ	〃	4457	583	333
学校	公立	件	85	32	
	私立	〃	45	33	

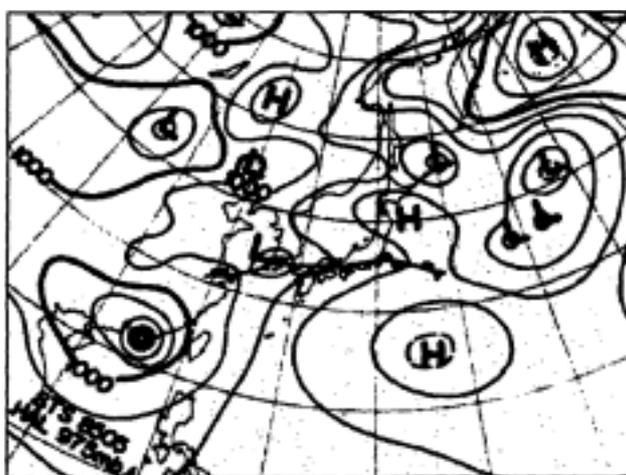
(7) 1985 (昭和60)年6月の対馬の大雨

気象概況

太平洋高気圧の勢力が強まり、梅雨前線が対馬海峡まで北上して停滞し、台風第5号の影響で南からの暖かい空気が流れ込み梅雨前線の活動が活発となった。

長崎県地方は21日からまとまった雨が降り、特に対馬地方では大雨となった。巖原の日降水量を見ると23日349ミリ、24日242ミリ、27日258ミリとなり、6月22日から28日までの一週間で1037ミリと一年間の降水量(平年値)のおよそ半分の降水量となった。

地上天気図(昭和60年6月24日09時)



被害一覧表

	長崎県	熊本県	福岡県
死者(人)	1	4	3
負傷者(人)	1	5	9
建物全壊(棟)	3	1	4
半壊(棟)	3	2	26
床上浸水(棟)	88	106	104
床下浸水(棟)	439	554	1017
道路損壊(箇所)	55	47	84
橋梁流失(箇所)	1	2	2
堤防決壊(箇所)	1	6	4
山がけ崩れ(箇所)	318	118	236

(8) 1967 (昭和42)年7月9日の佐世保の大雨

気象概況

台風第7号は6日09時に最も発達し中心気圧980hPaとなり、最盛期は7日03時頃まで続いた。その後次第に勢力は弱まり8日09時には沖縄本島の西約250km付近の海上に達して弱い熱帯低気圧となり、9日09時五島列島付近に達しさらに衰弱して温帯低気圧となった。6日頃から、西日本-太平洋側沿岸には梅雨前線が停滞していたが、弱い熱帯低気圧の接近に伴って前線も九州中部付近へ北上し、前線へ向かって湿った気流が流入し、北九州から瀬戸内にかけて8日朝から大雨となった。9日09時に台風から変わった低気圧は梅雨前線上を東北東に進んだため五島列島から北九州にかけて、雷をともなった集中的な大雨が降った。

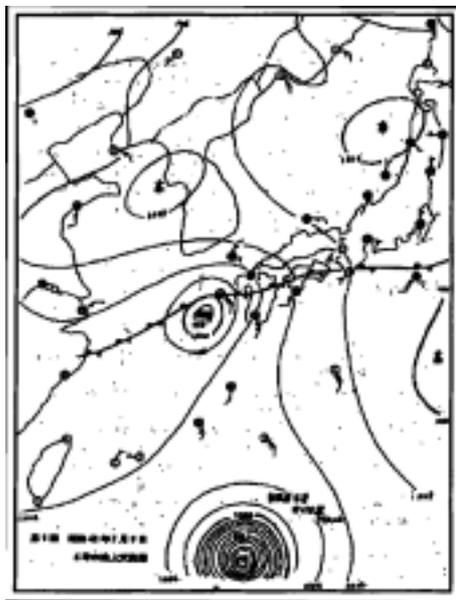
降雨の状況

8日早朝西日本で梅雨前線が活発となり、北九州から近畿にかけて強い雨が降り、この雨は昼頃まで続いた。

佐世保では8日09時ごろを中心に数時間で100ミリ以上の雨があった。9日早朝前線は再び活発となり、福江で明け方から昼前にかけて、最大1時間降水量は113.5ミリ、09時~12時の3時間

に176ミリの記録的な大雨が降った。昼過ぎには福江の強雨域は東へ移り、天候は急速に回復したが、佐世保から福岡県西部にかけて12時～14時に再び局地的な大雨となった。佐世保では13時までの1時間に125.1ミリを観測し、佐世保測候所開設以来の最大の観測記録となった。

被害一覧表



	長崎県	佐賀県	福岡県	広島県
死者 (人)	44	26	1	154
行方不明者 (人)	6	8	1	5
負傷者 (人)	144	41	2	126
全壊家屋 (棟)	258	49	1	246
半壊家屋 (棟)	456	83	1	261
床上浸水 (戸)	7299	7478	276	3926
床下浸水 (戸)	13772	9783	5598	18284
道路損壊 (ヶ所)	353	135	52	392
橋梁流失 (ヶ所)	50	86	15	80
山がけ崩れ (ヶ所)	652	291	94	703

地上天気図
(昭和42年7月9日06時)

(9) 1957 (昭和32) 年7月の諫早豪雨

気象概況

7月20日頃、朝鮮半島中南部付近を南北に振動していた梅雨前線は、沿海州付近にあった寒冷高気圧が南西に張り出してきたため、21日には北九州まで、さらに22日から23日にかけては九州南部まで南下した。その後24日までは九州付近は寒冷高気圧に覆われ、時ならぬ涼しさに見舞われた。

24日夜から25日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、前線は再び北上を始めた。これに伴い梅雨前線は次第に活動が活発となり、25日09時には黄海南部の低気圧からチェジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チェジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。その後梅雨前線は26日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、雷を伴った記録的な大雨が降った。

降雨の状況

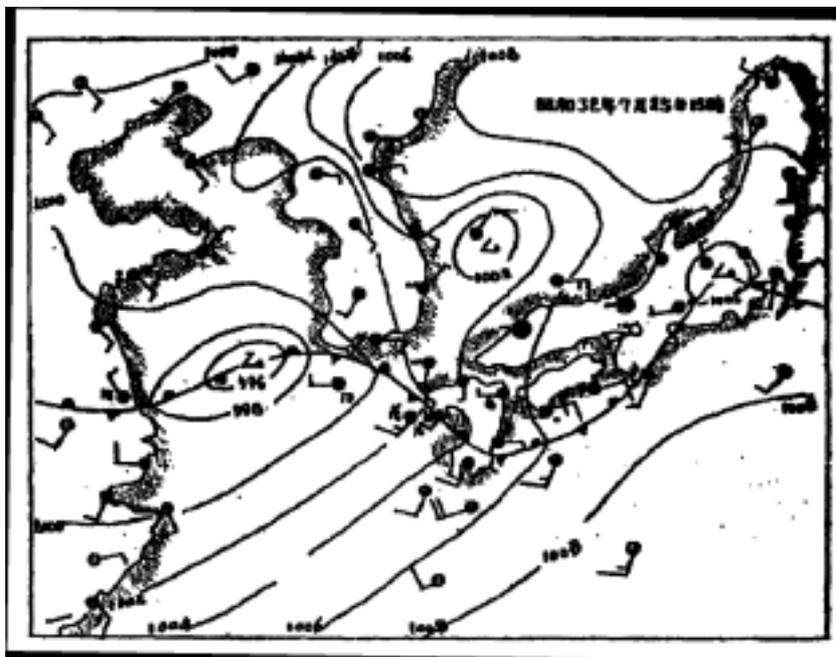
この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約20km、長さ約100kmの細長い帯状の地域に集中した。

この大雨の中心部である雲仙岳北斜面の西郷では日降水量1109.2ミリの記録的な降水量を観

第2章 長崎県の概況

測したが、この地域から約20kmの距離にある雲仙岳南斜面の口之津では、わずかに86ミリで約1000ミリもの差がある。また、多雨域が沿岸部にあり、山岳方面の降水量が少ないこともこの大雨の特徴である。

地上天気図（昭和32年7月25日15時）



被害一覧表

郡市別 被害種別	諫早市	大村市	島原市	佐世保市	(旧) 南高来郡	(旧) 北高来郡	その他の 地域	総計
死者(人)	519	19	12	5	46	74	30	705
行方不明者(〃)	67	-	1	-	3	6	-	77
負傷者(〃)	3500	14	1	5	107	38	70	3735
住家全壊(棟)	391	52	14	25	120	140	57	799
〃 半壊(〃)	1113	97	17	7	117	110	1195	2656
〃 流失(〃)	313	15	30	-	72	43	28	501
床上浸水(〃)	2301	1876	2500	252	2115	867	844	10755
床下浸水(〃)	2332	2993	3254	2162	4007	1266	3795	19809
道路損壊(ヶ所)	650	116	115	17	150	318	185	1551
橋流失	370	65	31	-	83	101	80	730
堤防決壊	306	60	41	-	79	190	89	765
山(崖)くずれ	400	84	20	128	181	747	410	1970

4 長崎県におけるその他の災害事例

(1) 2001(平成13)年1月の大雪

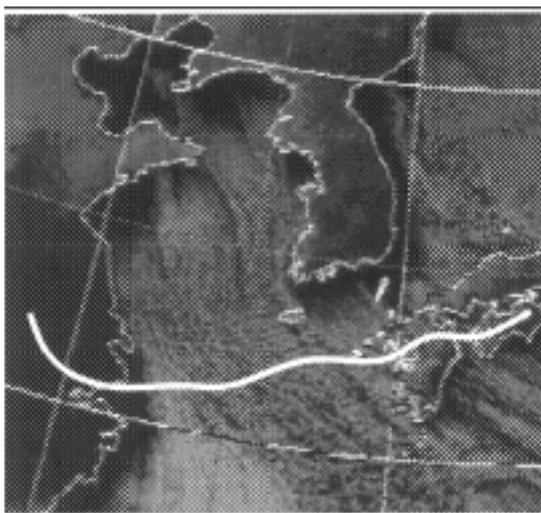
気象概況

1月13日から16日にかけて冬型の気圧配置が強まり、長崎地方を中心に雪による被害が発生した。

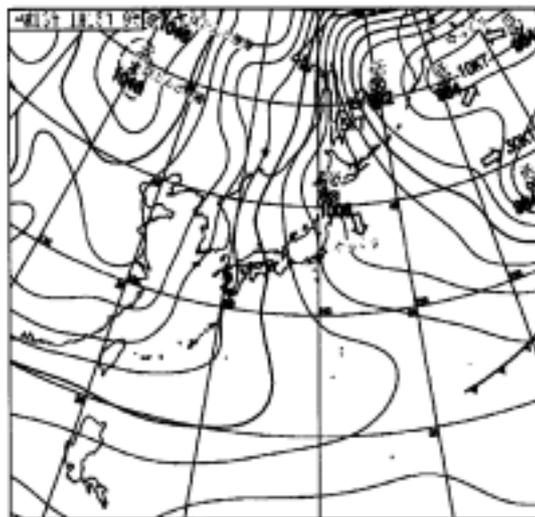
13日朝の内に九州南海上を低気圧が通過し長崎、佐世保、福江、巖原で初雪を観測した。その後、13日夜から16日にかけて九州北部地方には強い寒気が次々に流れ込み、上空1500メートルでマイナス13.9℃を観測するなど強い冬型の気圧配置が続いた。特に、長崎地方では14日夕方から本格的な雪となり、14日夜には各地で積雪を観測し、15日朝には長崎で9センチの積雪を観測し各地で交通障害が発生した。

雪は16日夕方まで降り続き、長崎の積雪は15日12時に13センチ、16日09時に14センチを記録し、1967(昭和42)年1月17日以来34年ぶりの大雪となった。

積雪は長崎地方南部で多かった。これは、上層の風向が西よりであったため黄海で発生した雪雲が上層の西風に乗って長崎南部に流れ込んだためである。



1月15日15時の気象衛星可視画像
(白線は長崎の上空1500m付近のマイナス12線)



1月15日09時の地上天気図

各地の最深積雪(単位cm)

官署名	積雪量	観測日時
長崎	14	16日09時
佐世保	7	15日17時
雲仙岳	11	15日03時
福江	6	15日06時
巖原	なし	—

主な被害一覧表

凍結によるケガ (交通事故含む)	35	(長崎市)
交通事故(件)	400	(長崎県)
水道管破裂(件)	326	(長崎市)
交通機関の乱れ相次ぐ		

第3章 災害の概況

第1節 自然災害

(危機管理課)

1 概 況

本県の災害は、豪雨・台風・火山噴火等のいわゆる自然の異常現象並びに火災等によりもたらされているものである。

そのうち、本県における最も代表的なものは、豪雨及び台風来襲に伴う暴風雨、火山噴火による災害であり、地すべり、山くずれ、火砕流、土石流等多発して大災禍に見舞われている。

特に、昭和57年7月23日の長崎大水害をはじめ、昭和32年7月25日の諫早大水害等、集中豪雨による局地的災害と平成3年6月3日の雲仙岳の大火砕流、平成3年6月30日の雲仙岳の大規模土石流による災害は代表的なものである。

こうした連年の災害は、民生と産業に大きな影響を与えており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6月、7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全県的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。

また、8月、9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

雲仙岳の火砕流災害は季節に関係なく発生し、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。

第2節 火 災

(消防保安室)

1 火災発生の推移

平成23年中の火災の発生件数は626件、損害額約8億7千7百万円であり5年前の平成18年と比較してみると、件数は31件の減少、損害額は1億9千百万円の減となっている。

2 火災の種別

火災の種別をみると例年建物火災が最も多く、平成23年中においては、全体の52.4%を占め、林野火災7.8%、車両火災6.4%で残り33.4%は船舶火災及びその他の火災となっている。

3 出火の原因

平成23年の出火原因をみると、たき火が第1位で118件、次いで第2位はたばこと放火（放火の疑いを含む。）が同数で50件、第4位がコンロの43件、第5位が火あそびの27件となっており、これらで全体の46.0%を占めている。

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 趣 旨

(危機管理課)

長崎県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第2節 所掌事務又は業務

(関係課：関係機関)

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
九州農政局	(1) 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 (2) 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策
九州農政局 (長崎地域センター)	災害時における主要食糧の需給対策
九州地方整備局	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 港湾海岸災害対策に関すること。 (4) 高潮、津波、災害等予防に関する港湾海岸計画 (5) 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施 (6) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九州産業保安 監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	所 掌 事 項
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会
九州総合通信局	非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
九州森林管理局	(1) 国有林野等の森林治水事業等の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
第七管区海上 保安本部 (長崎海上保安部)	災害時、海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
大阪航空局 長崎空港事務所	(1) 長崎空港及びその周辺（福江空港及びその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む）における航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索及び救難活動
九州運輸局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州運輸局 (九州運輸局、 長崎運輸支局、 佐世保海事事務所)	(1) 災害時における海上運送の調査並びに指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
福岡管区气象台 (長崎海洋气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、長崎県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (7) 長崎県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
長崎労働局	工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
陸上自衛隊第16普通科連隊、 陸上自衛隊対馬警備隊	災害時における人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

3 県

機 関 名	所 掌 事 項
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

4 市 町

機 関 名	所 掌 事 項
市 町	(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防水防その他の応急措置 (4) 市町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (7) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

5 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金等の募集業務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路(株) (九 州 支 社)	有料道路及び施設の保全防災対策

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	所 掌 事 項
九州旅客鉄道(株) (長崎支社)	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話(株) (長崎支店)	電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
郵便事業(株) (長崎支社)	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱い及び援護対策
日本通運株式会社 (長崎支店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力株式会社 (長崎支店)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動 (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
鉄道軌道機関	(1) 鉄道、軌道施設の設備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
ガス供給機関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
バス機関	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
水防管理団体	水防施設、資材等の設備及び水防活動
報道機関	災害状況及び災害対策に関する報道
長崎県医師会	災害時における被災者の救助活動
(社)長崎県歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(社)長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
(社)長崎県LPガス協会	災害時におけるLPガスの供給

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目標としている。

第1章 地域防災体制の確立

第1節 防災知識普及計画

(危機管理課)

防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、災害時要援護者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

- 1 防災知識の普及は災害予防又は災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ普及を要する要項について行うものとする。
- 2 防災知識の普及は、市町、関係機関、大学等と協力して、次の方法で行うものとする。
 - (1) ラジオ、テレビ又は新聞、広報誌、インターネットによる普及
 - (2) 広報車の巡回及び映画、スライド等による普及
 - (3) その他講習会、専門家の派遣等による普及
- 3 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。
 - (1) 防災気象知識及び危険物に関する知識
 - (2) 地域防災計画の概要
 - (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
 - (4) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等

エ 災害時の心得

(ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法

(イ) 停電時の照明

(ウ) 非常食糧、見廻り品等の整備及び貴重品の始末

(エ) 屋根、雨戸等の補強

(オ) 排水溝の整備

(カ) 避難に関わる用語の意味と内容

(キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法

(ク) 火気の始末

(5) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4 普及の時期

防災知識の普及時期はその内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

危機管理課：県民協働課：交通・地域安全課
：福祉保健課：河川課

訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。なお、訓練区分は次のとおりとする。

- 1 総合防災訓練
- 2 図上訓練
- 3 避難救助訓練
- 4 水防訓練
- 5 消防訓練
- 6 非常無線通信訓練

(1) 総合防災訓練（資料編7 長崎県総合防災訓練実施要綱）

ア 訓練参加機関（順序不同）

主な訓練参加機関は以下のとおりであるが、その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民の参加も広く呼びかけるものとする。

- (ア) 長崎県
- (イ) 自衛隊長崎地方協力本部
- (ウ) 陸上自衛隊
- (エ) 海上自衛隊
- (オ) 航空自衛隊
- (カ) 九州管区警察局長崎県情報通信部
- (キ) 長崎県警察
- (ク) 海上保安部
- (ケ) 第七管区海上保安本部
- (コ) 日本赤十字社長崎県支部
- (サ) 市町
- (シ) 消防本部
- (ス) 市町消防団
- (セ) 市町赤十字奉仕団
- (ソ) 防災関係機関

イ 訓練項目

- (ア) 非常無線通信訓練
- (イ) 水防団の水防工法訓練
- (ウ) 赤十字奉仕団の炊出訓練
- (エ) 避難訓練

- (オ) 救出訓練
- (カ) 救護訓練
- (キ) 漂流者発見訓練
- (ク) 航空機による偵察及び救助訓練
- (ケ) 艦艇による救助物資輸送訓練
- (コ) 自衛隊による架橋及び輸送訓練
- (サ) その他

ウ 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

(2) 図上訓練

図上訓練は、災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

(3) 避難救助訓練

避難訓練は、避難勧告、避難所の開設等に伴う計画及び実施については市町が行う。しかし、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察においても実施する。

(4) 水防訓練

水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、主として次の事項について訓練を実施し、訓練の方法は(1)の総合訓練又は単独に行う。

訓練項目

- ア 観測訓練
- イ 通報 "
- ウ 動員 "
- エ 輸送 "
- オ 工法 "
- カ 桶門等の開閉操作訓練
- キ 避難訓練
- ク その他

(5) 消防訓練

消防訓練は、市町で行う自主的訓練と地域的に行う総合訓練に区分して行う。

ア 自主的訓練

- 非常招集訓練
- 消火訓練
- 避難訓練
- その他

イ 総合訓練

- 応援出動訓練
- 通信、情報、連絡各訓練
- 避難・救助訓練

ウ 訓練細目

消防用機械器具操作法訓練

消防用機関運用訓練

ポンプ操法

操縦訓練

非常招集訓練

人命救助訓練

飛火警戒訓練

通信連絡訓練

破壊消防訓練

出動訓練

その他

(6) 非常通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が充分効果をあげられるよう、平素から長崎地区非常通信連絡会（40機関）が策定する非常通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期又は臨時に実施する。

ア 総合訓練は、地方若しくは地区ごとに同一免許人若しくは異なる免許人所属の数局が参加して実施する訓練又は数地方若しくは数地区と東京との間に行う訓練をいう。

イ 各個訓練は、常用通信系による訓練及び同一免許人又は異なる免許人所属無線局相互間の新規連絡であって、個々の無線局が行う訓練をいう。

ウ 訓練の方法等

定期訓練については、年間を通して各時間ごとの感度、空中状態等を記録すること。

1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了すること。

訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」を表示して差出すこと。

訓練終了後は、空電、混信、受信感度、その他参考事項を相互に通報すること。

第3節 消防団の育成・強化

(消防保安室)

1. 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2. 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

第4節 民間防災組織の確立

危機管理課：福祉保健課：漁政課：農政課
：教育庁：日本赤十字社長崎県支部

1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市町等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会、青年団等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に県防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 農業団体

災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため県下各農業協同組合、長崎県農協中央会、農林中央金庫長崎支店、JA全農・JA共済連の各長崎県本部と長崎県農業信用基金協会及び長崎県畜産協会等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化をはかるものとする。

3 水産業団体

災害時において、被災水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため、県内各漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県信用漁業協同組合連合会、長崎県漁業共済組合、長崎県漁業信用基金協会、長崎県漁船保険組合、全国共済水産業協同組合連合会長崎県事務所等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

4 赤十字奉仕団

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長をはかるものとする。

5 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青年団体、少年団体等の育成指導を行う。

第5節 自主防災活動

危機管理課：県民協働課：観光振興課
：産業政策課：教育庁

1. 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

市町にあっては、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、県や市町と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 平常時から実施する事項

防災に関する知識の普及
地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
家庭内の防災に関する話し合い
各地域における避難地、避難路の確認
石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
最寄りの医療救護施設の確認
各地域の災害時要援護者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

災害情報の正確な把握
飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
火災予防措置及び初期消火の実施
負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
初期の救出、救助
適切な避難
自力による生活手段の確保
地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 自主防災組織の組織化

平成24年3月末現在、長崎県における自主防災組織の組織率は46.0%にとどまっている。県は、市町に対して、組織化促進に向けて強力に働きかけていくものとする。

組織化に関しては、全市町に対して目標値を設定し、県全体として平成27年度には70%台の組織率となることを目途として推進していく。

市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町を行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。（資料編6 長崎県内の自主防災組織状況）

(4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県及び市町は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティアが円滑かつ効果的に活動できるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町ボランティアセンターとの役割分担をあらかじめ定めておく。

(5) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市町が住民と協議して実施するものとする。

住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(6) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、県、市町は情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

県は、市町と連携して、広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市町議員に対する講習会の開催等によりその取組みを支援する。

(7) 地域防災リーダーの育成

県、市町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。

地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。

地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

(8) 自主防災組織の活動

防災知識の普及・啓発活動

市町は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする。

普及・啓発事項としては次のようなことを行う。

- ・風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- ・災害危険箇所の把握

- ・情報の収集、伝達体制
- ・初期消火、出火防止対策
- ・救出救護対策
- ・避難誘導対策
- ・災害時要援護者対策

自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- ・広報伝達班
- ・消火防火班
- ・避難誘導班
- ・救出救護班
- ・生活物資供給班

防災訓練の実施

市町は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮した訓練内容とする。

- ・情報の収集及び伝達の訓練
- ・出火防止及び初期消火の訓練
- ・避難訓練
- ・救出及び救護の訓練
- ・炊き出し訓練

防災資機材の定期点検の実施

市町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

地域内の他組織との連携

各自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

自主防災組織の活動拠点の整備

市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2. 県、市町の指導・助成

県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

(1) 自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は、1(3)の組織化計画に沿って推進する。市町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

(2) 自主防災組織研修会

県は、地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象に定期的に研修会を開催する。開催にあたっては、概ね県下の地方本部を一単位として開催するものとする。

3. 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

防災訓練

従業員等の防災教育

情報の収集、伝達体制の確立

火災その他災害予防対策

避難対策の確立

応急救護等

飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

第2章 防災業務施設の整備計画

第1節 気象観測施設等整備計画

(長崎海洋気象台)

1 気象観測施設等

気象・地象・水象を観測するため、長崎県内につぎの観測施設を整備・配置し維持に努めている。

- (1) 気象観測施設
- (2) 地震・津波観測施設(震災対策編参照)
- (3) 火山観測施設

2 情報伝達装置

長崎海洋気象台が発表する防災気象情報を気象業務法及び災害対策基本法等の関連法令に基づき、県内の防災機関及び報道機関等へ迅速かつ的確に伝達するため、防災情報提供システム等を整備している。

3 気象庁以外の気象観測施設

長崎県内で気象庁以外の機関が設置した気象の観測施設を対象に、観測環境や観測精度の維持などについて必要な助言・指導を行っている。

長崎県内の気象観測施設一覧表（気象庁関係）

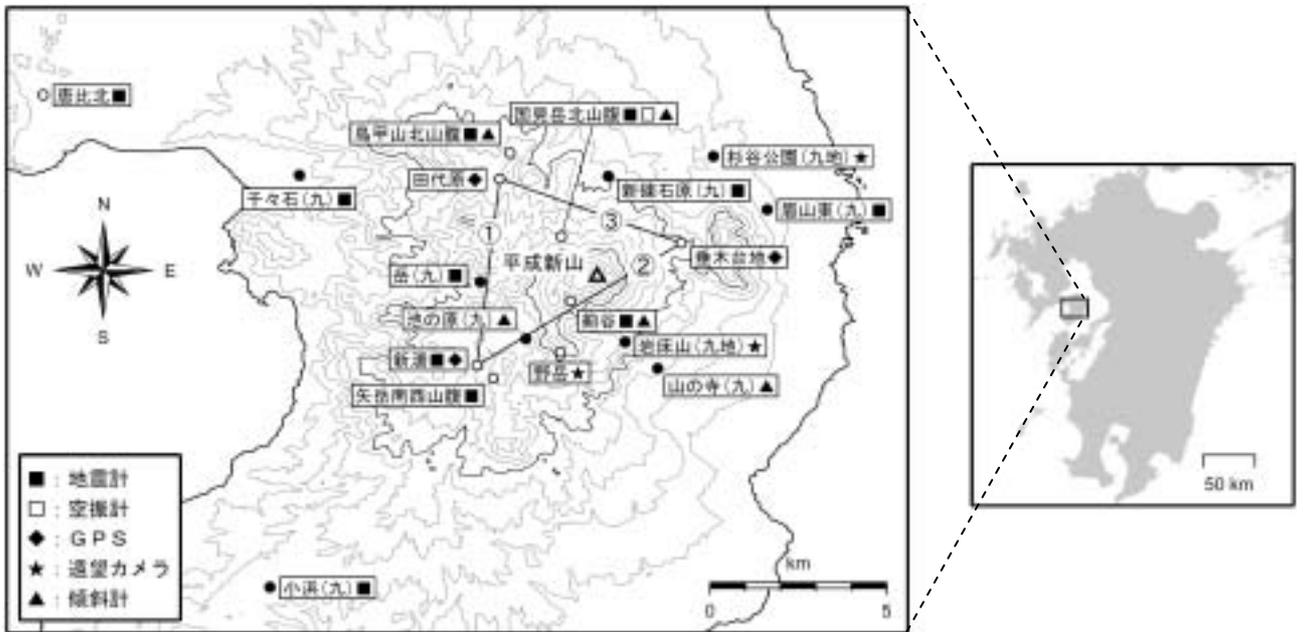
観測所名	所在地	観測要素					
		降水量	気温	風	日照	積雪	その他
鰐 浦	対馬市上対馬町鰐浦						
巖 原	対馬市巖原町東里（巖原特別地域気象観測所）						
美 津 島	対馬市美津島町鷄知乙（対馬空港）						
芦 辺	壱岐市芦辺町国分東触						
石 田	壱岐市石田町筒城東触（壱岐空港）						
平 戸	平戸市岩の上町（平戸特別地域気象観測所）						
松 浦	松浦市志佐町里免字辻ノ尾台						
小 値 賀	北松浦郡小値賀町前方郷（小値賀空港）						
佐 世 保	佐世保市干尽町（佐世保特別地域気象観測所）						
頭ヶ島	南松浦郡新上五島町友住郷（上五島空港）						
有 川	南松浦郡新上五島町有川郷字上原						
大 瀬 戸	西海市大瀬戸町多以良外郷先野元						
長 浦 岳	長崎市神浦北大中尾町						
大 村	大村市箕島町（長崎空港）						
諫 早	諫早市馬渡町						
長 崎	長崎市南山手町（長崎海洋気象台）						
雲 仙 岳	雲仙市小浜町雲仙（雲仙岳特別地域気象観測所）						
島 原	島原市平成町						
福 江	五島市木場町（福江特別地域気象観測所）						
上 大 津	五島市上大津町（福江空港）						
口 之 津	南島原市口之津町丁						
野 母 崎	長崎市野母町						

観測要素	観測所名	所在地
波浪の高さ・周期	生月島沿岸波浪計	平戸市生月町御崎
潮位	長崎検潮所	長崎市松が枝町
	口之津検潮所	南島原市口之津町
	福江検潮所	五島市東浜町
	対馬比田勝検潮所	対馬市上対馬町
上空（2～5 km程度） の風向・風速	巖原ウィンドプロファイラ観測局	対馬市巖原町内山
	平戸ウィンドプロファイラ観測局	平戸市岩の上町

雲仙岳に係わる火山観測施設一覧表

火山性震動観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
新湯	雲仙市小浜町雲仙320	32°44.3	130°15.8	678
国見岳北山腹	長崎県島原市三会 (温泉岳国有林81う1外2林小班)	32°46.3	130°17.3	834
矢岳南西山腹	長崎県雲仙市小浜町雲仙 (国有林106林班あ9小班)	32°44.1	130°16.1	769
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石 (温泉岳国有林70林班モ2小班)	32°47.6	130°16.4	655
薊谷	長崎県雲仙市小浜町 (温泉岳国有林95林班い1小班)	32°45.3	130°17.5	1075
唐比北	長崎県諫早市森山町唐比北691	32°48.5	130°07.9	66
傾斜計観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石 (温泉岳国有林70林班モ2小班)	32°47.6	130°16.4	655
国見岳北山腹	長崎県島原市三会 (温泉岳国有林81う1外2林小班)	32°46.3	130°17.3	834
薊谷	長崎県雲仙市小浜町 (温泉岳国有林95林班い1小班)	32°45.3	130°17.5	1075
空振計観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
国見岳北山腹	長崎県島原市三会 (温泉岳国有林81う1外2林小班)	32°46.3	130°17.3	834
遠望観測装置観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
野岳	長崎県南島原市深江町字 (温泉岳国有林98林班)	32°44.5	130°17.3	1142
GPS観測装置観測点				
観測点	所在地	北緯	東経	標高(m)
新湯	雲仙市小浜町雲仙320	32°44.3	130°15.8	678
垂木台地	長崎県島原市南千本木町甲	32°46.2	130°19.5	586
田代原	長崎県雲仙市国見町八斗木名平石 (温泉岳国有林118林班て小班)	32°47.2	130°16.2	640

雲仙岳に係わる火山観測施設配置図



小さな白丸は気象庁、小さな黒丸は他機関の観測点位置を示しています。

第2節 災害通信業務整備計画

(危機管理課)

1 災害通信網の整備

長崎海洋気象台より発表される注意報、警報等の防災気象情報は、直ちに所管の伝達系統によって有線あるいは無線通信施設を利用して下部機関にすみやかに気象状況の伝達をはかるとともに、災害が発生すると被害情報収集及びその対象について緊密な連絡を行っている。また通信による連絡施設（公衆、専用）も被災して、無線通信が途絶した場合は、長崎地区非常通信連絡会（会長 危機管理課長）は「非常通信」の発動を要請して、非常通報を取扱うことにしている。

第3節 水防、消防及び救助施設等整備計画

(危機管理課：消防保安室：河川課)

1 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のう工10mに必要な資器材

種 類	単 位	数 量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、16mm、1袋当たり2本使用
掛矢(大型ハンマー)	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

2 消防関係

県内の消防力は、3年毎に実施される市町村消防施設整備計画実施調査によると、平成21年4月1日現在、消防ポンプ自動車にあっては、署所管理分、団管理分を合算した充足率は92%となっている。また消防水利の充足率は76%となっており、年々整備されつつある。

第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保

第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画

（ 食品安全・消費生活課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：農産園芸課：
農産加工・流通室：畜産課：監理課：建設企画課：九州農政局長崎地域センター ）

1 主要食糧の確保

災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

2 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

(1) 衣料、生活必需品等

災害に係る衣料、生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるように、備蓄しておくものとする。

衣料、生活必需品等

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
長崎県 国分町倉庫	長崎市国分町49 - 1、49 - 4 (長崎県福祉保健課 T E L 095 - 895 - 2410)	ポリバケツ、洗面器、下着、 サンダル、毛布、茶碗、ほか

(2) 医薬品

災害のため医療が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともに、その流通状況を把握しておくものとする。

また、災害時における防疫措置の徹底をはかるため、防疫用医薬品を緊急に確保できるように、あらかじめその流通状況を把握しておく。

九州各県の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に各県が相互支援を行いやすくするための体制作り努める。

災害用衛生材料セット

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
医療政策課	長崎市江戸町2 - 13 T E L 095 - 895 - 2463	・ガーゼ・包帯・三角巾・ ガウンほか
西彼保健所	長崎市滑石1 - 9 - 5 T E L 095 - 856 - 0691	同 上
県央保健所	諫早市栄田町26 - 49 T E L 0957 - 26 - 3304	同 上
県南保健所	島原市新田町347 - 9 T E L 0957 - 62 - 3287	同 上
県北保健所	平戸市田平町里免1126 - 1 T E L 0950 - 57 - 3933	同 上
五島保健所	五島市福江町7 - 2 T E L 0959 - 72 - 3125	同 上
上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷2254 - 17 T E L 0959 - 42 - 1121	同 上
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触620 - 5 T E L 0920 - 47 - 0260	同 上
対馬保健所	対馬市厳原町宮谷224 T E L 0920 - 52 - 0166	同 上

災害用備蓄医薬品・医療機器等

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
藤村薬品(株)	長崎市田中町2022 T E L 095 - 839 - 3232	・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤 ・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか
東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目1318 - 1 T E L 0956 - 41 - 0777	同 上
(株)宮崎温仙堂 商店島原支店	島原市上の町900 T E L 0957 - 62 - 2201	同 上
(株)宮崎温仙堂 商店大村支店	大村市松山町265 - 1 T E L 0957 - 53 - 2163	同 上

3 種子、飼料等の確保

(1) 種子もみ、種子麦

災害による生産者の種子もみの不足に対処し、再生産の確保をはかるため種子もみ備蓄をはかるようつとめるものとする。市町に対しても地域の特性に応じて営農上必要な種子の予備貯蔵を行うよう、指導を行うものとする。

連絡先・住所		内容
(社)長崎県米麦改良協会	長崎市出島町1-20	種子もみ、種子麦

(2) 飼料

災害のため、飼料の供給が困難な地域にあっては、全国農業協同組合連合会長崎県本部等に委託して必要量の確保に務める。

ア 供給期間災害発生の日から20日以内

イ 飼料品目および基準所要量

飼料別	家畜別	1日1頭当り所要量(kg)	
配合飼料	乳牛	経産牛	10.00
	肉用牛(肥育)	和牛肥育	7.55
		"(繁殖)	乳雄肥育
	豚	経産牛	0.32
	採卵鶏	肥育豚	2.34
	ブロイラー	成鶏	0.11
		仕上げ期	0.25
乾草	乳牛	経産牛	10.04
	肉用牛(飼育)	和牛肥育	2.46
		乳雄肥育	1.43
	"(繁殖)	経産牛	6.72

4 土木建築資材の確保

(1) 工事用特殊車両や復旧資材

工事用特殊車両や復旧資材等を迅速に確保できるよう、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等との連絡体制を整備する。

(資料編に大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等を掲載)

(2) 水防資器材(土のう袋、鋼杭)

応急対策資材となる土のう袋、鋼杭の水防資器材については、第3編第6章第18節水防倉庫及び資器材の備蓄に記載

第2節 災害対策基金等管理計画

(財政課：福祉保健課)

本計画は、災害発生に際し、県が災害対策に要する経費及び災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害基金及び災害救助基金の積立を行い適切な管理運用を図るものである。

1 災害基金

県は、地方自治体及び地方財政法の規定により、長崎県災害基金条例(昭和32年条例第43号)を定め、災害基金を設置し、基金の確保及び的確な運用にあたっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 基金の積立額

毎年度予算で定める額

(2) 基金の管理

基金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ又は確実かつ効果的な方法により運用する。

(3) 基金の処分

災害の復旧又は災害復旧費の償還に要する経費、その他災害に関連する経費の財源にあてるときに処分することができる。

なお、「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源」として長崎県財政調整基金条例(昭和35年条例第35号)に基づく基金からあてることができる。

2 災害救助基金

(1) 基金の積立額

救助法第37条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため、災害救助基金を積み立てておくものとする。

各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とし、これにより算定した額が500万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は500万円とする。

(2) 基金の運用

ア 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

(ア) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金

(イ) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債券の応募又は買入

(ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

イ 災害救助基金から生じる収入並びに救助法に基づく国庫負担金の超過額、生業資金の償還金及び応急仮設住宅の処分に伴う収入は、災害救助基金に繰入れるものとする。

第4章 県土保全対策計画

〔 漁港漁場課：農村整備課：森林整備室
：港湾課：河川課：砂防課：建築課 〕

1 治山事業

本県は、60%が森林で占められ、県土の保全上、森林の役割は極めて大きい。又、地質的特性は、大部分が第三紀層と第三紀火山岩類で占められていることである。

特に北松地域は全国有数の地すべり地帯を形成し、島原半島は風化し流出し易い安山岩類、西彼杵、野母崎半島は、はく離し易い片岩類、対馬・五島地域は風化し易い粘板岩等、災害の発生し易い地質から成っている。

近年の集中豪雨は、諫早水害を始めとして、57年7月の長崎大水害、平成元年の五島・平戸災害、平成2年の県北地方の災害、平成3年の雲仙・普賢岳の火山災害等により、多数の尊い犠牲者を出すとともに、各地に山地の荒廃をもたらし、災害多発県として治山事業の必要性、緊急性を高めている。

(1) 主な治山事業

ア 一般治山事業

(ア) 山地治山事業

復旧治山

山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。

防治山

山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。

水土保全治山

山土災害危険地の集中した地域や水土保全機能に高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に実施する。

(イ) 防災林整備事業

保安林整備（保安林改良、保育等）

保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を実施する。

保安林管理道整備

治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の開設・改良を実施する。

防災林造成

風倒木、山火事等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する。

また、海岸から飛砂、潮風、強風とによる被害から人家、農地等を保護するため潮工・防風工・植栽工等を実施する。

(ウ) 水源地域等保安林整備事業

水源地域整備

水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的に実施する。

共生保安林整備統合補助（生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然景観保全治山）

快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るため、防災機能発揮が必要とされる地域における森林の総合的整備を実施する。

イ 災害関連緊急治山等事業（災害関連緊急治山、災害関連緊急地すべり防止）

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復旧整備を実施する。

ウ 林地崩壊防止事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する。

エ 地すべり等防止事業

地すべり等による山地、農地、河川、公共施設等の被害を防止、軽減するために防止工事を行う。

(2) 治山事業実施計画

平成21年度を初年度とする森林整備保全事業計画（平成21年度～25年度）に基づき実施する。

2 治水事業

(1) 本県の河川の概要

本県の法定河川数は376河川で、その延長は1,161kmに及んでいる。しかし1級河川は本明川1水系だけで、2級河川が浦上川外340河川、区間延長1,024kmを占めるが、ほとんどが中小河川であり、山から海までの距離が短く、しかも勾配が急であるため洪水時には激流となって流下し、氾濫やがけ崩れ、土石流といった災害がしばしば発生し、一瞬にして貴い人命や貴重な財産を奪うなど、治水、利水対策上、不利な地形、地理的状況を呈している。

(2) 河川改修事業

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。特に、宅地開発等都市化に伴う都市河川の重点整備に努める。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

(3) ダム建設事業

洪水調節及び流水の正常な機能維持により、流域の治水安全度の向上を図るため治水ダムの建設を行う。

平成22年度末の河川改修率

区分	水系数	河川数	延長	要改修延長	改修済延長	改修率
一級河川	1	35	136.2 km	84.4 km	46.0 km	54.5 %
二級河川	210	341	1025.0	771.5	425.1	55.1
計	211	376	1161.2	855.9	471.1	55.0

一級河川の「要改修延長」「改修済延長」「改修率」は指定区間の数値

3 砂防事業

本県は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

特に本県では昭和32年7月の多良山系を中心とした死者、行方不明者782人も犠牲者をもたらした未曾有の諫早水害を始め昭和42年7月の県北及び五島地域の梅雨前線豪雨災害、さらには昭和57年7月の長崎豪雨（長崎大水害）等多数の死傷者を出す激甚な災害履歴を数多く有する。

一方、火砕流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの約1.7億 m^3 と推定される火山噴出物は今もなお不安定な状況で堆積しており、早期復興へ向けて急ピッチで砂防堰堤、導流堤等の砂防工事が進められている。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、えん堤工、階段ダム工、貯砂ダム工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で砂防対策が実施されてきたものの、その整備率は大きく全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を重点的に進めていく必要がある。

また、平成13年までの調査によると、土石流危険渓流は6,196渓流におよび、今後も強力にハード面の施設による土砂災害防止対策を実施するとともに、本県の情報基盤緊急整備計画により整備される降雨等の情報収集処理システムのうち、過去に土石流災害を受けた地区や受けるおそれの高い地区に設けた、雨量計やワイヤーセンサー、監視カメラ等の情報を処理し、地域住民の自主避難や市町村が持つ警戒・避難体制の確立等に役立つ情報として、土砂災害に関する警戒情報の提供・伝達を実施するなど、県民を土砂災害から守るためハード・ソフト両面から安全・安心対策を実施している。

4 海岸保全施設整備事業（国土交通省河川局所管）

本県は、佐賀県との隣接部分を除いて四方を海に囲まれた、島しょと半島の多い複雑な地形となっている。そのため、海岸線の総延長は、4,195kmでこれは全国総延長の12%にも達し、全国第二位の長さを有している。そのうち、2,100kmが国土交通省河川局所管のうち16%の340kmが海岸保全区域に指定されている。その状況もリアス式海岸が主体で、海触、風触、潮流などの自然の侵食作用により変化に富んだ複雑なものとなっている。

また、同じ海岸でも、外海と内海ではその趣きを異にし、前者は主として天然の断崖で侵食作用が著しく、後者は有明海、大村湾に見られる堆積海岸で、農業・工業などの重要な立地基盤を提供している。

このように、海とのつながりの深い本県の特性上、海と陸の接する海岸の保全並びに維持管理は、きわめて重要である。

なお、平成22年度の海岸事業は、高潮対策事業では1海岸、海岸堤防老朽化対策緊急事業では2海岸であり、国土交通省河川局所管の海岸保全区域における高潮被害地区を重点的に整備し、県土の保全、民生の安定に努める。

平成22年度末の国土交通省河川局海岸の改修率

海岸保全指定済延長	要整備延長	整備済延長	整備率
327km	165.8km	90.9km	54.8%

5 海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管）

県土の保全、災害の防除等を目的に次の事業を行う。

(1) 高潮対策

高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の施設または改良を行う。

(2) 侵食対策

波浪による海岸の浸食または災害を防除するため、海岸保全施設の新設または改良を行う。

(3) 局部改良

事業規模が小さい箇所において、原則として短年度に完成し早急に事業効果を発揮することを目的とし、海岸保全施設の新設または改良を行う。

(4) 海岸環境整備事業

県土の保全、防災とあわせて、環境との調和を図り、海浜の利用を増進させることを目的として、人工ビーチの造成、遊歩道、植栽等の整備を行う。

6 地すべり、山崩れ等災害予防対策

(1) 地すべり、山崩れ対策

長崎県は北松地域を中心として、全国有数の地すべり地帯を有し、特に昭和26年調川町白井岳の地すべり以降、世人の関心が高まってきた。その後27年佐賀県境の石倉山、28年長串、長田代の地すべり等が相次いでいる。最近において鷲尾岳、吉井町高峰、東彼杵町中尾、生月町、潜龍ボタ山地すべり等がある。また、昭和57年7月長崎大水害により、滑石外6地区で地すべりが発生し、昭和61年7月には佐世保市小舟地区で、平成2年には石倉、鷲尾岳で大規模な地すべりがあった。

地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通、林野、耕地で防止対策を進めているが、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、隧道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。

山崩れにおいては、極めて突発的であること、分布が広域に及びことと個々の山崩れは大方小規模で公共性にとぼしいこと等諸般の事情が地すべりに対する以上に対策を難解にしている。

(2) 宅地造成対策

ア 平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。

る。(昭和41年3月20日から適用)。

イ 不良宅地の現地調査をなし、宅地造成等規制法の工事規制区域内においては、宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、工事規制区域外においても、建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

7 農地防災事業

(1) 農地防災事業

- ア 洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、
湛水防除事業.....湛水被害を生じる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水機場、樋門、排水路等の新設又は改修を行う。
- イ 脆弱した農業用施設による周辺農地等の被災の防止として、
ため池等整備事業.....かんがい用ため池で、老朽化し補強の必要なものは逐次事業を実施する。

(2) 農地保全事業

- ア 地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、
地すべり対策事業.....防止工事.....地すべり活動の防止、その原因の除去、地すべり地域の保全等に必要な工事で、地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等を実施する。
関連工事.....地すべり防止工事と関連して行う区画整理、暗渠排水、農道、ため池、灌漑排水施設等の整備。

(3) 農村環境保全対策事業

- ア 農村地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、
農村災害対策整備事業...農村地域において、防災・減災対策のため農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

(4) 海岸保全施設整備事業

- ア 高潮、波浪、津波、浸食等による海岸保全施設、農地などの被災を防止するために、
高潮対策事業.....津波、高潮、波浪等から農地を防護するための堤防、消波工等の新設、改修を行う。
侵食対策事業.....農地の浸食を防止するための護岸、突堤、離岸堤等の新設改良を行う。
- イ 周辺の公園等と一体として海岸保全施設の整備若しくは汚濁の著しい海域のヘドロ等の除去を行う。
海岸環境整備.....周辺に公営のレクリエーション施設のある地域において、総合的に機能を発揮するために各種施設の新設改良を行う。

8 漁港海岸保全施設整備事業

海で囲まれた我が県では、その地理的、気象的条件から常に災害を受け易い環境に置かれているが、中でも県下に散在する漁港は毎年のように台風、季節風等により大きな被害を被っている。このため漁港地区内に海岸保全区域を設定し、海岸保全基本計画に基づき漁業集落の人命や資産の安全を確保するため下記事業の整備が進められている。

(1) 高潮対策事業

高潮、津波、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、過去における高潮、津波、波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(2) 侵食対策事業

海岸侵食による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、侵食の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(3) 耐震対策緊急事業

堤防・護岸の耐震対策を緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図る事業。

(4) 老朽化対策緊急事業

海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う事業。

(5) 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて、海岸部において、より海浜利用が増進される機能の整備を図る事業。

(6) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を目的とし、一連の防護区域を有する海岸において、

- ・水門の自動化・遠隔操作
- ・津波防災ステーションの整備
- ・堤防護岸の破堤防止
- ・津波情報提供施設の設置
- ・避難用通路の設置

等の対策を総合的に推進する事業である。

第5章 形態別災害予防対策

第1節 災害危険区域の設定

〔産業振興課：農村整備課：森林整備室
：砂防課：建築課：九州産業保安監督部〕

1 危険区域設定の目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、火災その他の異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

2 危険区域の設定

(1) 水防上重点をおくべき区域

県内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

諫早平野においては、多良岳山系よりの流水を中心として本明川を幹川とする各支川からの流れこみがあり、洪水時には増水して有明海に注いでいる。また、蛇行性が甚だしく洪水等の水災に対する悪条件が重なっている。

県北部及び県南部にあつては、東彼杵郡の経が岳、北松浦郡の国見岳、西彼杵郡の八郎岳等各山系よりの流水があり、各河川とも河巾がせまく洪水時には流勢がはげしく、加えて水と共に多量の土砂礫を流出させる状態にある。

また、離島の壱岐、対馬、五島にあつては、同じく地勢が急峻で河巾もせまく、海までの距離が甚だ短く、そのため最近では台風以外の集中豪雨によって災害が発生している。

また、海岸線には屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

(2) 地すべり等危険区域

地すべり等防止法の指定地域は294箇所であるが、そのうちほとんどが県北地域の第3紀層地帯の丘陵地に分布し、その他は一部東彼杵郡及び県南部の地域にも及んでいる。

(3) ぼた山

石炭採掘の際、排出・堆積してできたぼた山が、県北部地域を中心に存在するが、そのうち管理義務者が資力を有しない(無資力)ぼた山等で崩壊の危険性があるもの(県内68カ所)については、昭和39年から平成13年度までぼた山災害防止工事補助金制度による防災工事を実施、災害の未然防止を図ってきた。危険ぼた山については、すべて防災工事は完了済であるが、今後も、防災工事を施していないぼた山も含めて、その状況を監視していく必要がある。

(平成13年度調査時ぼた山数157山、九州鉱山保安監督部(現：九州産業保安監督部)調べ)

(4) 宅地造成工事規制区域

ア 区域設定の基準(宅地造成等規制法第3条)

宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を知事（長崎市及び佐世保市においては市長）が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行う。

イ 規制基準の概要

1 知事等の許可を要するもの

(1) 土地の形質の変更（2 mをこえる切土、1 mをこえる盛土、2 mをこえる切盛土）をする場合

(2) 土地の形質の変更に該当しないが、切土又は盛土があり、その土地の面積が500 m²をこえる場合

2 切土、盛土をしたがけ面は、高さ、土質及び勾配に応じた擁壁を要する。

3 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。

4 区域指定の概要

現在長崎市内に4,040 h a、佐世保市内に2,356 h a 指定されている。

(5) 建築基準法第39条に規定する災害危険区域

ア 区域設定の基準

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を地方公共団体の条例で定める。

イ 区域指定の概要

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

2 上記1に準ずる危険の著しい区域又は土石流、津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域として知事が指定する区域

(6) 土砂災害危険箇所及び危険区域指定とソフト対策

本県は急峻な地形により急傾斜地域が多く、そのため土砂災害の危険度も高く、土砂災害危険箇所数では全国の上位に位置している。

また、人家の多い地域や災害弱者施設を有する地域については、法律に基づき危険区域等の指定を行なうと共に防止施設の整備を実施している。

一方、雨量局の整備と共に長崎県河川砂防情報システムの構築により、土砂災害警戒情報の提供等、県内各地域の警戒避難に活用されるようソフト面の整備も実施している。

(7) 山地災害危険地

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。

危険地区を調査した結果に基づき、各市町村に対し、当該市町村の区域に係る山地災害危険地を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。

なお、山地災害危険地区数は、平成21年度末現在で山腹崩壊危険地1,867箇所、崩壊土砂流出危険地1,399箇所、地すべり危険地179箇所となっている。

第2節 火災予防計画

〔危機管理課：消防保安室：森林整備室〕
：教育庁：海上保安部

1. 本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

(1) 火災予防運動

毎年一斉に春秋2回火災予防運動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓蒙する。

このため、新聞、ラジオ、テレビ、広報車等による広報の徹底を期するとともに、県下市町村もそれぞれ火災予防の行事計画に基づいて、重点事項をとりあげ啓蒙するよう指導する。

(2) 予防査察の強化

市町の消防機関が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

(3) 消防設備並びに防火管理

ア 公共建築物、興業場、事業所、高層ビル等不特定多数の出入りする建物に対する消火設備警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ 防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ 関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

(4) 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、消防の科学化等推進する。

ア 消防力劣弱市町に対する整備促進

イ 消防水利の整備促進

ウ 消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望にもとづき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ 民間防火組織の育成推進

オ 消防用通路の確保促進

カ 通信施設の整備促進

(5) 危険物の規制

「第2編」第5章第3節危険物等災害予防計画」参照

(6) 火災気象通報

「第3編」第8章6 火災気象通報の取扱い」参照

2. 海上における火災等については、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

(1) 危険物積載船舶等

「第2編第5章第3節6 危険物積載船舶等の災害予防対策」参照

(2) 船舶の火災予防運動

消防庁の行う火災予防運動とあわせ、火災予防思想の高揚に努めると共に重点事項を取り上げ指導する。

(3) 臨船指導の強化

巡視船艇を積極的に臨船せしめ、船舶火災予防に関する指導及び関係法令の励行の徹底を図る。

(4) 危険物及び特殊貨物

危険物及び特殊貨物については、取扱適正な積付、保管及び防火対策等の知識の向上を図る。

3. 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため次のとおり実施する。

(1) 境界防火線手入れ作業

地区名	防火線延長	地区名	防火線延長
長崎市	10,900m (巾5m)	松浦市	4,700 (巾5m)
佐世保市	1,700 "	対馬市	2,400 "
諫早市	3,400 "	佐々町	400 "
大村市	1,700 "	新上五島町	7,600 "
五島市	23,900 "	計	56,700 "

(2) 山火事防止のための啓発活動

山火事防止のための火災の危険の大きい地区について、森林国営保険事業等により標板等を設置して山火事防止の注意を喚起する。

(3) 空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用については次のとおり。

ア 資機材

ヘリコプター用消火バスケット2個、消火剤100缶

イ 保管場所

長崎県消防学校及び長崎県防災防災航空センター

ウ 運用

- ・自衛隊の災害派遣要請については自衛隊派遣要請計画による。
- ・要請市町村は、自衛隊等の行う空中消火活動が迅速かつ効果的に行われるよう、ヘリポートの確保、人員の配置等について万全の措置を講ずる。
- ・地上における資機材の輸送及び操作並びに消火薬剤散布溶液の調整等の作業は原則として要請市町村において行う。

4. 文化財の火災予防対策

「第2編第5章第5節3 文化財の災害予防対策」参照

第3節 危険物等災害予防計画

危機管理課：消防保安室：県警察本部：九州経済産業局
：九州産業保安監督部：長崎労働局：海上保安部：九州電力

1 危険物の災害予防対策

危険物の範囲

危険物とは消防法別表の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものであるが、本県における貯蔵取扱の実態は第4種（石油類）が99%を占めている。

(1) 危険物施設保安対策

ア 危険物施設の立入検査を実施し、所有者等に対しその維持、保安管理について指導を行う。

イ 危険物大量消費工場、製造所等の規制の適正化指導を行う。

(2) 危険物災害予防対策

ア 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。

イ 危険物取扱者に対し保安教育の徹底を図る。

(3) 危険物輸送対策

ア タンクローリー、ドラム運搬車両の立入検査を実施し、車輛の保安管理、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

イ 車輛火災、交通事故予防のため関係機関と連携をとり、運行管理、労務管理指導を行う。

(4) 特殊火災対策

ア 長崎市・木鉢地区、佐世保市沖新干尽地区の大量石油貯蔵基地の貯蔵及び荷役施設の立入検査を行わせ、消火薬剤の備蓄並びにオイルフェンスの設置の推進を図る。

イ 消火薬剤の緊急輸送対策として消防機関、関係事業所等における消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、石油基地火災発生時の緊急輸送体制の確立を図る。

2 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）

(1) 火薬類の範囲（法2条）

ア 火薬 - 黒色火薬、無煙火薬、その他

イ 爆薬 - 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

ウ 火工品 - 工業・電気・銃用及び信号雷管、実包、信管、導火線、煙火、その他

エ がん具煙火

(2) 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

ア 保安教育計画の策定（法29条、施行規則67条の2～7）

製造業者、販売業者及び知事が指定する消費事業者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

イ 保安責任者の職務（法30条、32条、施行規則68条～70条の6）

製造業者は製造保安責任者を、火薬庫の所有者や火薬類の大口消費者は取扱保安責任者をそれぞれ選任し、同責任者は、製造、貯蔵、消費に係る保安職務を適切に実施し、あるいは監督する。

ウ 保安検査の実施（法35条）

知事又は指定保安検査機関は、火薬類の爆発その他災害が発生するおそれがある製造施設及び火薬庫について、製造、貯蔵の技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行う。

エ 立入検査等の実施（法43条）

経済産業大臣及び知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官にそれぞれ立入検査等を行わせ、火薬類の保管、管理、消費等の状況を検査する。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2、施行規則67条8～11）

製造業者又は、火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設又は火薬庫について、定期的に年2回以上自主検査を実施する。

カ 危害予防規程の設定（法28条）

製造業者は、保安の確保のための組織及び方法に関する危害予防規程を定め、同規程を遵守する。

3 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

（1）高圧ガスの範囲（法2条、施行令2条）

ア ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス。

イ 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。

ウ 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス。

エ ア、イ、ウに掲げるものを除く外、温度35℃において圧力0.1メガパスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル及び液化酸化エチレン。

（2）災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、保安に関する自主的活動の促進を図り高圧ガスによる災害の防止につとめる。

ア 危害予防規程の作成、届出（法26条）

第1種製造者（法5条第1項）は、危害予防規程を作成し、県知事に届け出るとともに、

同規程の遵守を図る。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（第27条）

- a 第1種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。
- b 高圧ガス保安協会は、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画の基準書を定め、保安教育実施の基準となる事項を作成する。
- c 第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を実施する。

ウ 保安統括者等の選任（法27条の2～28条、液化石油ガス法19条）

高圧ガスの製造事業者や販売事業者などは、災害を防止し、保安業務を適切に行うために、次の保安統括者等を選任する。

種別	選任及び任務	届出先
保安統括者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を統括管理する。	知事
保安技術管理者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安統括者を補佐、保安に関する技術的な事項を管理する。	〃
保安係員	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安に関する技術的事項を管理する。	〃
保安主任者	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安技術管理者を補佐、保安係員を指揮する。	〃
保安企画推進員	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、危害予防規程の立案等を行う。	〃
販売主任者	販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガス消費者が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
業務主任者	一般消費者用向けLPガス販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	知事又は大臣

エ 保安検査の実施（法35条）

知事又は、高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設で高圧ガス設備、高圧ガスの配管、機器等について製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を実施する。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2）

第1種製造者又は特定高圧ガス消費者は、法で定められた製造又は、消費のための施設について、年1回以上定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存する。

カ 立入検査の実施（法62条）

a 県職員の行う検査

公共の安全の維持又は災害発生防止のために、高圧ガスの製造、保管、消費施設等への立入検査を実施する。

b 警察官の行う検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、上記と同様に立入検査を実施する。

キ 消費設備等の調査（液化石油ガス法27条）

L Pガス販売事業者及び認定保安機関は、一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査し、不備があれば遅滞なく、その旨を通知する。

ク 基準適合命令（液化石油ガス法35条の5）

知事は、一般消費者のL Pガス消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造又は移転することを命ずることができる。

ケ 移動時の措置（法23条）

高圧ガスの運搬、輸送時の事故に共同して対処するため、第1種製造者等は、防災協議会を組織し、現場支援のための防災事業所の指定を行う。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水等により非常災害が予測される箇所については、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

ア 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信の確保のため設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及びダムの上下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁
- d 水位計

(イ) 送電設備

- a 架空電線路 土砂崩れ、洗堀などが起こる恐れのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- b 地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造又は防水壁等を組み合わせて対処する。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(イ) 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(ウ) 変電設備

活線がいし洗浄設備により、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩用がいしの採用や機器の密閉化による碍子レス化等の対策を実施して塩害防止に努める。

(エ) 配電設備

耐塩形がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落しあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

水害についても必要に応じ、これに準じて行う。

オ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔にはオフセット(上中下腕金幅の隔差)を採用し、電線への着雪防止対策を行うなどにより災害の防止に努める。

(イ) 配電設備

配電線の太線化、縁回し線の支持がいし増加、支線の強化等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

キ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス取締法等に基づき設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応

じ次の対策を講ずる。

- (ア) 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規定作成による管理体制の確立
- (イ) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置
- (ウ) 連絡通報体制その他防災体制の確立

ク 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

ケ 地震対策

(ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理設備等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(イ) 火力発電設備

機器の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(ウ) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

(エ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動のなどを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(オ) 配電設備

架空配電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(カ) 通信設備

機器の耐震設計は、地震動時に傾斜・倒壊しないよう機械的強度をもった設計とする。

5 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

(1) 放射線障害予防規定の設定

ア 規程の届出

使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ること。

イ 規定の内容

- (ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織
- (イ) 装置の使用
- (ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄
- (エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
- (オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
- (カ) 障害を発見するために必要な措置
- (キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- (ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存
- (ケ) 危険時の措置
- (コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ 規程の変更

文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。

(2) 取扱の制限

何人も18才未満の者又は精神障害者に放射性物質又は、これによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。

(3) 立入検査等の実施

文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

6 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

(1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と指導を行う。

- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第4節 都市災害予防計画

(都市計画課：水環境対策課)

〔災害予防〕

1 都市の防災構造化の推進

(1) 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

ア 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進するものとする。

イ 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保するものとする。

ウ 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を推進する。

エ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備するものとする。

オ 防火地域等の活用を図るとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。

カ 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。

2 避難地・避難路の確保・整備

(1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。

(2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。

3 防災拠点の確保・整備

(1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

第5節 建築物災害予防計画

(建築課：教育庁)

1 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い建築物及び人命等の事前防災を期す。

2 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

3 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導～県教育委員会、市町教育委員会

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

- (ア) 文化財保管設備の設置耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。
- (イ) 消火設備の整備
消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。
- (ウ) 警報設備その他の防護設備の整備
火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

- (ア) 管理体制の整備
防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。
とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。
- (イ) 禁火区域の設定
建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。
- (ウ) 搬出方法の指導
文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。
- (エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。
- (オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。
- (カ) 文化財防火デー
毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

4 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

- (ア) 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。
- (イ) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

5 県内における体制の整備

県と市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

第6節 道路災害予防計画

(道路建設課：道路維持課)

1 道路整備事業

(1) 道路の現況

本県の道路現況は、平成23年4月1日時点で高規格幹線道路2路線76km、一般国道17路線932km、主要地方道53路線841km、一般県道118路線850km、市町道33,827路線15,307kmが供用中である。

西日本高速道路(株)により、長崎自動車道46.2km、西九州自動車道25km、国道34号の長崎バイパス15.1kmが管理されており、すべて有料道路である。西九州自動車道5km及び国道34号、35号、57号、205号の4路線159.7kmについては国土交通省が管理しており、国道202号を始めとする他の一般国道13路線742km及び県道171路線1,690kmを長崎県が管理している。さらに、長崎県道路公社が管理する有料道路の6路線16.7kmが供用中である。市町道は各々の市町が管理している。

また、国土交通省管理の国道については、全線改良舗装済みであり、県管理の国道は改良率96%、舗装率99%、主要地方道は改良率80%、舗装率95%、一般県道は改良率71%、舗装率93%、市町道は改良率47%、舗装率90%となっている。

(2) 基本対策

- ア 道路網の根幹となる高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備促進に努める。
- イ 隘路の解消など、緊急輸送道路の通行確保のために必要な道路整備を進める。
- ウ 緊急活動や迅速な復旧を支えるための信頼性の高い生活幹線道路の整備に努める。
- エ 災害危険箇所の解消に努める。

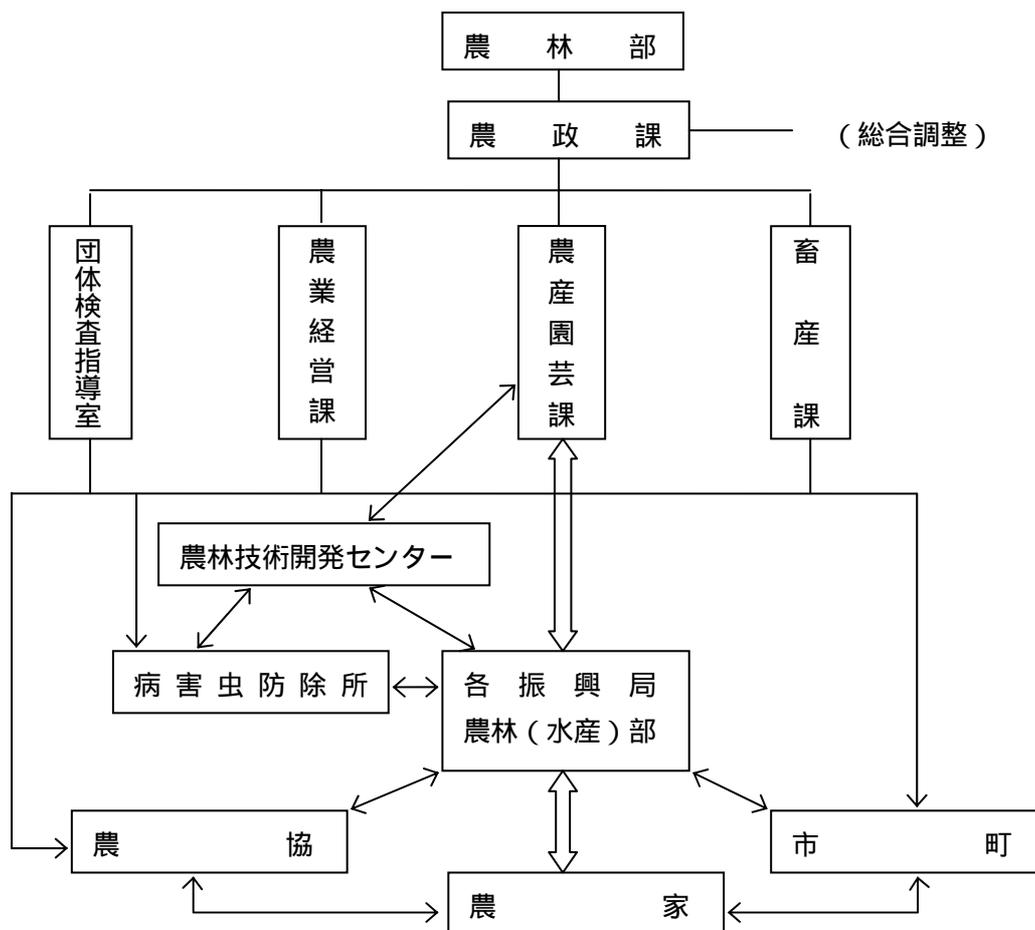
(資料編8 道路災害予防計画)

第7節 防災営農指導計画

(農産園芸課)

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害対策のため、農林部各課、農林技術開発センター、各振興局農林(水産)部等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。



2 指導対策

- (1) 各種の災害が発生した場合には、技術普及班員は、専門事項(水稻、麦、果樹、茶、野菜・花き、畜産、病虫害など)について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、各振興局農林(水産)部に対し周知徹底の指示を行う。
- (2) 農林部各課並びに農林技術開発センターは、長崎県農林部災害対策本部要領及び農林部災害対策執務要領に基づき県出先、市町に対して予想される被害の技術対策について指導を行う。(資料編1-エ-(3)、(4)その他)

3 防災営農方式の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、花き、飼料作物、畜産など商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

第8節 鉱山災害予防計画

(九州産業保安監督部)

1 監督官署による予防計画

(1) 災害の防止

鉱業労働災害防止計画及び鉱山保安監督実施要領に基づき、自主保安体制の確立に重点をおき、災害防止の推進を図る。

(2) 鉱害の防止

ぼた山、捨石、表土、鉱さい及び沈澱物の集積場、坑廃水、鉱煙及びばい煙、粉じん、騒音、振動等の鉱害防止を重点的に推進する。

2 監督指導及び助成

(1) 監督指導

鉱山の自主保安体制を確認する保安検査を定期的を実施するとともに、鉱山が有するリスクに応じて、鉱害等検査及びその他検査を実施する。

(2) 助成等

金属鉱山等の休廃止鉱山について、鉱害及び危害防止対策を図るため、「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金」制度により、捨石、鉱さい集積場の整形覆工植栽、坑廃水の処理及び坑口閉そく工事を実施する。

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

生活衛生課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課
：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課

1 市町民生部局の防災体制の整備

- (1) 市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要援護者となる者に対する衛生部局と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。

高齢者、障害者等要援護者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。

必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結することに等により、相互協力体制を確立すること。

住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、在宅の要援護者の状況を把握すること。

- (2) 県は、市町民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 県及び市町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受け入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。

社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

- (2) 県及び市町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3 要援護者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、観光客、外国人等の要援護者に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において要援護者の安全対策を推進する。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

市町村及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要援護者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

市町は、要援護者への対応を記載した地域防災計画を策定する。
 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
 施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入所者に周知を図る。

(2) 在宅要介護者等の安全確保

県、市町は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

広報等による要援護者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。
 地域在住の要援護者の把握と支援体制を確立する。
 地域住民の発災時における要援護者の避難等安全確保の協力を指導する。
 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておくものとする。

(3) 観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(4) 外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 県、市町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(2) 県、市町は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル(平成19年3月)」を活用し、

災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。

災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
NPO、企業、団体、社協、行政などとの災害支援体制の確立
災害ボランティアコーディネーター養成

- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（県民生活部 県民協働課が窓口）が、市町社会福祉協議会と協力して次のような支援を行っていくこととなっている。

災害ボランティアに関する受付やコーディネート
情報の収集・提供
ボランティア活動支援資金の募金
行政機関との連絡調整等

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際してその機能を有効適切に発揮し、県民の安全と被災者の救護を図ることを目的としている。

第1章 活動計画

第1節 組織計画

(危機管理課：関係機関)

1 防災組織

(1) 防災会議

基本法第11条、第14条及び第16条の規定に基づき、防災行政の総合的、計画的な運用を図るため、国の段階においては、中央防災会議、県の段階においては、県防災会議、市町の段階では市町防災会議が設置される。

ア 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、基本法第12条第5項に規定する指定行政機関の長及び学識経験者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災基本計画及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進するとともに内閣総理大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項について審議すること等を任務とする。

イ 長崎県防災会議

知事を会長とし、基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本県における防災に関する基本方針及び県防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに市町防災会議に意見を述べ、または勧告することを任務とする。

(資料編1 - ア防災会議)

ウ 市町防災会議

市町長を会長とし、その組織及び所掌事務については、本県防災会議の組織及び所掌事務の例に準ずるものである。

(2) 災害対策本部等

基本法第23条(災害対策本部)、第24条(非常災害対策本部の設置)及び第107条(緊急災害対策本部)の規定に基づき、災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、県及び市町においては、それぞれ災害対策本部を設置する。

ア 非常災害対策本部(緊急災害対策本部)

災害発生時において、国務大臣を本部長とし、所部の職員のうちから任命した者をもって構成される。

イ 長崎県災害対策本部

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に知事を本部長として、県の職員（県教育委員会、県警察を含む）で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、災害警備、その他の災害応急対策活動を実施する。

また、これらの活動を円滑に実施するため、県災害対策地方本部を設置し、それぞれ県本部の事務を分掌させるものとする。

ウ 長崎県災害警戒本部

災害発生のおそれのある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるとき、県内で震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災体制の一層の確立を図るため「長崎県災害対策本部」設置前の段階として「長崎県災害警戒本部」を設置する。

また、関係各地方機関にあっては管内地域の実情に応じ「県災害警戒地方本部」を設置する。

（資料編1 - ウ災害警戒本部）

エ 特殊重大災害対策本部

県は航空機災害、船舶災害、列車・自動車災害、火災災害、爆発災害、雑踏災害等の特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、直ちに危機管理監を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。なお、災害が拡大し、統括的かつ統一的に処理する必要があると知事が認めるときは、「特殊重大災害対策本部」を「災害対策本部」に切り替えるものとする。

（資料編1 - エその他（1））

オ 市町災害対策本部

市町長を本部長として、市町の職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動を実施する。

2 長崎県の災害対策系統

- (1) 長崎県災害対策本部と防災関係機関との協力系統、長崎県の地域に災害が発生し、又は、災害発生のおそれがある場合、長崎県災害対策本部と長崎県防災会議を構成する関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

協力系統図

長崎県災害対策本部 (本部室)		電 話
		代095(824)1111
構 成	知 事 部 局	} 代095(824)1111 代095(820)0110
	教 育 庁 警 察 本 部	

機関名		電話	機関名		電話
指定 地方 行政 機関	九州管区警察局	092(622)5000	指定 (地方) 公共 機関	日本銀行長崎支店	095(820)6111
	九州厚生局	092(472)2361		日本赤十字社長崎県支部	095(821)0680
	九州農政局	096(211)9111		日本放送協会長崎放送局	095(821)1115
	九州防衛局	092(483)8816		西日本高速道路(株)九州支社	092(762)1111
	九州地方整備局	092(471)6331		九州旅客鉄道(株)長崎支社	095(827)4050
	九州経済産業局	092(431)1301		西日本電信電話(株)長崎支店	095(816)3010
	九州産業保安監督部	092(482)5924		郵便事業(株)長崎支店	095(822)1500
	福岡財務支局長崎財務事務所	095(827)7095		日本通運(株)長崎支店	095(826)1181
	九州総合通信局	096(326)7857		九州電力(株)長崎支社	095(864)1810
	九州森林管理局	096(328)3500		(社)長崎県医師会	095(844)1111
	長崎海上保安部	095(827)5134		(社)長崎県歯科医師会	095(848)5311
	大阪航空局長崎空港事務所	0957(53)6151		(社)長崎県看護協会	0957(49)8050
	九州運輸局長崎運輸支局	095(822)0010		西部ガス(株)長崎支社	095(826)9101
	長崎海洋气象台	095(811)4861		(社)長崎県LPガス協会	095(824)3770
長崎労働局	095(801)0020	(社)長崎県バス協会	095(822)9018		
陸上自衛隊第16 普通科連隊		0957(52)2131	(社)長崎県トラック協会	095(838)2281	
市町 村及 び消 防機 関	長崎県市長会	095(825)5151	島原鉄道(株)	0957(62)2231	
	長崎県町村会	095(827)5511	松浦鉄道(株)	0956(25)3900	
	長崎市消防局	095(822)0119	九州商船(株)	095(822)9151	
	佐世保市消防局	0956(23)5121	長崎放送(株)	095(824)3111	
	(財)長崎県消防協会	095(824)3597	(株)テレビ長崎	095(827)2111	
			長崎文化放送(株)	095(843)1000	
			(株)長崎国際テレビ	095(820)3000	
			(株)エフエム長崎	095(828)2020	
		(株)長崎新聞社	095(811)2111		

(2) 長崎県災害対策本部と長崎県水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、洪水、高潮、火山活動、地震、津波等（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として、基本法に基づく長崎県災害対策本部と主として水防に対処するための水防法に基づく長崎県水防本部とがあるが、県災害対策本部を設置した場合は、水防本部の組織は、県本部の組織に包括されるものとする。

第2節 長崎県災害対策本部

(危機管理課、各課)

1 組織及び編成

長崎県災害対策本部の組織及び編成等は、「長崎県災害対策本部条例」及び「長崎県災害対策本部規程」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

(資料編1 - イ災害対策本部)

(1) 系統

長崎県災害対策本部(長崎県庁内)	長崎県現地災害対策本部	長崎県災害対策地方本部	名称	位置	所管区域
			長崎地方災害対策本部	長崎振興局	長崎市、西彼杵郡
			県央 "	県央 "	諫早市、大村市
			島原 "	島原 "	島原市、雲仙市、南島原市
			県北 "	県北 "	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡
			五島 "	五島 "	五島市、南松浦郡
			壱岐 "	壱岐 "	壱岐市
			対馬 "	対馬 "	対馬市

(2) 設置基準

県災害対策本部、県現地災害対策本部及び県災害対策地方本部の設置基準は次によるものとする。

ア 県災害対策本部

(ア) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とするとき。

(イ) 前記(ア)ほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

イ 県現地災害対策本部

災害地が、県本部から遠隔の場合又は県本部と県地方本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて主要災害地に設置する。

ウ 長崎県災害対策地方本部

(ア) 県本部長が設置の指示をした場合

(イ) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、県地方本部長は、県地方本部を構成する機関の長と設置について協議するものとする。

なお、県地方本部を設置したときは、県地方本部長はすみやかに県本部に報告するものとする。なお、解散したときも同様とする。

エ 県本部の解散

県本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと県本部長が認め
たとき解散する。

(3) 組織及び分掌事務

県本部、県現地災害対策本部、県地方本部の組織及び分掌事務は資料編のとおりである。
(資料編 1 - イ - (4)、(5) 災害対策本部)

2 動員

(1) 県本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとし、本部長の指令に基
づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員
する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関す
る担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、知事(本部長)又は上司の命を受けて活動し得
る体制を整えておくものとする。

県地方本部においても県本部に準じて、それぞれの地方本部の構成する機関の地域条件等
を考慮して実情に即した方法で配備計画を定めておかなければならない。

(2) 県本部が設置されると「長崎県災害対策本部事務処理要領」に基づいて事務を処理する。

第1章 活動計画

災害対策本部、災害警戒本部体制

設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県災害対策本部	警戒配備	・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時	・震度4発生 ・津波注意報発表	・噴火警報(火口周辺)レベル3(入山規制)発表 ・噴火警報(火口周辺)レベル2(火口周辺規制)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する警戒態勢	・危機管理課・消防保安室の指定された職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
	第1配備	・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報(津波)発表	・噴火警報(居住地域)レベル4(避難準備)発表 ・噴火警報(火口周辺)レベル3(入山規制)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・危機管理課・消防保安室の指定された職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・津波警報(大津波)発表	・噴火警報(居住地域)レベル5(避難)発表 ・噴火警報(居住地域)レベル4(避難準備)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する応急対策を実施する態勢	・危機管理課・消防保安室の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報(居住地域)レベル5(避難)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員
	特別配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき			・本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員

第3節 自衛隊派遣要請計画

(自衛隊)

1 自衛隊の活動の内容

(1) 一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 救援物資の輸送
- d 道路の応急啓開
- e 応急の医療防疫
- f 給水入浴支援及び通信支援
- g 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- a 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- b 人員、救援物資等の緊急輸送
- c 状況偵察及び被害の調査
- d 船舶火災及び油の排出に対する救援
- e 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- d 通信支援
- e 航空機による被災地の偵察
- f 海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助
- g 航空機による急患搬送

ウ 受入側市町村長等の要請上の留意事項

- (ア) 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- (イ) 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- (ウ) 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。
- (エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市町村当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領の大綱は次のとおり

ア 小規模な災害に対しては各地に駐とんする、もよりの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、もよりの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海自衛隊各駐とん部隊及び航空自衛隊との総括的な調整の窓口は、第16普通科連隊長又は、対馬警備隊長が担当する。

2 県内自衛隊の配置及び管轄区域

（資料編9 - ア県内自衛隊の配置及び管轄区域）

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 災害派遣要請手続き

・知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

・知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、長崎県全域（対馬市を除く。）への災害派遣要請については、陸上自衛隊第16普通科連隊長に、また、対馬市への災害派遣要請については、陸上自衛隊対馬警備隊長へ要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

災害の状況及び派遣を必要とする理由

派遣を希望する期間

派遣区域、活動内容、その他必要事項

・自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

・要請系統（資料編9 - イ派遣要請の系統）

(2) 派遣要請事項

車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
 道路または水路の啓開措置
 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
 被災者に対する炊飯及び給水支援
 救援物資の無償貸与又は譲与
 危険物の保安及び除去
 その他知事が必要と認める事項

(3) 市町長等の災害派遣要請の依頼手続き

・市町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に(1)の から の事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

・市町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

・市町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

(4) 自衛隊の自主派遣

・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要であると認められるとき。

大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

・この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

・自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方連絡部より、又、離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市町長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

5 派遣を受ける市町村の態勢及び準備

(1) 資材、器材等の準備

市町側において準備すべき資材及び器材等については、資料編9 - ウ市町側において準備すべき資材及び器材等について

(2) 連絡調整員の指定

市町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

(3) 宿営地等の手配

受入市町は、災害派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設の準備をするものとする。

(4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受入市町側において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

(1) 市町長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当を要する負傷者が発生している)。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mの□を図示し風向の吹流し又はT字型(風向)で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた市町側の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材(自衛隊装備器材を除く)(資料編9 - 工災害派遣対象器材)等の購入借上げ又は修理費。
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。
- (4) 無作為による損害補償。

9 ヘリコプター離着陸地

- (1) 派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は資料編5 - ア離着陸場一覧表のとおりとする。
- (2) 甚大な災害が発生し、また万一上記(1)の離着陸地が使用不能の場合は、資料編5 - イ離着陸適地一覧表に掲げる適地(離着陸地)の使用について、当該市町長等と協議のうえ、使用するものとする。

第4節 労務供給計画

(福祉保健課：雇用労政課)

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定めるものである。

1 技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとし、県の防災機関の要請に応じて、これらの者の供給あっせんを行うものとする。

2 技術者等の確保対策

(1) 確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求めるものとする。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあっせんを求めるものとする。

(2) 強制確保

県は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第71条又は救助法第24条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図るものとする。

3 労務者の確保対策

(1) 確保方針

市町及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市町内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請するものとする。

(2) 輸送及び賃金

労務者の輸送は、自動車、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

4 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給

オ 救助物資の整理、輸送及び配分

カ 死体の搜索

キ 死体の処理（埋葬を除く）

ただし、特殊な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

（ア）死体の埋葬

（イ）炊き出し

（ウ）避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

（2）賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

（3）期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第5節 隣保互助民間団体活用計画

（県民協働課：福祉保健課）

災害時における民間団体（青年団、婦人会、日赤奉仕団）の活用計画は本節の定めるところによる。

1 実施期間

（1）民間団体の活用は、市町長又は市町教育委員会が、当該市町民間団体の協力を求めて実施するものとし、当該市町で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。

（2）大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、或いは当該市町において処理できない場合において、当該市町長又は当該市町教育委員会から要請があった場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

2 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、おおむね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

（1）炊出しその他災害救助の実施

（2）清掃及び防疫の実施

（3）災害対策用物資、資材の輸送及び配分

（4）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

（5）上記作業に類した作業の実施

（6）軽易な事務の補助

第2章 通信及び情報収集伝達計画

第1節 防災気象情報の伝達計画

(危機管理課：河川課：長崎海洋気象台)

1 警報・注意報

長崎海洋気象台は、県や県下市町、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

ア 警報・注意報の発表基準

一次細分区域		南 部				北 部	
市町村等をまとめた地域		島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼杵半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区
警報	大雨	区域内の市町で別表1の大雨警報基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表2の洪水警報基準に到達することが予想される場合					
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s [雲仙岳 25m/s] 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s [野母崎 25m/s] 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s [雲仙岳 25m/s] 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s [野母崎 25m/s] 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 6.0m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 6.0m	外海 6.0m 大村湾 6.0m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 6.0m
	高潮	区域内の市町で別表4の高潮警報基準に到達することが予想される場合					
	大雪	平地 24時間降雪の深さ15cm, 山地 24時間降雪の深さ30cm					

一次細分区域		壱岐・対馬			五 島	
市町村等をまとめた地域		壱岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島
警報	大雨	区域内の市町で別表1の大雨警報基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表2の洪水警報基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	6.0m	6.0m	6.0m	6.0m	6.0m
	高潮	区域内の市町で別表4の高潮警報基準に到達することが予想される場合				
	大雪	24時間降雪の深さ15cm				

第2章 通信及び情報収集伝達計画

一次細分区域		南 部				北 部	
市町村等をまとめた地域		島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼杵半島	戸戸・松浦地区	佐世保・東彼地区
注意報	大雨	区域内の市町で別表1の大雨注意報基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表3の洪水注意報基準に到達することが予想される場合					
	強風（平均風速）	陸上 10m/s [雲仙岳 17m/s] 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s [野母崎 14m/s] 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s
	風雪（平均風速）	陸上 10m/s [雲仙岳 17m/s] 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s [野母崎 14m/s] 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 2.5m	外海 2.5m 大村湾 2.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 2.5m
	高潮	区域内の市町で別表4の高潮注意報基準に到達することが予想される場合					
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm, 山地 24時間降雪の深さ10cm					
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	濃霧（視程）	陸上 100m 外海 500m, 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m, 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m, 有明海 500m, 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m, 大村湾 500m	陸上 100m, 海上 500m	陸上 100m 外海 500m, 大村湾 500m
	乾燥	最小湿度45%で、実効湿度65% 実効湿度60%					
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上					
	低温	夏期：平年より平均気温が4 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3 以下					
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4 以下					
着氷・着雪	大雨注意報・警報の条件下で、気温が-2 ~-2 湿度90%以上						
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm					

一次細分区域		壱岐・対馬			五 島	
市町村等をまとめた地域		壱岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島
注意報	大雨	区域内の市町で別表1の大雨注意報基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表3の洪水注意報基準に到達することが予想される場合				
	強風（平均風速）	陸上 12m/s 海上 12m/s	陸上 12m/s 海上 12m/s	陸上 12m/s 海上 12m/s	陸上 12m/s 海上 12m/s	陸上 12m/s 海上 12m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	2.5m	2.5m	2.5m	2.5m	2.5m
	高潮	区域内の市町で別表4の高潮注意報基準に到達することが予想される場合				
	大雪	24時間降雪の深さ3cm				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	濃霧	陸上 100m,海上 500m				
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%			最小湿度50%で、実効湿度65%	
	低温	夏期：平年より平均気温が5 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-4 以下			夏期：平年より平均気温が3 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-4 以下	
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4 以下			11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4 以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2 ~-2 湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm				

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（ ）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表自署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合がある。このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表1 大雨警報・注意報発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
		雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準
島原半島	島原市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=150	163	平地地：R1=30 平地地以外：R3=100	115
	雲仙市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=60	146	平地地：R3=70 平地地以外：R1=40	103
	南島原市	R1=60	134	R1=40	95
長崎地区	長崎市	R1=70	116	R1=40	87
	長与町	R1=60	120	R1=40	90
	時津町	R1=70	123	R1=40	92
諫早・大村地区	諫早市	平地地：R3=100 平地地以外：R3=150	129	R3=60	92
	大村市	R1=70	146	R1=40	105
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	R1=70	124	R1=40	86
平戸・松浦地区	平戸市	R1=60	120	R1=40	84
	松浦市	R1=70	117	R1=40	86
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	平地地：R3=120 平地地以外：R1=70	119	平地地：R3=80 平地地以外：R1=40	78
	東彼杵町	R1=70	140	R1=40	92
	川棚町	R1=60	130	R1=40	85
	波佐見町	R1=60	134	R1=40	88
	佐々町	R1=60	140	R1=40	92
壱岐	壱岐市	R1=70	122	R1=40	86
上対馬	上対馬	R3=120	120	R3=80	85
下対馬	下対馬	R3=100	116	R3=60	82
上五島	佐世保市(宇久地域)	R1=60	134	R1=40	99
	西海市(江島・平島)	R1=60	122	R1=40	90
	小値賀町	R1=60	154	R1=40	113
	新上五島町	R3=110	118	R3=80	87
下五島	五島市	平地地：R3=130 平地地以外：R1=70	116	平地地：R3=90 平地地以外：R1=40	85

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
詳細は土壌雨量指数の説明(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)を参照。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別表2 洪水警報発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
島原半島	島原市	平地：R1=50 平地以外：R3=150		
	雲仙市	平地：R3=110 平地以外：R1=60		
	南島原市	R1=60		
長崎地区	長崎市	R1=70		
	長与町	R1=60		
	時津町	R1=70		
諫早・大村地区	諫早市	平地：R3=100 平地以外：R3=150		平地：R3=90 かつ 本明川流域=15
	大村市	R1=70	郡川流域=18	
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	R1=70	雪浦川流域=16	
平戸・松浦地区	平戸市	R1=60		
	松浦市	R1=70	志佐川流域=13	
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	平地：R3=120 平地以外：R1=70	相浦川流域=14、佐々川流域=20	平地：R3=70 かつ 相浦川流域=7
	東彼杵町	R1=70		
	川棚町	R1=60	川棚川流域=6	
	波佐見町	R1=60	川棚川流域=9	
	佐々町	R1=60	佐々川流域=20	R1=35 かつ 佐々川流域=8
壱岐	壱岐市	R1=70		
上対馬	上対馬	R3=120	仁田川流域=11、佐護川流域=14、 飼所川流域=11	R3=90 かつ 仁田川流域=5
下対馬	下対馬	R3=100		R1=40 かつ R3=70
上五島	佐世保市(宇久地域)	R1=60		
	西海市(江島・平島)	R1=60		
	小値賀町	R1=60		
	新上五島町	R3=110		R1=50 かつ R3=100
下五島	五島市	平地：R3=130 平地以外：R1=70	鱈川流域=25	

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>)を参照

別表3 洪水注意報発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
島原半島	島原市	平坦地：R1 = 30 平坦地以外：R3 = 100		
	雲仙市	平坦地：R3 = 70 平坦地以外：R1 = 40		
	南島原市	R1 = 40		
長崎地区	長崎市	R1 = 40		
	長与町	R1 = 40		
	時津町	R1 = 40		
諫早・大村地区	諫早市	R3 = 60		
	大村市	R1 = 40	郡川流域 = 14	
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	R1 = 40	雪浦川流域 = 7	
平戸・松浦地区	平戸市	R1 = 40		
	松浦市	R1 = 40	志佐川流域 = 10	
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	平坦地：R3 = 80 平坦地以外：R1 = 40	相浦川流域 = 7、佐々川流域 = 16	
	東彼杵町	R1 = 40		
	川棚町	R1 = 40	川棚川流域 = 5	
	波佐見町	R1 = 40	川棚川流域 = 7	
	佐々町	R1 = 40	佐々川流域 = 10	R1 = 25 かつ 佐々川流域 = 8
壱岐	壱岐市	R1 = 40		
上対馬	上対馬	R3 = 80	仁田川流域 = 7、佐護川流域 = 6、 飼所川流域 = 7	R3 = 60 かつ 仁田川流域 = 5
下対馬	下対馬	R3 = 60		
上五島	佐世保市(宇久地域)	R1 = 40		
	西海市(江島・平島)	R1 = 40		
	小値賀町	R1 = 40		
	新上五島町	R3 = 80		
下五島	五島市	平坦地：R3 = 90 平坦地以外：R1 = 40	鱈川流域 = 20	

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>)を参照

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別表4 高潮警報・注意報発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮 位	
		警報	注意報
島原半島	島原市	3.2m	2.7m
	雲仙市	(有明海側)	3.0m
		(橘湾側)	1.9m
	南島原市	(南島原市北側) ^{*1}	2.4m
(南島原市南側) ^{*2}		2.6m	2.1m
長崎地区	長崎市	(橘湾側)	1.9m
		(五島灘側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
	長与町	1.1m	0.9m
時津町	1.1m	0.9m	
諫早・大村地区	諫早市	(有明海側)	3.0m
		(橘湾側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
	大村市	1.1m	0.9m
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	(五島灘側)	1.9m
		(大村湾側)	0.9m
平戸・松浦地区	平戸市	(平戸島東側) ^{*3}	1.6m
		(平戸島西側) ^{*4}	1.6m
	松浦市	2.1m	1.6m
佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久地域を除く)	(大村湾側)	0.9m
		(九十九島側)	1.9m
	東彼杵町	1.1m	0.9m
	川棚町	1.1m	0.9m
	波佐見町		
佐々町	2.4m	1.9m	
壱岐	壱岐市	2.0m	1.5m
上対馬	上対馬	(上対馬東側) ^{*5}	0.9m
		(上対馬西側) ^{*6}	1.1m
下対馬	下対馬	(下対馬東側) ^{*7}	1.1m
		(下対馬西側) ^{*8}	1.2m
上五島	佐世保市(宇久地域)	2.2m	1.7m
	西海市(江島・平島)	2.4m	1.9m
	小値賀町	2.2m	1.7m
	新上五島町	2.2m	1.7m
下五島	五島市	2.2m	1.7m

*1 南島原市北側：深江町、布津町、有家町、西有家町

*2 南島原市南側：北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町

*3 平戸島東側：田平町(平戸大橋以南)及び平戸島東海岸(平戸大橋から野子町追帆崎まで)

*4 平戸島西側：平戸島東側を除く地域

*5 上対馬東側：上対馬町、峰町東側

*6 上対馬西側：上対馬町、峰町西側

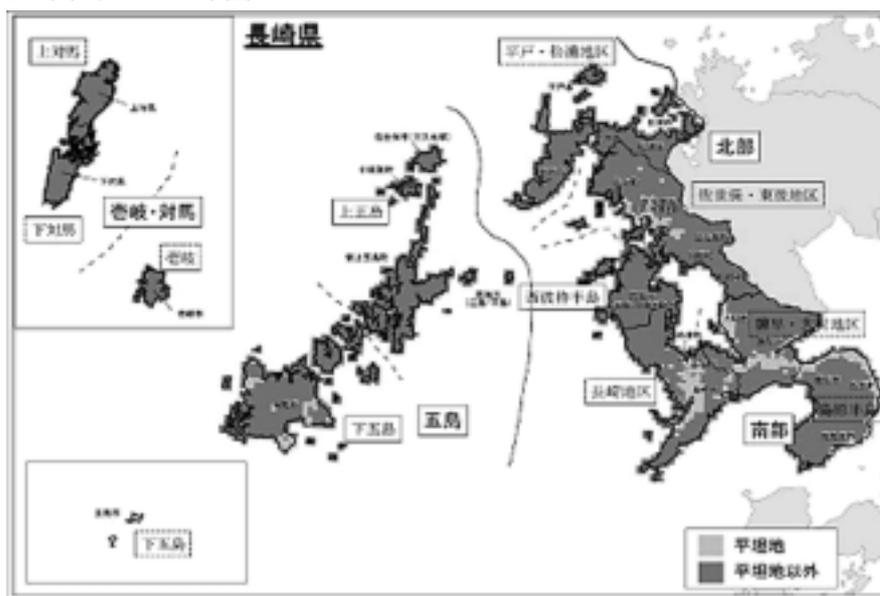
*7 下対馬北東側：豊玉町・美津島町東側

*8 下対馬南西側：厳原町、豊玉町・美津島町西側

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表(別表1～4)の解説】

- 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“-”で示している。
- 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は「長崎県平坦地分布図」を参照。
- 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量70mm 以上」を意味する。
- 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- 洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

長崎県平坦地分布図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

イ 警報・注意報の発表区域

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等をまとめた地域	警報等の発表単位となる市町・地域等名
			（2次細分区域名）
長崎県	南部	島原半島	島原市
			雲仙市
			南島原市
		長崎地区	長崎市
			長与町
			時津町
			諫早市
	諫早・大村地区	大村市	
		西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）
	北部	平戸・松浦地区	平戸市
			松浦市
		佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）
			東彼杵町
			川棚町
			波佐見町
	壱岐・対馬	壱岐	壱岐市
		上対馬	上対馬
下対馬		下対馬	
五島	上五島	佐世保市（宇久地域）	
		西海市（江島・平島）	
		小値賀町	
	新上五島町		
下五島	五島市		

大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されますが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合があります。

- a 発表の基準の欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査した上で、決定する。
- b 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- c 警報・注意報には、防災上特に必要となる事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次の通りとし、簡明な記載を行う。
 - (い つ) 注意警戒すべき期間・・・具体的に示す
 - (どこで) 注意警戒すべき地域・・・現象の中心になると予想される地域
 - (何 が) 注意警戒すべき気象現象など・・・量的な予測

2 海上予報・警報

長崎海洋気象台では、済州島西海上、長崎西海上、女島南西海上を対象に海上予報のほか、天気の変化に応じて下表の海上警報を発表する。

種 類	発 表 基 準
海上風警報	最大風速が28ノット(13.9 _{m/s})以上34ノット(17.2 _{m/s})未満か又は今後予想されるじょう乱に対してその後の発達程度等を加味し、特に警告を必要とする場合に発表する。
海上強風警報	最大風速が34ノット(17.2 _{m/s})以上48ノット(24.5 _{m/s})未満か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。
海上暴風警報	最大風速が48ノット(24.5 _{m/s})以上か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。ただし、熱帯低気圧で最大風速が64ノット(32.7 _{m/s})以上か又は今後64ノット(32.7 _{m/s})以上になることが予想される場合には海上台風警報を発表する。
海上台風警報	最大風速が64ノット(32.7 _{m/s})以上か又は今後予想される熱帯低気圧に対して発表する。
海上濃霧警報	濃霧により視程が0.3海里未満になっているか又は今後予想される海域に対して警告を必要とする場合に発表する。



済州島西海上、長崎西海上、女島南西海上の3海域を一括呼称する場合は九州西方海上と称し、その海域は福岡県と佐賀県との境界線から東経126度31分、北緯34度18分の地点を結ぶ線（唐津湾海域を除く）以南、並びに鹿児島県長島鳴瀬鼻の突端から東経126度42分、北緯28度30分の地点を結ぶ以北の海岸線から300海里以内の海域及び八代海海域の範囲である。

3 土砂災害警戒情報

長崎県と長崎海洋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

（詳細については本編第7章第7節土砂災害警戒情報を参照）

4 長崎県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 長崎県潮位情報

副振動（1）や異常潮位（2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

6 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、長崎県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

8 本明川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。本明川については、九州地方整備局長崎河川国道事務所と長崎海洋気象台が共同で発表する。

(詳細については本編第6章水防計画を参照)

9 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎海洋気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

(詳細については本編第8章消防活動計画を参照)

10 災害時気象支援資料

長崎海洋気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

11 地震・津波に関する警報等

長崎海洋気象台は、気象庁が発表する津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。

(詳細については別冊震災対策編を参照)

なお、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)は、日本放送協会に伝達されるとともに各報道機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。

12 火山現象に関する警報等

長崎海洋気象台は、福岡管区気象台及び気象庁が発表する「雲仙岳」及び「福江火山群」に関する噴火警報、噴火予報等を県内関係機関に伝達する。

(詳細については、第4編第2章各種情報の収集連絡等を参照)

13 防災に関する知識の普及・啓発

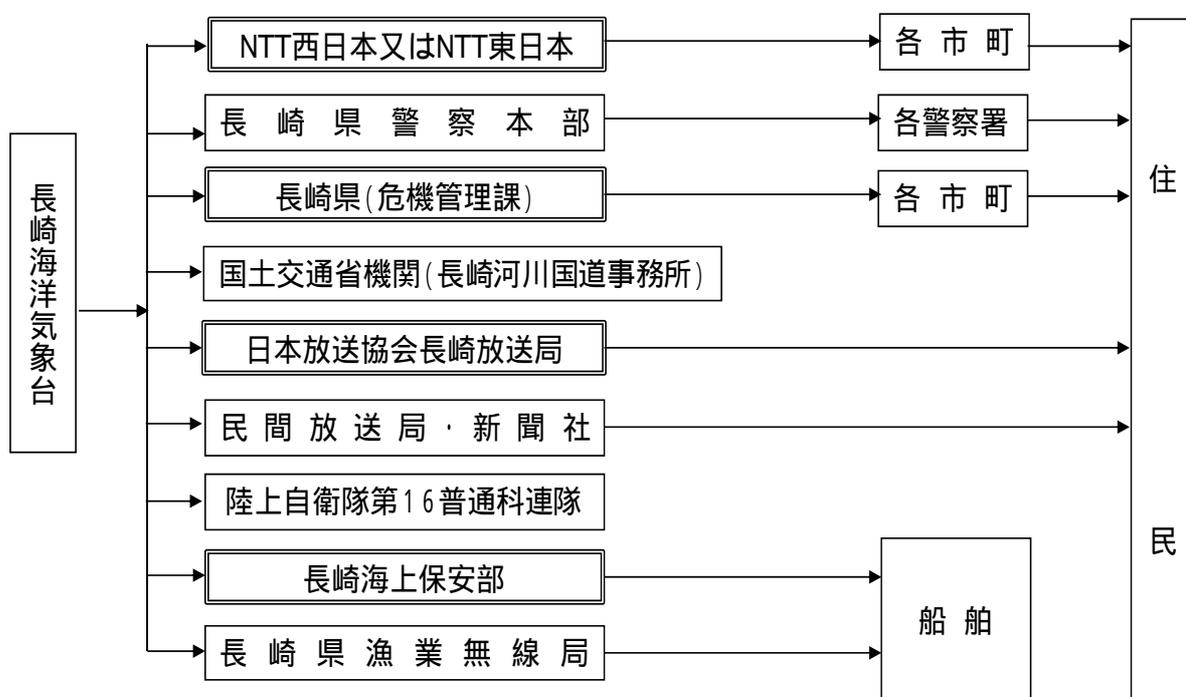
長崎海洋気象台は、長崎県等の防災関係機関、報道機関等と協力の上、気象情報の活用能力の

向上を含めた防災知識の普及・啓発の充実・強化を図り、県民の防災活動を推進する。

- (1) 平常時からパンフレット等の印刷物の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。
- (2) 災害には地域特性があることから、各地域の過去の災害について整理し広く紹介に努める。
- (3) 長崎県等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施し、防災知識の普及・啓発等を図るほか、気象庁の果たす役割の説明等を行う。
- (4) 長崎県、報道機関等とあらかじめ協議の上、高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者に十分配慮した防災気象情報の提供について検討を進める。

14 気象情報の伝達系統

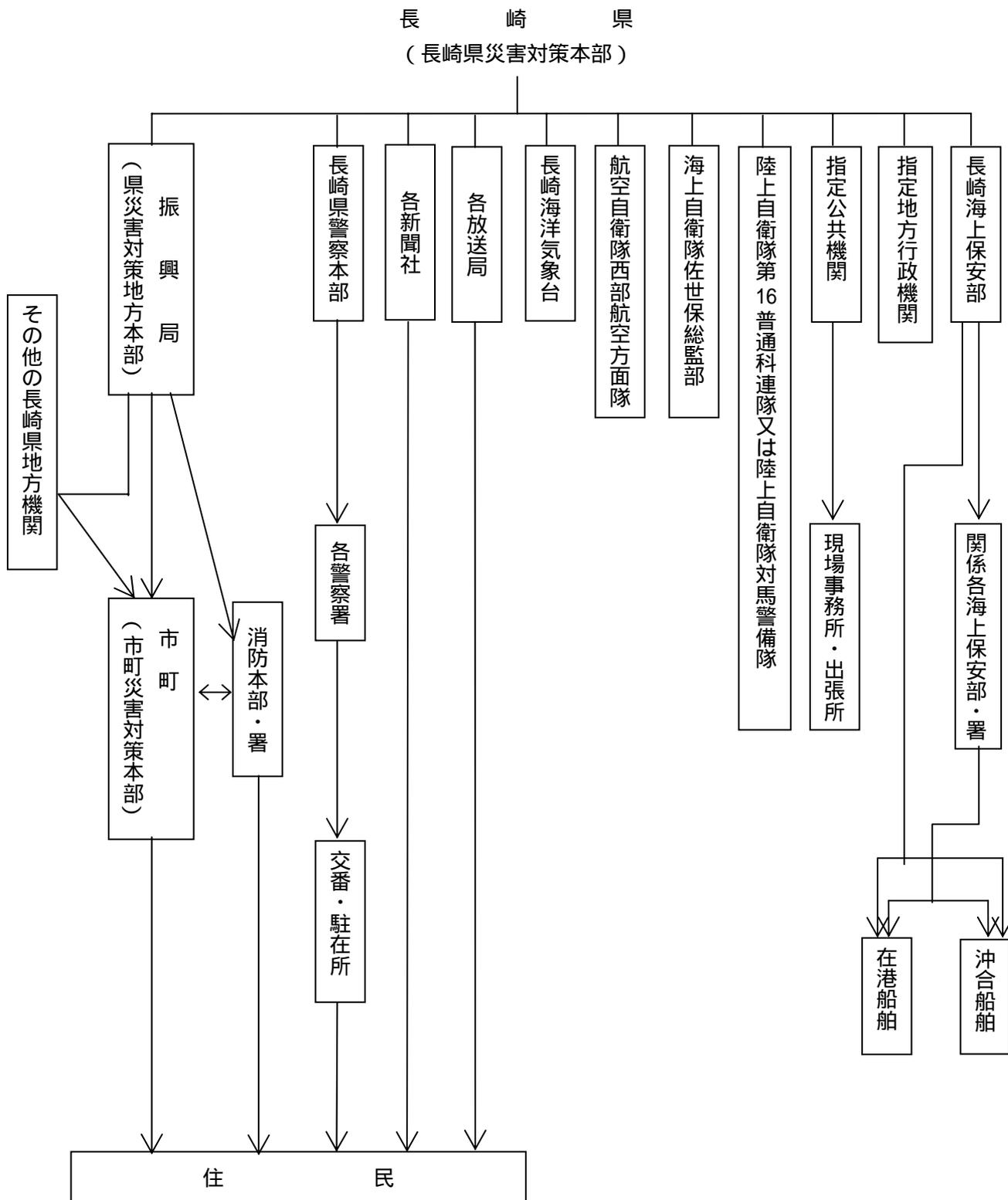
気象警報等の伝達系統



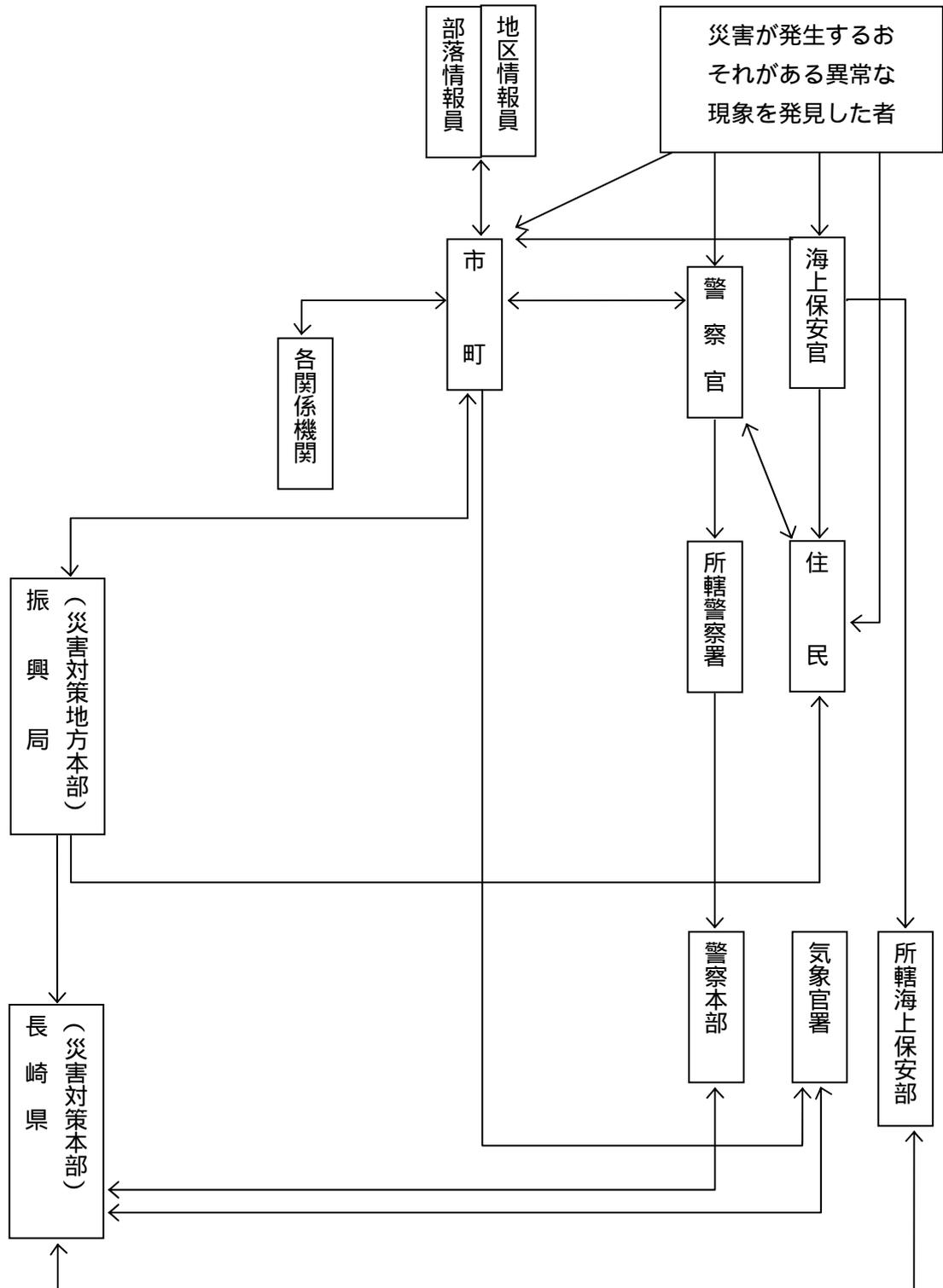
注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 気象警報等をはじめとする各種の防災気象情報は上記伝達系統のほかに、長崎海洋気象台からインターネットを通じて県内市町、消防機関などへ提供されている。

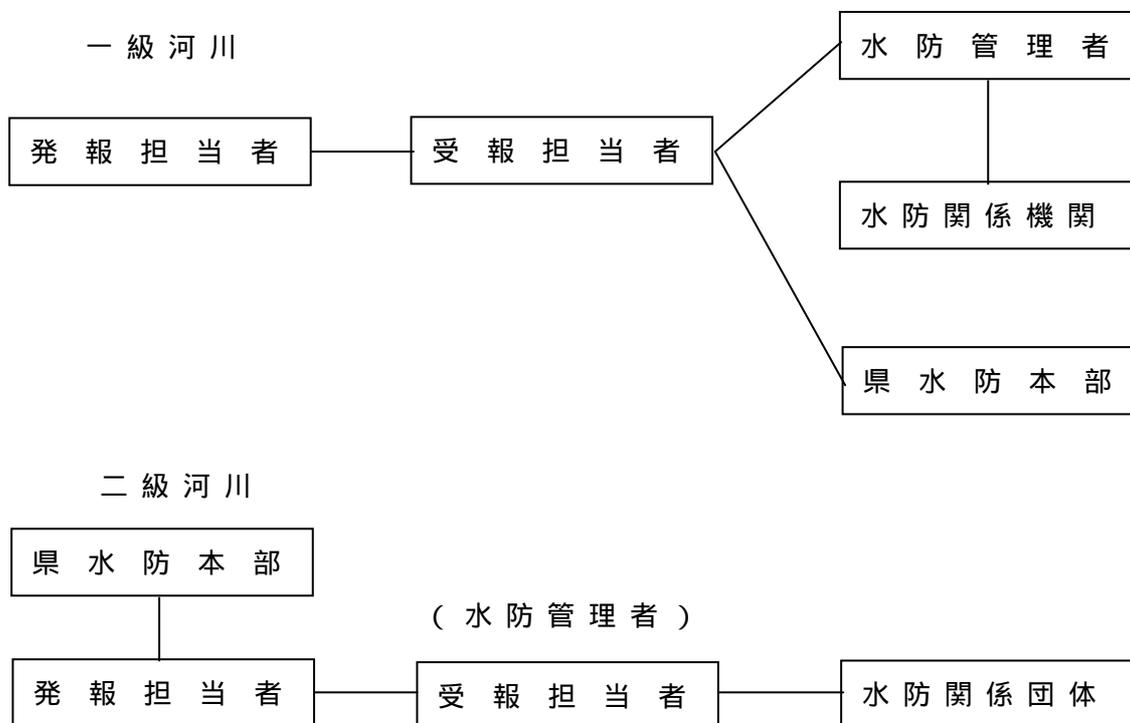
長崎県の災害対策伝達系統図



情報連絡系統図



水防警報等の伝達系統



水系名	河川名	発報担当者	受報担当者	水防管理者
一級河川 本明川	本明川	長崎河川国道事務所 調査第一課長	県央振興局長	諫早市長
〃 〃	半造川	〃	〃	〃
二級河川 相浦川	相浦川	県北振興局長	佐世保市長	佐世保市長
〃 川棚川	川棚川	〃	川棚町長	川棚町長
〃 大上戸川	大上戸川	県央振興局長	大村市長	大村市長
〃 志佐川	志佐川	県北振興局長	松浦市長	松浦市長

第2節 通信施設利用計画

〔 危機管理課：NTT西日本：九州電力：海上保安部
：JR九州：長崎県漁業無線協会：非常通信連絡会 〕

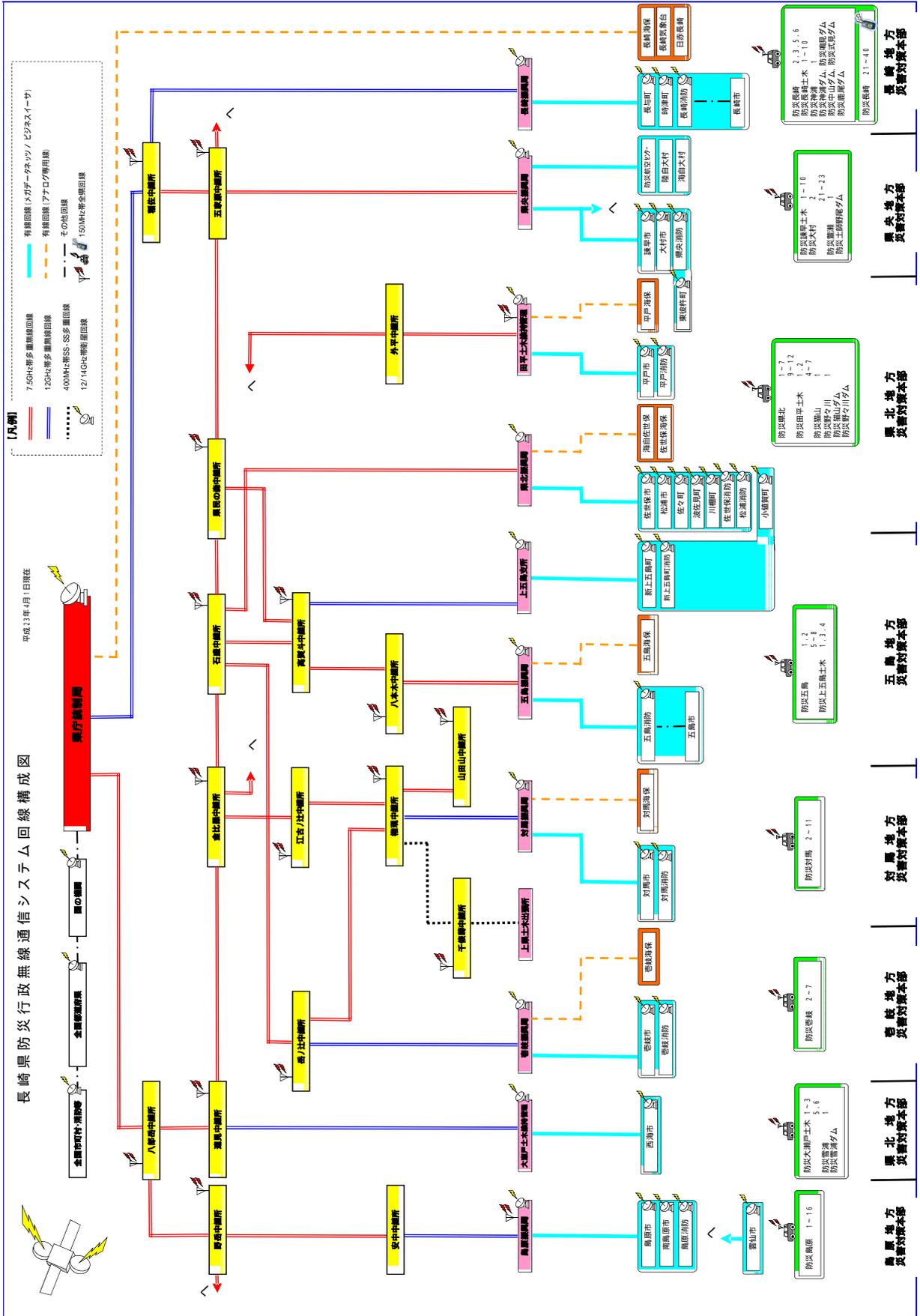
本計画は、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象警報・注意報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

1 長崎県災害対策本部

県本部長（県知事）は災害通報を受けたときは、県地方本部（県下に7地方本部設置）に防災行政無線又は有線通信を利用して通報を伝達し、県地方本部長は管下市町本部長に通報伝達する。

第2章 通信及び情報収集伝達計画



2 NTT西日本長崎支店

(1) 災害時の電信電話通信先の確保対策

ア 災害時の回線復旧順位

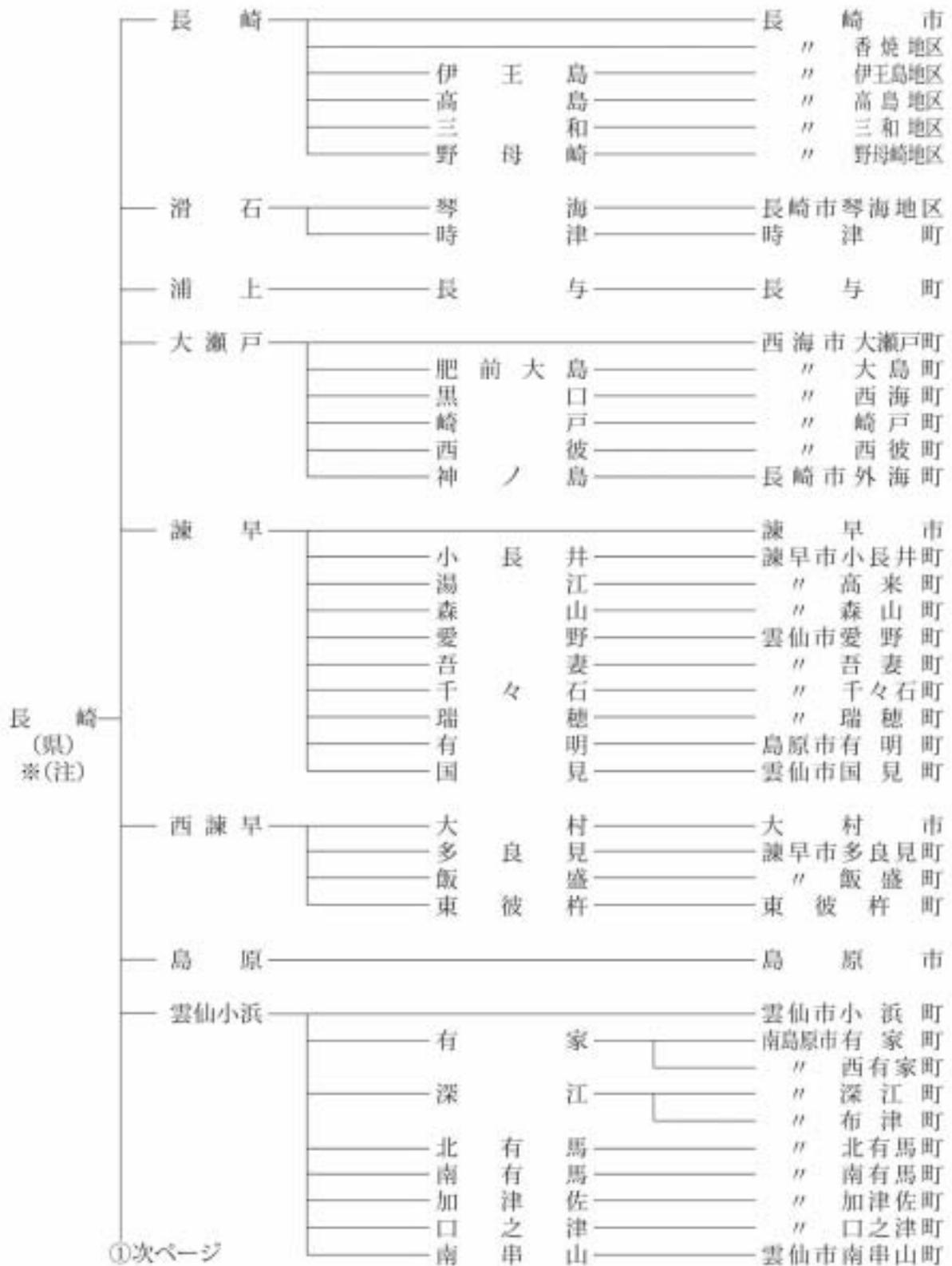
重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

順位	復旧回線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用線サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放映中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

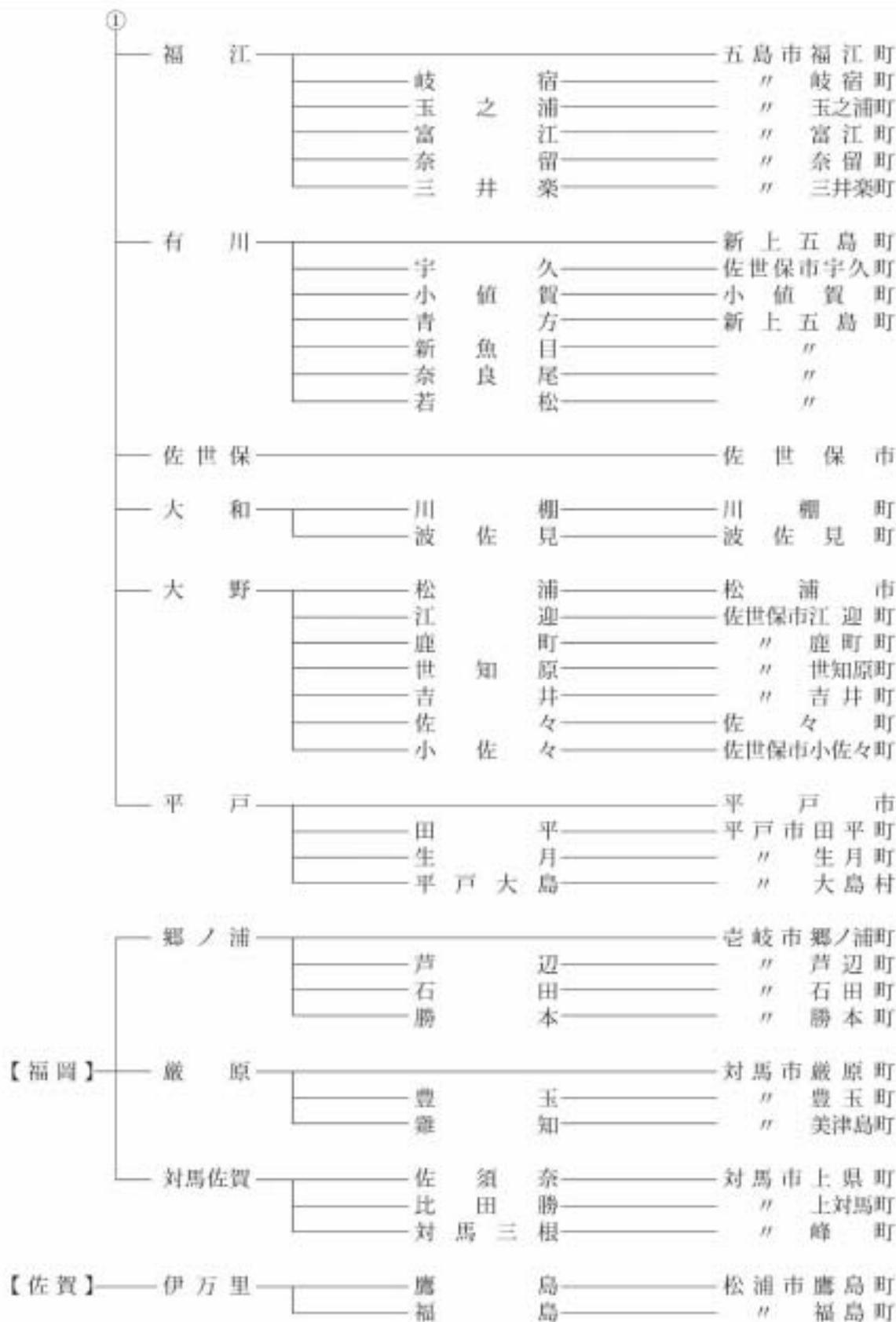
イ 超小型衛星通信方式（ku-1CH）配備状況

県	市町	配置場所	NTT受付支店	記事
長崎	五島市	NTT西日本ホームテクノ九州長崎営業所 福江サービスセンタ	長崎	
〃	新上五島町	NTT西日本ホームテクノ九州長崎営業所 有川サービスセンタ	〃	
〃	長崎市	NTTネオメイト九州支店ネットワーク部 長崎ネットワーク担当	〃	
〃	対馬市	NTT西日本ホームテクノ九州福岡営業所 対馬サービスセンタ	福岡	
〃	壱岐市	NTT西日本ホームテクノ九州福岡営業所 壱岐サービスセンタ	福岡	

市町役場等に対する電話回線系統表



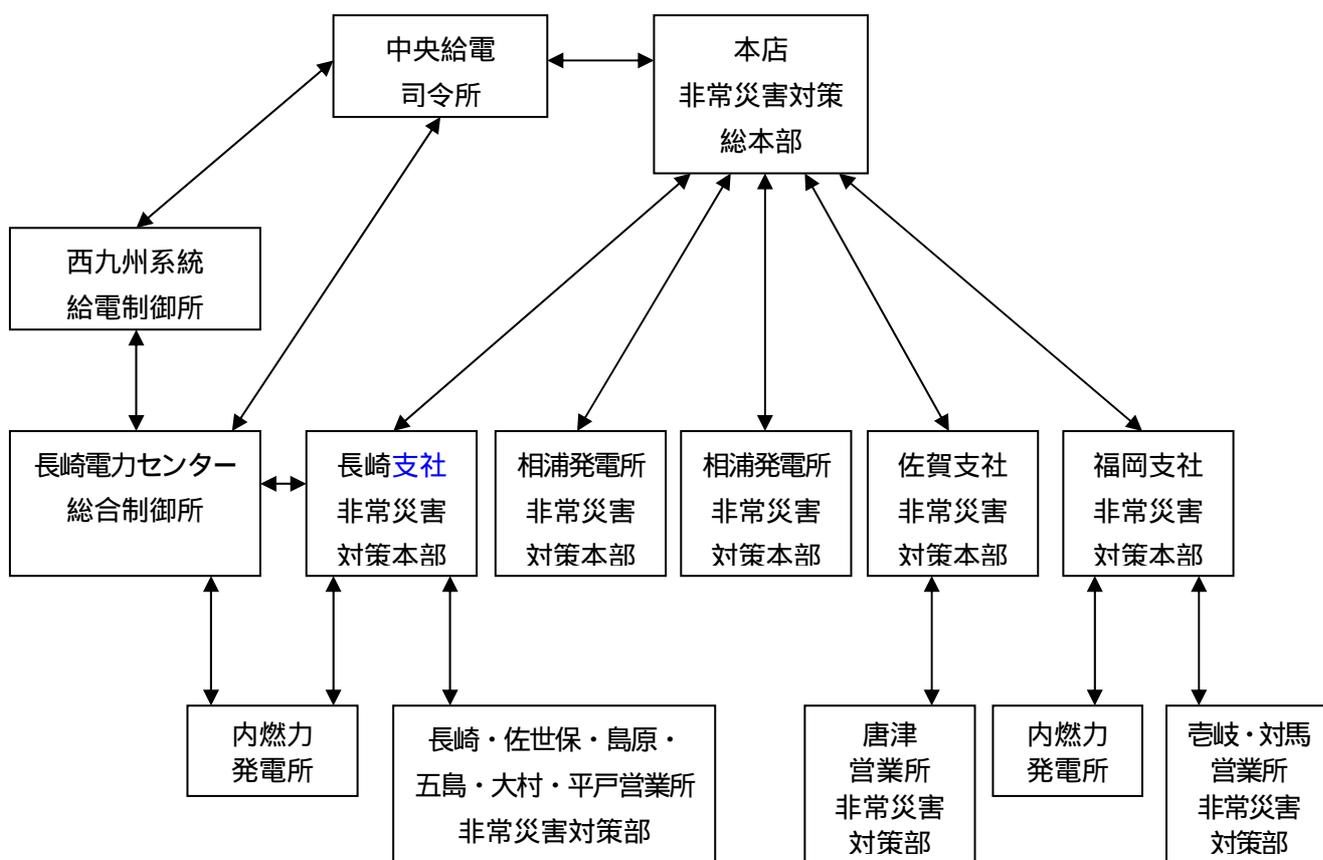
※(注) 宅岐、厳原エリアへの通話は福岡経由となる。



3 九州電力

災害情報連絡通信系統は、平常時には給電のルートにより、非常災害対策本部設置後は非常災害対策措置要則で示された非常災害対策指令系統によって行われる。とくに気象状況については、支店、主要発電所において風向、風速、雨量、気圧等の気象観測装置が設置され、時々刻々の状況を本店に通報する。また長崎海洋气象台とも連絡をとり気象通報を受け、速やかに離島発電所など遠隔地まで周知徹底をはかる。

非常災害対策指令系統
非常災害対策本部設置後の指令系統



4 海上保安部

(1) 通常通信連絡系

県内各海上保安部署等の通常通信連絡系統は別表1のとおりである。

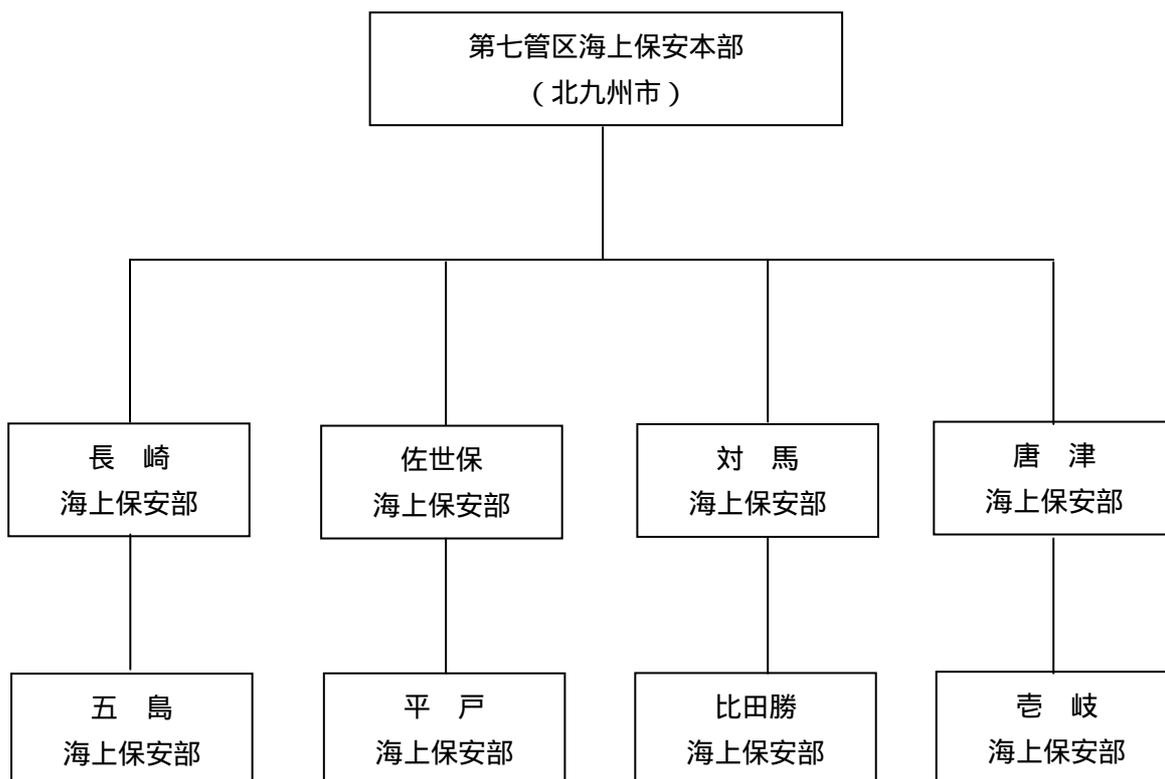
海上保安部署と巡視船艇等相互間の通信は無線通信で行う。

(2) 有線障害時の無線通信系

有線障害時は、臨時の応急回線の設定及び固定波等により実施する。

別表1

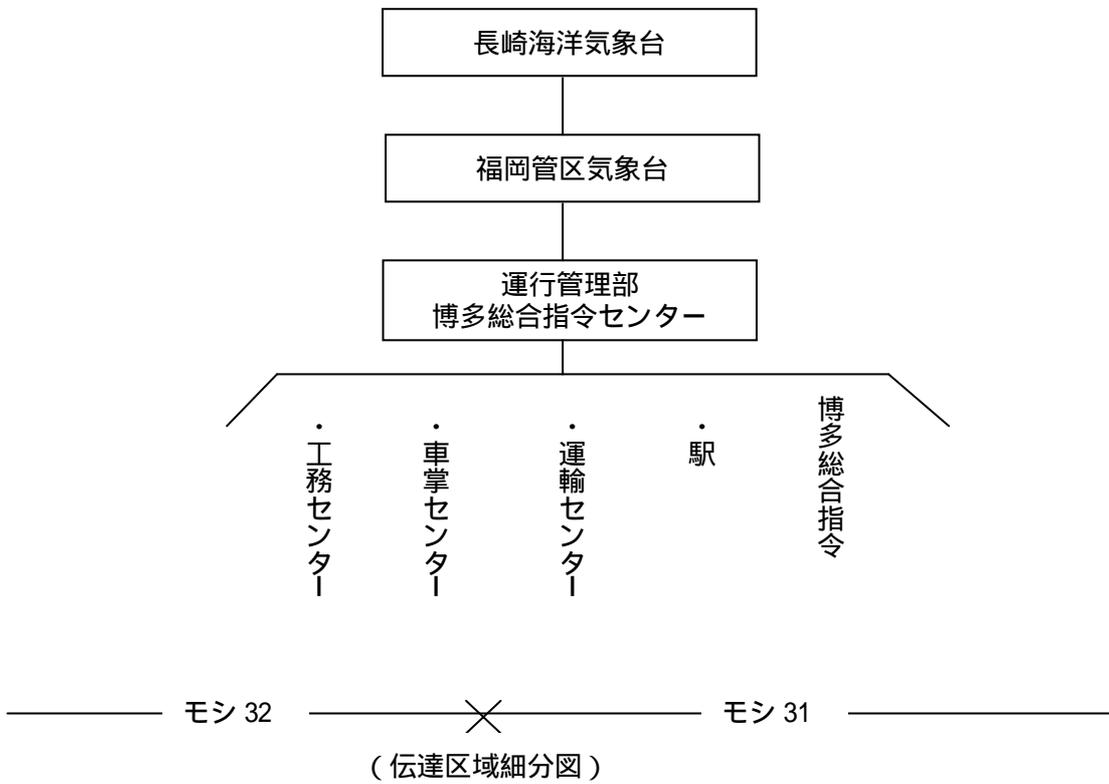
通 信 系



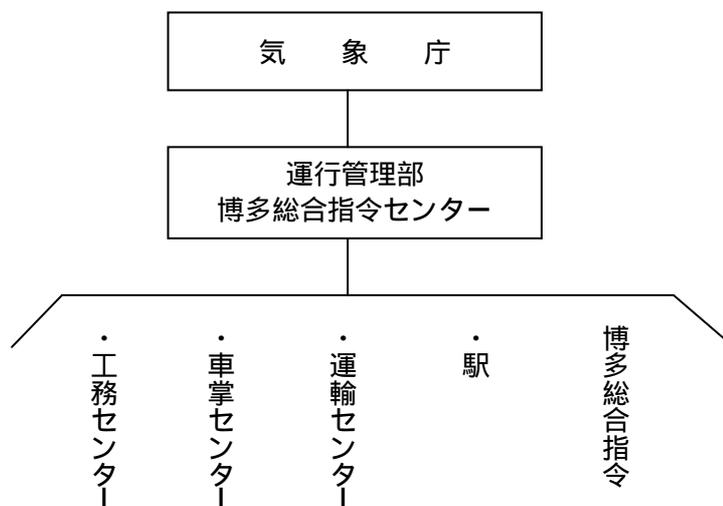
5 JR九州

JR九州関係の気象通報及び津波警報伝達系統は、別表1，別表2のとおりである。

別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統



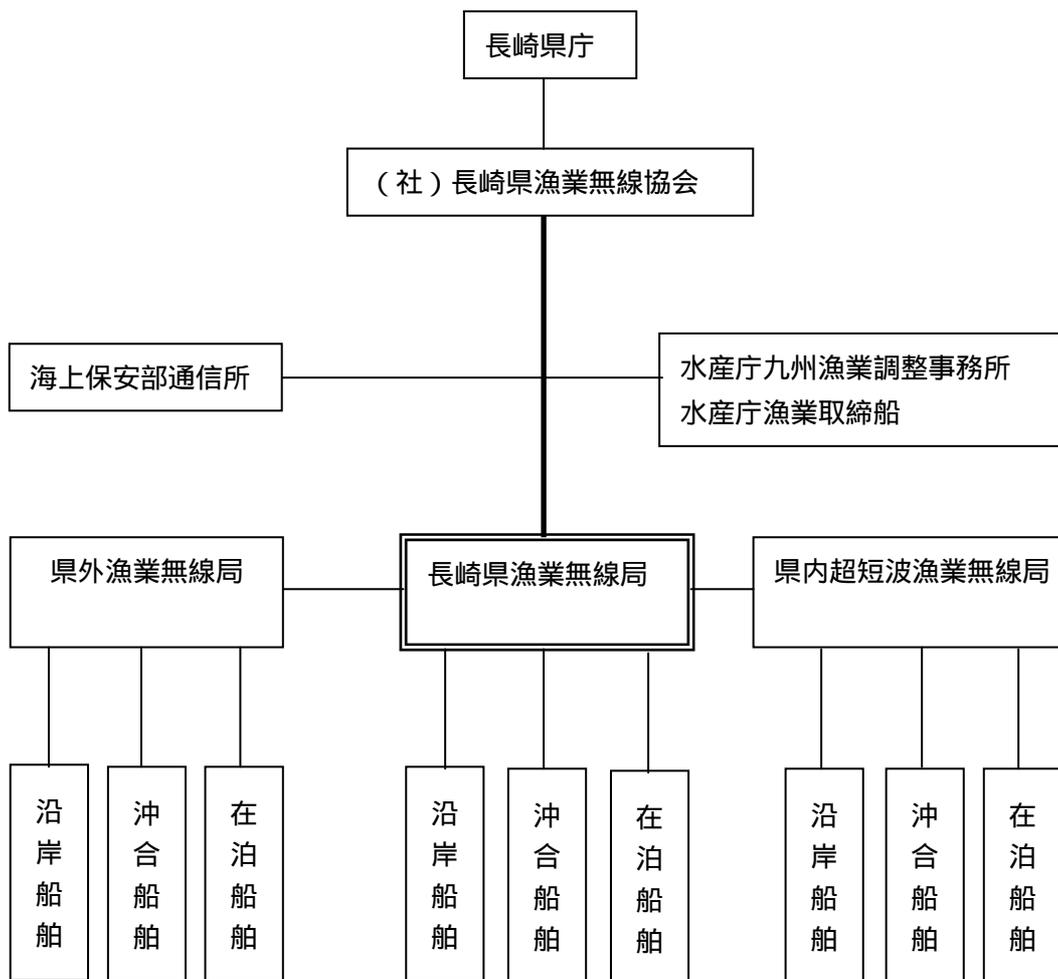
別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統



6 (社)長崎県漁業無線協会

長崎県漁業無線局を運営、漁業通信を行っているが、非常無線通信が発動されると優先的に非常通信を取り扱う。連絡可能先は、所属の漁船、県内漁業協同組合運営の超短波漁業用無線局、県外漁業無線局および海上保安部通信所と(4,630KHzを使用せず)連絡可能である。

(長崎県庁) 漁業無線系統図



7 通信と絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から市町役場（市町本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。また一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

8 非常無線通信の運用

無線局は平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことができる。（電波法第52条）

長崎地区非常通信連絡会（会長危機管理課長）は、このような場合構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

（1）非常無線の内容等

- ア 人命の救助に関するもの。
 - イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの。
 - ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令。
 - エ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
 - オ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
 - カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの。
 - キ 遭難者の救護に関するもの。
 - ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
 - ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
 - コ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの。
 - サ 救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- なお、上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。

（2）非常無線通信の利用

無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱うものとする。
なお、頼信する際には「非常」の表示をして差出すものとする。

- ア 官庁（公共企業を含む）及び地方自治体
- イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長会
- オ 電力会社

カ 地方鉄道会社

キ 報道機関

なお、無線局の免許人において、上記各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常無線通信を行う機関

ア 公衆通信

日常使用している電話局等扱のもの

イ 防災行政無線

防災行政無線固定局相互間及び移動無線

ウ 警察通信

警察本部、警察署、派出所、駐在所相互間の有線及び無線

エ 電力通信

九電本店、支社、お客さまセンター（営業所含む）、電力センター（電力所含む）、発電所相互間の有線、無線及び移動無線

オ 鉄道通信

各駅間の有線、長崎駅、早岐駅の無線及び移動無線

カ 漁業無線

漁業無線局相互間、及び漁業基地局、漁船局の無線

キ 海上保安庁無線

所属無線局相互間、及び所属船艇との無線

ク アマチュア無線

アマチュア局相互間の無線

ケ 孤立防止用無線機（Ku-1ch移動可能）

役場等の設置場所から電話局を経由して、全国の加入電話と通信

コ 水防・道路用無線

国土交通省各機関相互の無線通信系統及び移動無線

サ その他

検察庁及びNHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎等放送機関の有線・無線、船舶無線、タクシー無線の利用についても研究しておくこと。

(4) 非常通報の頼信手続

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文(わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。)

ウ 発信者名(本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。)

エ 非常の表示(「非常」と漢字で書く。)

オ 発信人の住所、氏名、電話番号(漢字で書く。)

(5) 非常通報の頼信

ア 最も近い無線局又は附近の移動局(無線カー、パトカー、タクシー、漁船等)を利用する。

イ 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれでも差つかえない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分把握するとともに、予め協力要請を行うなど災害時に的確に活動出来るよう事前対策を講じておく必要がある。

非 常 通 報 用 紙

受取人						
	電 話	番	内 線	番		
発信人						
	電 話	番	内 線	番		
	発信番号		発信日時	年	月	日 時 分
非 常						

自局の通報取扱記録

取扱区分	受信人	受付局	中継局	着信局	受取人	
伝送方法	無線		有線		使送 ()	
	VHF	UHF	SHF	孤立	災害	防災 FAX
取扱機関及び開始、終了時刻						
→		自 局	→			
自 局 名			取 扱 者			

長 崎 地 区 非 常 通 信 連 絡 会

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

(危機管理課)

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、県防災会議委員の属する機関に通報、又は国の関係各機関へ報告を行うものとする。

(2) 市町

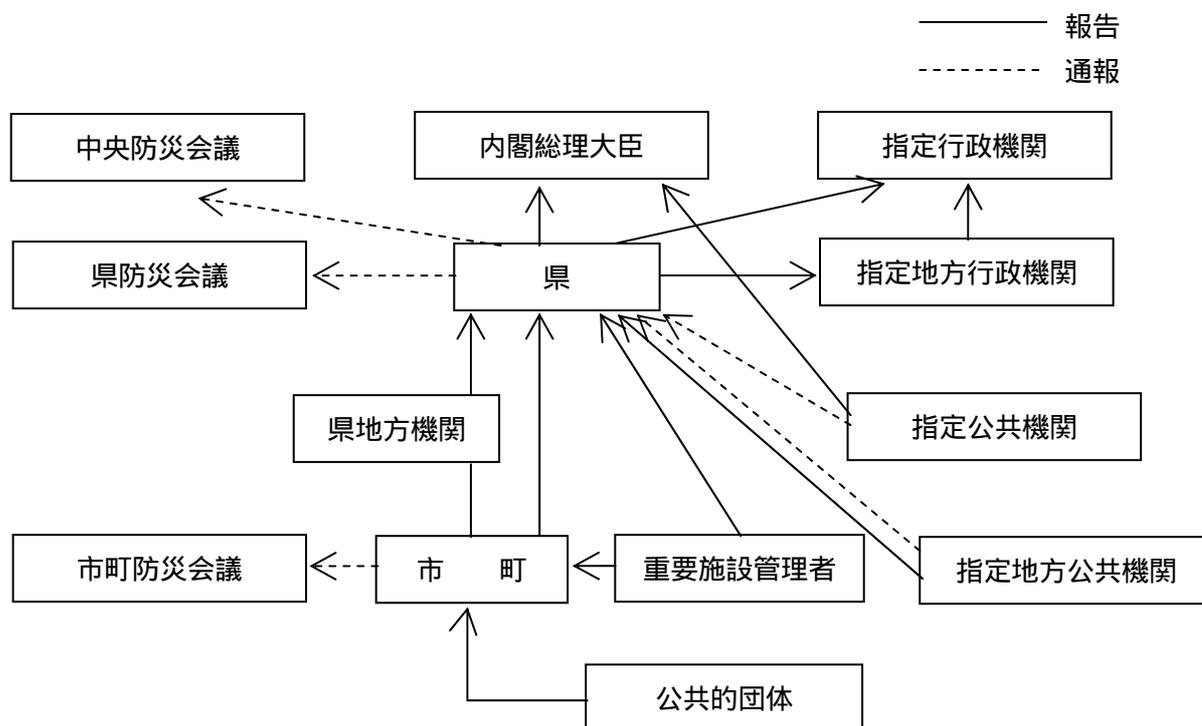
市町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、本省等、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(資料編2 防災機関の緊急連絡先一覧表)

総合的な災害情報収集系統図



2 被害等の調査

(1) 県

市町、県等の地方機関の応援要請を受けた場合、又は知事が必要と認めた場合は、調査班を編成して調査にあたらせるものとする。

(2) 市町

ア 被害等の調査にあたっては、調査班等を編成して迅速に行うものとするが、市町単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。

ウ り災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

(3) 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。また市町、県及び県等の地方機関から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

(4) 県等の地方機関

県等の地方機関における被害等の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、異った被害等についてそれぞれ調査するものとする。また市町から応援要請があった場合もしくは地方機関の長において必要があると認めた場合は調査班を編成して調査行うものとする。

3 被害の認定基準

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

注) 「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については「4 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。
- エ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- キ 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- コ 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものは報告するものとする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他にこれに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、ア～ケを除く住家等の被害とする。

4 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成24年3月9日付け消防応第49号に基づき以下のとおり定める。

ア 「死者」について

(1) 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

死体を確認したもの（身元不明のものを含む）

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

(2) 死者の計上場所について

原則、被災地（「本人が実際に害を被った場所（市町村）以下、同じ」）で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

津波や土砂崩れに巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なる場合

被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	死体発見場所で計上
大規模災害時等において、住民等によって病院又は検案場所等に搬送された死体で、死体発見場所の記録が無く、また、被災地も不明な場合	死亡届けに記載のある「死亡したところ」で計上
被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

災害により被害を受けた後病院施設又は避難所などに移動し、その異動先で死亡した場合（（1）に掲げるケース）

被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上

イ 「行方不明者」について

(1) 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの

当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上
被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

ウ 負傷者（重傷者・軽傷者）について

(1) 行方不明者の扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のに掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「3 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「3 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
ウ(1) に掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した市町で計上

5 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

県が消防庁に報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 都道府県または市町が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

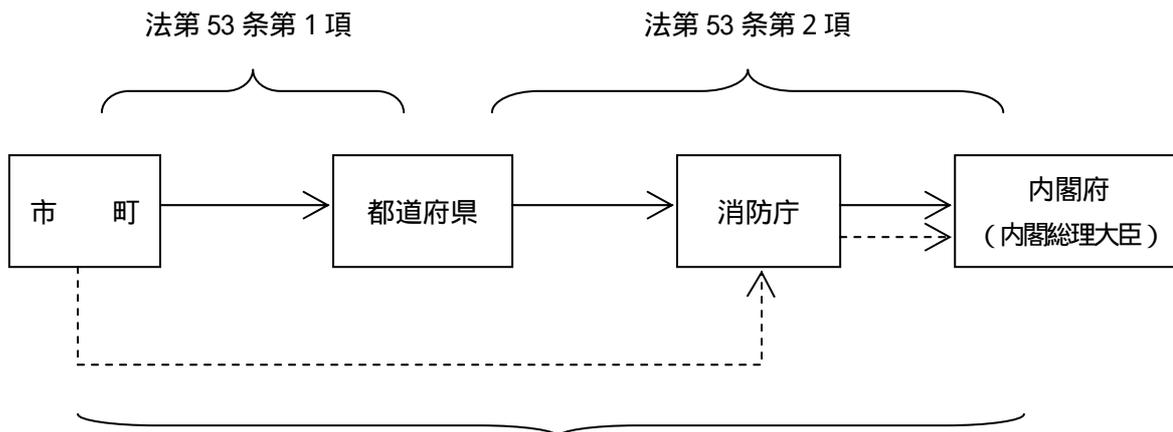
種 別	様 式	適 用
災害概況即報	別紙様式1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式2 " 3	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別 表 1	他の法令または通達等に基づき、市町長が知事に対して行うものである。

別表2 被害報告処理系統図（市町 県）

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- エ 災害対策基本法に基づき県（又は市町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



都道府県に報告できない場合（法第53条第1項かつこ書）

[長崎県危機管理課連絡先]		
本課	TEL	095-824-3597
	FAX	095-821-9202
防災室	TEL	095-825-7855
	FAX	095-823-1629
本課	TEL (無線)	1118-2143
	FAX (無線)	111-7228
防災室	TEL (無線)	1118-3731
		3733
	FAX (無線)	111-7338

[消防庁連絡先]	
1. 平日 (9:30 ~ 18:15) 応急対策室	(NTT回線)
電話	03-5253-7527
FAX	03-5253-7537
(消防防災無線)	
電話	TN-90-49013
FAX	TN-90-49033
(地球衛星通信ネットワーク)	
電話	TN-048-500-90-49013
FAX	TN-048-500-90-49033
2. 上記以外宿直室	(NTT回線)
電話	03-5253-7777
FAX	03-5253-7553
(消防防災無線)	
電話	TN-90-49013
FAX	TN-90-49036
(地球衛星通信ネットワーク)	
電話	TN-048-500-90-49102
FAX	TN-048-500-90-49036

別紙様式1

災 害 概 況 即 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
市 町 村 名	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

(市町 地方本部 県本部)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

第2章 通信及び情報収集伝達計画

別紙様式2

被害状況報告

(市町 地方本部)

市町名		月日時現在						
被害者名		即速・確定						
区	分	被害						
人的被害	死者	1	人					
	行方不明者	2	人					
	負傷者	3	人					
	軽傷	4	人					
住家被害	全壊	5	棟					
		6	世帯					
		7	人					
	半壊	8	棟					
		9	世帯					
		10	人					
	一部破損	11	棟					
		12	世帯					
		13	人					
	床上浸水	14	棟					
	15	世帯						
	16	人						
床下浸水	17	棟						
	18	世帯						
	19	人						
計	20	千円						
非住家	公共建物	21	棟					
	その他	22	棟					
その他	田	23	ha					
	流失・埋没	24	ha					
	畑	25	ha					
	流失・埋没	26	ha					
	冠水	27	箇所					
	文教施設	28	箇所					
	病院	29	箇所					
	道路	30	箇所					
	橋りょう	31	箇所					
	河川	32	箇所					
港湾	33	箇所						
砂防	34	箇所						
清掃施設	35	箇所						
崖くずれ	36	箇所						
鉄道不通	37	箇所						
被害船舶	38	隻						
水道	39	戸						
電話	40	回線						
電気	41	戸						
ガス	42	戸						
ブロック塀等	43	箇所						
り	災世帯数	44	世帯					
り	災者数	45	人					
火災発生	建物	46	件					
	危険物	47	件					
	その他	48	件					
公共文教施設	49	千円						
農林水産業施設	50	千円						
公共土木施設	51	千円						
その他の公共施設	52	千円						
小計	53	千円						
公共施設被害市町村数	54	団体						
その他	農業被害	55	千円					
	林業被害	56	千円					
	畜産被害	57	千円					
	水産被害	58	千円					
	商工被害	59	千円					
その他	60	千円						
被害総額	61	千円						
災害対策本部設置			月	日	時	分		
災害救助法適用			月	日	時	分		
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

別紙様式3

被害状況報告

速報
確定

月 日 時 分現在

地方本部 ()

(地方本部 県本部)

市 町 村 名																						
区 分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害		
人的被害	死者	1	人																			
	行方不明者	2	人																			
	負傷者	重傷	3	人																		
		軽傷	4	人																		
	住家被害	全壊	5	棟																		
			6	世帯																		
			7	人																		
		半壊	8	棟																		
			9	世帯																		
			10	人																		
		一部破損	11	棟																		
			12	世帯																		
		床上浸水	13	人																		
			14	棟																		
	15		世帯																			
	床下浸水	16	人																			
		17	棟																			
		18	世帯																			
		19	人																			
	計	20	千円																			
非住家	公共建物	21	棟																			
	その他	22	棟																			
田	流失・埋没	23	ha																			
	冠水	24	ha																			
畑	流失・埋没	25	ha																			
	冠水	26	ha																			
その他	文教施設	27	箇所																			
	病院	28	箇所																			
	道路	29	箇所																			
	橋りょう	30	箇所																			
	河川	31	箇所																			
	港湾	32	箇所																			
	砂防	33	箇所																			
	清掃施設	34	箇所																			
	崖くずれ	35	箇所																			
	鉄道不通	36	箇所																			
その他	被害船舶	37	隻																			
	水道	38	戸																			
	電話	39	回線																			
	電気	40	戸																			
	ガス	41	戸																			
ブロック塀等	42	箇所																				
り	災害世帯数	43	世帯																			
り	災害者数	44	人																			
火災発生	建物	45	件																			
	危険物	46	件																			
	その他	47	件																			
公共文教施設	48	千円																				
農林水産業施設	49	千円																				
公共土木施設	50	千円																				
その他の公共施設	51	千円																				
小計	52	千円																				
公共施設被害市町村数	53	団体																				
その他の被害	農業被害	54	千円																			
	林業被害	55	千円																			
	畜産被害	56	千円																			
	水産被害	57	千円																			
	商工被害	58	千円																			
その他	59	千円																				
被害総額	60	千円																				
災害対策本部	設置	月日時分																				
	解散	月日時分																				
災害救助法適用	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
消防職員出動延人数	人																					
消防団員出動延人数	人																					

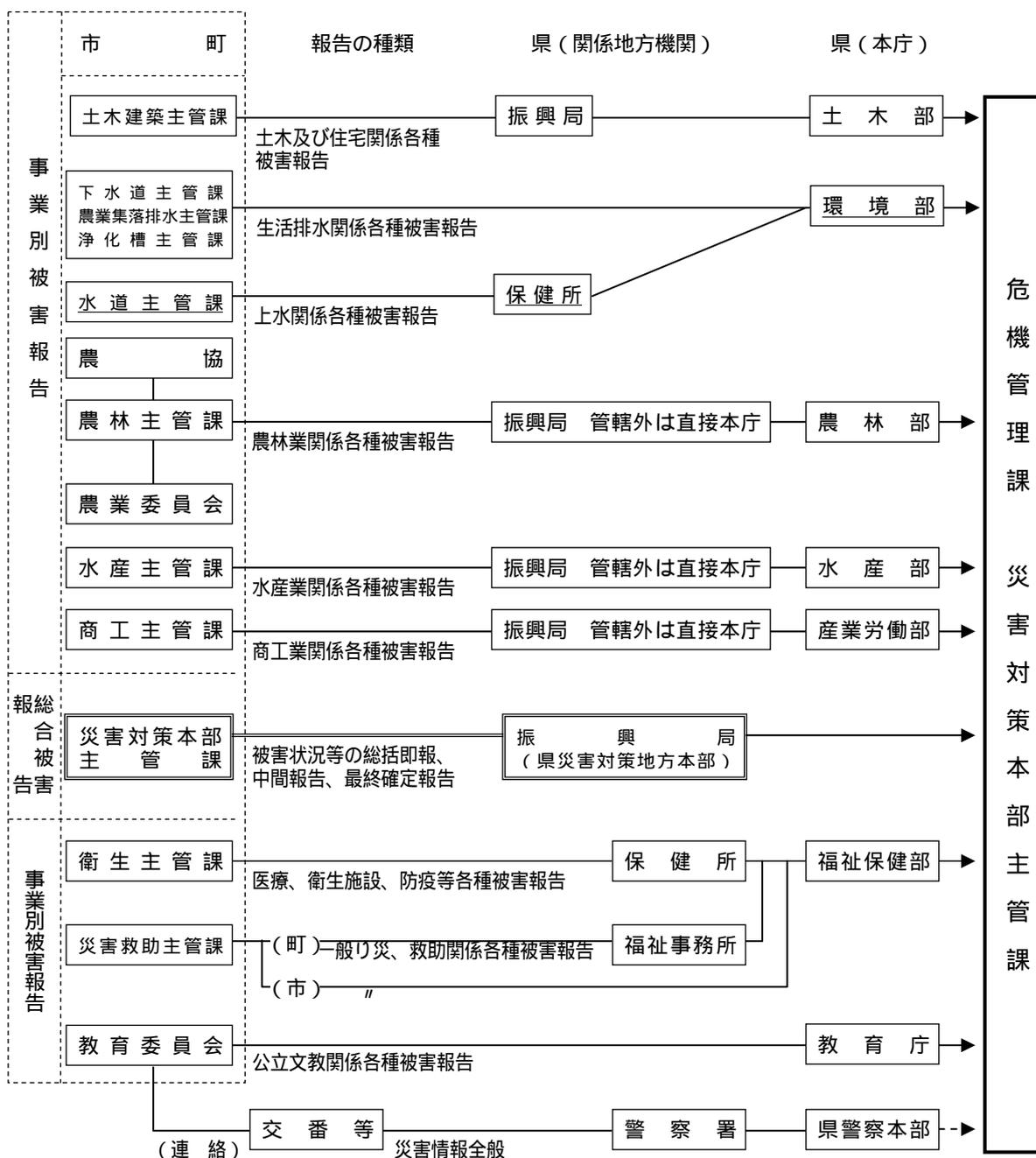
別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	"	"	消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接（市） 福祉事務所（町）	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	注1
	"	"	"	防疫活動報告	"
	水環境対策課	"	水道	水道施設被害報告 （被害・断減水状況）	厚生労働省通知
	"	"	公共土木	都市施設被害報告 （下水道関係）	公共土木国庫負担法
	"	"	農林	農地農業用施設被害報告 （農業集落排水関係）	農林施設暫定法
	"	"	環境	衛生施設被害報告 （浄化槽市町村設置分）	災害対策基本法
	資源管理課	振興局 （但し、長崎・県央・島原振興局管内は直接）	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	"	"	"	
	漁港漁場課	"	"	"	
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官 依命通知
	農村整備課	"	"	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	"	"	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	"	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依命通知
	農林整備室	"	"	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	"	"	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	都市計画課	"	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	"	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	"	"	農林省所管 漁港施設被害報告	"
	河川課	"	"	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	"
	住宅課	"	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報 告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確 定	漁船	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設、養殖施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省経営局
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確 定	家畜・畜産物	農林水産省経営局
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

別表2 被害報告処理系統図(市町 県)



第3章 災害広報計画

(広報課：危機管理課：報道機関)

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を県民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1 実施機関

各機関

2 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、放送、新聞、インターネット、広報車等の広報媒体を通じて県民に広報するものとする。

- ア 防災関係機関の体制及び活動状況
- イ 気象情報
- ウ 被害状況の概要
- エ 県民に対する協力要請及び注意事項
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 道路情報
- キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- ア 被災の状況及び地区住民のとるべき措置
- イ 避難の指示勧告
- ウ 救護活動及び災害応急対策の状況

(3) 災害報道

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。

(4) 応援協力

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

第4章 公安警備計画

第1節 災害警備実施方針

(県警察本部)

県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第2節 災害に備えての措置

(県警察本部)

県警察は災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部及び警察署それぞれにおいて災害警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

1 警備体制の整備

(1) 職員の招集・参集体制の整備

県警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めることとともに、随時見直しを図るものとする。

(2) 広域緊急援助隊の整備

広域緊急援助隊が、大規模災害発生時等に直ちに出勤できるよう、平素から隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立、装備資機材の整備等を図るものとする。

(3) 災害警備用装備資機材の整備充実

県警察は、災害の発生に備え迅速的確な対処ができるよう、災害警備用装備資機材等の整備充実を図るものとする。

(4) 警察施設等の災害対策

県警察は、災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要性を考慮し地震や水害に強い構造とするものとする。

(5) 教養訓練の実施

県警察は、災害についての知識、具体的活動要領等についてマニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、計画的に反復して教養訓練を行い、災害発生時に的確な行動ができるようにするものとする。

さらに、広域緊急援助隊員を中心に機動隊員等の高度な災害警備能力の育成に努めるとともに、隊員の招集態勢等を随時見直すなどして、災害発生時に迅速に警備体制が確立できるよう配慮するものとする。

(6) 災害警備用物資の備蓄等

県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講じるものとする。特に警備部隊については、自活用としての食料（2～3日分）及び飲料水、所要の簡易待機所等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集の手段及び方法

- ・県警察は、大規模災害発生時に、通信指令課からの指示の下に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ通信指令課等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。
- ・ヘリコプターテレビ伝達システム・交通監視カメラ等の画像情報を収集・連絡する資機材の平素からの積極的な活用を図るものとする。
- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡が行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- ・災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。
- ・警察署、交番等のファックスネットワークを災害発生時に積極的に活用するものとする。

(2) 被災状況の把握及び評価

県警察は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の集約のほか、通信指令課、災害警備本部等において、被災地から報告される人的・物的被害に関する情報に基づき、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

3 情報通信の確保

(1) 通信の確保

県警察は、災害発生時の通信の確保のため、長時間停電時における通信用非常電源の確保、無線中継所等の代替施設及び衛星通信によるバックアップ通信回線の確保等に努めるものとする。

4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 具体的被害想定に基づく交通規制の見直し

県警察は、今後発生しうる災害の具体的被害想定に基づく、緊急交通路の指定、交通検問所の選定等を行い、交通規制の見直しを行う。

(2) 交通規制計画の広報

県警察は交通規制の実施に関して、広報媒体を活用して、交通規制の実施予定箇所等を事前に県民に周知を行う。

(3) 緊急個通車両の事前届出制度の周知

県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会
が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる届出制度の周知を図る。

(4) 信号機電源付加装置の整備促進

県警察は、災害時の停電による緊急交通路の滅灯対策のため、信号電源付加装置及び可
般式発電機の整備を進める。

(5) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進

地震発生時の津波対策として、信号制御機の取付位置を高くするとともに強度強化等
を図り、津波等にも耐えうる信号機の整備促進を図る。

(6) 交通情報把握のための施設整備促進

県警察は、警察署、高速道路警察隊をはじめ現場の現場の警察官、関係機関等からの情報
に加え、I T V（交通流監視カメラ）車両感知器を活用して、通行可能な道路や交通状況を
迅速に把握するための施設整備を図る。

また、交通規制箇所を県民に周知するため、情報板の整備促進を併せて行う。

(7) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するもの
とする。

ア 走行中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状
況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得
ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エン
ジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難
する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行わ
れている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限
されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以
外の場所

・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、
緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移
動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないと
きは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、
車両等を破損することがあること。

5 避難誘導の措置

(1) 避難場所等の周知徹底

県警察は、地方公共団体と協力し、又は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

(2) 管理者に対する要請

県警察は、デパート、劇場等多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

6 住民等の防災活動の推進

(1) 防災訓練の実施

県警察は、県防災会議の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮するものとする。

(2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及

県警察は、平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努める他、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

(3) 災害時要援護者に対する配慮

県警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(4) 企業における防災思想の普及

県警察は、企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドトバイス等を行うものとする。

7 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

8 災害危険箇所等の調査

県警察は、平素から管轄区域内の地盤、地質、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所及び事故災害関連施設等について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

9 重要施設の警戒

県警察は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

第3節 災害発生時における措置

(県警察本部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県警察がとるべき措置は、以下の通りとする。

1 警備体制

(1) 職員の招集・参集

県警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 広域的な応援体制

県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要求を行うものとする。また、他都道府県で大規模災害の発生を認知したときは、あらかじめ定められたところにより、速やかに応援体制を整備するものとする。

(3) 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

2 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び連絡

県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に対し、速やかに連絡するものとする。また、二次災害についても同様に把握及び連絡するものとする。

(2) 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー・白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせることとする。

県警察は、夜間、荒天時等特別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁・九州管区警察局に対してヘリコプターテレビシステム・交通監視カメラ等の画像情報を伝達するものとする。

3 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害情報に基づき、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急救助隊等を迅速に投入するものとする。

(2) 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署の署長は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成する。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

4 避難誘導等

(1) 火山災害

火山情報の伝達

県警察は、噴火警報、火口周辺警報等が発表された場合には、速やかに交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

避難誘導

県警察は、警戒区域が設定された場合には、適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、災害時要援護者に配慮するものとする。

(2) 風水害

警報等の伝達

県警察は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握した場合は、関係機関との連携を図りながら交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。

避難誘導

県警察は、風水害発生のおそれがある場合には、関係機関団体と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、その結果、危険と認められる場合には、住民等に対し、以下の点に留意し、避難広報・誘導をするものとする。

- ・住民等への避難勧告の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努める。
- ・避難広報・誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。
- ・ヘリコプター、船舶などによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- ・情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努める。

(3) 地震災害

県警察は、地域住民等の避難誘導等にあたり、以下の事項に留意するものとする。

- ・被災地域、災害危険箇所等の現場現状を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- ・避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど災害時要援護者に配慮する。

(4) 津波災害

県警察は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による災害の発生が予想される場合は、津波警報・注意報を迅速かつ正確に関係自治体へ伝達し、沿岸住民及び船舶等への広報を実施するとともに、必要に応じて、速やかに避難の指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(5) 事故災害

県警察は、被害が拡大するおそれがある場合には、関係機関と緊密に連携しながら迅速に立ち入り禁止区域を設定するとともに、地域住民などに対する避難誘導を迅速かつ的確に行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

5 死体見分

県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

6 二次災害の防止

(1) 火山災害

県警察は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 風水害

県警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

(3) 地震災害

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。

(4) 事故災害

県警察は、災害現場における救出救助活動等に当たっては二次災害の防止のため、関係事業者等と連携し、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

7 社会秩序の維持

(1) 被災地等におけるパトロール活動

無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅の場所に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災地等の状況を把握し、情報を提供するように努める。

相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

被災地等における要援護者への支援

県警察は、被災地等の要援護者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、巡回・パトロール活動を推進する。

(2) 重点を指向した各種犯罪の取締まり

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義捐金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

(3) 地域住民と連携した防犯活動

ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪の防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体等と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実践する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪等の発生状況や被害の防止方法等の安全確保にとって必要な情報の提供を行う。

8 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資器材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

(3) 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとする。

ア 第1段階

- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ・医療関係に搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ・上記(1)続行
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ・上記(2)の続行

- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品
- (4) 交通規制の周知徹底
県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに交通禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。
- (5) その他緊急交通路確保のための措置
 - ア 交通管制施設の活用
県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。
 - イ 放置車両の撤去等
県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。
また、自らが行う緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等の措置に関し必要がある場合、平成17年6月6日、日本自動車連盟長崎支部と締結した覚書に基づき、当該措置について、同支部に対して協力要請するものとする。
 - ウ 運転者等に対する措置命令
県警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。
- (6) 関係機関等との連携
県警察は、交通規制に当たって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

9 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めるものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- (2) 相談活動の実施
県警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるものとする。
さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。
- (3) 多様な手段による情報伝達
県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配付場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広

報紙、交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。

また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するファックスネットワークを活用するものとする。

10 関係機関と相互連携

県警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

11 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

県警察は、自主防犯組織等のボランティア関連組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

(2) 海外からの支援の受入れ

県警察は、海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県、市町その他の関係機関と連携し、必要な措置を講じるものとする。

第4節 災害復旧・復興

(県警察本部)

1 警察施設の復旧

県警察は、警察施設の復旧については、その重要性にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 交通規制の実施

県警察は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行うこととする。

第5章 都市災害応急対策計画

(都市計画課：水環境対策課)

1 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難地又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2 二次災害の防止対策

- (1) 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3 震災における消防活動への支援

都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

4 ライフライン施設の応急復旧

- (1) 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとし、また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町等の下水道処理場で処分するものとする。
- (2) 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

5 応急仮設住宅の建築支援等

- (1) 都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

第6章 水防計画

第1節 総則

(河川課)

この計画は、水防法第7条に基づき、洪水、津波、高潮、地震による堤防の漏水、若しくは沈下等に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、長崎県管下各河川・海岸及び溜池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動、水防管理団体間の相互協力及び応援並びに必要な資器材の準備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2節 水防協議会

(河川課)

- 1 水防法第8条第1項の規定により、長崎県水防協議会を設置し、県の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議する。
- 2 長崎県水防協議会に関し、必要な事項は長崎県水防協議会条例による。
- 3 長崎県水防協議会の構成は、次の表のとおりである。

職名	役職名	氏名
会長	長崎県知事	中村法道
委員	国土交通省長崎河川国道事務所長	門間俊幸
委員	気象庁長崎海洋気象台長	緑川貴
委員	陸上自衛隊第16普通科連隊長	濱本博文
委員	長崎県市長会会長	田上富久
委員	長崎県町村会会長	一瀬政太
委員	長崎県議会議員	外間雅広
委員	長崎県警察本部長	入谷誠
委員	長崎県土木部長	村井禎美
委員	西日本電信電話(株)長崎支店長	黒木幸一
委員	九州旅客鉄道(株)長崎支社長	江越善一郎
委員	日本放送協会長崎放送局長	江合田敏行
委員	長崎県消防協会会長	寺田信雄
委員	長崎大学大学院工学研究科教授	多田彰秀
委員	長崎県交通安全母の会連合会会長	上田すす子
委員	社団法人長崎県看護協会会長	氏田美知子
幹事	長崎県危機管理監危機管理課長	吉田慎一
幹事	長崎県環境部水環境対策課長	竹野敏行
幹事	長崎県水産部漁港漁場課長	壺岐雅夫
幹事	長崎県農林部農村整備課長	林田裕興
幹事	長崎県土木部監理課長	木村伸次郎
幹事	長崎県土木部都市計画課長	井手宏
幹事	長崎県土木部道路維持課長	中忠資
幹事	長崎県土木部港湾課長	中田稔
幹事	長崎県土木部砂防課長	松永守
幹事	長崎県土木部河川課長	野口浩

第3節 水防の責任、津波における留意事項、安全配慮

(河川課)

1 水防の責任等

(1) 市町の責任

水防管理団体たる市町は、水防計画に基づき、各々その管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない(水防法第3条)。

(2) 県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する(水防法第3条の6)。

(3) 気象台の責任

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない(水防法第10条)。

(4) 放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

(5) ダム管理者の責任

河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努めなければならない。

(6) 溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想される場合は、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

(7) 居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない(水防法第24条)。

2 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な

ことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

3 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

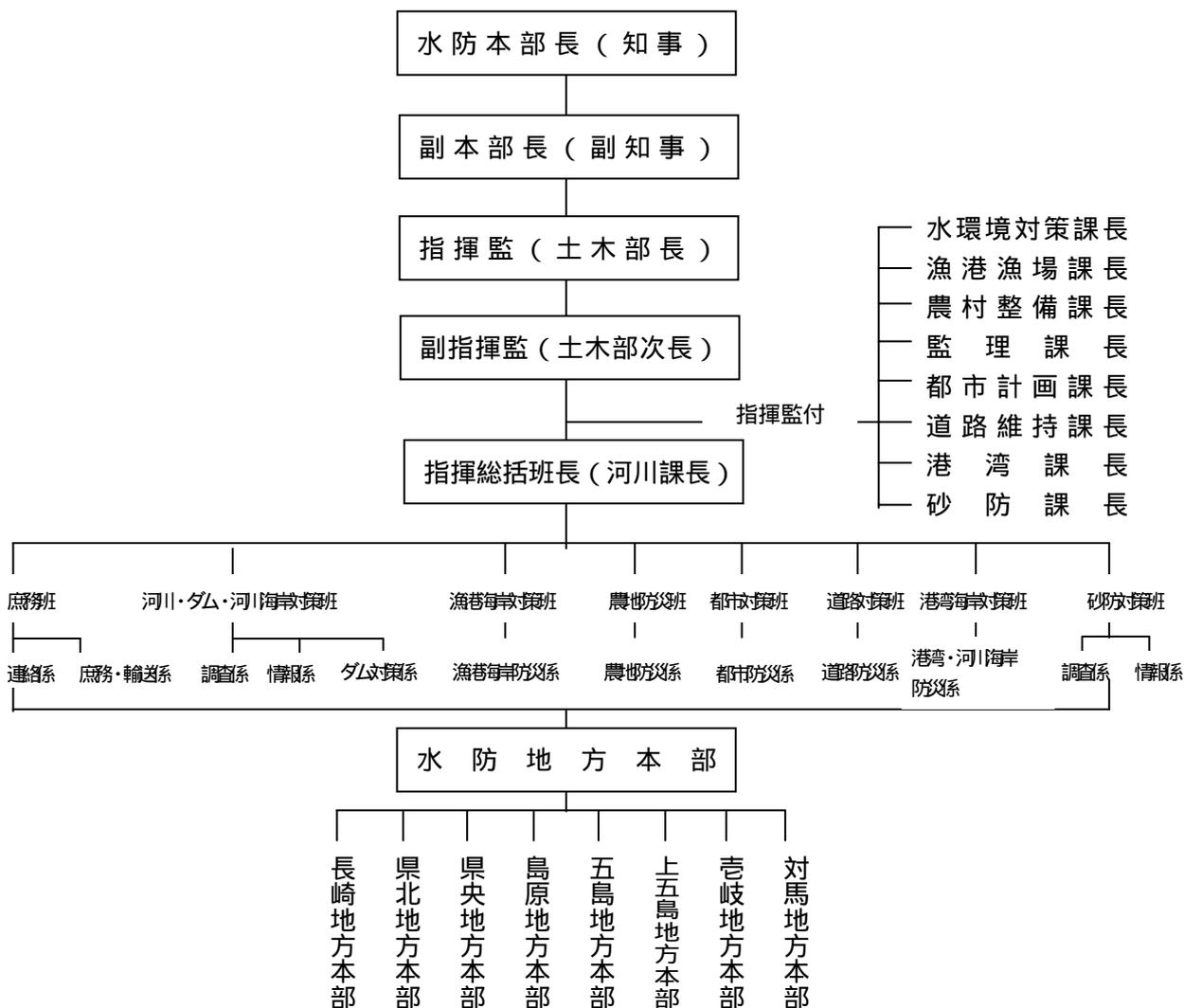
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第4節 長崎県水防本部

(河川課)

1 水防本部の系統

1. 水防本部は、次の機構により事務を処理する。



2 設置基準

(1) 長崎海洋気象台から、次の注意報・警報が発せられる等、重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部及び水防地方本部を設置する。

大雨警報 津波注意報

洪水警報 津波警報

高潮警報

(2) 上記の警報が解除される等、重大な災害発生のおそれなくなったときは、水防本部及び当該水防地方本部を解散する。

(3) 水災に関して長崎県災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害対策本部の組織に包括されるものとする。

3 組織及び事務分掌

(1) 水防本部の組織及び事務分掌

ア

班 名 [班 長]	係 名 [係 長 等]	係 員	業 務
庶 務 班 [河川課総括課長補佐]	庶 務 ・ 輸 送 係 [調 整 班 班 長]	左記係員	・水防本部の庶務 ・緊急自動車及び水防資材の手配
	連 絡 係 [管 理 班 班 長]	左記係員	・气象台、市町、その他関係機関との連絡及び広報
河 川 ・ ダ ム 対 策 班 [河川課総括課長補佐]	情 報 係 [計 画 調 整 班 班 長]	左記係員	・河川、ダム の 状 況 把 握 及 び 関 係 機 関 と の 連 絡 調 整
	調 査 係 [河 川 防 災 班 班 長]	左記係員	・河川の被災状況把握及び関係機関への通報、報告
	ダ ム 対 策 係 [ダ ム 建 設 班 班 長] [水 源 地 対 策 班 班 長]	左記係員	・建設中のダムの状況把握及び関係機関との連絡調整
漁 港 海 岸 対 策 班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁 港 海 岸 防 災 係 [漁 港 漁 村 防 災 班 班 長]	左記係員	・漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
農 地 防 災 班 [農 村 整 備 課 企 画 監]	農 地 防 災 係 [農 地 防 災 班 班 長]	左記係員	・かんがい用ダム、溜池、農地海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
都 市 対 策 班 [水 環 境 対 策 課 参 事] [都 市 計 画 課 総 括 課 長 補 佐]	都 市 防 災 係 [生 活 排 水 班 班 長] [公 園 緑 地 班 班 長]	左記係員	・都市施設の状況把握及び関係機関との連絡調整
道 路 対 策 班 [道 路 維 持 課 総 括 課 長 補 佐]	道 路 防 災 係 [維 持 補 修 班 班 長]	左記係員	・道路の状況把握及び関係機関との連絡調整
港 湾 ・ 河 川 海 岸 対 策 班 [港 湾 課 総 括 課 長 補 佐]	港 湾 ・ 河 川 海 岸 防 災 係 [工 事 ・ 防 災 班 班 長]	左記係員	・港湾局・河川局海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
砂 防 対 策 班 [砂 防 課 総 括 課 長 補 佐]	情 報 係 [砂 防 班 班 長]	左記係員	・砂防の状況把握及び関係機関との連絡調整
	調 査 係 [傾 斜 地 保 全 班 班 長]	左記係員	・砂防の被害状況把握及び関係機関への通報、報告

イ 土石流、地すべり及び急傾斜地などの土砂災害防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画書に掲載。

水防本部連絡先

(所在地)長崎市江戸町2番13号(県庁河川課内)		(電話代表)095-824-1111		
	県庁内線	T E L	F A X	無線F A X
河川課	3081～3088	(095)822-0397	(095)824-7175	1-2又は3-1118-3431
水環境対策課	2664～2665	(095)895-2664	(095)895-2568	-
漁港漁場課	2858～2859	(095)895-2858	(095)895-2586	-
農村整備課	2961～2969	(095)895-2967	(095)895-2594	-
都市計画課	3031～3036	(095)894-3031	(095)894-3462	-
道路維持課	3141～3145	(095)825-0504	(095)820-0683	-
港湾課	3051～3056	(095)824-3625	(095)821-9246	-
砂防課	3086～3080	(095)820-4788	(095)824-7175	1-2又は3-1118-3431

(2) 水防地方本部の組織及び事務分掌

ア 水防地方本部は、水防本部に準じて組織するものとし、地方本部長には、各振興局長又は支所長をもってあてる。

イ 水防地方本部長の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

- ・水防本部、各市町及び関係機関との連絡調整
- ・重要水防区域(箇所)の状況把握
- ・治水及び多目的ダムの管理
- ・市町等への指示(水防法第29条、第30条)
- ・水防警報の発令(水防法第16条)

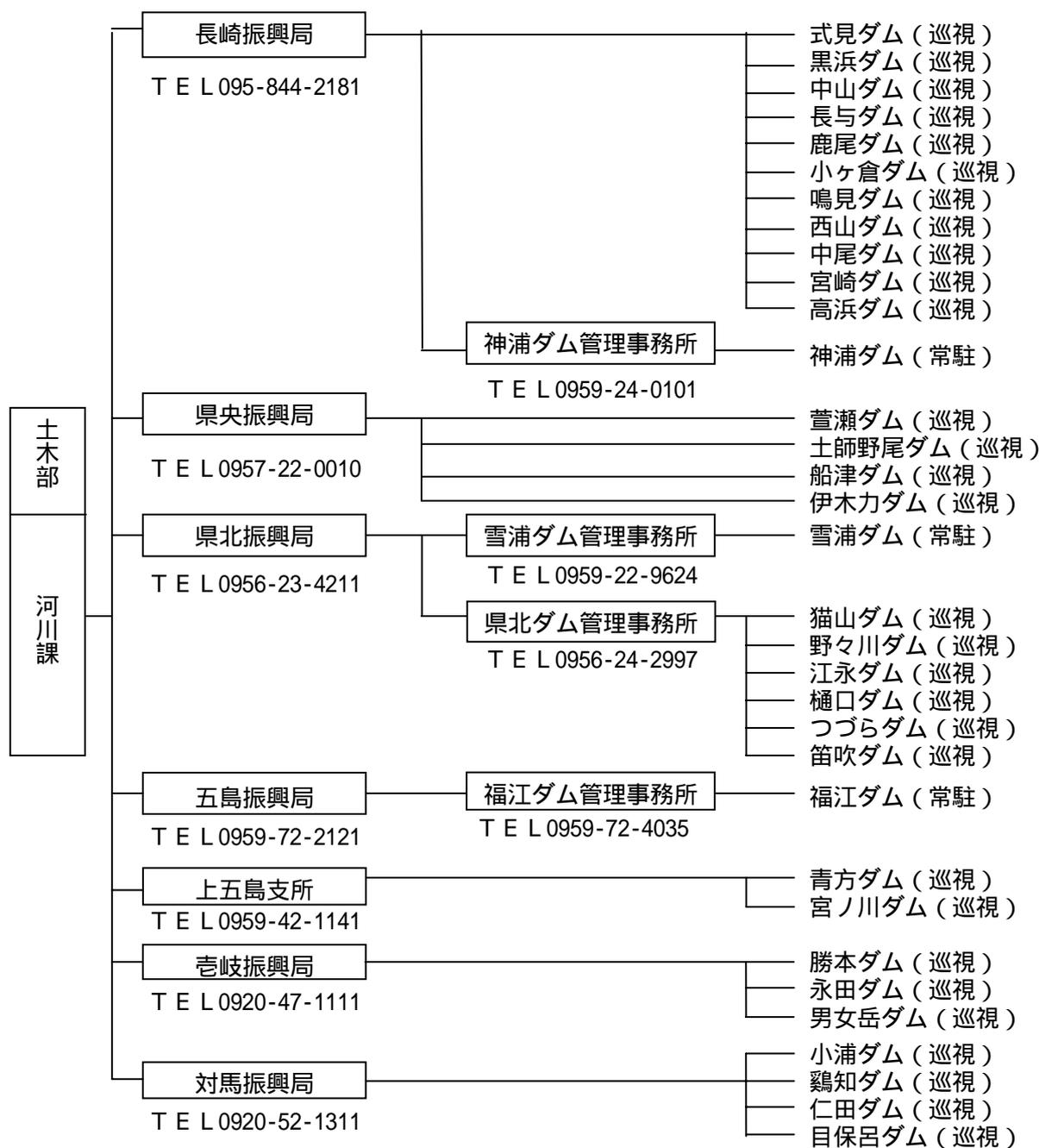
水防地方本部の名称、位置及び担当区域

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
長崎水防地方本部	長崎市大橋町11-1 T E L (095)844-2181 F A X (095)849-2780	長崎振興局長	長崎市、西彼杵郡
県北水防地方本部	佐世保市木場田町3-25 T E L (0956)24-1419 F A X (0956)25-0467	県北振興局長	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡
県央水防地方本部	諫早市永昌東町25-8 T E L (0957)22-0010 F A X (0957)23-6035	県央振興局長	諫早市、大村市
島原水防地方本部	島原市城内1-1205 T E L (0957)63-0612 F A X (0957)63-2796	島原振興局長	島原市、雲仙市、南島原市
五島水防地方本部	五島市福江町7-1 T E L (0959)72-2734 F A X (0957)72-4848	五島振興局長	五島市
上五島水防地方本部	新上五島町有川郷578-2 T E L (0959)42-1141 F A X (0959)42-2327	五島振興局 上五島支所長	新上五島町
壱岐水防地方本部	壱岐市郷ノ浦町本村触570 T E L (0920)47-1111 F A X (0920)47-5791	壱岐振興局長	壱岐市
対馬水防地方本部	対馬市葦原町宮谷224 T E L (0920)52-0398 F A X (0920)52-7027	対馬振興局長	対馬市

4 ダムの管理について

- (1) ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめ十分に図っておくこと。
- (2) 水防地方本部は、次の事項に特に留意すること。
 - ア ダムの操作状況を把握しておくこと。
 - イ ダムからの放流時には、下流河川の状況を把握し危険防止に努めること。
- (3) ダムの管理系統は、次のとおりである。

長崎県ダム管理系統図



第5節 水防管理団体

(河川課)

水防管理者(市町長)は、当該行政区域内の河川・海岸で水防を必要とするところを常に把握し、十分な水防活動が行われるよう消防機関その他の必要な機関を組織しておくとともに、万一の場合における住民への警報の周知及び避難体制等についての万全を図るものとする。

第6節 指定水防管理団体

(河川課)

1. 水防管理団体のうち、水防上、公共安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを、指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。(水防法第4条)

諫早市 大村市 川棚町 島原市 松浦市 長崎市

2. 水防計画の策定

(1) 指定水防管理団体は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては、当該水防協議会、水防協議会を置かずかつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町防災会議を置く市町である指定水防管理団体にあつては当該市町防災会議に諮って、毎年水防計画を樹立し、その計画書を少なくとも出水期までに提出して、知事に協議しなければならない。県知事への協議に際しては、水防計画書2部をその地区を所管する県の地方機関を経由し、県河川課へ提出すること。

なお、計画に変更がない場合、その旨文書により報告すること。

(2) その他の水防管理団体においても、水防計画(市町防災計画内の水防部分を含む)について変更した場合は、少なくとも出水期までに変更内容について県の地方機関を経由し、県河川課へ水防計画書を2部提出するよう努めること。また、計画に変更がない場合は、その旨文書にて報告することとする。

第7節 重要水防区域と重要水防箇所

(河川課)

管内の水防区域のうち、特にその現状から、洪水、津波、高潮等が公共上に及ぼす影響のあるものを重要水防区域及び重要水防箇所とし、概ね次のとおりである。

1 重要水防区域(河川)

区分		管内	長崎	県北 (大瀬戸)	県北	県北 (田平)	県央	島原	五島	上五島	杵岐	対馬	計
河川法上の河川	一級河川 (直轄)	箇所数 延長					83 12,052						83箇所 12,052m
	一級河川 (県管理)	箇所数 延長					27 112,068	6 20,230					33箇所 132,298m
	二級河川	箇所数 延長	49 173,616	12 55,240	50 280,960	21 81,315	29 173,750	39 124,756	20 62,870	7 10,216	14 64,372	45 173,976	286箇所 1,201,071m
	準用河川	箇所数 延長	19 27,190	1 880	10 17,478	1 1,076	2 9,600	7 26,000				1 826	41箇所 83,050m
	小計	箇所数 延長	68 200,806	13 56,120	60 298,438	22 82,391	141 307,470	52 170,986	20 62,870	7 10,216	15 65,198	45 173,976	443箇所 1,428,471m
河川法の適用を受けない河川	箇所数 延長	87 74,840		31 34,374			22 46,817	1 1,100	13 11,530				154箇所 168,661m
総計	箇所数 延長	155 275,646	13 56,120	91 332,812	22 82,391	141 307,470	74 217,803	21 63,970	20 21,746	15 65,198	45 173,976	597箇所 1,597,132m	

2 重要水防区域(海岸)

区分		管内	長崎	県北 (大瀬戸)	県北	県北 (田平)	県央	島原	五島	上五島	杵岐	対馬	計
海岸保全区域	国土交通省 河川局所管	箇所数 延長	20 16,669	13 5,590	7 4,329	12 4,210	8 7,200	17 15,291	8 6,442	14 6,015	2 373	13 4,618	114箇所 70,737m
	国土交通省 港湾局所管	箇所数 延長	1 1,000	3 1,480	5 16,788	3 1,840		4 5,790	6 1,976	1 321	2 2,380	1 340	26箇所 31,915m
	水産庁 所管	箇所数 延長	2 1,570		7 1,777	5 1,027		7 3,814	2 1,592		9 3,351	3 908	35箇所 14,039m
	農村振興局 所管	箇所数 延長	8 14,589	4 1,536	10 6,726	23 21,429	6 4,819	1 2,344	4 5,680	1 1,050	11 5,615	2 460	70箇所 64,248m
	小計	箇所数 延長	31 33,828	20 8,606	29 29,620	43 28,506	14 12,019	29 27,239	20 15,690	16 7,386	24 11,719	19 6,326	245箇所 180,939m
海岸保全区域 以外の海岸	箇所数 延長	5 9,300			4 1,380	2 2,749					1 70		12箇所 13,499m
総計	箇所数 延長	36 43,128	20 8,606	29 29,620	47 29,886	16 14,768	29 27,239	20 15,690	16 7,386	25 11,789	19 6,326	257箇所 194,438m	

3 重要水防箇所

区分	管内	長崎	県北 (大瀬戸)	県北	県北 (田平)	県央	島原	五島	上五島	杵岐	対馬	計
水門等		1	2	18	8	19	12			6	5	71箇所
老朽溜池		15	19	64	94	55	55	23		44	1	370箇所
土石流危険溪流		720	71	589	202	160	199	157	363	51	273	2,785箇所

第8節 水防警報を行う河川

(河川課)

水防法第16条第1項の規定により国土交通大臣及び知事が指定する河川は、次のとおりであるが、これらの河川に関係のある水防管理者は、警報が発せられた場合における消防団の出動等について各々の水防計画に定めるものとする。

第9節 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(河川課)

1. 国土交通大臣が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

河川名	左右岸別	区 域
本 明 川 幹 川	左 岸	長崎県諫早市本明名字高羽突15番の1地先 } 海まで
	右 岸	
半造川	左 岸	長崎県諫早市船越名字埋津924番の33地先 } 埋津橋下流端から
	右 岸	
福田川	左 岸	長崎県諫早市福田町2842番の2地先 } 市造宮園橋下流端から
	右 岸	

2. 水防警報の種類と条件

(1) 警報の種類

洪水時の河川に関する水防警報

種類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

津波に関する水防警報

種類	内 容
待 機	水防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

(2) 水防警報対象量水標と条件

洪水時の河川に関する水防警報発表基準

対 象 量水標	待 機	準 備	出 動	解 除	摘 要
裏山	水防団待機水位1.70mに達し、はん濫注意水位2.70mに達すると思われるとき。	水防団待機水位1.70mを越え、はん濫注意水位2.70mを突破すると思われるとき。	はん濫注意水位2.70mに達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位2.70m以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。	本明川
埋津	水防団待機水位2.50mに達し、はん濫注意水位3.50mに達すると思われるとき。	水防団待機水位2.50mを越え、はん濫注意水位3.50mを突破すると思われるとき。	はん濫注意水位3.50mに達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位3.50m以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。	半造川

津波に関する水防警報発表基準

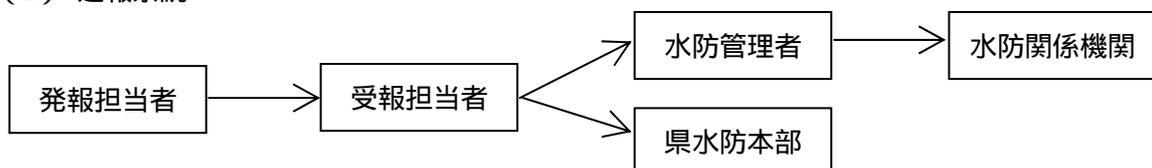
種類	内 容
待 機	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

3. 水防警報の通知

(1) 水防警報発表者

長崎河川国道事務所長

(2) 通報系統



河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	水防管理者
本明川	裏山	長崎河川国道事務所 調査第一課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 TEL0957-22-0010	諫早市長
半造川	埋津	長崎河川国道事務所 調査第一課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 TEL0957-22-0010	諫早市長

ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。

4. 気象高水観測通報要領

九州地方整備局風水害対策本部運営要領第5条第2項の5号に定める気象高水観測通報要領は、次のとおりとする。

(1) 気象情報通報条件

暴風、大雨、洪水、雷、津波、高潮及び濃霧に関する警報・注意報等が発表された場合には、その警報・注意報等の種別、発表気象官署名、地方名、発表日時を通報する。

(2) 雨量観測通報条件

通報指示があった場合には、停止の指示があるまで、時間雨量を通報する。

なお、第一報時には、降り始めの時間と降り始めからの累加雨量を併せて通報する。

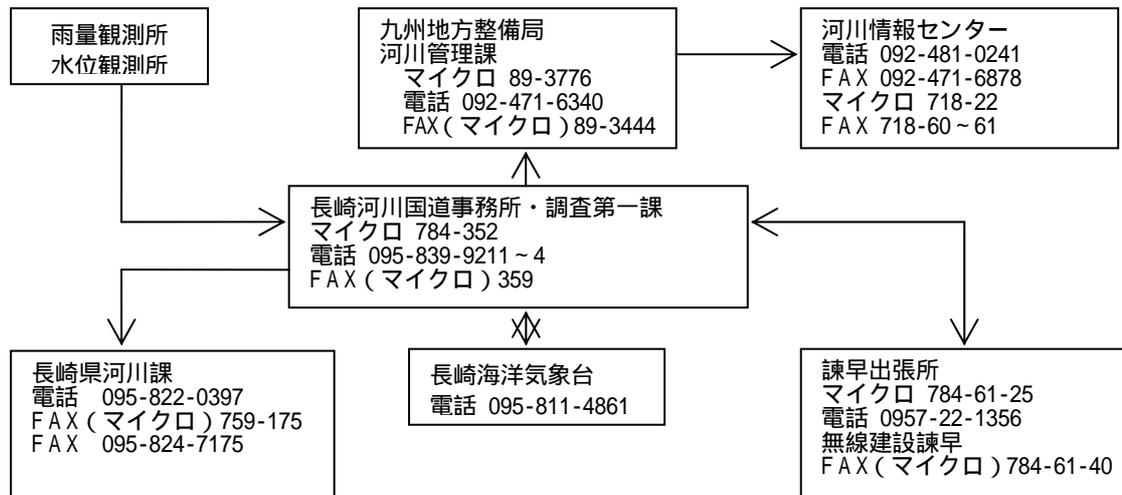
(3) 水位観測通報条件

通 報 を 行 う 場 合	通 報 時 刻
水防団待機水位に達した場合	生 起 時
水防団待機水位を下回った場合	生 起 時
はん濫注意水位に達した場合	生 起 時
はん濫注意水位を下回った場合	生 起 時
計画高水位に達した場合	生 起 時
計画高水位を下回った場合	生 起 時
最高水位	生 起 時
津波警報が発表された場合	生 起 時
水位の上昇が急で必要と思われるとき	そ の 都 度

その他、通報指示があった場合は、停止の指示があるまで通報する。

5. 雨量及び水位の通報

イ) 雨量及び水位通報系統図



ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。

ロ) 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	標高	観測開始年月日	電話応答
富川	小野	レベルメーター	諫早市富川町	m 255	S 33年4月25日	095-839-7953 又は 095-839-7954
本明川	本野	レベルメーター	諫早市上大渡野町	65	"	
本明川	諫早	レベルメーター	諫早市八天町	10	S 35年8月16日	
半造川	夫婦木	レベルメーター	諫早市小川町	60	S 33年4月25日	
長田川	清水	レベルメーター	諫早市福田町	165	"	

ハ) 水位観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	計画高 水位	既 往 最 高 水位	電話番号
本明川	琴川橋	レベルメーター	諫早市大渡野町	m 63.890	m 2.00	m 3.00	m	m	m 4.60	m 3.55	095-839-7953 又は 095-839-7954
本明川	裏山	レベルメーター	諫早市天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80	4.50	
本明川	不知火	レベルメーター	諫早市長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20	4.73	
半造川	埋津	レベルメーター	諫早市船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00	5.10	
半造川	半造橋	レベルメーター	諫早市幸町	-0.023						4.77	

第10節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で洪水予報を行う河川

(長崎海洋気象台：長崎河川国道事務所)

水防法第10条2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は次のとおりである。

1. 本明川水系洪水予報実施区域

水系名	河川名	実施区間
本明川水系	本明川	左岸 長崎県諫早市本明名字高羽突15番の1地先 右岸 長崎県諫早市栄田名字宮の前139番の1地先 } ~海

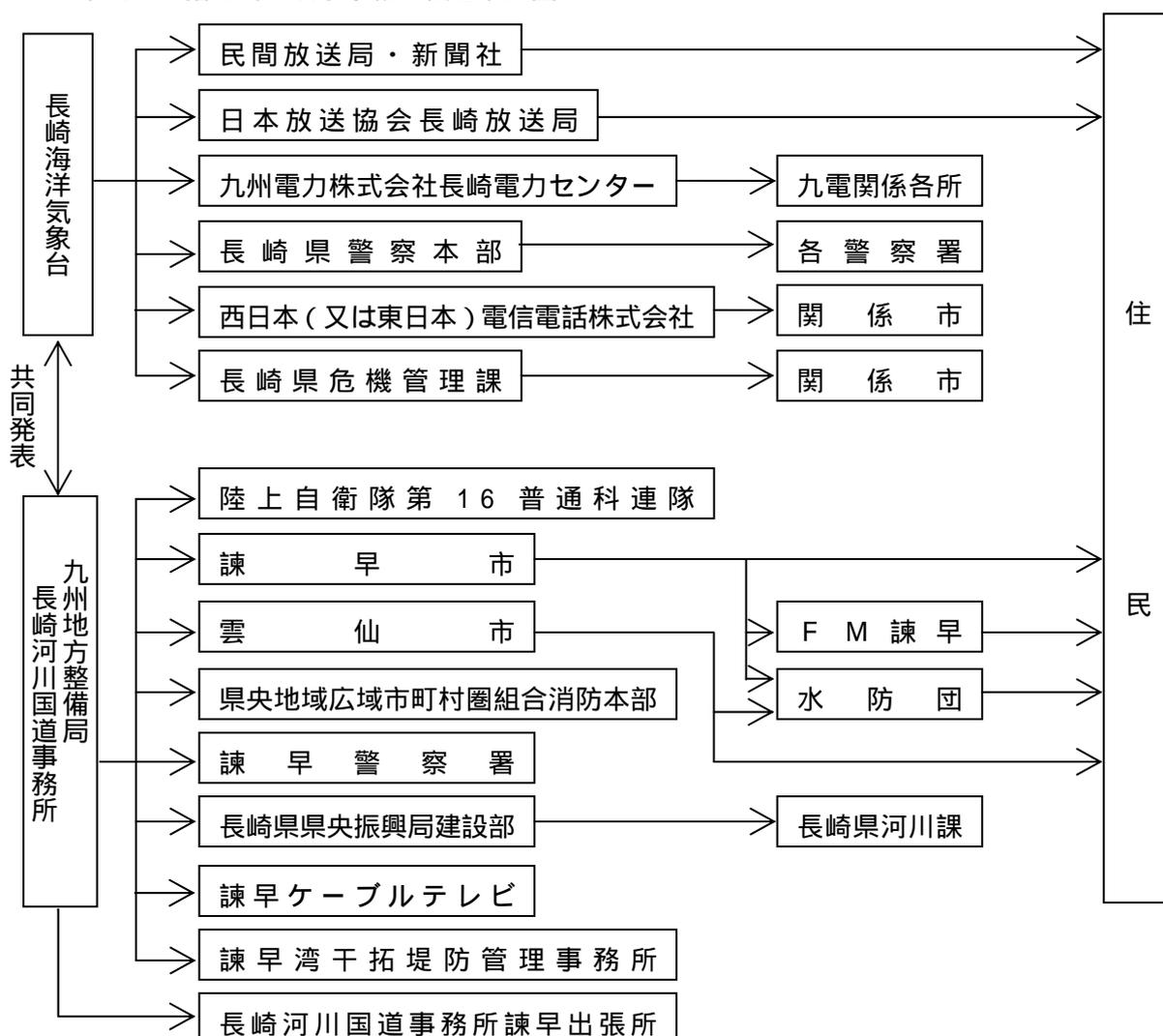
2. 洪水予報の基準と種類

基準		実施基準の内容
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位が、はん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるときに発表。
洪水警報	はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるときに発表。
	はん濫危険情報	基準地点の水位が、はん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるときに発表。
	はん濫発生情報	上表1の実施区間内で、はん濫が発生したときに発表。
洪水情報		洪水注意報及び洪水警報を補足説明するときに発表。

3. 基準地点（注・警報を発表する際の基準とする水位・流量観測所の位置）

河川名	基準地点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
本明川	裏山（長崎県諫早市天満町）	2.70	3.00	3.70	4.80

4. 本明川の指定河川洪水予報の伝達系統図



第11節 国土交通大臣が水位情報(到達情報)の通知及び周知を行う河川

(長崎河川国道事務所)

水防法第13条第1項の規定に基づき、国地交通大臣が水位情報(到達情報)の通知及び周知させる内容は以下のとおりである。

1 国土交通大臣が避難判断水位(到達情報)の通知及び周知を行う河川

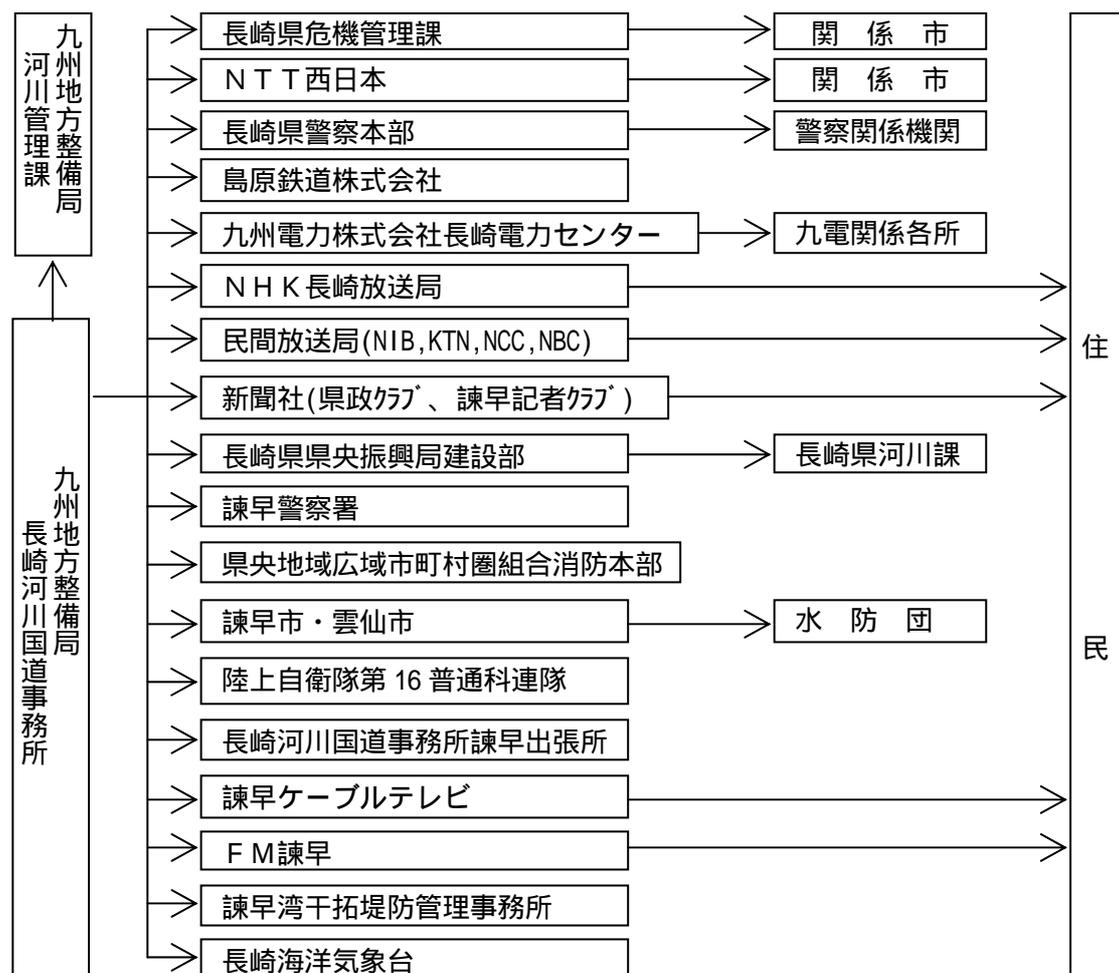
河川名	区 域
本明川水系 半造川	(左岸)長崎県諫早市船越名字埋津924番の33地先 (右岸)長崎県諫早市小川町35番地の1地先

埋津橋下流端から
幹川合流点まで

2 基準地点と水位(注:水位情報を発表する際の基準となる水位・流量観測所の位置)

河川名	基準地点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
半造川	埋津(諫早市船越町)	3.50m	3.60m	4.30m	5.00m

3 本明川の水位情報(到達情報)の通知及び周知の伝達系統図



第12節 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川

(河川課)

1. 知事が水防警報を行う河川（水防法第16条）.....「水防警報河川」

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	関係水防管理団体	通報系統
相浦川	(左右岸)小川内合流点～海	「3対象量水標及び指定水位」のとおり	県北振興局長	佐世保市	「6通報系統」のとおり
川棚川	(左右岸)麻生瀬橋～海		県北振興局長	川棚町	
大上戸川	(左右岸)藤の川合流点～海 右岸側普通河川との合流点まで		県央振興局長	大村市	
志佐川	(右岸)松浦市志佐町高野～海 (左岸)松浦市志佐町池成～海		県北振興局長	松浦市	

2. 知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）.....「水位情報周知河川」

河川名	水位情報周知区間	基準量水標及び水位基準	水位情報発表者	関係水防管理団体	通報系統
中島川	左右岸：西山川合流点～海 1,740m	「3対象量水標及び指定水位」のとおり	長崎振興局長	長崎市	「6通報系統」のとおり
半造川	左右岸：諫早市栗面本村名～埋津橋下流端 1,068m		県央振興局長	諫早市	
相浦川	左右岸：小川内川合流点～海 6,810m		県北振興局長	佐世保市	
川棚川	左右岸：山口橋～海 19,352m		県北振興局長	川棚町 波佐見町	
宮村川	左岸：佐世保市萩坂町～海 右岸：佐世保市城間町～海 3,151m		県北振興局長	佐世保市	
早岐川	左右岸：佐世保市上原町～海 2,692m		県北振興局長	佐世保市	
大上戸川	左右岸：大村市上諏訪町～海 3,160m		県央振興局長	大村市	
内田川	左岸：大村市玖島3丁目～海 右岸：大村市武部町～海 3,250m		県央振興局長	大村市	
郡川	左右岸：大村市中岳町～海 9,450m		県央振興局長	大村市	
雪浦川	左岸：西海市大瀬戸町雪浦幸物郷～海 右岸：西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷～海 5,840m		県北振興局長	西海市	
佐々川	左右岸：高峰川合流点～海 8,200m		県北振興局長	佐々町	
江迎川	左右岸：江迎町大字猪調田免川内頭～海 9,451m		県北振興局長	佐世保市	
志佐川	左岸：松浦市志佐町池成～海 右岸：松浦市志佐町高野～海 3,250m		県北振興局長	松浦市	

3. 対象量水標及び指定水位

	量水標名			地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
	名称	水防警報	水位情報周知					
中島川	古町橋			長崎市諏訪町	2.4m	2.4m	2.6m	3.4m
半造川	埋津			諫早市船越町	2.5m	3.5m	3.6m	4.3m
相浦川	中里橋			佐世保市中里町	2.0m	3.0m		4.0m
	相浦橋			佐世保市木宮町	2.0m	3.0m	3.5m	4.0m
川棚川	倉本橋			川棚町石木郷	3.4m	4.1m		4.5m
	山道橋			川棚町中組郷	2.7m	3.6m	3.8m	4.5m
	江川橋			川棚町中組郷	2.6m	3.3m		3.6m
	波佐見			波佐見町折敷瀬郷	2.3m	2.7m	3.3m	4.3m
宮村川	朝日橋			佐世保市城間町	1.8m	2.1m	2.3m	3.0m
早岐川	花高八伏橋			佐世保市早苗町	1.0m	1.3m	1.5m	2.4m
大上戸川	本堂川橋			大村市乾馬場町	1.4m	1.9m		2.4m
	金丸橋			大村市西三城町	1.3m	1.4m	1.8m	2.4m
内田川	内田川			大村市玖島三丁目	0.8m	0.9m	1.0m	1.5m
郡川	鬼橋			大村市鬼橋町	1.9m	2.3m	2.5m	3.2m
雪浦川	奥浦			西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	3.2m	3.5m	4.0m	4.9m
佐々川	新佐々橋			佐々町本田原町	2.6m	3.1m	3.5m	4.7m
江迎川	高岩橋			佐世保市江迎町北平免	0.7m	1.1m	2.0m	2.8m
志佐川	高野橋			松浦市志佐町	1.6m	2.2m	2.4m	2.7m
	鹿爪橋			松浦市志佐町	2.2m	3.0m		3.7m

4. 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	内 容	発表基準	伝達様式
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、手動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を中止できることはできない旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	別表2 様式 - 1 様式 - 6
準備	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「はん濫注意水位」を突破する恐れがあるとき。	別表2 様式 - 2
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「はん濫注意水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	別表2 様式 - 3
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	基準量水標において、すでに「はん濫注意水位」を超え、災害がおこる恐れがあるとき。	別表2 様式 - 4 様式 - 5
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	基準量水標において、「はん濫注意水位」以下に下降し、再び増水の恐れがないとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	別表2 様式 - 7

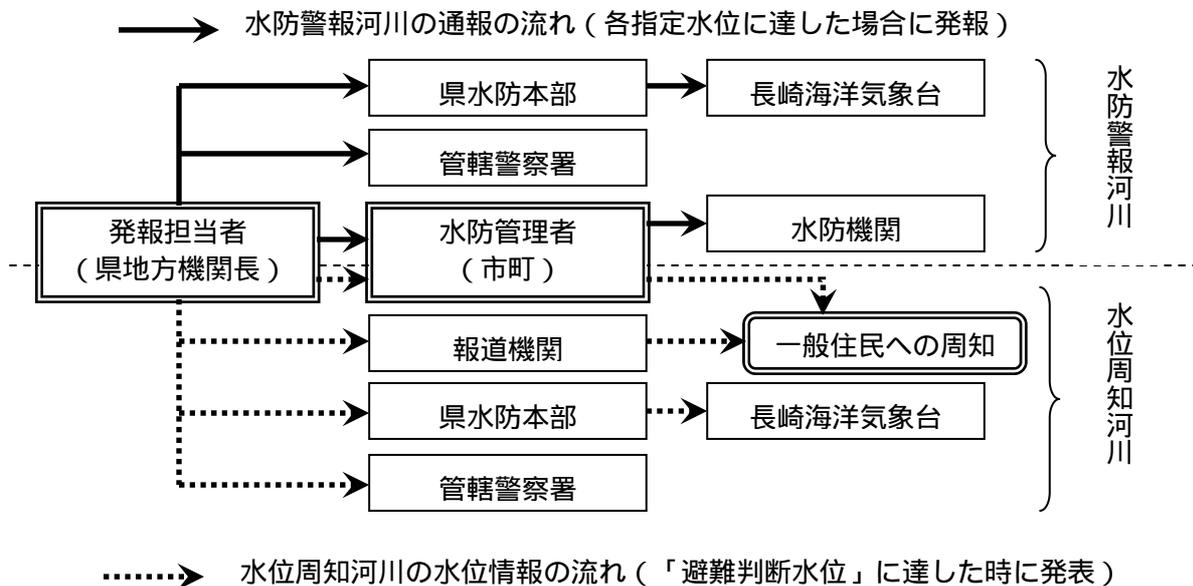
(2) 津波に関する水防警報発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨の警告をするもの。	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

5. 避難判断水位（水防法13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

内 容	発表基準	伝達様式
市町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「避難判断水位」に到達した場合	別表2 様式 - 8

6. 通報系統



第13節 水防警報

(河川課)

1. 水防警報の段階
 - 第1段階待機水防団員の足留を行う
 - 第2段階準備水防機材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動
 - 第3段階出動水防団員の出動の通知
 - 第4段階解除警戒水位以下となり、水防の必要がなくなったとき
2. 水防警報の範囲

待機	水防団待機水位を越え、なお増水の恐れのあるとき
準備	はん濫注意水位になったとき
出動	はん濫注意水位を越え、なお増水の恐れのあるとき
解除	はん濫注意水位を下がり、以後減水すると思われるとき
3. 水防警報(知事発令)の発表形式は、別冊水防計画書による。

第14節 雨量の通報

(河川課)

1. 水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告するものとする。
2. 水防地方本部は、管下の水防管理者からの通報があった場合は、直ちに水防本部に報告する。
3. 水防管理者又は地方本部の報告は、下記の要領による。
 - (1) 定量観測報告：総雨量が50mm、75mm、100mmになったとき、及び時間雨量が30mmに達したとき。
 - (2) 定時観測報告：総雨量が100mmを超えたときは、30分毎に報告する。
 - (3) 終雨報告：天候が回復し、雨が止んだときに報告する。
 - (4) 特に指定されたとき
4. 雨量観測所は、別冊水防計画書による。

第15節 水位の通報及び公表

(河川課)

1. 県が定める量水標管理者は、水防法第12条第1項の規定に基づき「水防団待機水位(通報水位)」を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報し、水防法第12条第2項の規定に基づき「はん濫注意水位(警戒水位)」を超えるときは、水位状況を公表する。
2. 水防法第12条の規定に基づく県が定める量水標管理者及び量水標は別表4のとおりとする。
3. 水位の公表については、長崎県河川砂防情報システムにより、インターネット及び携帯電話を利用して水位情報を提供することにより行う。

(インターネット用アドレス)

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

(携帯電話用アドレス)

iモードアドレス : <http://nagasaki.wni.co.jp/i/>

e z w e b : <http://nagasaki.wni.co.jp/ez/>

y a h o o ケイタイ : <http://nagasaki.wni.co.jp/v/>

第16節 潮位の通報

(河川課)

1. 水防管理者は、気象情報を受け高潮の危険が予知されるときは、その変動を監視し、波浪の最高波高を10cm単位で水防地方本部に報告するものとする。
2. ただし、有明海沿岸において潮位が(+)3.20mに達し、なお、次の4の気象状況がこれに伴うときは、水防管理者は、1の報告と同時に消防機関をして配置につかせる。
3. 水防地方本部は、4の気象状況の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡するものとする。
また、水防本部は、直ちにこれを長崎海洋气象台に通報する。
4. 風向及び風速の概略(有明海において風速15m~20m以上の風が起こり、同時に満潮時になるとき。)
5. 報告は、「水位報告」に準ずる。
6. 潮位観測所は、別冊水防計画書による。

第17節 通信連絡

(河川課)

通信連絡の確保は水防の根源である。

特に大災害時に発生する有線通信の途絶及び停電時の対策の確立と連絡の迅速性、確実性を期するため、通信施設の有効利用を図るものとする。

1. 防災行政無線

昭和60年度に全県下の市町村に導入を完了(電話及びFAX)。

水防本部設置時には、長崎県災害警戒本部と共同して、全局一斉により、次の情報を各市町・各水防地方本部に送信する。

防災気象情報(警報・大雨情報等) 随時

2. 雨量、河川水位情報の住民への提供

(1) 県において設置した雨量計、河川水位計の情報をインターネット、携帯電話(iモード等)により平成15年度より配信する。

インターネットアドレス：<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp>

iモードアドレス：<http://nagasaki.wni.co.jp/i/>

(1) iメニュー (2) メニューリスト (3) 九州・沖縄メニュー
(4) タウン情報/行政 (5) モバイル長崎県 (6) ナックス

e z w e b：<http://nagasaki.wni.co.jp/ez/>

(1) EZメニュートップ (2) メニュー (3) エリア
(4) 行政サービス (5) モバイル長崎県 (6) ナックス

y a h o o ケイタイ：<http://nagasaki.wni.co.jp/v/>

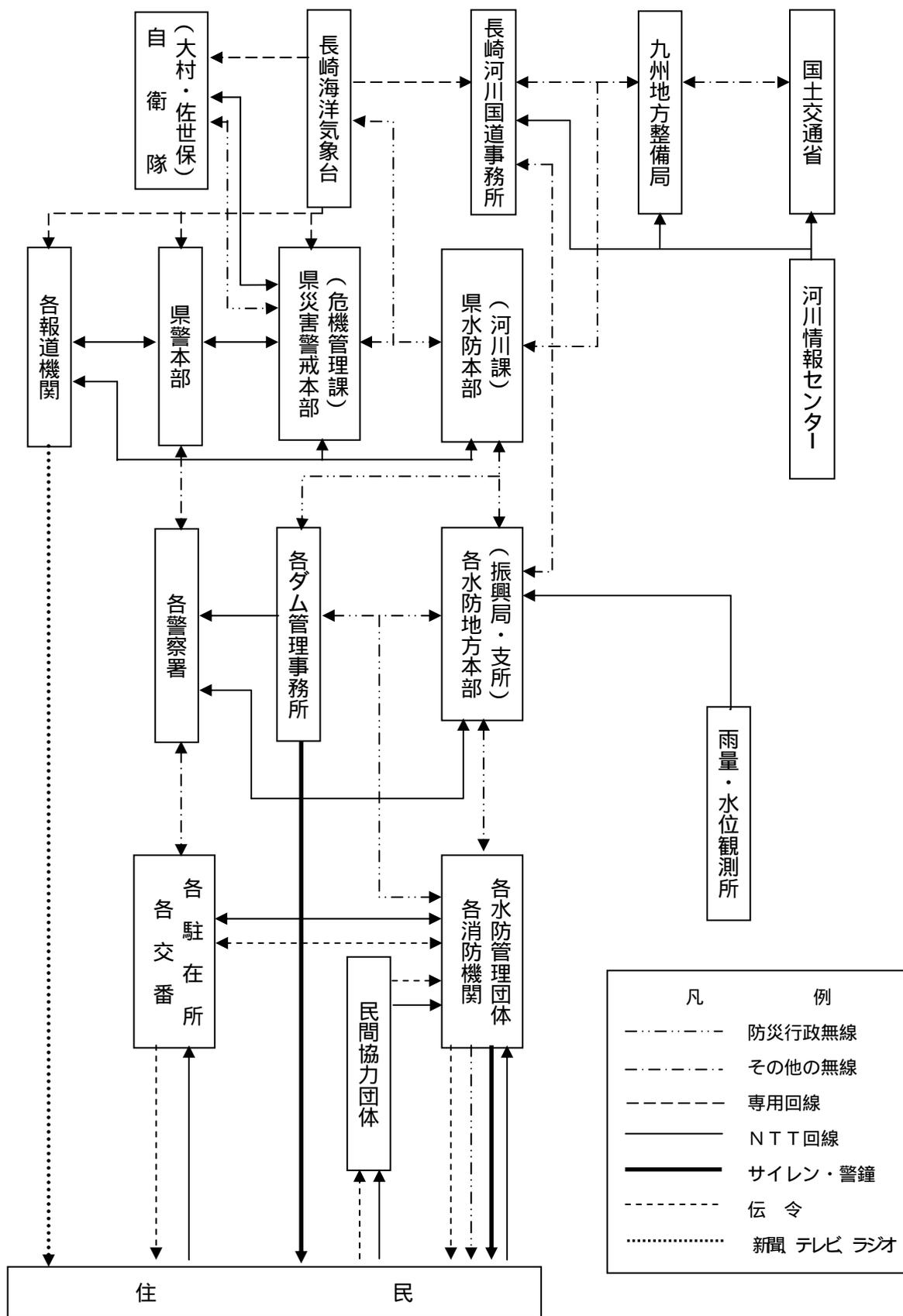
(1) y a h o o ! J A P A Nメニューリスト (2) 地域メニュー (3) 九州・沖縄
(4) 行政 (5) モバイル長崎県 (6) ナックス

(2) 避難判断水位情報については上記に加え、twitterでも提供を行う。

長崎県河川課 (@ngs_kasen)

3. 水防本部、水防地方本部、水防管理団体、消防機関との連絡は、次の表によるものとする。

水防情報伝達系統図



第18節 水防倉庫及び資器材の備蓄

(河川課)

1. 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のう工10mに必要な資器材

種 類	単 位	数 量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、16mm、1袋当たり2本使用
掛矢(大型ハンマー)	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

2. 資器材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

3. 県の水防地方本部は、管内水防管理団体の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を準備し、各地区の緊急補給に備えておかなければならない。また、県水防資器材の受払については、下表により受払簿を備え、資器材の使用により不足等が生じた場合は、すみやかに水防本部(県河川課)へ連絡すること。

水防資器材受払簿

様式例

水防資器材品名:			水防地方本部名:			
取扱者	年月日	単位	受	払	残	受払内容

〔県の水防地方本部の水防資器材備蓄基準〕

- ・県の水防地方本部は、管内市町の備蓄資材に不足が生じた場合、緊急補充に備える必要があり、その備蓄する資器材は、資材置き場を確保し、管内水防管理団体が備蓄すべき「土のう袋」「鋼杭」の数量の約10%相当を備蓄すること。
- ・従前より備蓄していた資器材については、全てを不要とすることなく、要不要の検討を行い、必要な資器材については、引き続き備蓄し、管理を行うこと。
- ・水防資器材の管理については、受払簿を備え付け、品質管理及び整理に努めること。

第19節 輸送路の確保

(河川課)

1. 水防地方本部は、緊急時の管轄輸送路(迂回路)の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知させておくものとする。
2. 市町道についても水防管理者は1に準じて確保しておくものとする。
3. 水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくこと。
4. その他
異常気象時の交通規制区間は、別冊水防計画書による。

第20節 水防信号、標識、身分証票等

(河川課)

1. 水防信号

長崎県水防信号規則の定めるところにより、次のとおり発する。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	休止 休止 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 休止 休止
第2信号	- - - -	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 休止 休止
第3信号	- - - - -	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 休止 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 休止

備考

- 第1信号は、はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。
- 第2信号は、水防団及び消防機関の出動を知らせる。
- 第3信号は、水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- 第4信号は、必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2. 標識

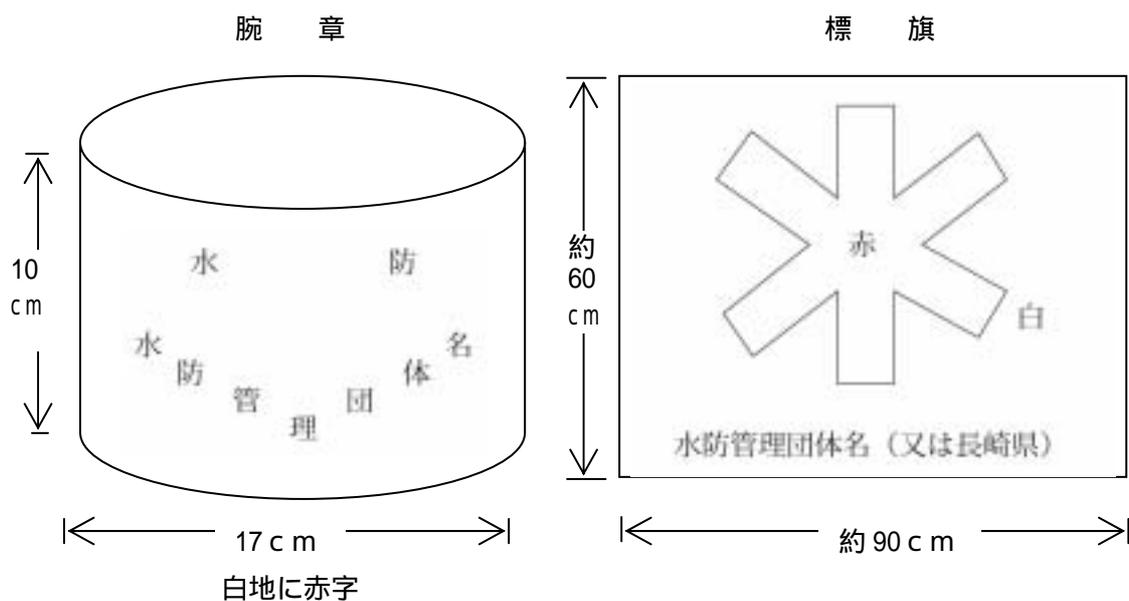
水防作業の正確、迅速かつ規律正しい行動を規制するための次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。

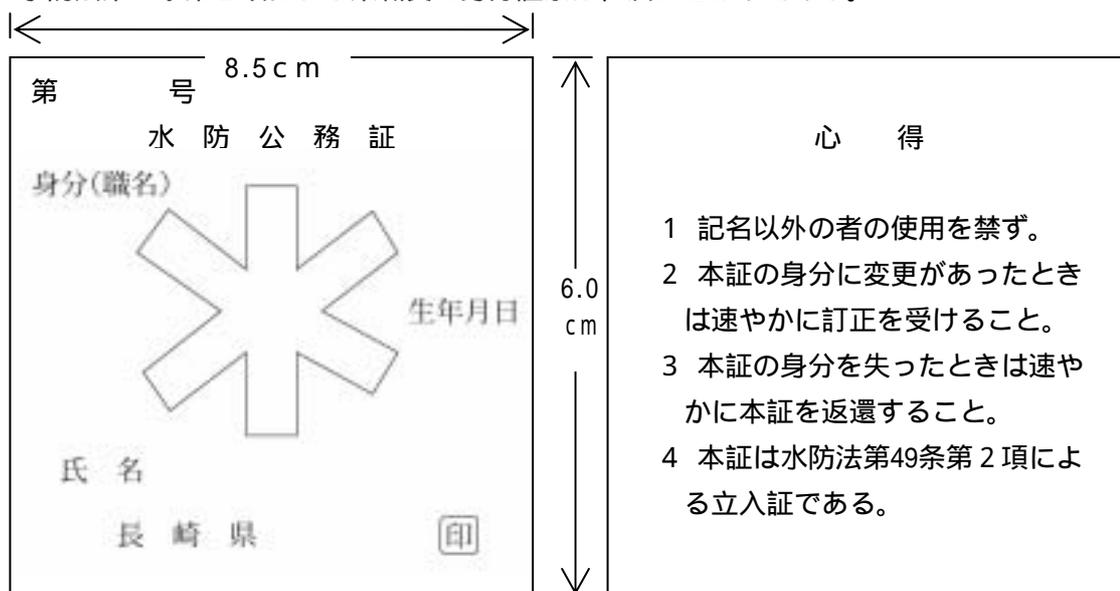
(2) 緊急車馬優先通行標識

緊急水防用として使用する車馬は、次の標識を掲げる。



3. 身分証票

(1) 水防法第49条第2項による県職員の身分証票は、次のとおりである。



(2) 各水防管理団体の証票は、県に準じて措置するものとする。

第21節 公用負担と費用負担

(河川課)

1. 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

第	号	
公用負担権限委任証明書		
身分		
氏名		
この者に××区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		
氏名	印	

2. 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はそれに準ずる者に手渡さなければならない。

<p>公 用 負 担 之 証</p> <p style="margin-left: 200px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">負担者</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名</p>				
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
<p>年 月 日</p> <p style="margin-left: 200px;">命 令 者 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>				

この権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

3. 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、水防法第41条により各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

第22節 水防活動

(河川課)

1. 長崎県水防本部の水防配備体制

平常勤務から水防配備体制への移行は、迅速確実に行うよう水防本部長は勤務者を次の要領により配備する。

水防配備体制の種類

- 第1 配備体制 気象情報により、警戒を必要とする場合に、情報、連絡の活動に必要な人員を配備につかせる。
- 第2 配備体制 水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半分を配備につかせる。
- 第3 配備体制 情報を総合して事態切迫するに至って第2 配備体制で処理困難な状態が認められる場合は、完全水防体制のために所属職員を配備につかせる。

なお、この配備体制は事態に応じて、第1 配備体制から直ちに第3 配備体制を発令する場合もある。

〔注〕 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想される時は、退庁後も自動的に出勤しなければならない。

第1 配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさげ、待機しなければならない。
水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。

2. 水防地方本部の水防配備体制

水防地方本部は、前項に準じて配備体制に万全を期すよう努めなければならない。

第23節 水防管理団体の水防体制

(河川課)

1. 水防管理団体の水防配備体制

各水防管理団体は、水防本部の配備体制に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

(1) 水防活動の段階

- イ 水防管理団体は、地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、N T T電話その他の手段により受ける。
- ロ 水防管理団体は、通報を受けた場合又は洪水等危険を察知した場合は、第1 段階として計画した人員を召集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。
- ハ 水防団待機水位(通報水位)に達したとき、又はその他必要と認めるときは、第2 段階として計画した人員を配置につけるとともに、器具、資材を整備し、出勤準備を整える。

二 水防管理者は、次の場合第3段階として計画した人員を出動せしめ、警戒配備につかせる。(水防第1信号、第2信号を逐次発する)

河川又は溜池の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。

潮位が(+)3.2m(特に有明海沿岸)に達し、なお上昇の恐れがあるとき。

台風が長崎県内を通過するとき。

ホ 水防第3信号により、居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。

水防第4信号で居住者が退避する。

ヘ 警報が解除になり、かつはん濫注意水位(警戒水位)を下まわり、再度水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除し、水防地方本部を通じ水防本部長に報告する。

〔注〕水防上の心得

命令なくして部署をはなれたり、勝手な行動をとってはならない。

作業中は私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。

夜間など特に言動を慎しみ、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動を弄してはならない。

命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。

津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

2. 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、水防地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報し、また水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するとともに、水防団体は相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第24節 避難のための立退き

(河川課)

水防本部長又はその命を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第29条に基づき必要であると認めたときは、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立退きを指示する。

水防管理者は事前に立退計画を作成し、予定立退先経路等に必要なる措置を講じておくものとする。

第25節 応援及び相互協定

(河川課)

1. 応援

水防法第23条に基づき、水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めること。

応援のため派遣させられる者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。

2. 相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定をしておかなければならない。

第26節 自衛隊の派遣要請

(河川課)

1. 水防管理者は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めるときは、水防本部長を通じ、自衛隊の派遣を要請するものとする。

2. 要請方法

市町長等が災害派遣の要請をする場合には、次の事項を明示した派遣要請書を知事(河川課)あて提出する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話で行った後、速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要する事由。
- (2) 派遣を必要とする期間。
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数。
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容。
- (5) その他参考となる事項。
- (6) 宿泊施設の有無、宿泊場所、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救護のため必要とする諸器材の有無、駐車適地の有無等。

第27節 水防配備体制の解除

(河川課)

1. 長崎県水防本部の水防配備体制の解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

2. 水防管理団体の水防配備体制の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第28節 水防顛末報告

(河川課)

水防活動が終結したときは、水防管理者にあつては水防地方本部長に、水防地方本部長にあつては本部長に報告するものとする。

第29節 水防訓練

(河川課)

1. 実施訓練

水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うことが多いので、次の事項について充分訓練を行うこと。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門等の開閉操作
- (7) 避難、誘導

2. 実施時期

- (1) 水防管理団体は、出水期前までに実施する。
- (2) 地方本部は、水防本部の指示する時期。

第7章 土砂災害防止計画

第1節 総則

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

この計画は災害対策基本法第40条及び土砂災害対策推進要綱(昭和63年3月15日)中央防災会議決定並びに建設事務次官通達(「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号昭和57年8月10日付)林野庁長官通達(「山地災害危険地対策の推進について」林野治第3314号昭和57年8月28日付)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行)に基づき長崎県地域防災計画の一環として土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって長崎県下の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体、住民の活動及び市町地域防災計画策定に際しての指針を示すものである。

第2節 総合土砂災害対策推進連絡会 並びに山地災害対策推進連絡会

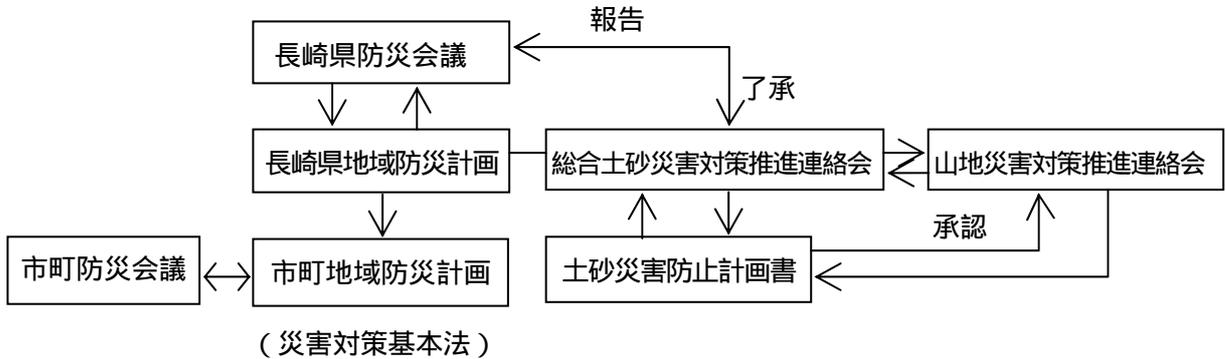
(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 建設事務次官通達(建設省河第45号昭和57年8月10日付)および建設省砂防部長通達(建設省河砂第50号昭和57年9月1日付)並びに林野庁長官通達(林野治第3314号昭和57年8月28日付)、林野庁指導部長通達(林野治第256号昭和58年2月8日付)に基づき総合土石流等対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会を設置し、県における土砂災害に関する重要な事項を審議する。

2 設置目的

- ・ 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域等の資料を関係市町に提供し、市町地域防災計画に組入れて、地域住民の理解を求める。
- ・ 危険箇所に順次標識を設置する。
- ・ 危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図る。
- ・ 地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項
- ・ その他必要な事項についても関係の機関と市町で調整し、危険箇所の対策を推進する。

3 長崎県総合土砂災害対策推進連絡会及び長崎県山地災害対策推進連絡会は下図のように位置づけられ次の委員で構成する。



長崎県総合土砂災害対策推進連絡会委員名簿

職名	役職名
会長	長崎県 土木部長
委員	" 土木部次長
"	長崎海洋気象台観測予報課長
"	九州地方整備局河川調査官
"	" 道路調査官
"	国土交通省長崎河川国道事務所長
"	国土交通省雲仙復興事務所長
"	長崎市消防局警防課長
"	佐世保市消防局警防課長
"	長崎県警察本部警備課長
"	長崎県危機管理課長
"	" 農林部森林整備室長
"	" " 農村整備課長
"	" 土木部都市計画課長
"	" " 道路建設課長
"	" " 道路維持課長
"	" " 砂防課長
"	" " 建築課長
"	" " 河川課長
"	" 市代表
"	" 町村代表

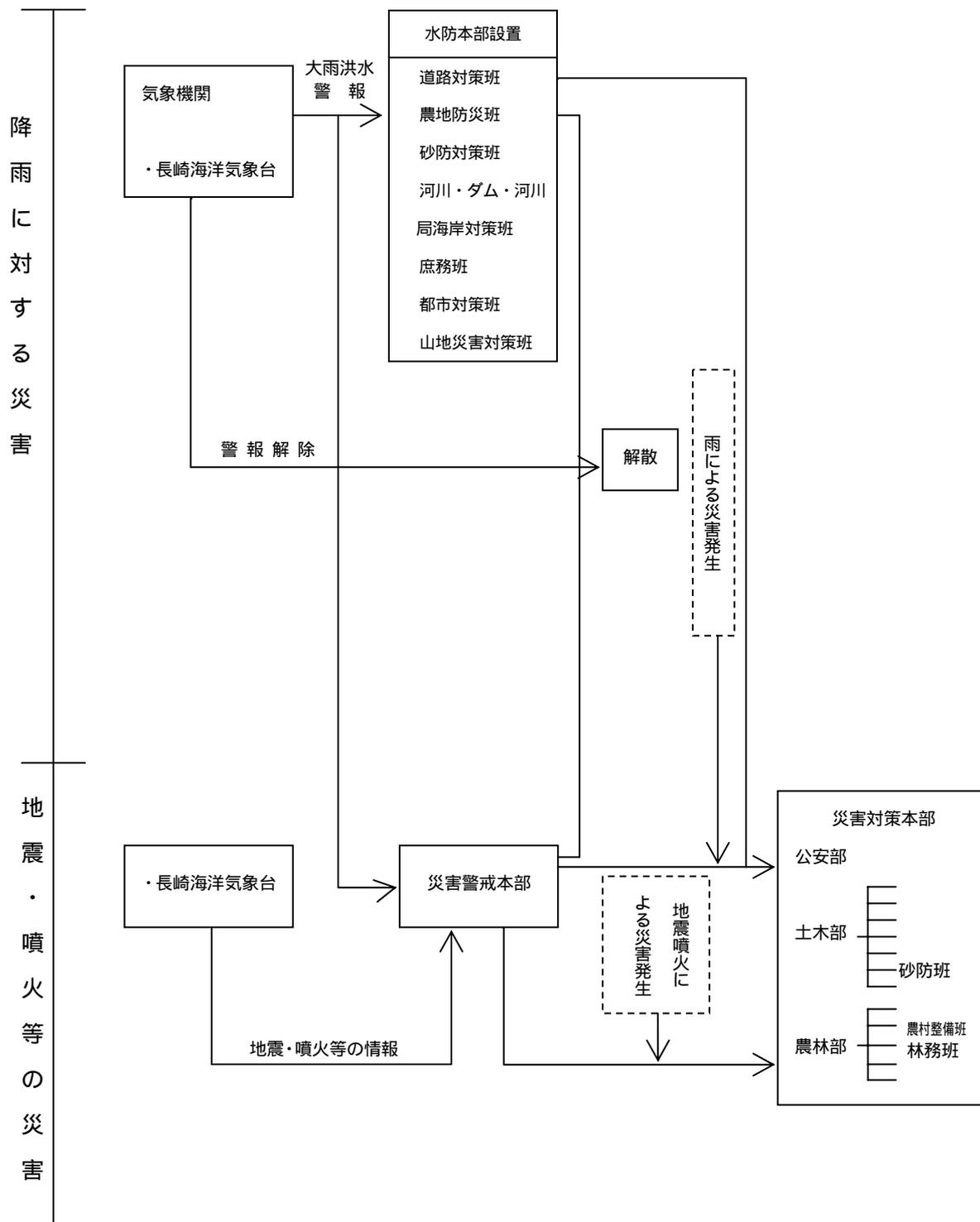
長崎県山地災害対策推進連絡会委員名簿

役員等	関係機関名	職員
会員(委員)	長崎県 農林部	部長
副会長(委員)	" "	次長
委員	長崎海洋気象台	観測予報課長
"	九州森林管理局	治山課長
"	長崎森林管理署	署長
"	長崎県市長会長が指定する職員	
"	長崎県町村会長が指定する職員	
"	長崎市 消防局	警防課長
"	佐世保市 消防局	警防課長
"	長崎県 警察本部	警備課長
"	長崎県	危機管理課長
"	" 土木部	河川課長
"	" "	砂防課長
"	" 農林部	農政課長
"	" "	農村整備課長
"	" "	森林整備室長

第3節 土砂災害防止組織

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 土砂災害防止体制における組織計画の概要は次図のとおりである。



2 土砂災害防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務を処理する。

長崎県災害警戒本部の構成

本部長 危機管理監

副本部長 危機管理課長、河川課長

本部長 危機管理課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道路維持課、
農村整備課、森林整備室、砂防課の各課員



3 水防本部及び災害対策本部における土砂災害担当部局の事務分担は下表のとおりである。

災害警戒本部における事務分担

班名 班長	班名 班長	係長	業務	備考
砂防対策班 (砂防課総括課長補佐) (技術)	情報係 (砂防班班長)	当該班員	・砂防・地すべり、急傾斜の状況把握と関係機関との連絡調整	国土交通省所管
	調査係 (傾斜地保全班班長)	同上	・砂防・地すべり、急傾斜地の被害状況の把握及び関係機関との通報又は連絡	同上
山地災害対策班 (森林整備室) 治山班班長	情報調査班 (治山班班長)	同上	・山地治山・総合治山、地すべりの被害状況の把握と関係機関との連絡調整	林野庁所管
農村整備班 (農村整備課 企画監)	農地防災班 (農地防災班長)	同上	・地すべりの状況把握並びに関係機関との連絡調整	農林水産省所管

災害対策本部における事務分担

班名	班長担当職	事務分掌	備考
砂防班	砂防課長	1. 土石流対策に関すること。 2. 地すべり対策に関すること。 3. 急傾斜地対策に関すること。 4. 土砂災害防止法に関すること。	国土交通省所管
林務班	森林整備室長	森林及び林道の災害対策に関すること。	林野庁所管
農村整備班	農村整備課長	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。	農林水産省所管

第4節 長崎県土砂災害危険箇所

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 県下の土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所および地すべり危険箇所数を表-1、表-2、表-3に示す。

表-1 国土交通省所管 (箇所)

区分	種別			計	
土石流危険渓流		2,785	2,129	1,282	6,196
急傾斜地崩壊危険箇所		5,121	3,376	369	8,866
地すべり危険箇所		1,169			1,169
計		9,075	5,505	1,651	16,231

各危険箇所毎の詳細な状況については、別途、危険箇所台帳、危険箇所図等参照のこと。

上表中「土石流危険渓流」において、「」：保全対象人家5戸以上の渓流、「」：保全対象人家1～4戸の渓流、「」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流(平成15年公表)。

上表中「急傾斜地崩壊危険箇所」において、「」：保全対象人家5戸以上の箇所、「」：保全対象人家1～4戸の箇所、「」：保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所(平成15年公表)。

上表中「地すべり危険箇所」については、今般の発表に含まれていないことから、平成11年公表のデータを掲載した。

従って～の分類に相当するデータがない。

表-2 林野庁所管 (地区)

区分	ランク	A	B	C	計
山腹崩壊危険地区		1,020	500	328	1,848
崩壊土砂流出危険地区		260	759	337	1,356
地すべり危険地区		119	30	30	179
計		1,399	1,289	695	3,383

平成18、19年度再点検

上表中、ランク「A」、「B」、「C」は、被災危険度(人家戸数、公共施設道路)と荒廃危険度(大中小)の組み合わせにより判定。

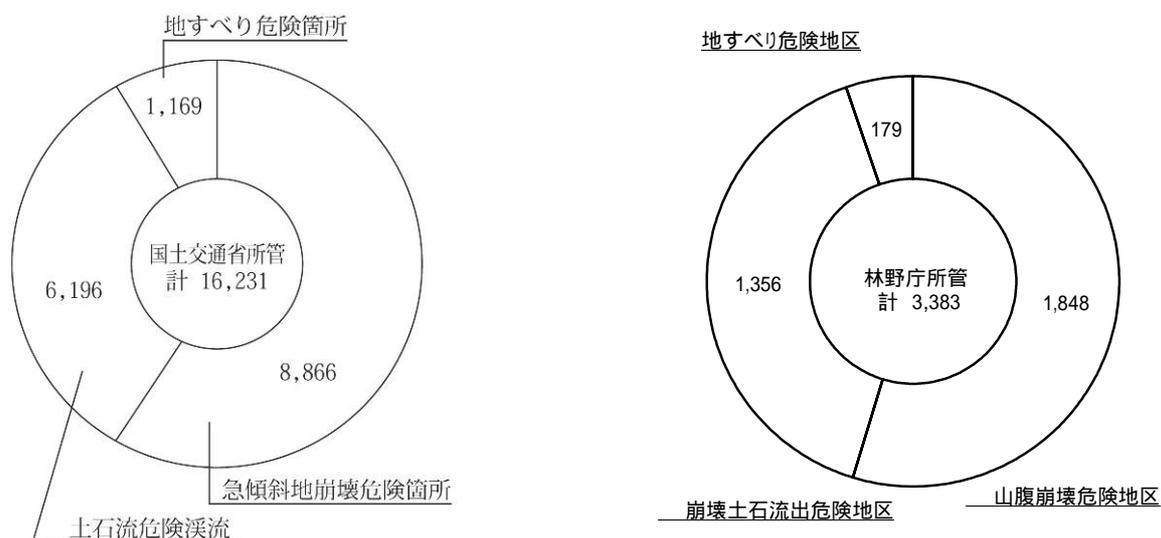


表 - 3

農村振興局所管

(地区)

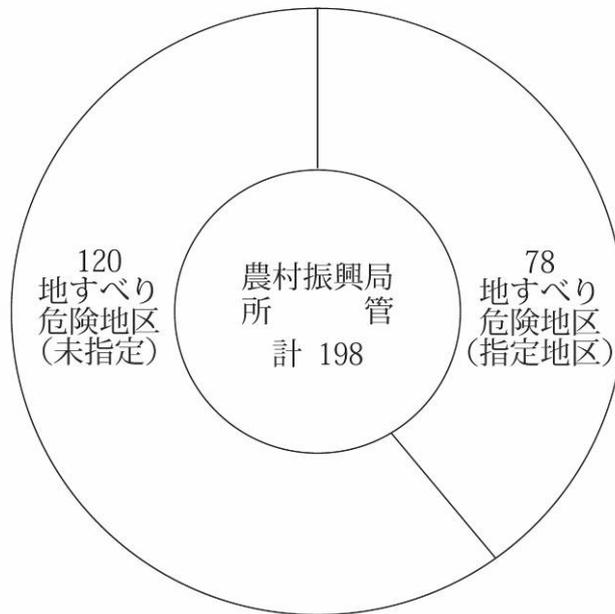
危険度 区分	A	B	C	計
地すべり危険地区 (指定地区)	3	75	-	78
地すべり危険地区 (未指定地区)	50	68	2	120
計	53	143	2	198

平成24年3月時点

地すべり危険地区(指定地区)、危険度 A:工事中 B:工事完了 C:移動休止

平成21年3月調査

地すべり危険地区(未指定)、危険度 A:高い B:やや高い C:注意を要する



第5節 土砂災害における警戒避難体制

(農村整備課：森林整備室：砂防課：観光振興課)

土石流、崖崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある区域に居住する住民（以下「関係住民」という。）に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に速やかな情報提供と適切な避難方法を講じ、安全な避難場所への誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠である。

この警戒避難体制において必要な事項は以下の通りである。

- (1) 警戒または避難を行うべき基準の設定
- (2) 適切な避難方法の周知
- (3) 適切な避難場所および避難路の選定、周知
- (4) 情報の収集、伝達
- (5) 防災知識の普及および防災活動の実施

1 警戒または避難を行うべき基準の設定

- (1) 警戒避難基準は原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。
- (2) 警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、市町においてその基準値の設定にあたっては、本編第7章第6節における「新たな土砂災害警戒避難基準雨量」を参考として定めることができる。また、本編第7章第7節における土砂災害警戒情報も併用することができる。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導することが大切である。

2 適切な避難計画策定と周知

市町は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を保全できるよう、以下に示す土砂災害危険箇所等を対象とした避難計画を策定し、これを市町地域防災計画に掲載するとともに、混乱なく、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対する周知に努める必要がある。

2 - 1 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所等

- (1) 土石流危険渓流
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (3) 山腹崩壊危険箇所
- (4) 崩壊土砂流出危険箇所
- (5) 地すべり危険箇所及び地すべり危険地区
- (6) 土砂災害警戒区域

なお、これらの土砂災害危険箇所については、その位置等についても市町地域防災基

本計画に記載し、危険箇所であることが周知されるよう図るものとする。（土砂災害防止計画書参照）

2 - 2 避難計画に関する事項

- (1) 土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
- (2) 世帯数、人口、棟数
- (3) 情報の収集及び受信
- (4) 避難勧告等の発令時期
- (5) 避難勧告等の伝達担当者、および伝達先
- (6) 伝達手段
- (7) 避難勧告等の伝達所要時間
- (8) 避難誘導者、避難経路、避難場所等

2 - 3 関係住民が日常から準備しておくべき事項

- (1) 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- (2) 自分の住んでいる周りの裏山、崖、溪流等の危険箇所を把握しておく。
- (3) 自宅には、雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判るよう準備しておく。また、雨量観測値が理解できるようにする。
- (4) 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

2 - 4 観光者に対する配慮

観光地を持つ市町は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

2 - 5 避難に際しての留意事項

(1) 避難の準備

市町より避難の指示、勧告が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。
 火気、危険物等の始末を完全に行う。
 最小限の着替、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。
 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

(2) 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。

特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。

誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。

避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安

全については、十分に配慮する。

老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

(3) その他の留意事項

避難は明るいうちに行われることが望ましい。

避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ましい。
安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。

(4) 避難後の措置

誘導員は、市町長等より避難勧告・指示の解除が発令されるまで避難者を避難場所に留めるよう努める。

市町は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

2 - 6 自主判断による避難

市町は、停電、機器の故障のため市町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

2 - 7 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- (1) 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
- (2) 他の危険箇所への避難はさける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (3) 溪流を渡り対岸に避難することはさける。
- (4) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

3 適切な避難場所および避難路の選定・周知

3 - 1 避難場所の選定

1 避難場所の選定

市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。

- (1) 土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- (2) 土石流の発生により災害を受ける恐れのない場所であること。

「土石流危険区域調査実施要綱・昭和53年9月建設省砂防部砂防課」の調査実施により

想定される危険区域が参考となる。

- (3) がけ崩れ(急傾斜地崩壊危険区域 - 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律により指定)、地すべり(地すべり防止区域 - 地すべり等防止法により指定)等による土砂災害を受ける恐れのない場所であること。
- (4) 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表された浸水実績図などが参考となる。
- (5) 土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家等から、できる限り近距離にあること。保全対象人家の範囲は(1)(2)(3)が参考となる。
- (6) 土石流危険渓流周辺の関係住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- (7) 収容人員が十分にあること。
- (8) 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

2 避難場所の周知

市町は、選定した避難場所を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

3 既存避難施設を土砂災害に対する避難場所として利用する場合の適否

市町は、既存避難施設(小中学校、公民館、集会所等)が土砂災害に対する避難場所としての利用が可能かどうかの適否を調査し、可能と判定されれば現状の形態もしくは施設の改良を施して利用する。既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法を図-1に示す。

4 避難場所設置のための現行制度

避難場所として利用できる施設を設置するために適用可能な現行制度を提示した。

(土砂災害防止計画書参考資料17参照)

3 - 2 避難路の選定及び周知

1 避難路の選定

市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。

- (1) 次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。

急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所

がけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている。

土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域

地すべり防止区域および地すべり危険箇所

土砂災害警戒区域

河川の氾濫等による浸水の想定される区域

防災関係機関により公表された浸水実績図などを参考とする。

高潮等により被害を被むる恐れのある区域

- (2) 避難路を選定して、状況に応じた利用を考える。

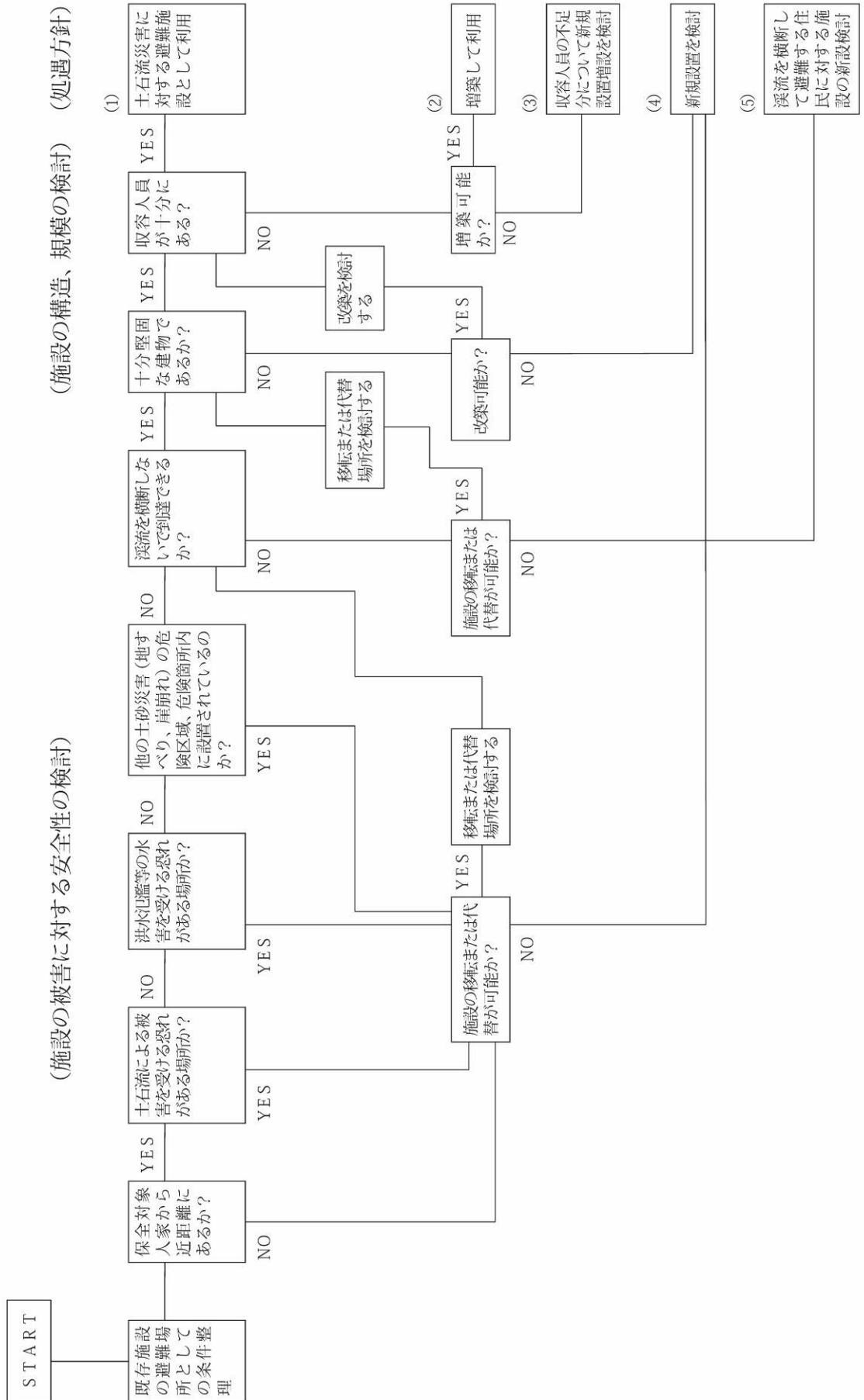
2 避難路の周知

市町は、選定した避難路を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

3 避難路の維持

市町は、選定した避難路には誘導標識、誘導灯等を設けてその維持に努める。

図一1 既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法



3 - 3 土砂災害危険箇所マップ作成状況

平成15年4月1日現在

年度	出先機関名	市町村名	備考
平成4年度	長崎土木事務所	長崎市（消防局防災対策室）	H10改訂
	諫早土木事務所	諫早市（総務課）	
平成5年度	島原振興局	深江町（企画課）	
平成6年度	島原振興局	島原市（災害対策課）	H13改定
	上五島土木事務所	有川町（総務課）	
		上五島町（総務課）	
		若松町（総務課）	
		奈良尾町（総務課）	
平成7年度	田平土木事務所	平戸市（総務課）	
		松浦市（総務課）	
平成8年度			
平成9年度	大瀬戸土木事務所	大瀬戸町（総務課）	
	島原振興局	有明町（総務課）	
平成10年度	長崎土木事務所	琴海町（総務課）	
	諫早土木事務所	大村市（総務部安全対策課）	
	島原振興局	吾妻町（総務企画課）	
	大瀬戸土木事務所	外海町（総務課）	
平成11年度			
平成12年度	島原振興局	北有馬町（総務課）	
平成13年度	諫早土木事務所	高来町（総務課）	
平成14年度	長崎土木事務所	多良見町（総務課）	
	島原振興局	瑞穂町（総務課）	
	対馬地方局	厳原町（長崎県防災協議会对馬支部）	
		美津島町（長崎県防災協議会对馬支部）	
		豊玉町（長崎県防災協議会对馬支部）	
		峰町（長崎県防災協議会对馬支部）	
		上県町（長崎県防災協議会对馬支部）	
上対馬町（長崎県防災協議会对馬支部）			

4 情報の収集・伝達

4 - 1 情報の収集

市町は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報、県・市町の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

4 - 2 情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報、台風情報など降雨に関する情報および地震噴火等の情報と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

降雨に関する情報の収集方法としては、表 - 1 に掲げる方法等を利用して、また災害に関する情報は、日頃地区ごとに選定した巡視員との連絡、防災無線、ハム無線等を活用し、その収集に努める。

4 - 3 情報の伝達

市町は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるようその施設の整備を図るとともに、特に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

警戒避難に関する情報の流れの一例を図 - 2 に示す。

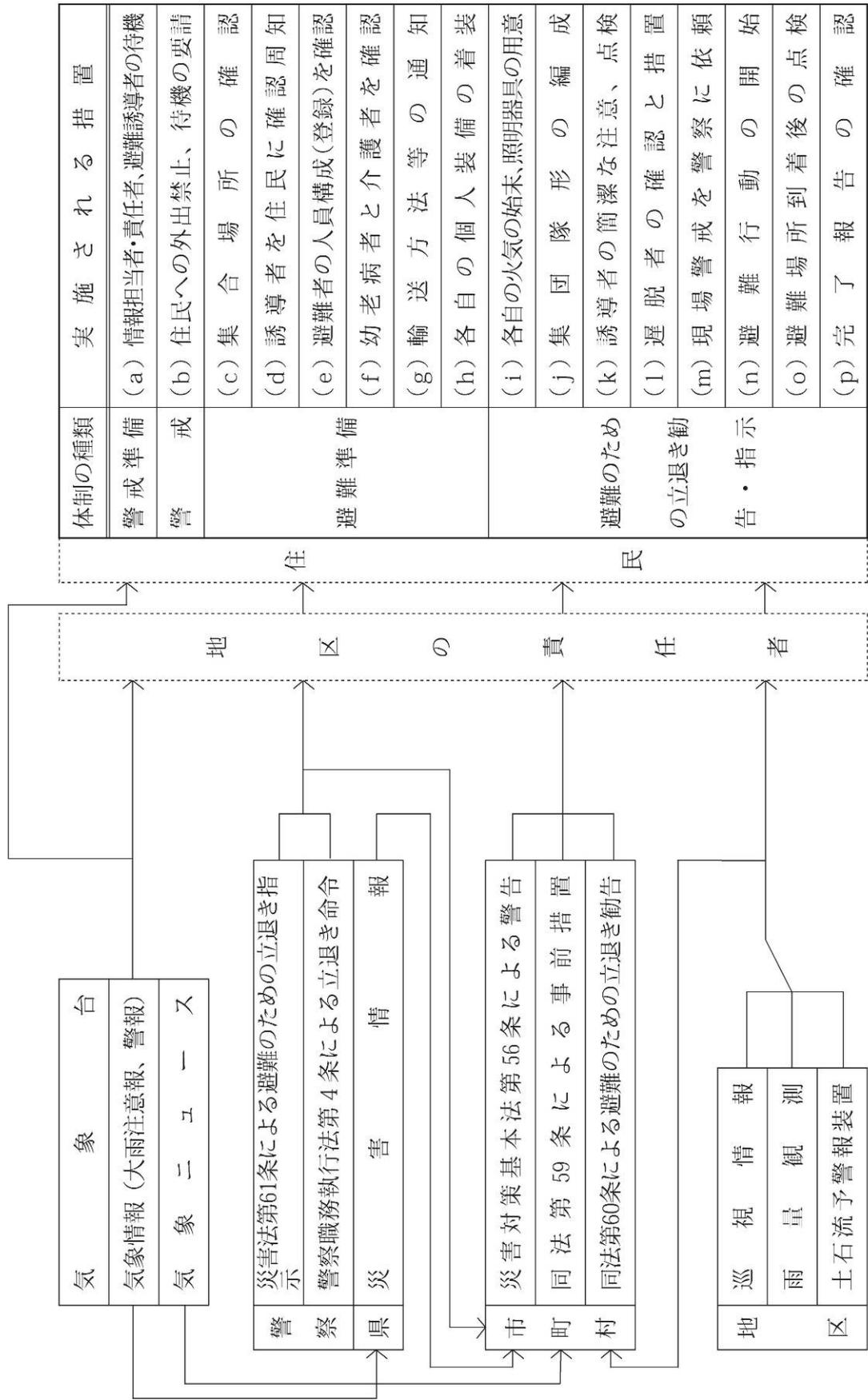
4 - 4 情報の伝達方法

市町は、収集した情報を伝達するため、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。ただし、市町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等に被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

表 - 1 広域、小流域における雨量情報システム

データ名	観測方法と観測データ	観測時間	利用現況	参考
(小流域) 土石流予警報装置	土石流危険渓流単位に、雨量計および通報装置を設置し、累積雨量、時間雨量を観測する。		土石流に関する警戒避難基準雨量をセットし、基準雨量をオーバーすれば防災担当者に連絡。	1. 設置状況 別表参照 2. 特徴 小流域の降雨観測が可能であり、土石流の警戒避難の判断資料とすることができる。 3. 費用 標準システム(雨量、通報装置)約300万円 (オプション有)
長崎県河川砂防情報システム(ナックス)	半径約3km単位に雨量計を設置し、累積雨量、時間雨量の降雨観測を行う。		振興局及び土木事務所各管内における累積雨量及び時間雨量を観測し、雨量局からの降雨状況を集中管理している。	平成17年4月1日からシステムの運用を開始、県内各地の雨量、河川水位、土砂災害危険度に関する情報を提供している。

図-2 警戒避難に関する情報の流れ



5 防災知識の普及および防災活動の実施

市町は、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を、出水期前（梅雨期前、台風期前）または全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

5 - 1 防災知識の普及

1 一般住民を対象とした防災知識の普及

市町は、おおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

- (1) 市町が発行する広報紙や印刷物（チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用
- (2) 市町による講演会、講習会、見学会等の開催
- (3) 有線放送の利用
- (4) 市町による土石流危険渓流である旨の現地表示の実施
- (5) 市町による広報車の巡回

2 学童を対象とした防災知識の普及

市町は、学童を対象として下記の活動を行う。

- (1) 学童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開
- (2) 県、関係機関とも連携して総合的な防災に関する実践的指導方法等の開発・普及を行う。
- (3) 学童の避難訓練

3 意識高揚のための事業等の実施

- (1) 防災に関する演習の実施
- (2) 土砂災害防止に功労のあった人の表彰

5 - 2 防災業務に服務する市町防災関係職員に対する周知徹底

市町は、防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土石流危険渓流等の危険箇所および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。

5 - 3 防災訓練

市町は、災害対策基本法および市町地域防災計画の規定により、関係機関と協力して土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

1 土砂災害に対する防災訓練の目的

市町が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- (1) 土砂災害に対する市町の防災体制づくりの推進を図る。
- (2) 土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- (3) 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況について的確に判断できるようにする。
- (4) 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に的確な避難行動がとれるようにする。

2 訓練参加機関

市町が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市町防災担当機関、消防団、警察署、N T T、電力株式会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

3 想定する気象

市町は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

4 防災訓練の内容

市町が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、地域の状況に即した実践的なものとなるよう配慮して、次の内容について行うものとする。

(1) 土砂災害の発生を予想する訓練

市町防災担当者は、すでに開発されている土石流予警報装置の利用、基準雨量、雨量状況、土砂災害危険地の状況等から土砂災害の発生を予想する。また土砂災害危険区域周辺の雨量状況等を関係住民より伝達入手する。

(2) 土砂災害危険区域に対する巡視訓練

市町防災担当者および地元住民が、土砂災害危険区域を巡視し、異常な状況の早期発見に努める。

(3) 情報伝達訓練

(1) および(2)により土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係住民に対し、市町防災担当者が、予報、警報及び避難の指示ならびに勧告の伝達を行う。

(4) 災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市町防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練を実施する。

(5) 避難訓練

関係住民が安全に避難出来るよう、市町防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する。

(6) 関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練

非常用品等の点検

降雨状況の確認と市町防災担当者への伝達

土砂災害危険区域の状況確認と市町防災担当者への伝達

避難方法の確認

避難路、避難場所の確認

市町防災担当者、消防団員等の誘導による避難

第6節 土砂災害警戒・避難における新たな基準雨量の設定

(砂防課：長崎海洋気象台)

1 新たな基準雨量設定の経緯

(1) 背景

建設省（現国土交通省）では、昭和59年6月に『土砂災害に対する警報の発令と避難の指示のための降雨量設定指針（案）』（以下、『指針（案）』と称す）を通達し、土石流に対する警戒・避難基準雨量（以下、『基準雨量』と称す）を設定するよう指導している。

これを受けて、長崎県では県内を7ブロックに分割して基準雨量を設定しているが、市町がこの基準雨量を用いた警戒・避難体制を確立するには至っていない。

しかしながら、近年の異常気象等による土砂災害の頻発に伴って、平成10年には建設事務次官から、市町の地域防災計画へ基準雨量を掲載するよう通達がなされ、さらに近年、『情報基盤緊急整備事業』により雨量計並びに土砂災害に対する情報通信網の整備が進められているところであり、土砂災害警戒・避難に基準雨量を利用できるような防災体制の確立が急務となっている。

(2) 必要性

長崎県では、土石流に対する基準雨量の設定が昭和59年に検討され、県内各市町で設置・管理している「土石流予警報装置」にこの基準雨量を設定し、土砂災害における警戒・避難体制に活用されているが、今回、新たな基準雨量を設定した必要性については、以下のとおりである。

- ・前回（昭和59年）の基準雨量設定から約20年が経過し、その間に新たな土砂災害が発生している。
- ・基準雨量が既に設定されているにも関わらず、市町での運用がなされていない。
- ・平成13年4月1日に『土砂災害防止法（土砂災害警戒区域における土砂災害対策の推進に関する法律）』が施行され、警戒・避難体制の整備と情報提供が法的に義務化された。
- ・その後の調査・研究により、新たな基準雨量設定手法（矢野案、提言手法）が提案されている。
- ・前回の基準は土石流のみを対象としており、がけ崩れに対して基準雨量を設定することが求められている。

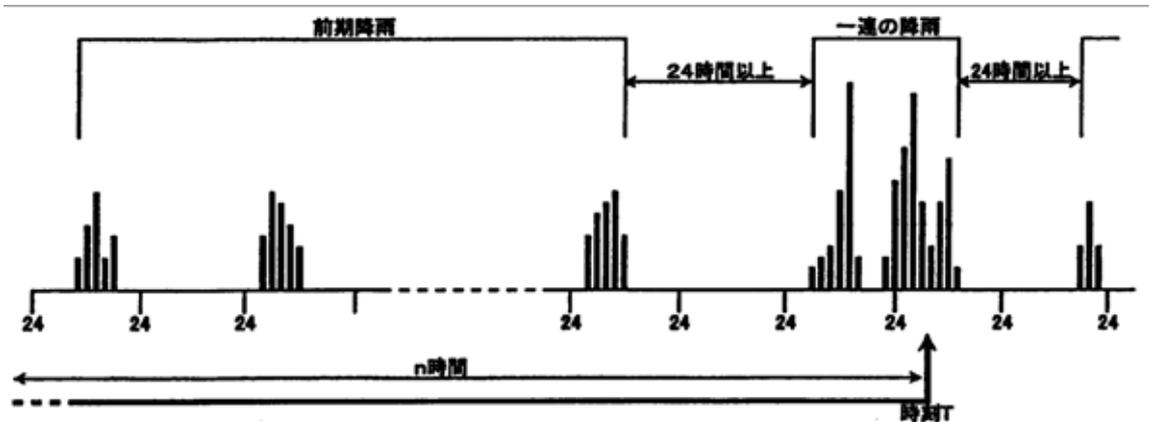
(3) 情報提供

長崎県では、土砂災害からの被害の軽減を図るため、従来のハード対策のみならずソフト対策についても整備を推進し、情報基盤緊急整備事業により平成12年から県内177箇所に雨量計を設置し、平成17年4月から県内全域においてインターネット上で情報を提供している。

提供する情報については、市町が行う警戒・避難体制の確立に役立つもので、各雨量局の降雨状況や降雨予測を用いた警戒ラインの図表示により、土砂災害危険度情報として一般への情報提供を行っている。（長崎県河川砂防情報システム：ナックス）

2 新たな警戒・避難基準雨量の決定「総合土砂災害対策検討会」の提言手法（図 - 1 参照）

警戒避難基準雨量設定に際し、前期降雨及び一連の雨量に関係なく、ある期間における時間雨量に半減期（時間）を考慮した係数をかけたものを累積した実効雨量とその時刻（T）における時間雨量との和の関係をグラフにする。



T時刻における実効雨量 = T時刻よりn時間前の時間雨量毎に半減係数をかけた雨量の累計 + T時刻の時間雨量

実効雨量の算定式

$$R_T = r_T + (r_{T-n} \times 0.5^{n/t})$$

縦軸の実効雨量の半減係数は1.5時間を用いる。
 横軸の実効雨量の半減係数は72時間を用いる。

R_T : 時刻Tの実効雨量
 r_T : 時刻Tにおける時間雨量
 r_{T-n} : n時間前の時間雨量
 t : 半減期 (72h or 1.5h)

考え方

集中的に発生するがけ崩れ及び土石流に対して、タンクモデルの概念に基づく半減期1.5時間と72時間の実効雨量の関係によりその発生を判断する手法である。

土石流及び集中的に発生するがけ崩れを統一的に取り扱う場合、実効雨量における半減期は、集水域ごとに雨水の浸透貯留特性に応じて定めることになる。

特徴

- ・最も新しい手法である。
- ・タンクモデルの手法を取り入れており、降雨時に集中して発生するがけ崩れに対応した手法であるが、土石流に対しても適用可能である。
- ・短期的な降雨及び長期的で継続中の降雨に対しても時間単位で半減期をかけており、降雨が減少した場合や止んだ場合には実効雨量も減少していく、そのため長期時の欠点は解消され、また、警戒避難解除のタイミングも比較的容易である。
- ・半減期は1.5時間と72時間で固定である。

土砂災害（土石流及びがけ崩れ）発生降雨については、各災害に対応する一連の降雨に対し1.5時間半減実効雨量（縦軸）と72時間半減実効雨量（横軸）を計算し、その結果作成されるスネーク曲線上で土砂災害発生時の点をプロットしグラフを作成する。

土砂災害（土石流及びがけ崩れ）非発生降雨については、一連の降雨のうち連続雨量80mm以上または時間雨量20mm以上の降雨に対し、1.5時間半減実効雨量（縦軸）と72時間半減実効雨量（横軸）を計算し、その結果作成されるスネーク曲線の原点から最遠点をプロット

しグラフを作成する。

土砂災害発生基準線(C L: Critical Line 『以下C L』と称す)の設定は「総合土砂災害対策検討会」の提言手法を用い、図 - 2 のフローにより設定する。

基準雨量は、全県を14の地区に分け設定した。(図 - 3 参照)

県内の14地区毎の基準雨量一覧を表 - 1、表 - 2 に、C L 設定グラフを図 - 4 ~ 図 - 19 に示す。

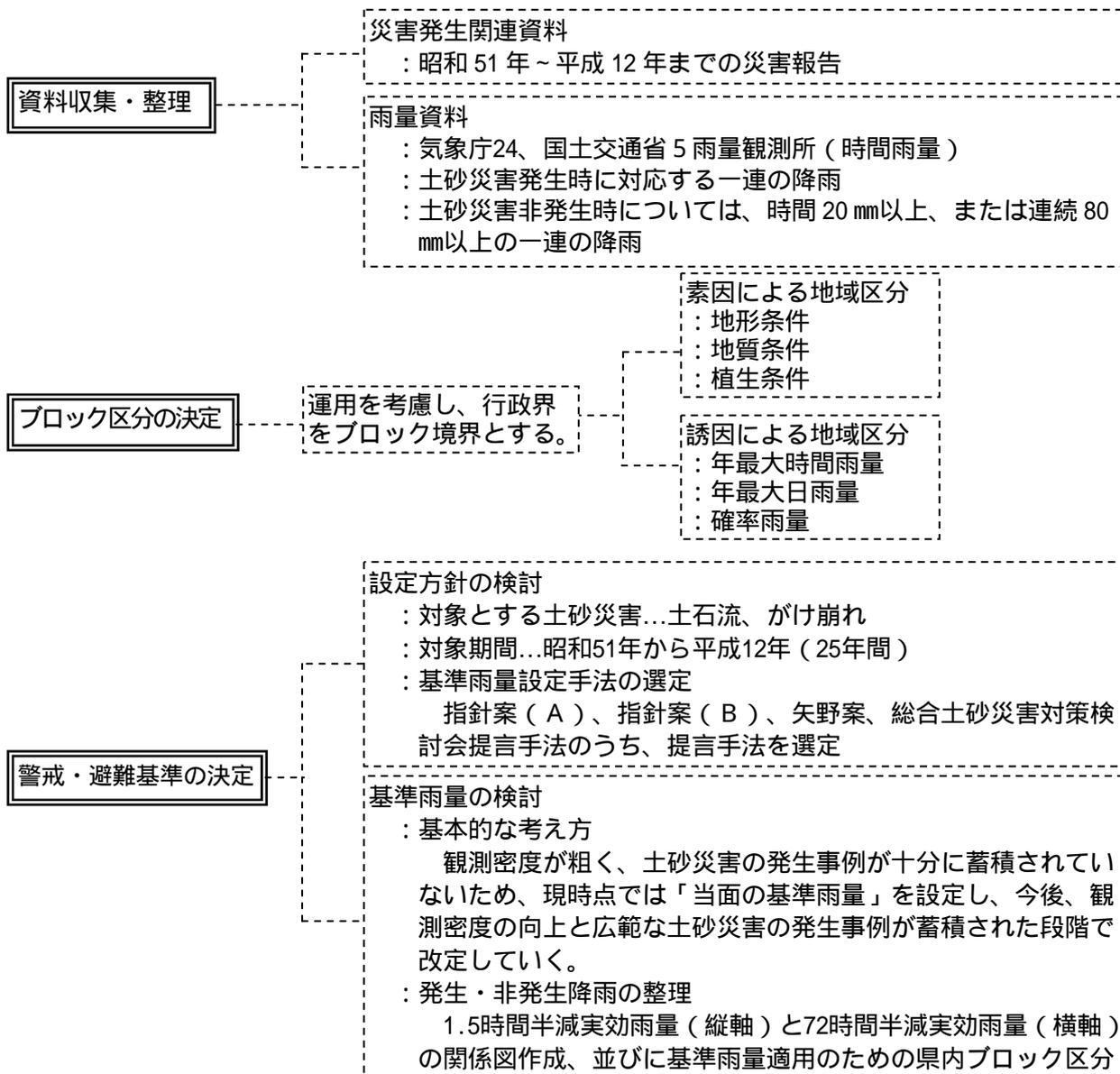
なお、島原地区直轄砂防区域(水無川・中尾川・湯江川ブロック)においては、土石流に対して雲仙復興事務所設定の基準雨量で運用する。

降水短時間予報を用いた判定

警戒態勢：2時間先予報値が基準線を超過する場合。(図 - 20 参照)

避難態勢：1時間先予報値が基準線を超過する場合。(図 - 21 参照)

基準雨量設定フロー



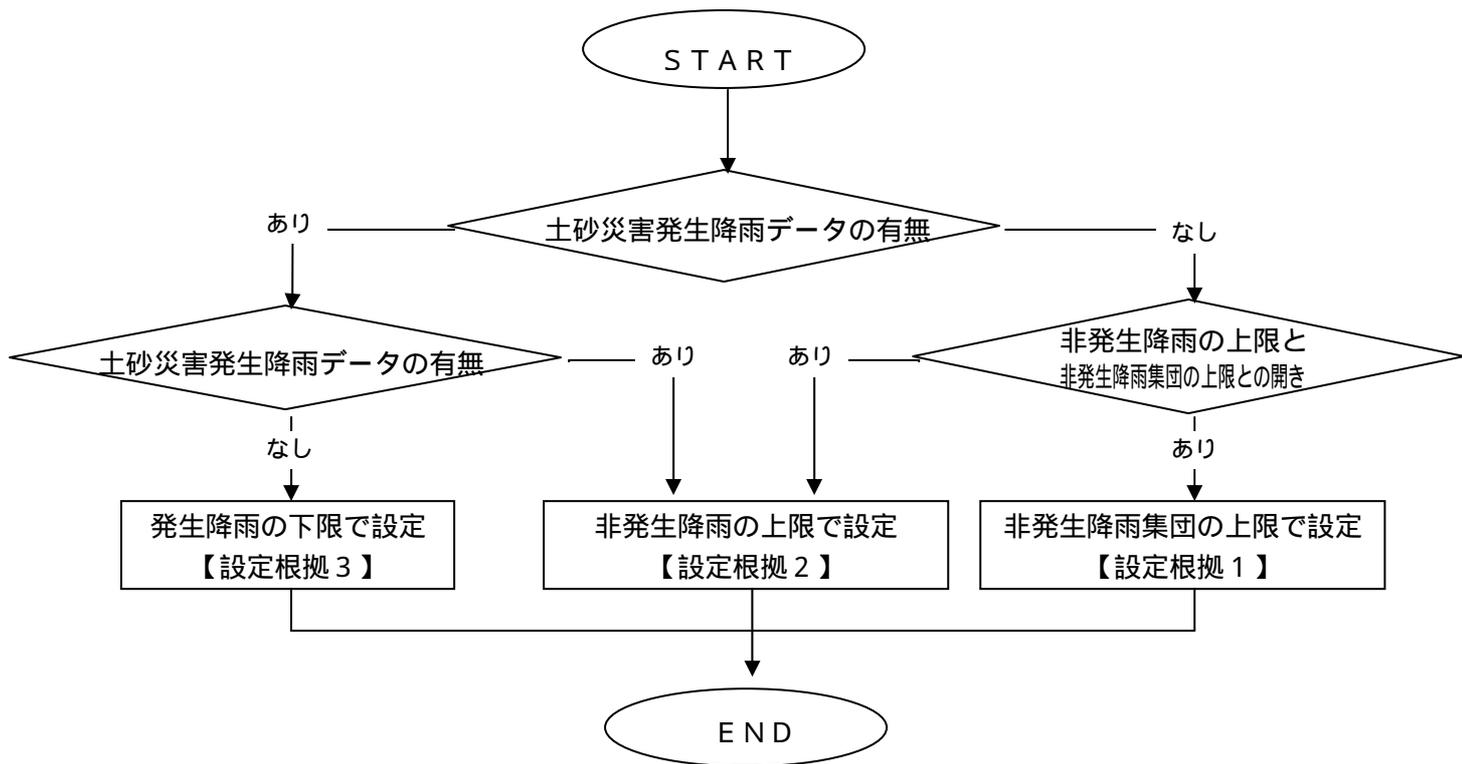


図 - 2 土砂災害発生基準線 (CL) の基本的な設定フロー

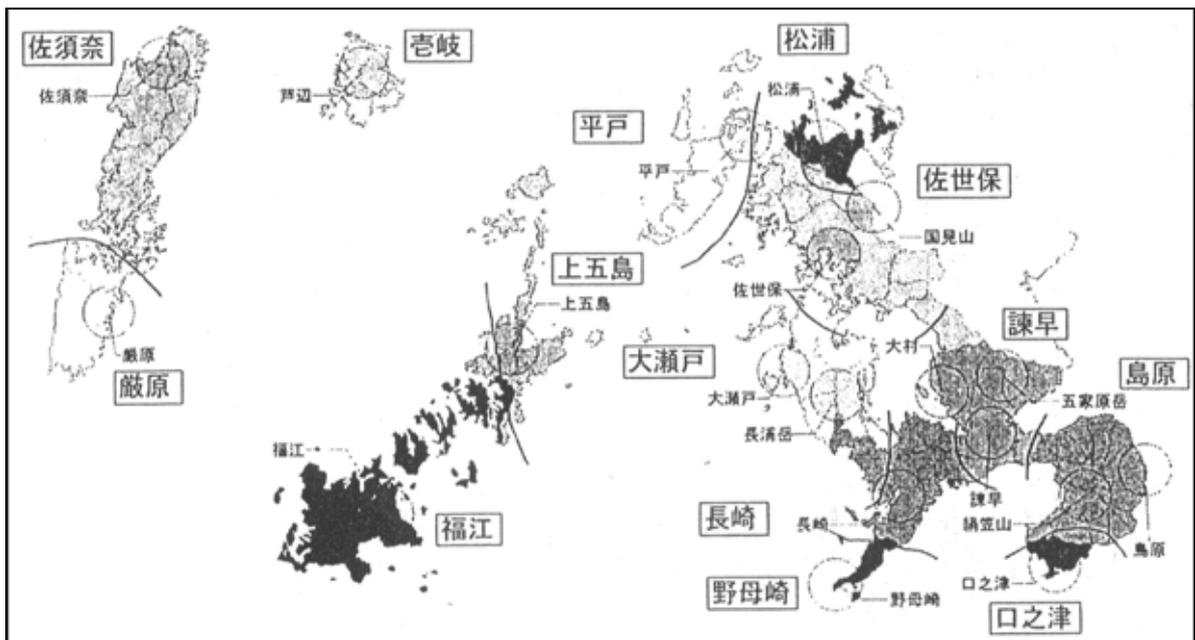


図 - 3 当面の基準雨量のブロック区分

表一1 当面の基準雨量

ブロック	該当市町村(合併前)	C.L式 (土石流)	設定根拠	C.L式 (かけ崩れ)	設定根拠
長崎	長崎市・多良良町・長与町・香焼町・伊王島町	$y = -x + 426.5$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。	$y = -x + 192.6$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
諫早	諫早市・大村市・飯盛町・森山町・高来町・小長井町	$y = -x + 375.4$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。	$y = -x + 147.6$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
佐世保	佐世保市・小佐々町・佐々町・鹿町町・江迎町・吉井町・世知原町・川棚町・波佐見町・東彼杵町	$y = -x + 262.9$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 160.2$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
島原	島原市・愛野町・吾妻町・瑞穂町・国見町・千々石町・小浜町・深江町・布津町・有家町・西有家町・北有馬町・南有馬町	$y = -x + 387.2$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。		
	上記の内、直轄砂防区域の湯江川ブロック	$y = -x + 336.0$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 387.2$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。
大瀬戸	上記の内、直轄砂防区域の水無川ブロック・中尾川ブロック	$y = -x + 119.7$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。		
	大瀬戸町・外海町・琴海町・西海町・西彼町・崎戸町・大島町・時津町	$y = -x + 295.7$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 155.3$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
平戸	平戸市・田平町・生月町・大島村	$y = -x + 445.6$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 192.4$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
松浦	松浦市・福島町・鷹島町	$y = -x + 381.1$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。	$y = -x + 381.1$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。
口之津	口之津町・加津佐町・南有馬町	$y = -x + 298.6$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 263.5$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
野母崎	野母崎町・三和町・高島町	$y = -x + 247.5$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 247.5$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。
上五島	上五島町・有川町・新魚目町・字久町・小値賀町	$y = -x + 353.9$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。	$y = -x + 172.5$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
福江	福江市・雷江町・玉之浦町・三井梁町・岐宿町・奈留町・若松町	$y = -x + 376.3$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。	$y = -x + 376.3$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。
壱岐	壱ノ浦町・芦辺町・勝本町・石田町	$y = -x + 306.5$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 187.8$	発生降雨があるため、発生降雨の下限(③)とした。
厳原	厳原町・美津島町	$y = -x + 343.2$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。	$y = -x + 343.2$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値もないため、非発生降雨の上限(②)とした。
佐須奈	上県町・上対馬町・峰町・豊玉町	$y = -x + 353.3$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。	$y = -x + 353.3$	発生降雨がなく、非発生降雨に極端に大きな値があるため、非発生降雨集団の上限(①)とした。

表 - 2 発生実績不明瞭域境界線値 (1.5h 実効雨量値)

ブロック	土石流	がけ崩れ
長 崎	113.0	-
諫 早	157.0	-
佐 世 保	98.0	-
島原 (直轄砂防区域以外)	143.0	143.0
島原 (直轄砂防区域:水無川、中尾川)	-	143.0
島原 (直轄砂防区域:湯江川)	113.0	143.0
大 瀬 戸	114.0	-
平 戸	120.0	
松 浦	122.0	122.0
口 之 津	96.0	96.0
野 母 崎	84.0	84.0
上 五 島	102.0	-
福 江	121.0	121.0
壱 岐	85.0	85.0
巖 原	116.0	116.0
佐 須 奈	100.0	100.0

【長崎ブロック】

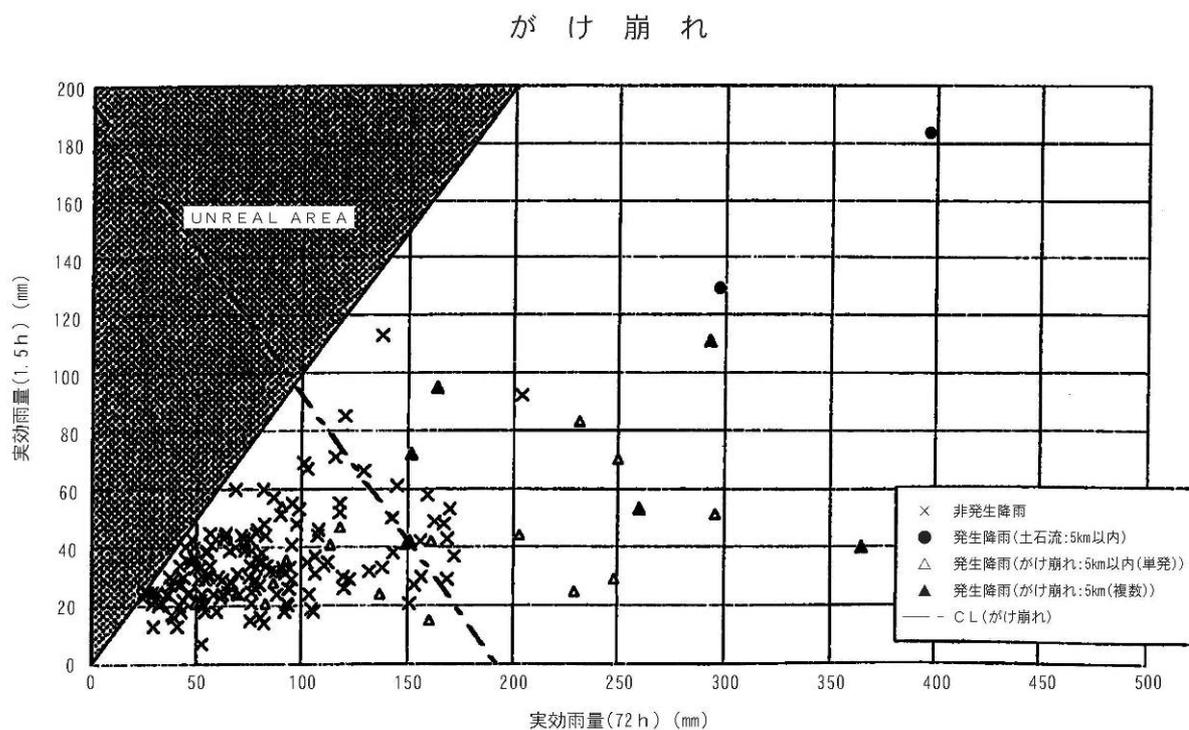
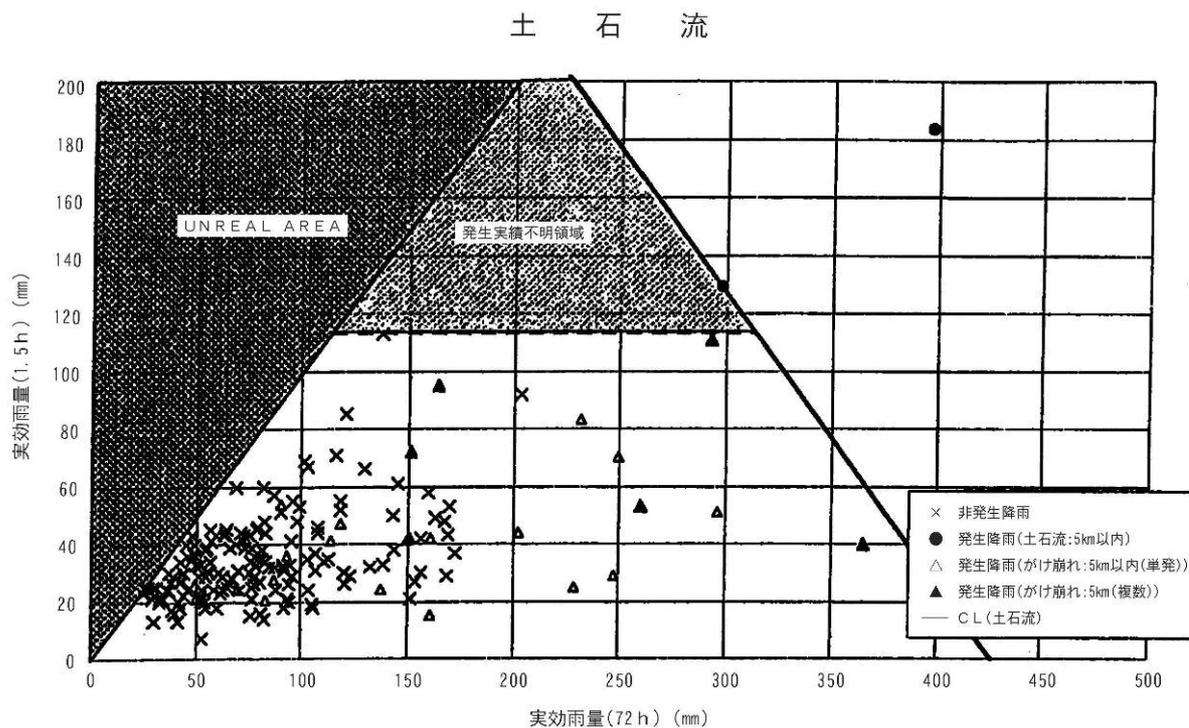
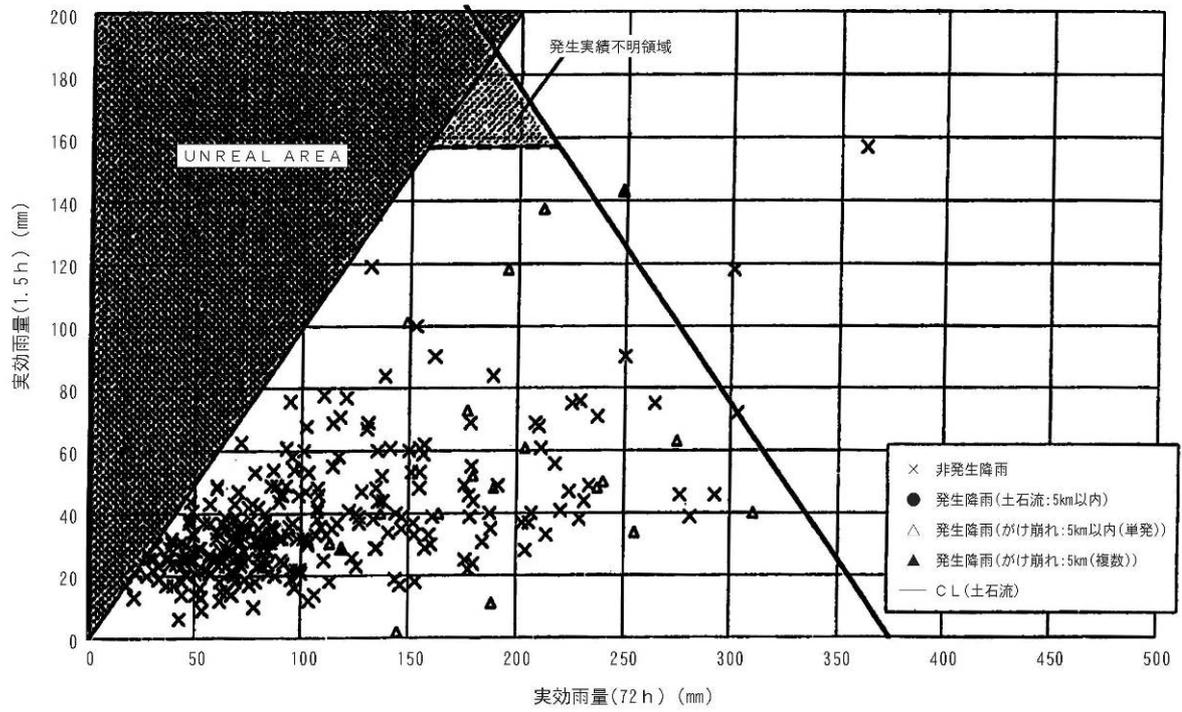


図-4

【諫早ブロック】

土石流



がけ崩れ

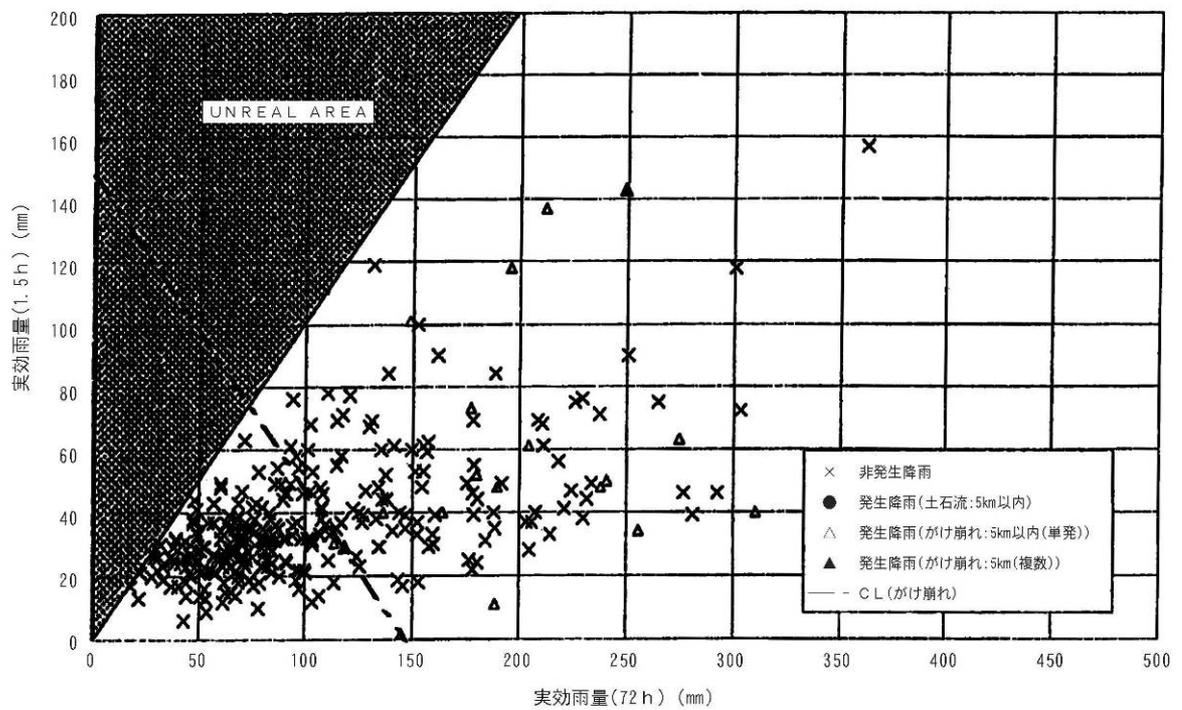
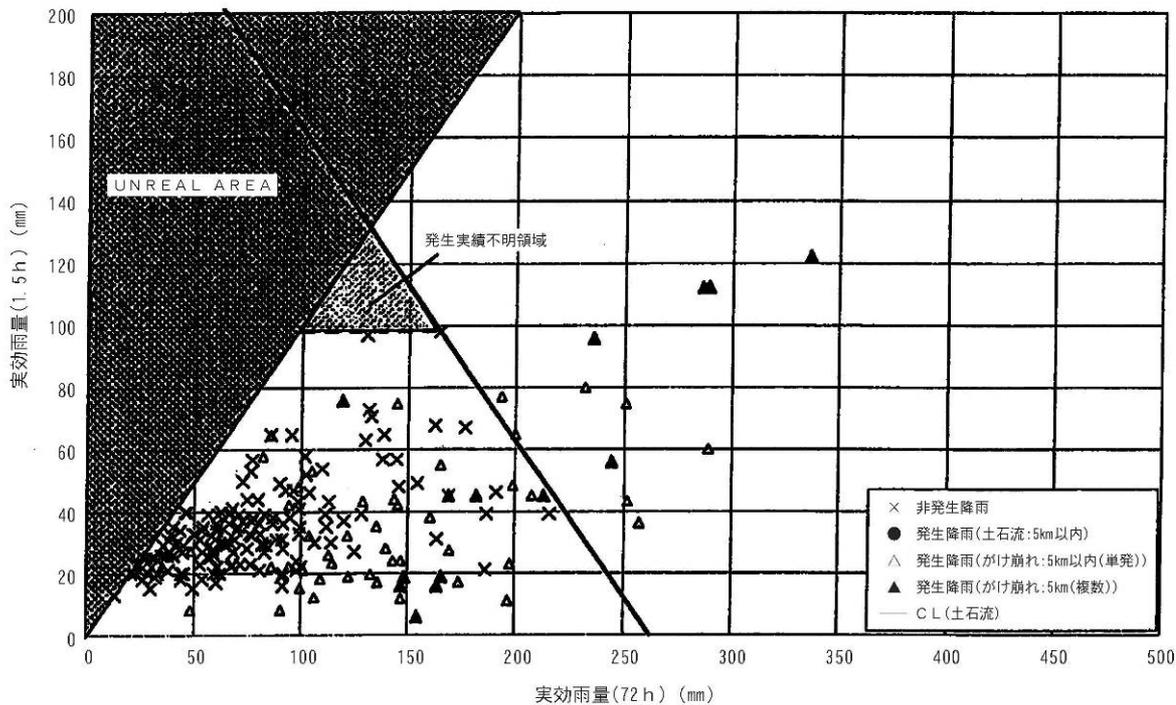


図-5

【佐世保ブロック】

土石流



がけ崩れ

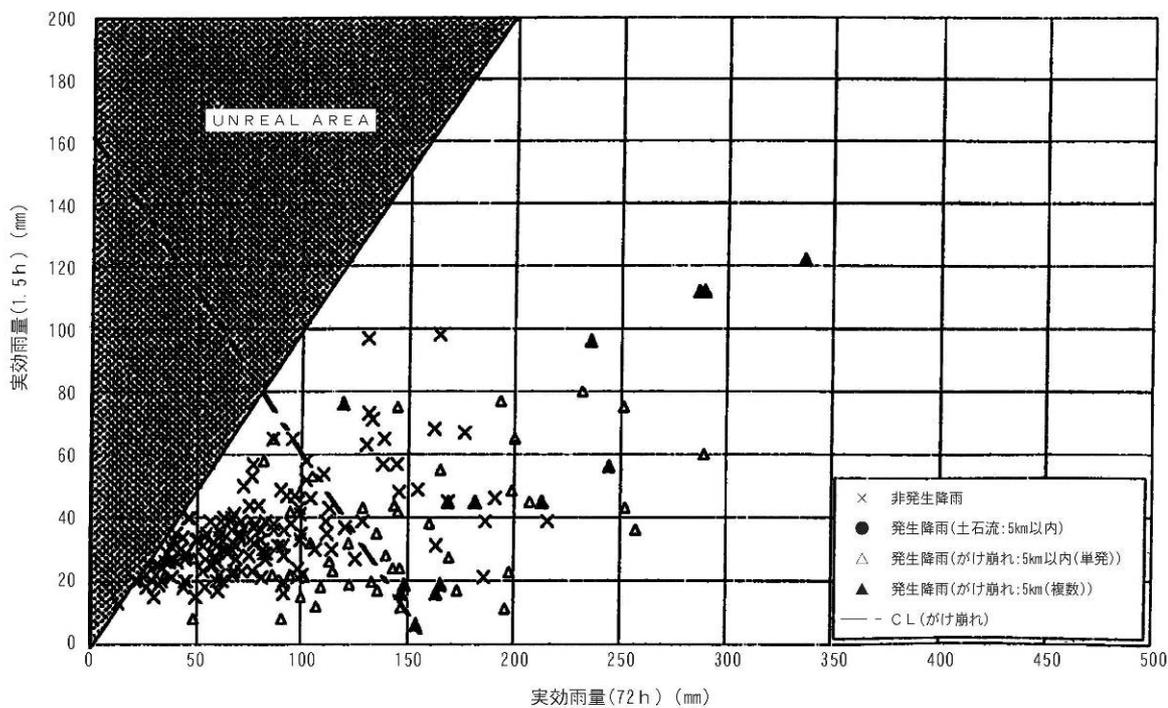
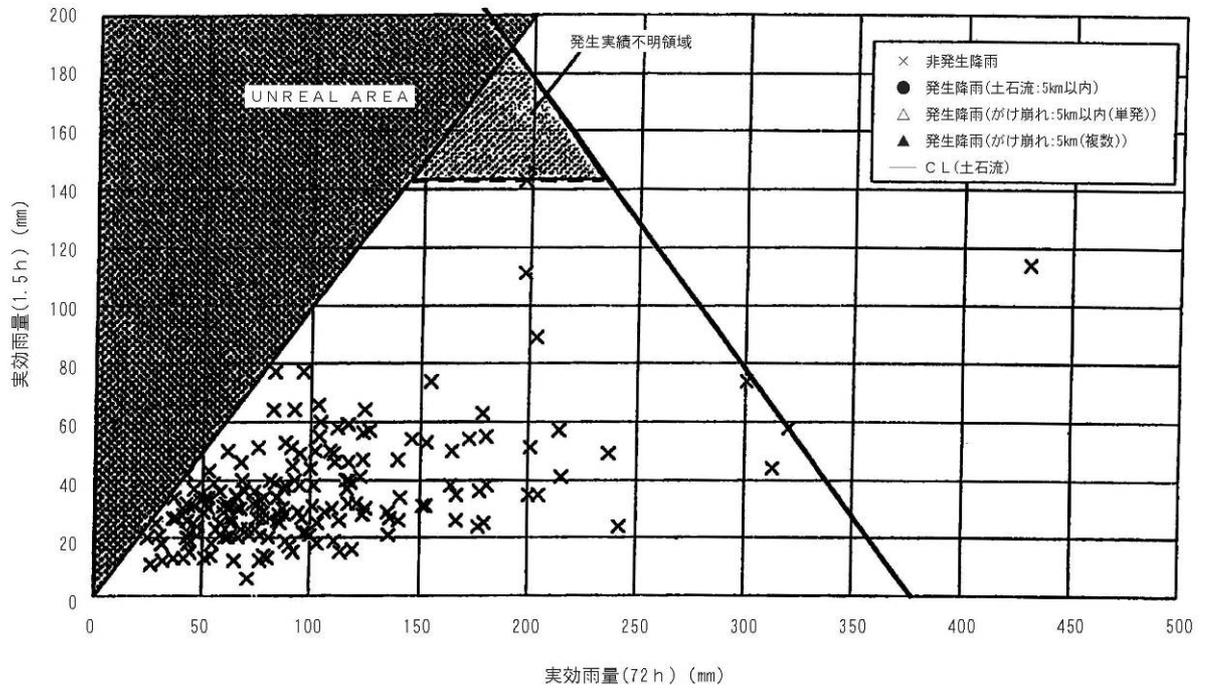


図-6

【島原ブロック：管轄砂防区域外の地区】

土石流



がけ崩れ

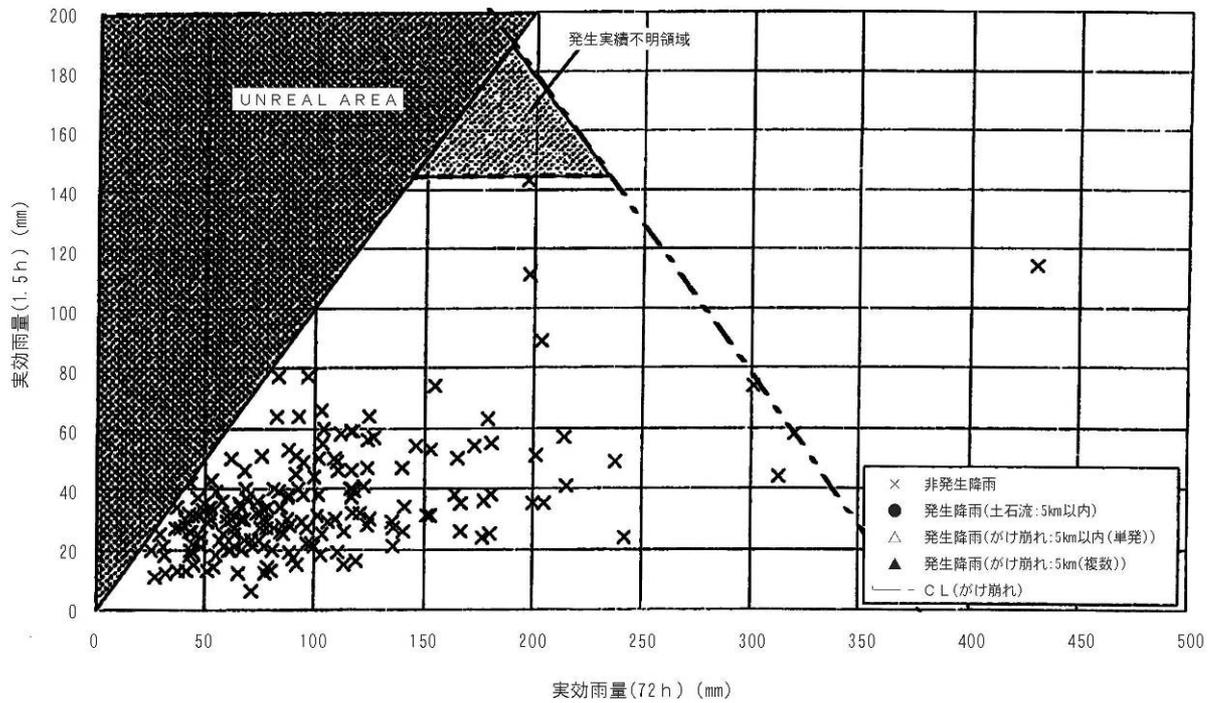
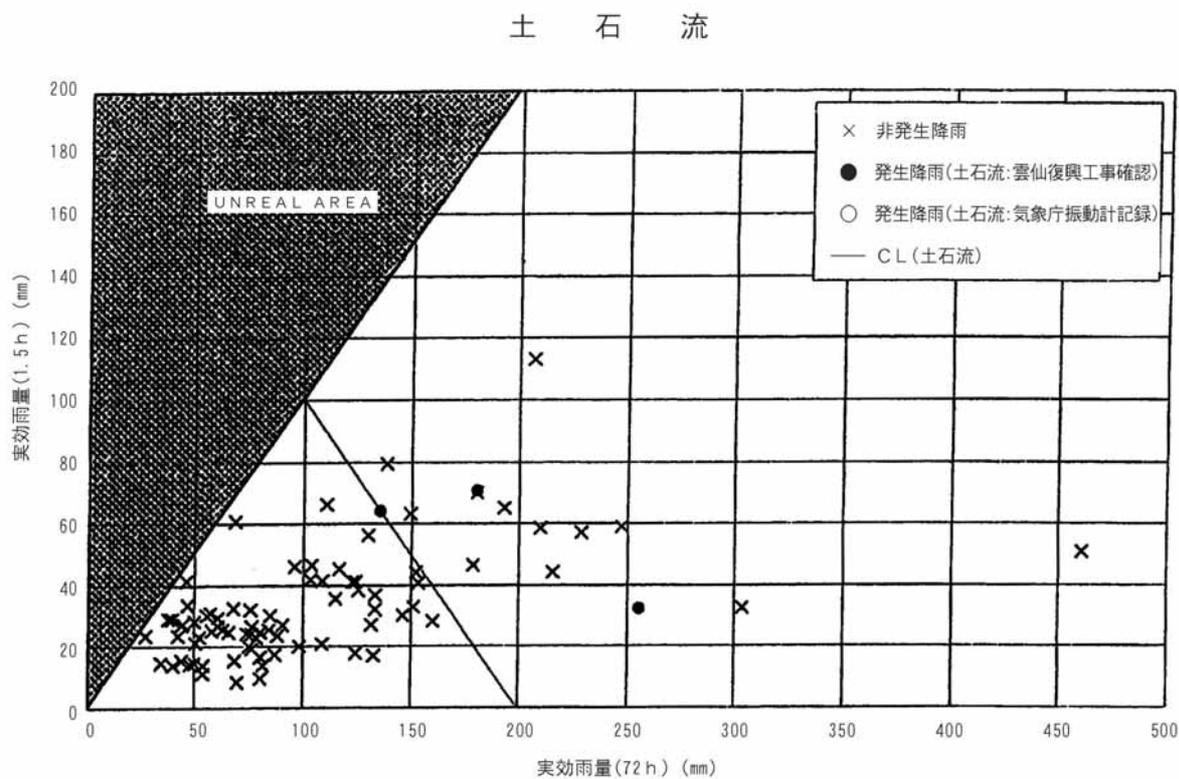


図-7

【水無川ブロック】* 直轄砂防区域内の基準雨量



【中尾川ブロック】* 直轄砂防区域内の基準雨量

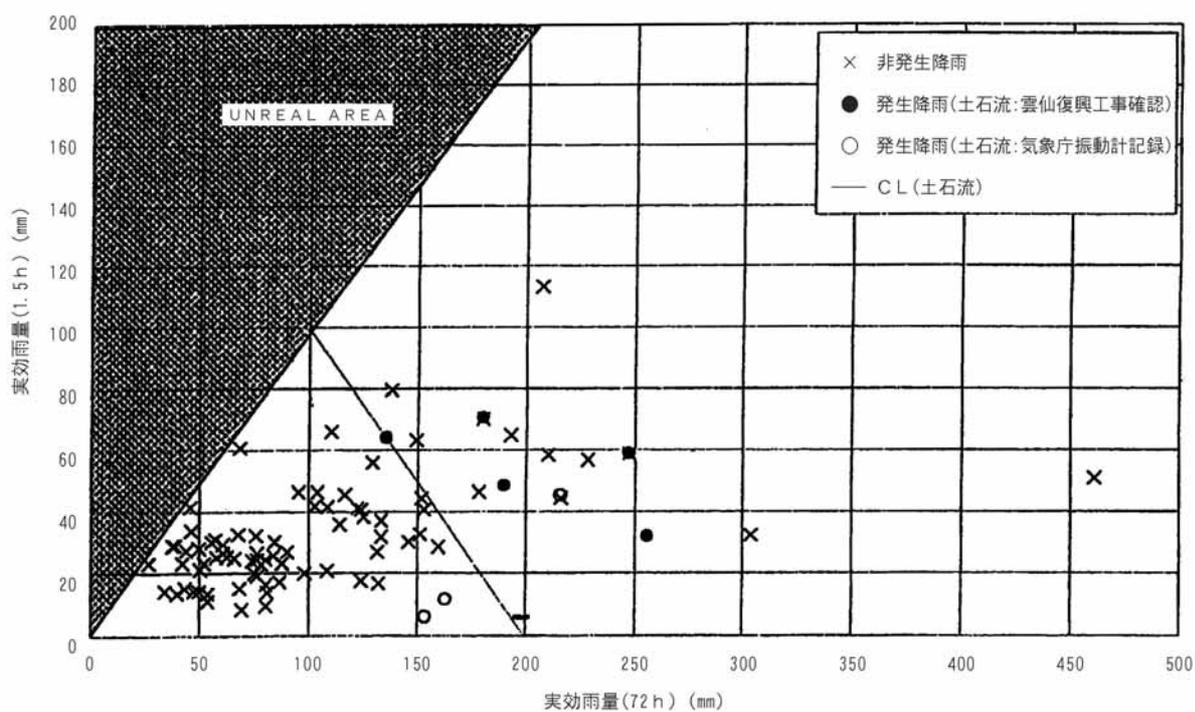


図-8

【湯江川ブロック】* 直轄砂防区域内の基準雨量

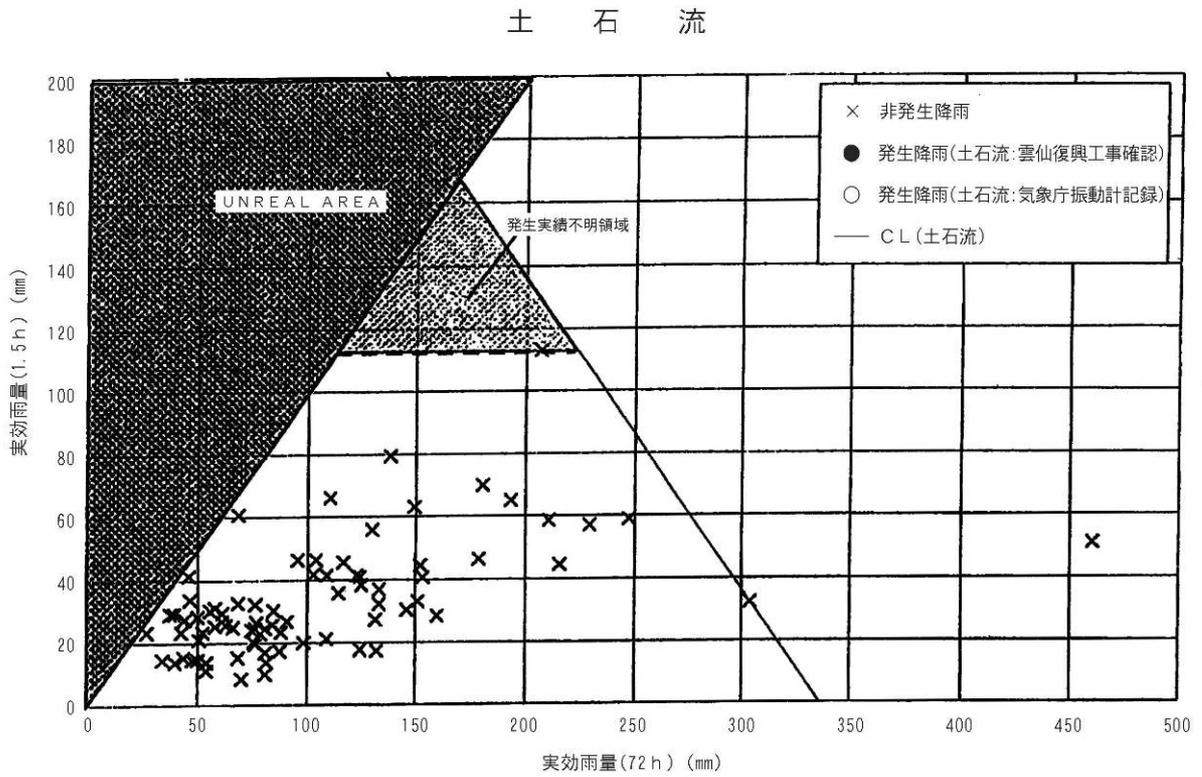
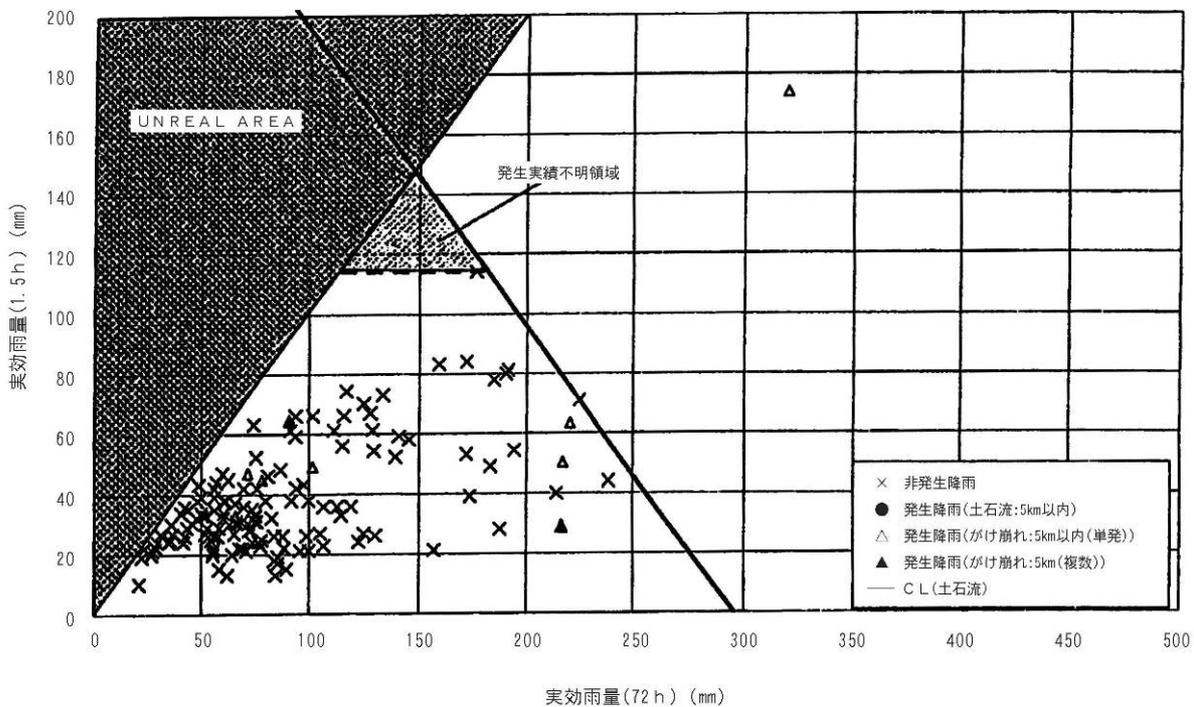


図-9

【大瀬戸ブロック】

土石流



がけ崩れ

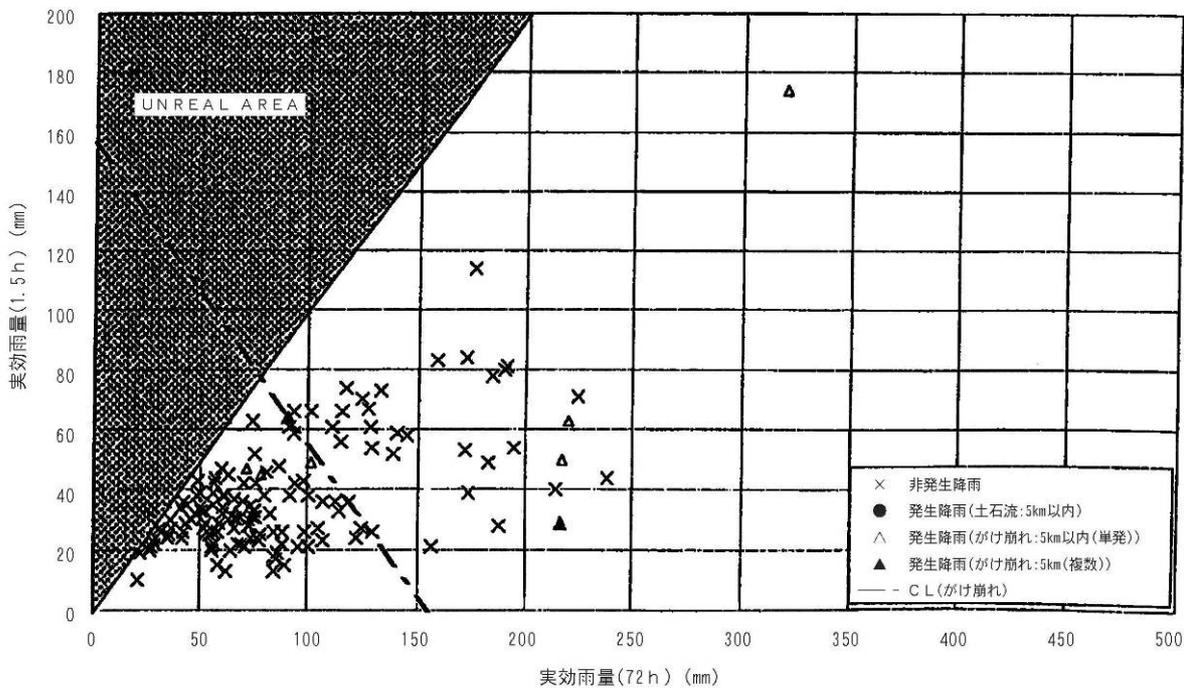


図-10

【平戸ブロック】

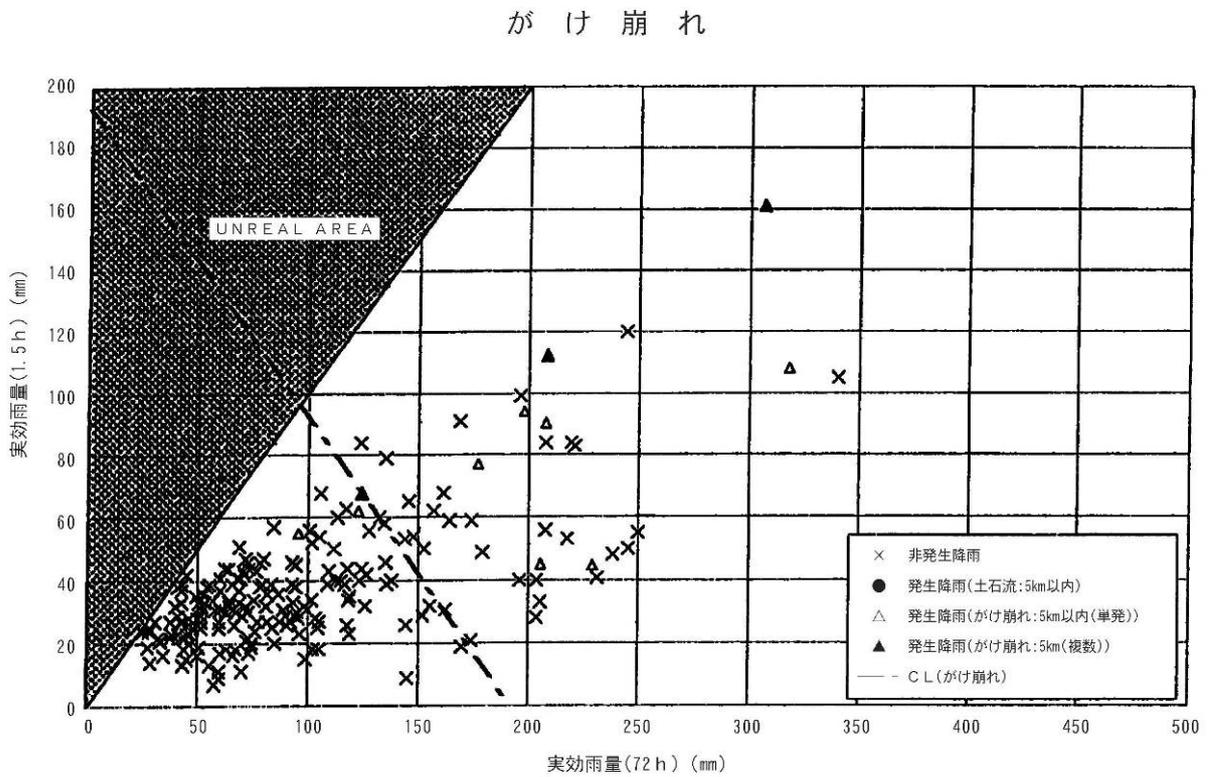
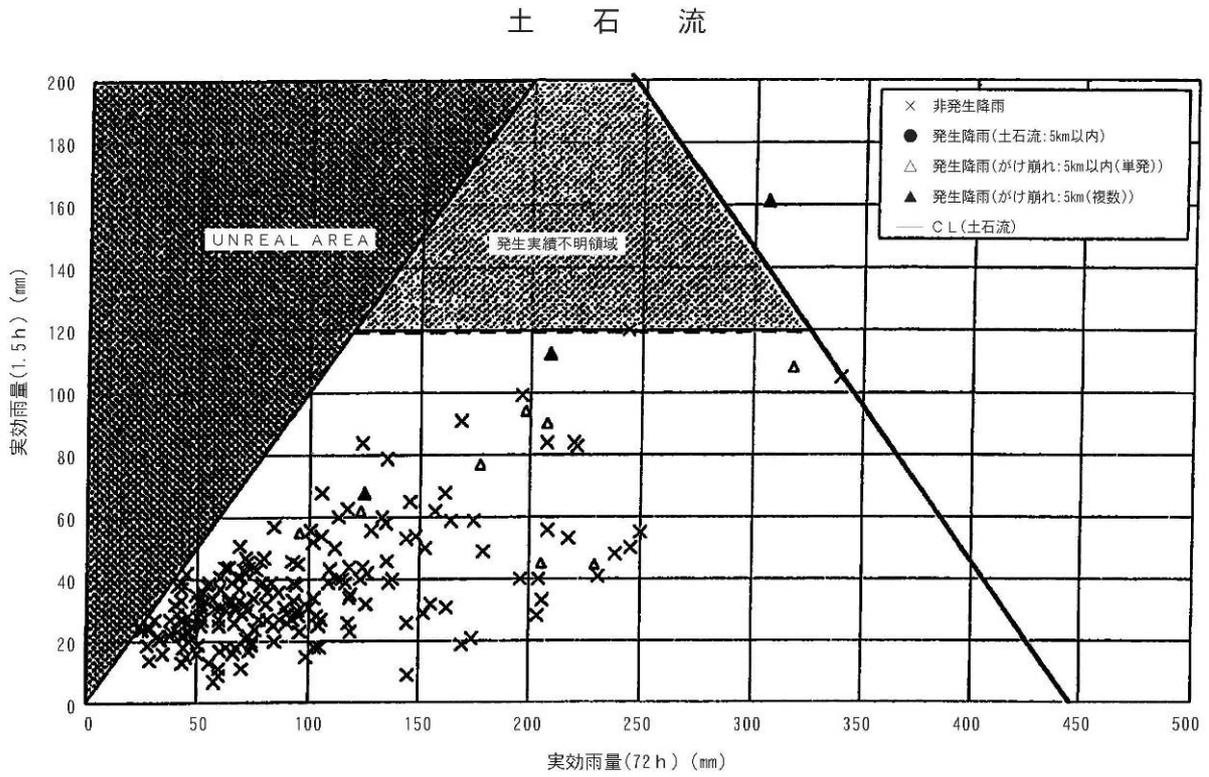
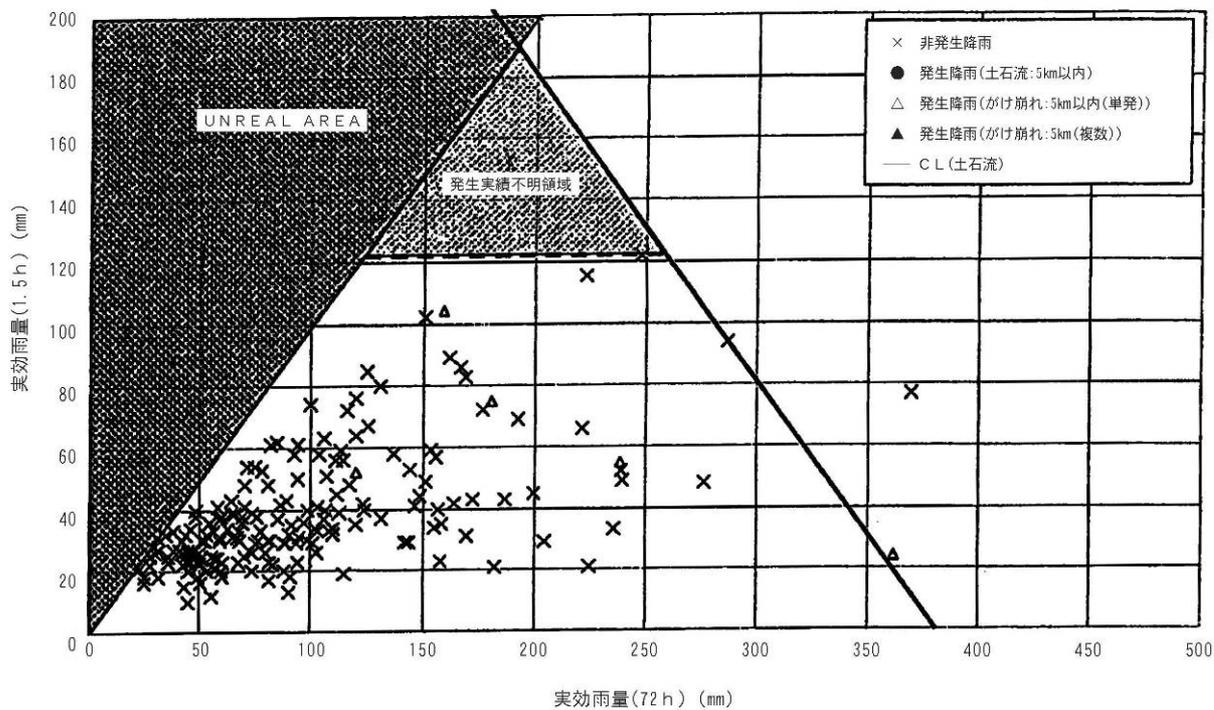


図-11

【松浦ブロック】

土石流



がけ崩れ

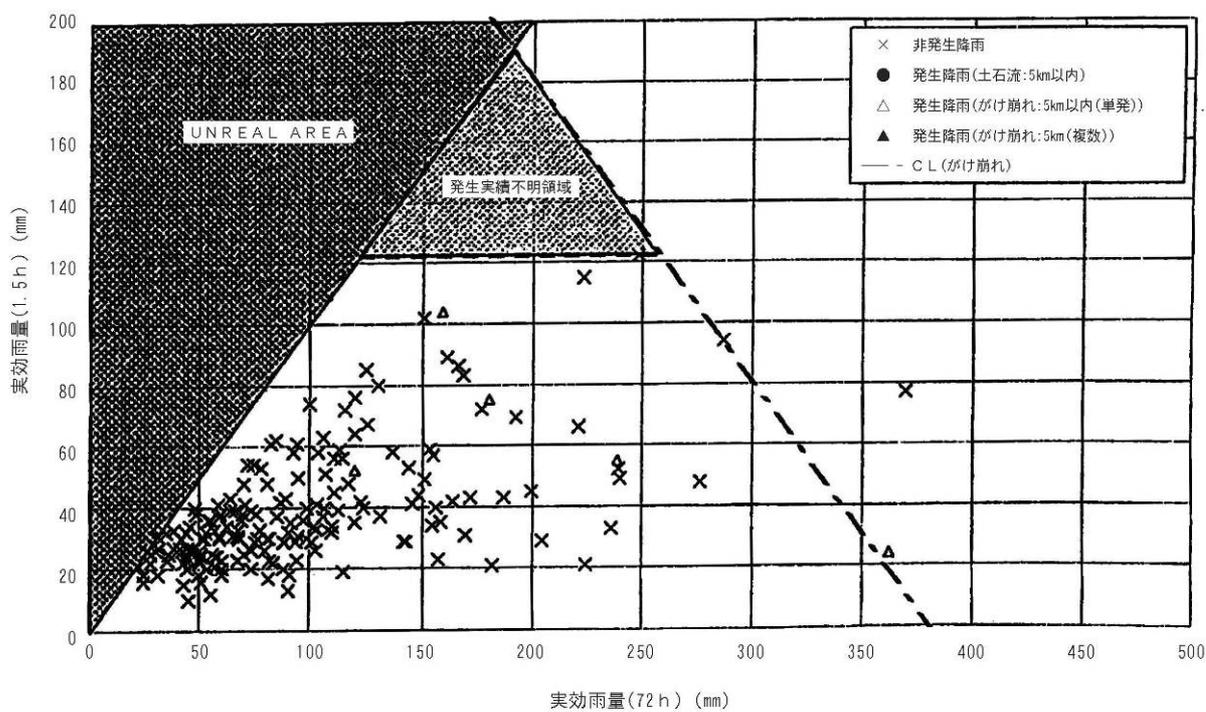
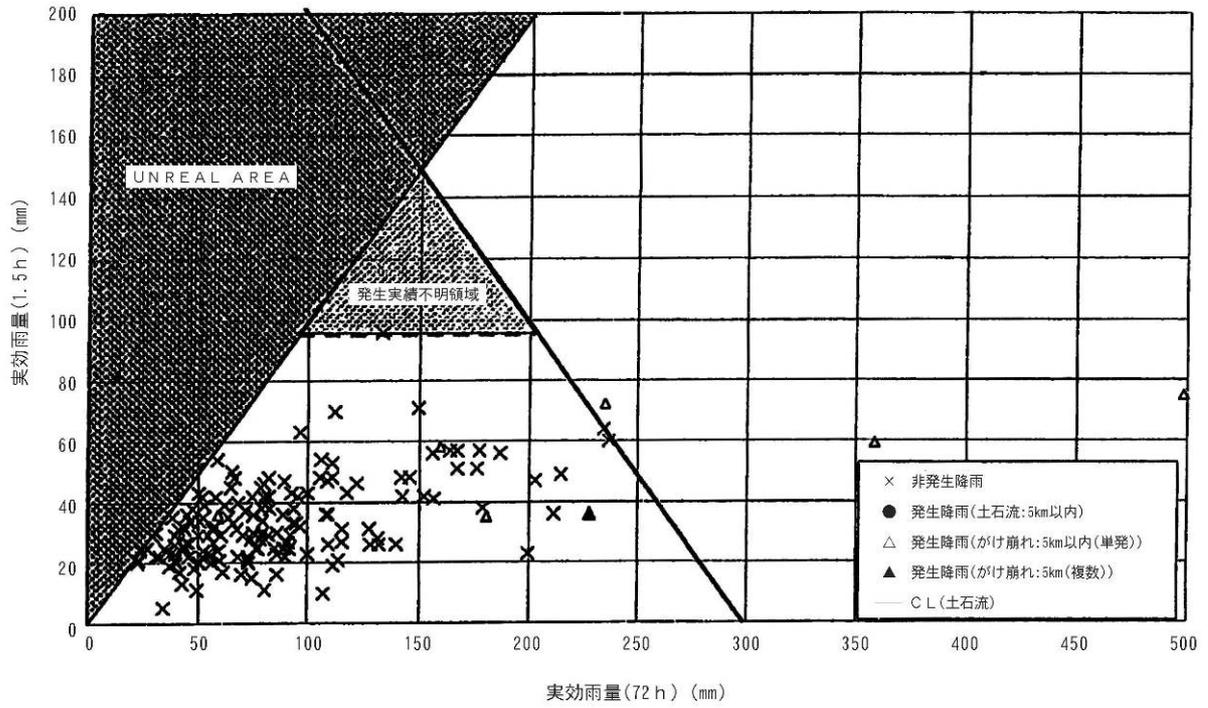


図-12

【口之津ブロック】

土 石 流



が け 崩 れ

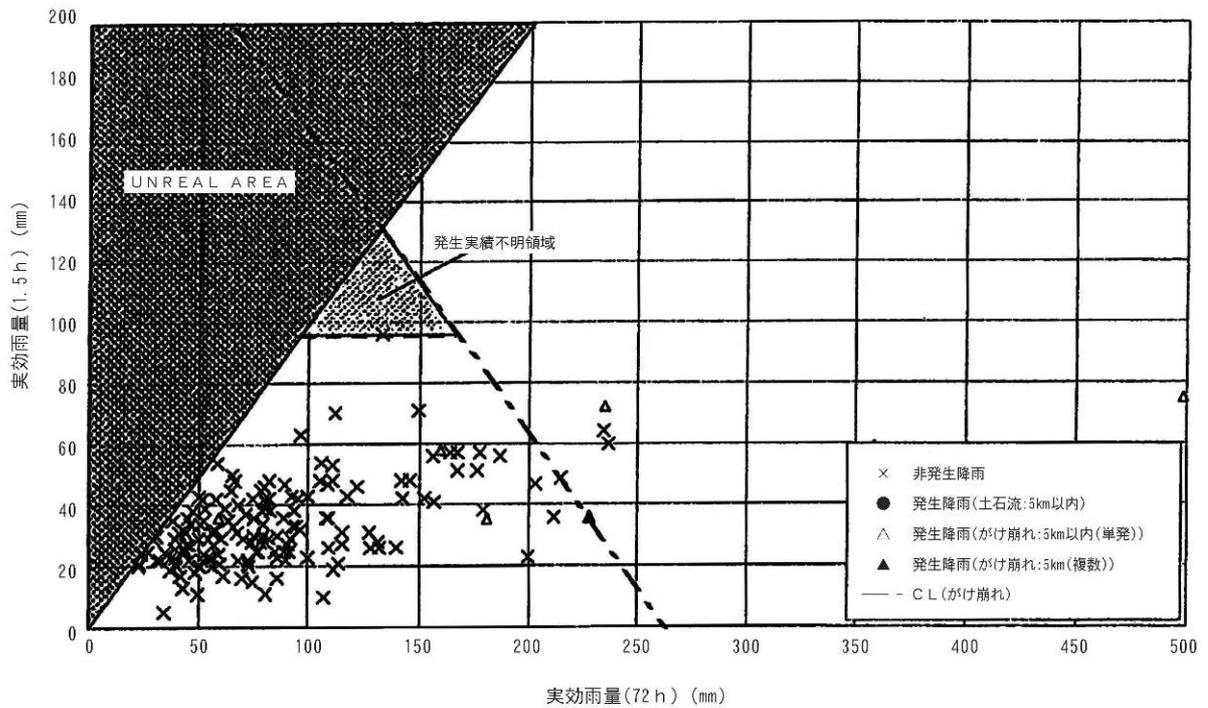
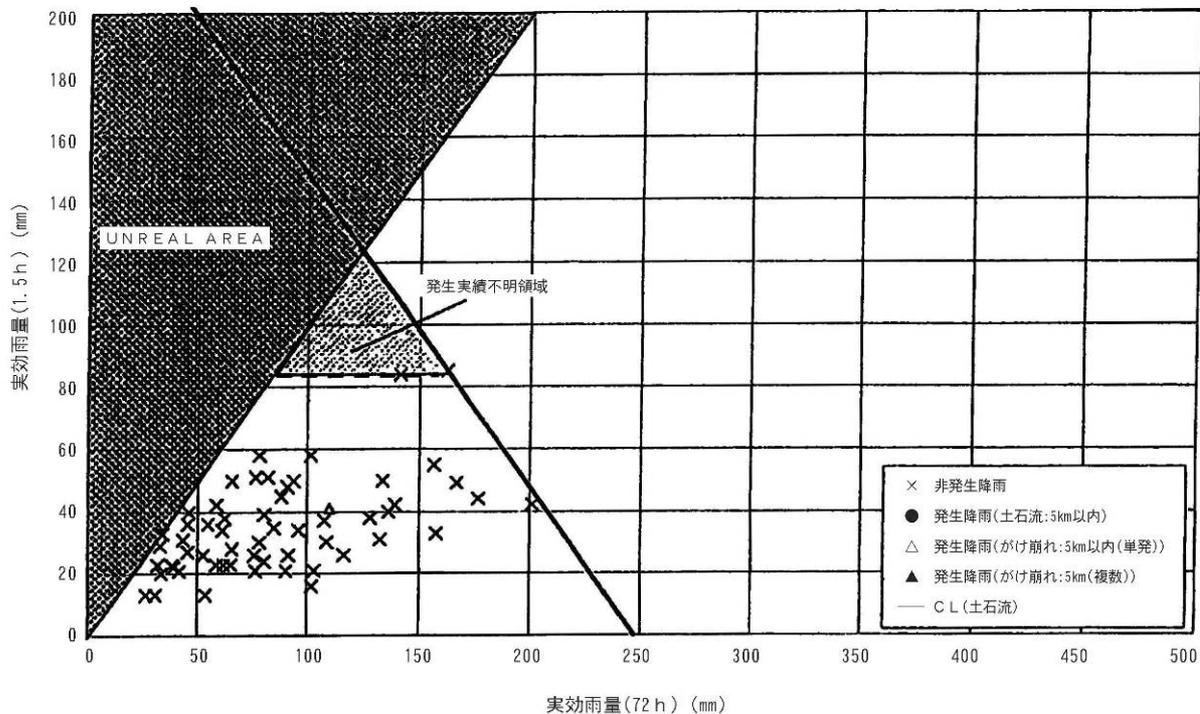


図-13

【野母崎ブロック】

土 石 流



が け 崩 れ

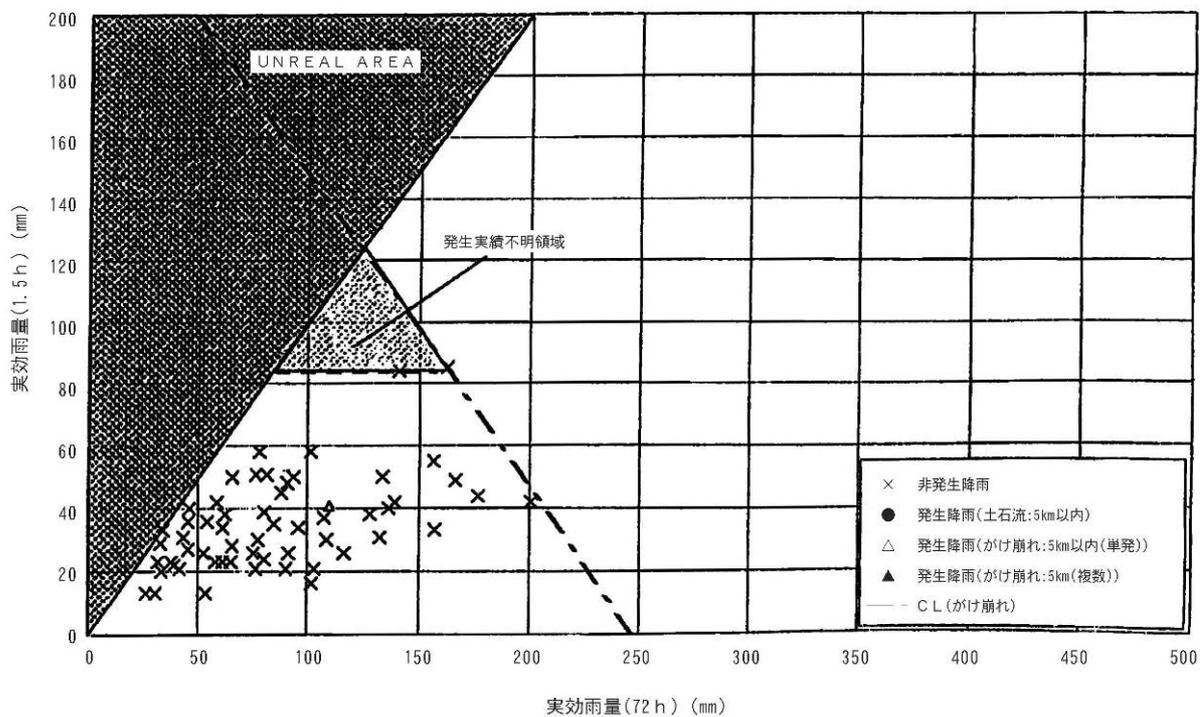
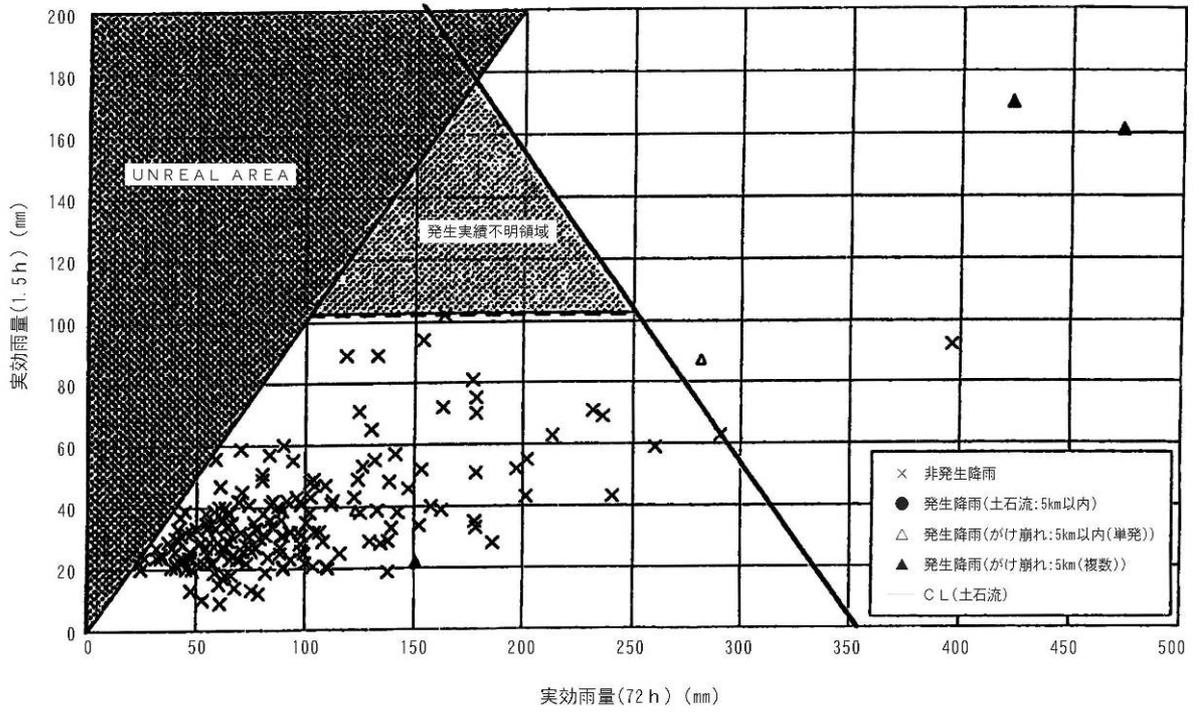


図-14

【上五島ブロック】

土石流



がけ崩れ

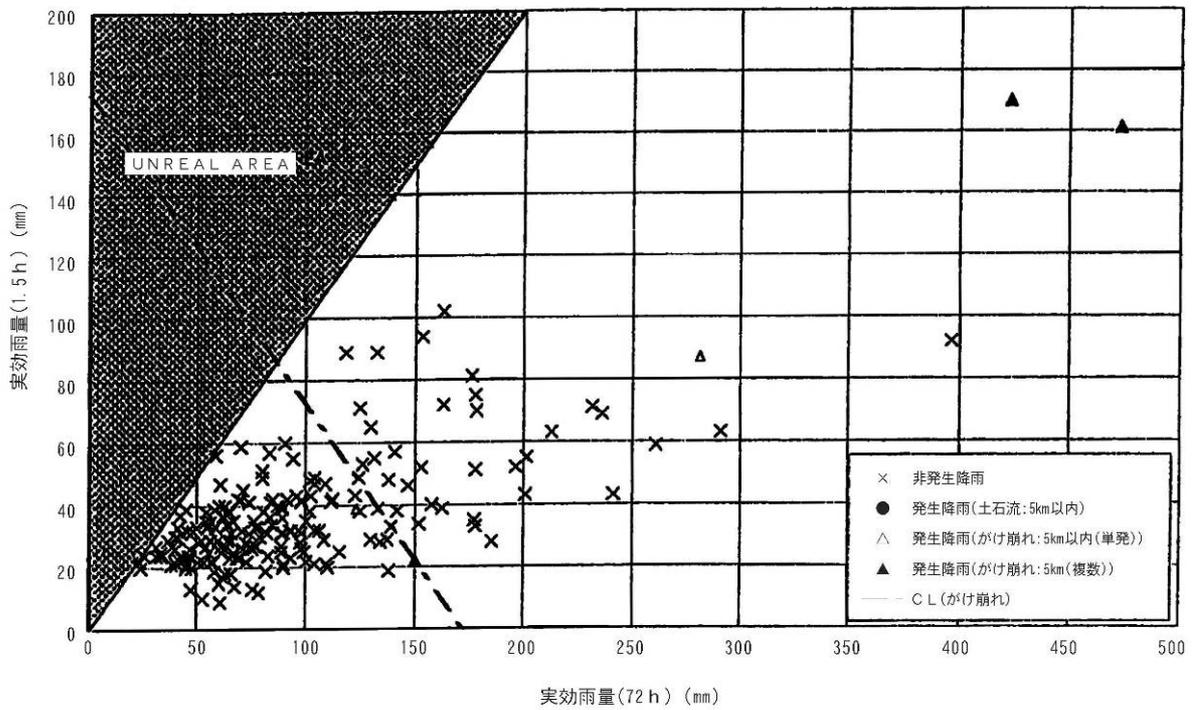
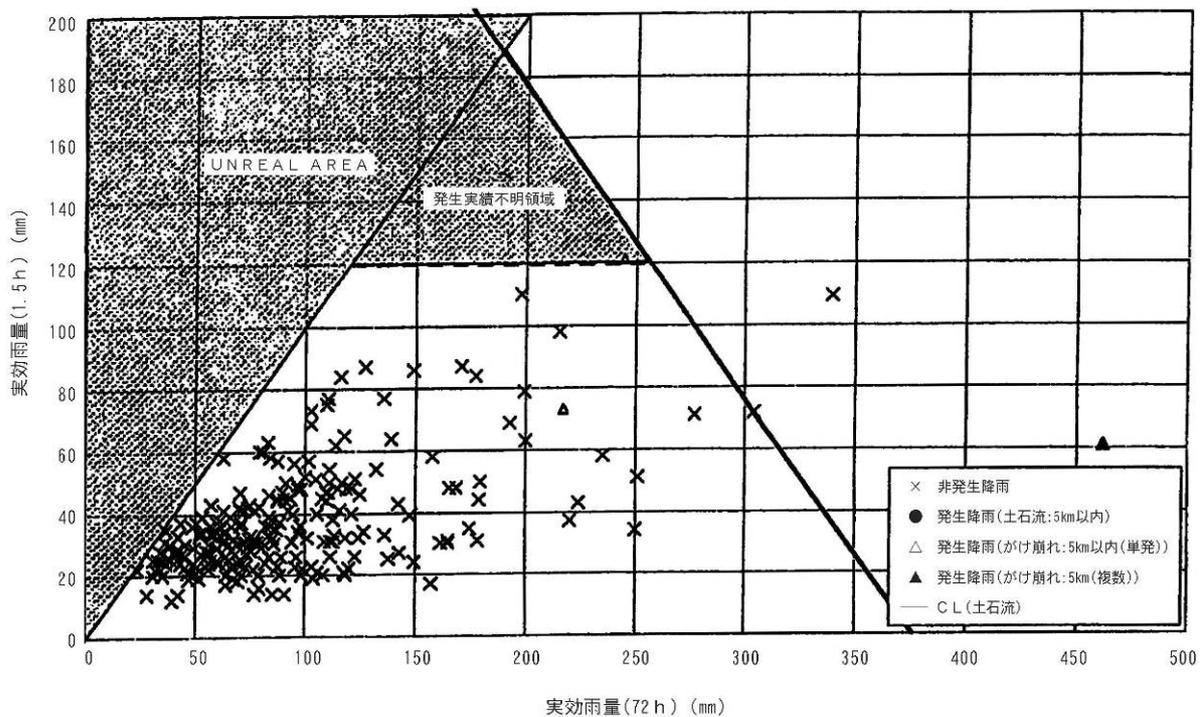


図-15

【福江ブロック】

土石流



がけ崩れ

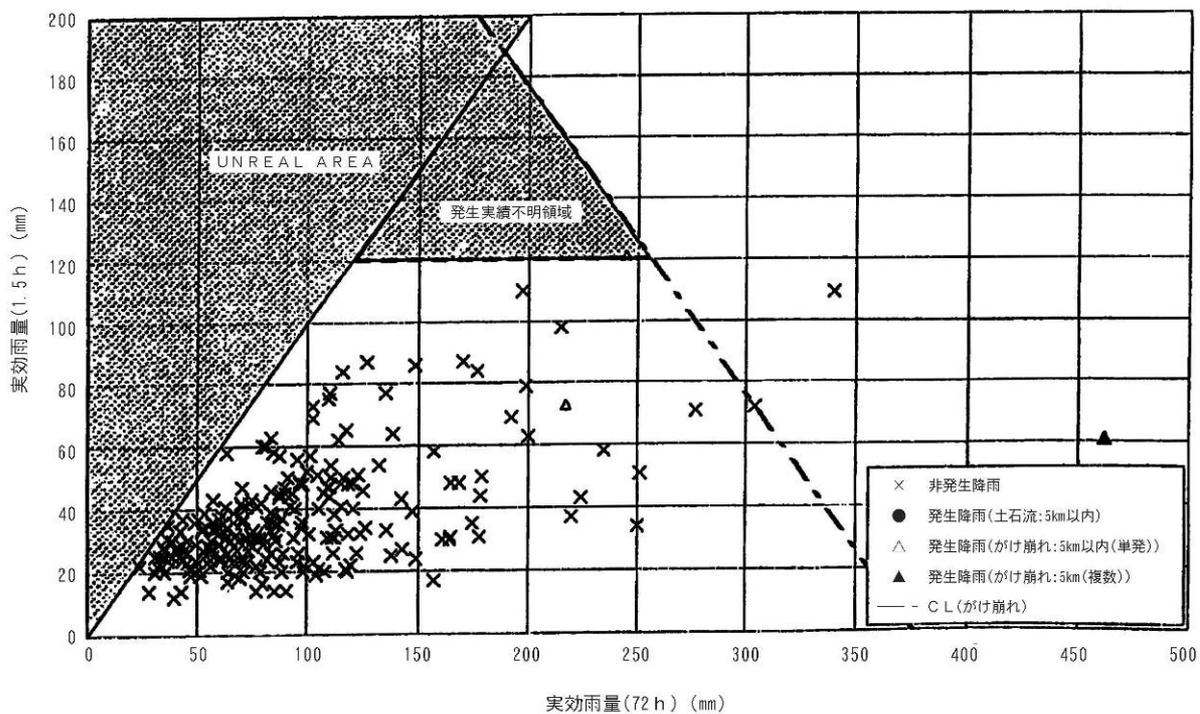
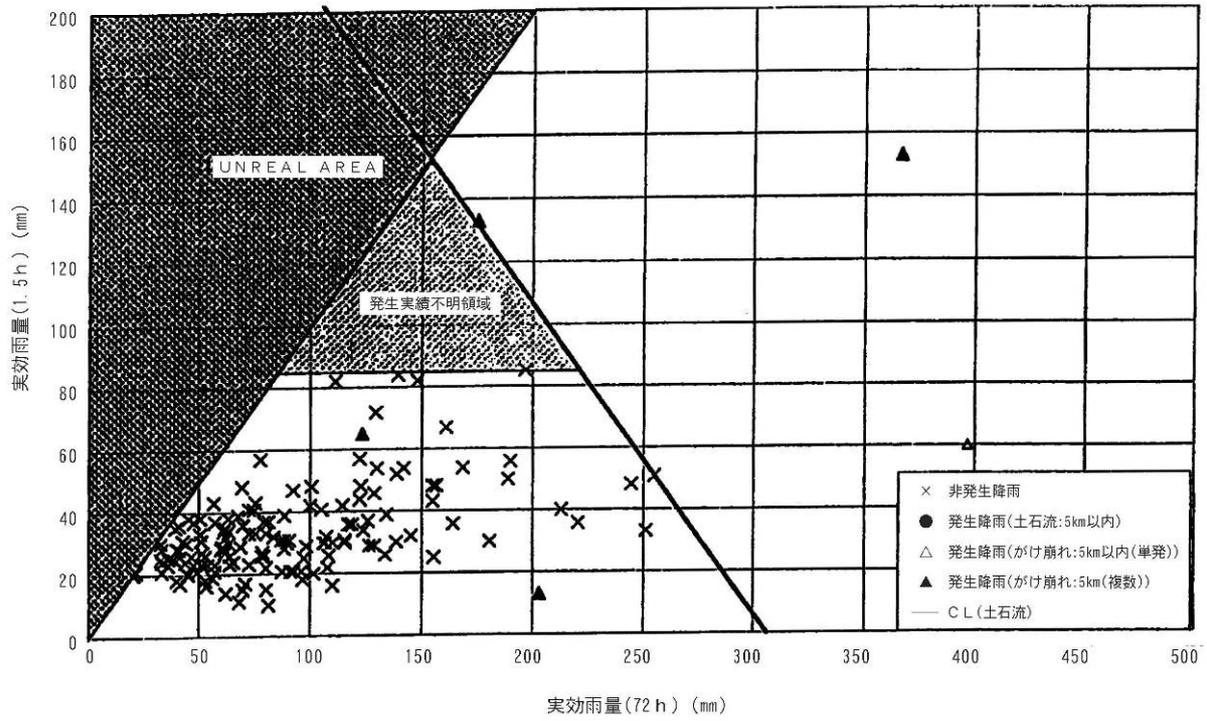


図-16

【巻岐ブロック】

土石流



がけ崩れ

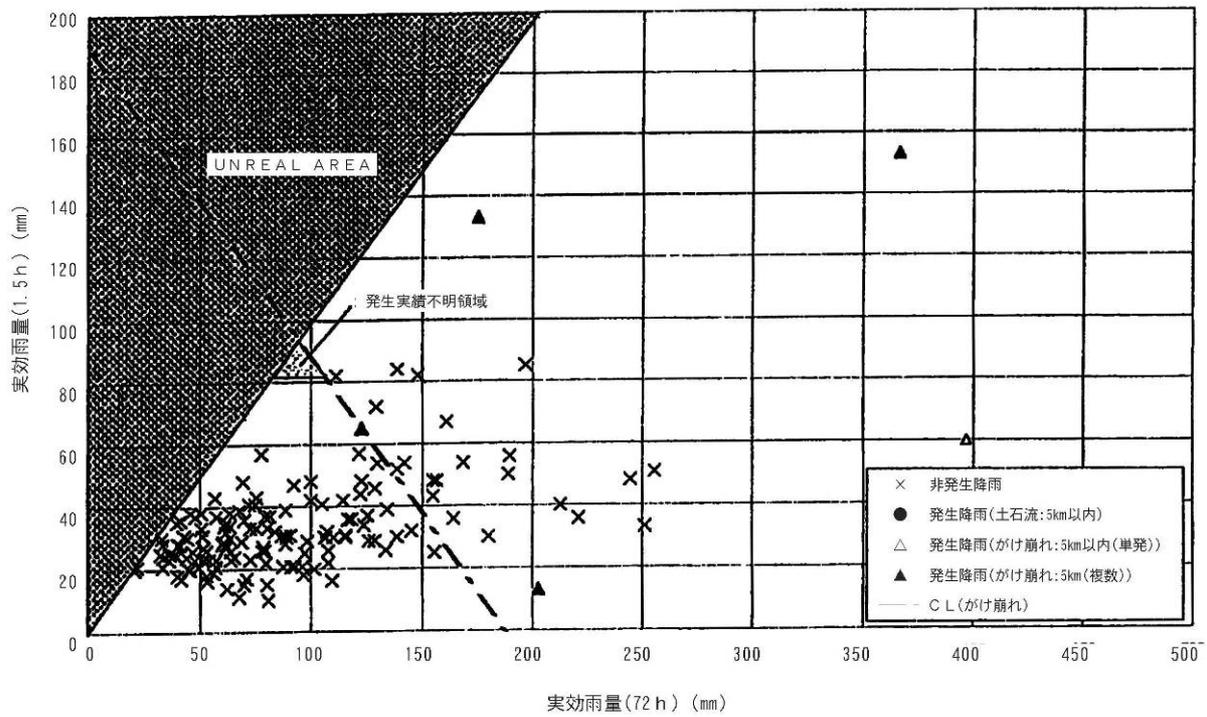
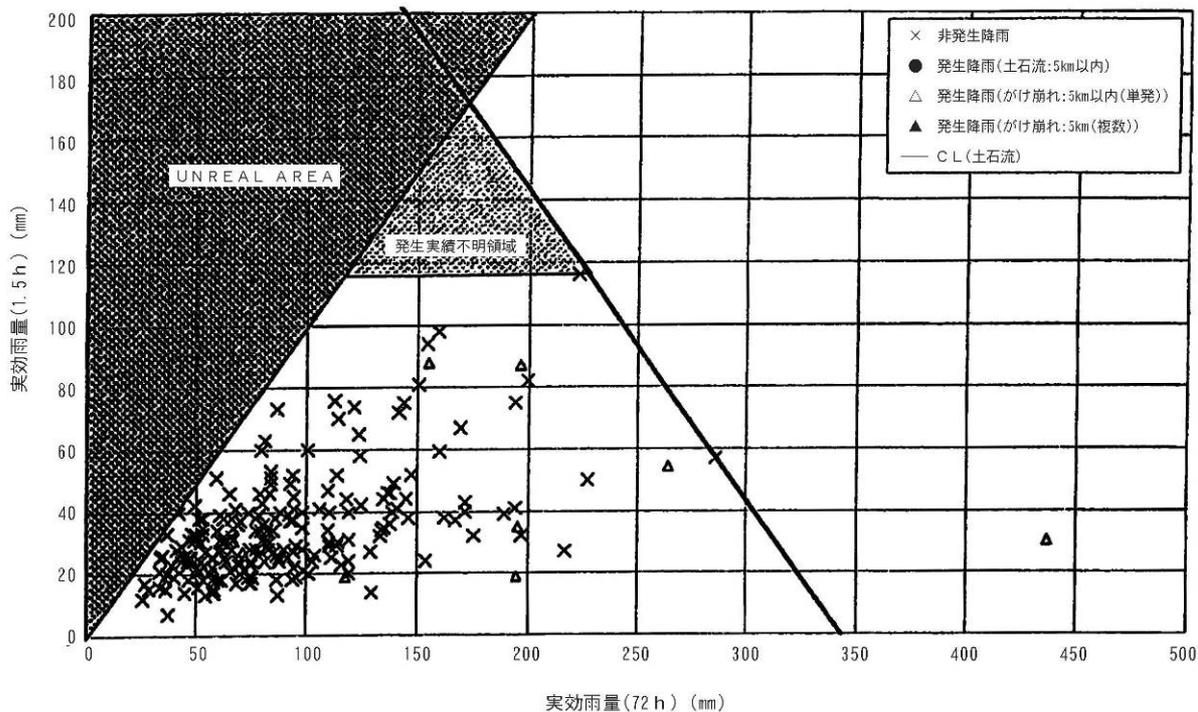


図-17

【巖原ブロック】

土 石 流



が け 崩 れ

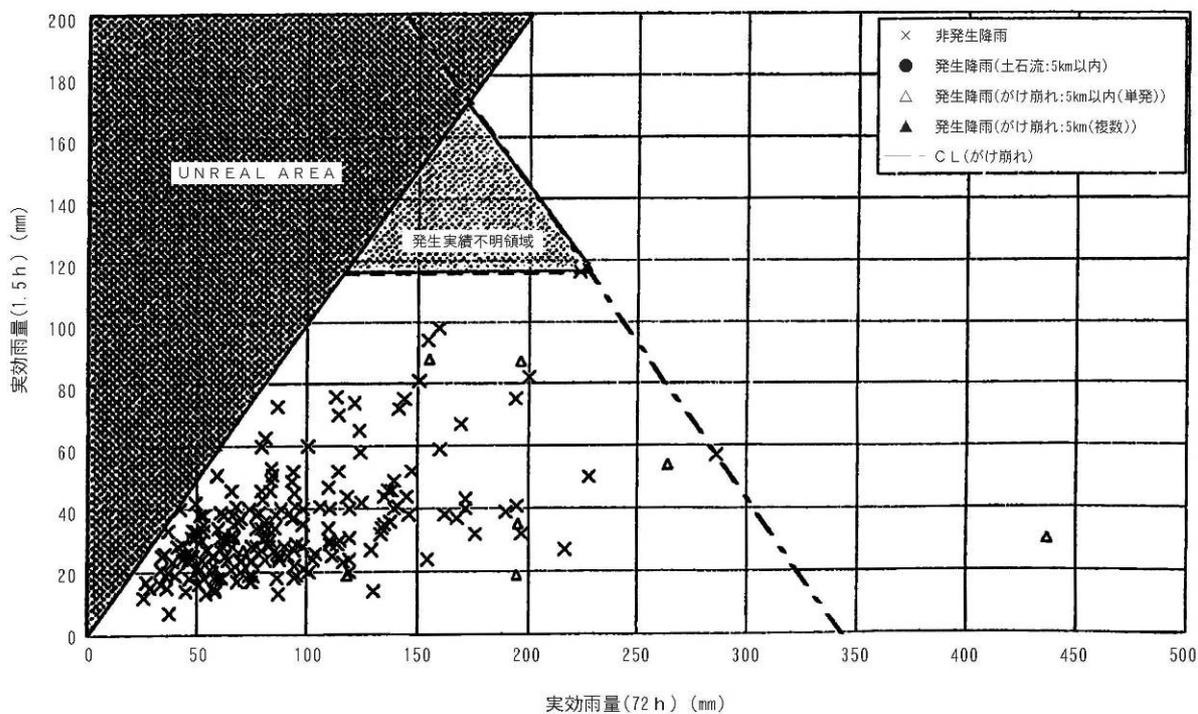
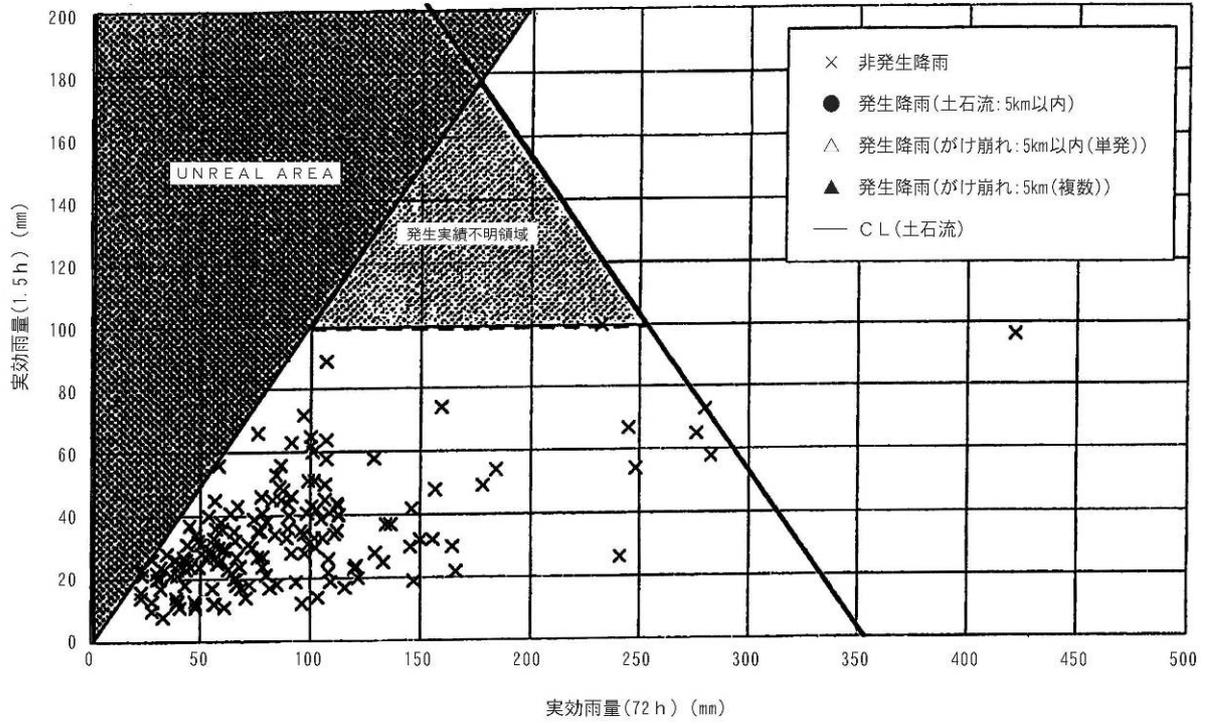


図-18

【佐須奈ブロック】

土 石 流



が け 崩 れ

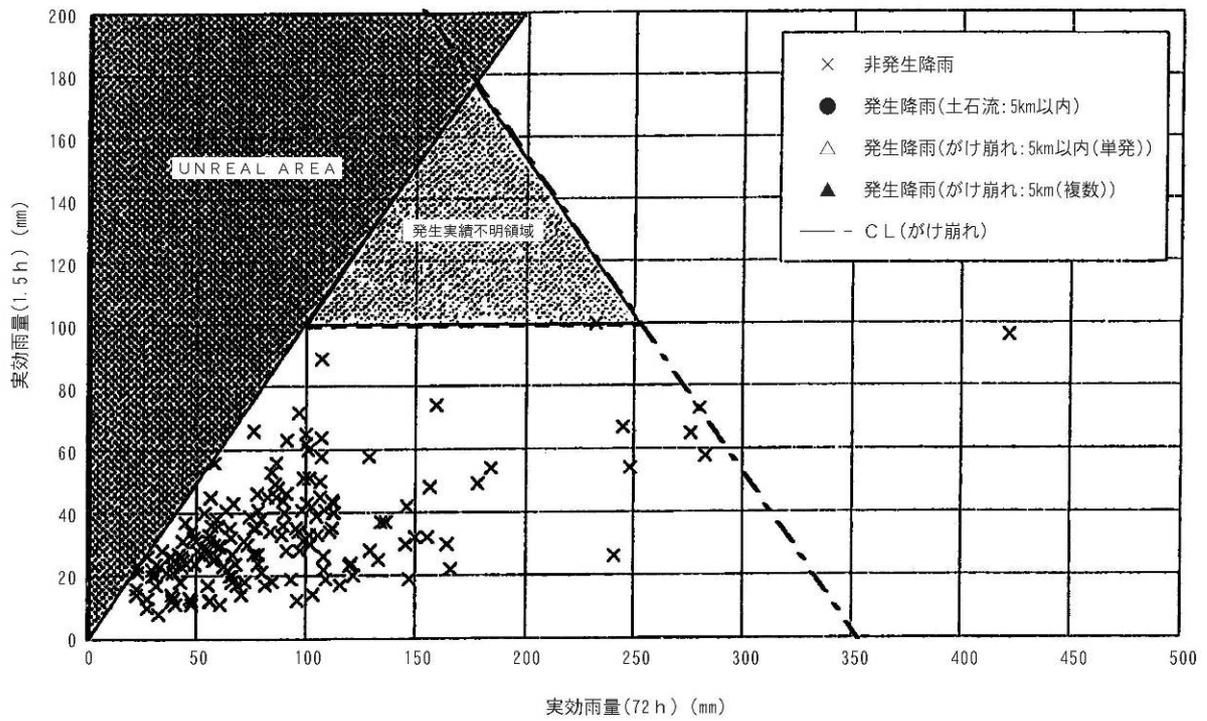


図-19

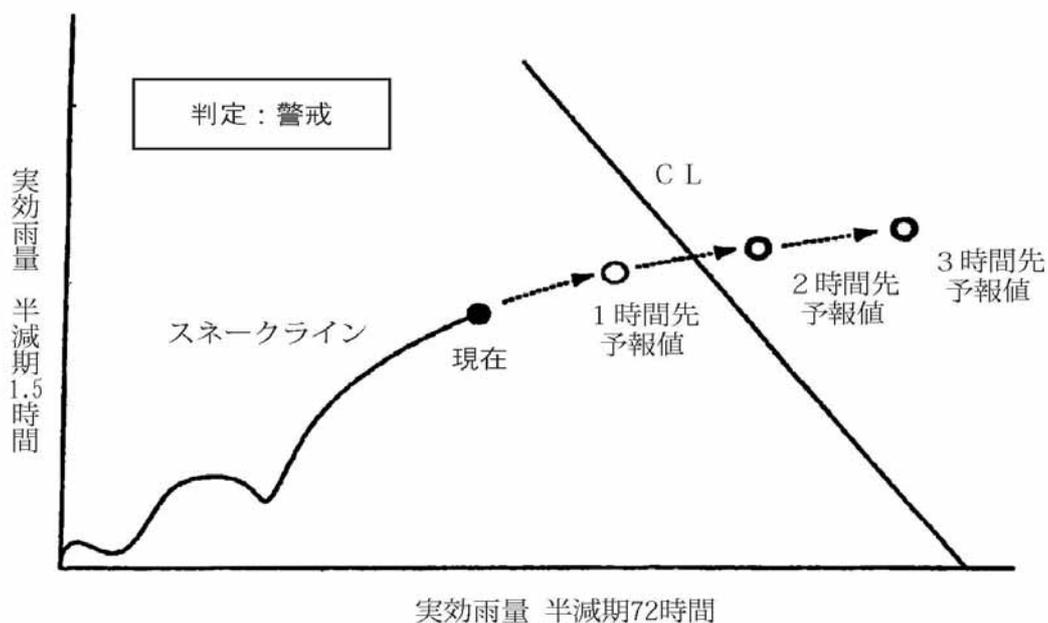


図 - 20 降水短時間予報を用いた警戒の判定方法

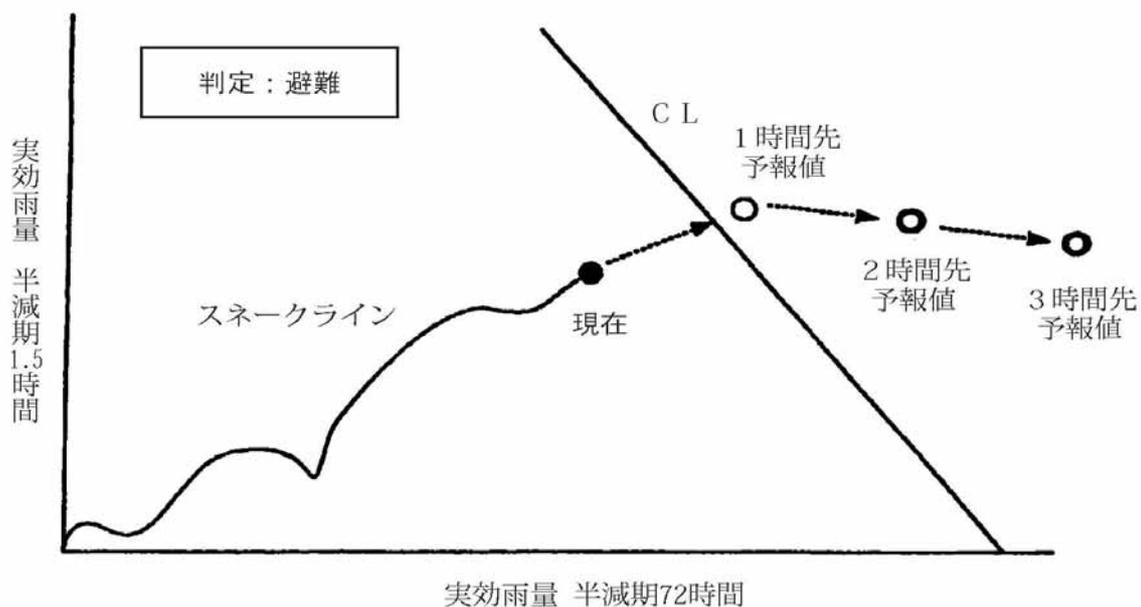


図 - 21 降水短時間予報を用いた避難の判定方法

第7節 土砂災害警戒情報

(危機管理課、砂防課、長崎海洋気象台)

1 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、長崎県と長崎海洋気象台が共同で作成・発表する。

2 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後にさらに大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、長崎県内全ての市町を発表対象とする。

4 土砂災害警戒情報の作成

市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせで作成する。

(付図1参照)

5 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

ア 警戒基準

警戒基準は、大雨警報発表中において、長崎県土木部が監視する基準（長崎県土砂災害警戒避難基準）と、長崎海洋気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）が、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、ともにその基準に達したとき（AND条件）とする。

また、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県土木部と長崎海洋気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、長崎県土木部と長崎海洋気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

イ 警戒解除基準

警戒解除基準は、長崎県土木部が監視する基準と、長崎海洋気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害発生情報等を鑑み、長崎県土木部と長崎海洋気象台が協議のうえ警戒を解除するものとする。

6 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

長崎海洋気象台は気象業務法第15条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。長崎県までの伝達経路は付図2による。

長崎県は災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条により市町長その他関係者に伝達する。

ア 長崎県と長崎海洋気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、長崎海洋気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を専用通信施設等により、長崎県危機管理課等関係機関、日本放送協会（NHK）等へ伝達する。

イ 長崎県危機管理課は長崎県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を防災行政無線又は有線通信を利用し伝達する。

ウ 市町は、市町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

エ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2) 長崎海洋気象台から土砂災害警戒情報の伝達先

付表1に示すとおり。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

付図2に示すとおり。

7 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。

イ 市町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報（スネーク曲線）の各段階状況（第1段階～第4段階）も合わせて総合的に判断すること。

ウ 土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の現地状況を確認し、総合的に判断するものとする。

8 地震等発生時の暫定基準

(1) 暫定基準を設定する事象

次の事象が発生した場合、長崎県と長崎海洋気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合
- ・ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

(2) 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

(3) 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する措置（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき措置（以下「措置2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。別図-1に暫定基準設定に係る作業フローを示す。

なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、長崎県および長崎海洋気象台が調整し、被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

ア 「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図-2に示す暫定基準案を暫定基準とする。その他事象の場合は、長崎県と長崎海洋気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象地域を対象とする。

暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図-3）。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

イ 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応

急復旧対策等の状況を把握し、かつ、降雨等による土砂災害の発生状況を勘案して、暫定基準の見直しが必要となった場合には、長崎県と長崎海洋気象台が協議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、発生した事象が暫定基準の設定対象ではないが、被害状況等により暫定基準の設定が必要と判断される場合には、暫定基準の設定等必要な措置を講ずるものとする。

適用する暫定基準

事象発生後の降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して暫定基準の見直しを行う場合には、地盤や地形の変化等を考慮して設定する。この見直しは出水期や台風期等の時期も踏まえつつ、定期的（一ヶ月程度毎）に実施する。

なお、暫定基準の設定対象ではないが、事象発生後数日以内に明らかとなった被害状況から新たに暫定基準の設定を行う場合は、被害の様相や範囲等を勘案して、長崎県と長崎海洋気象台が協議の上、暫定基準を設定・適用する。

被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況、および降雨等による土砂災害の発生状況等により、暫定基準を適用する必要がなくなったと判断される場合は、大雨警報の暫定基準の運用との整合に留意しつつ、暫定基準の廃止を速やかに検討するものとする。

適用区域

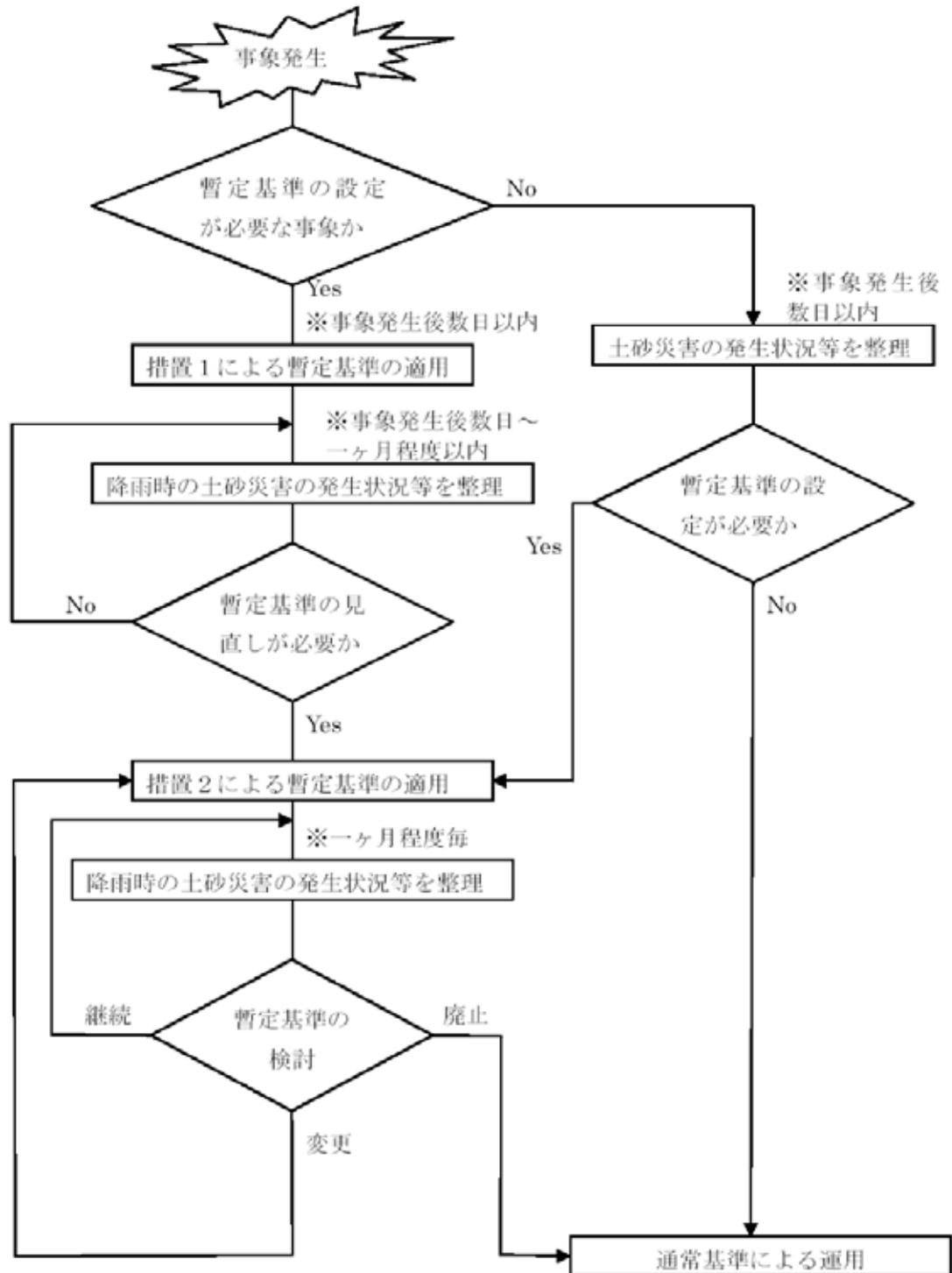
事象発生以降の被害状況や降雨等による土砂災害の発生状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果なども勘案し適用区域を設定する。

暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図 - 3）。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

別図 - 1 暫定基準設定にかかる作業フロー

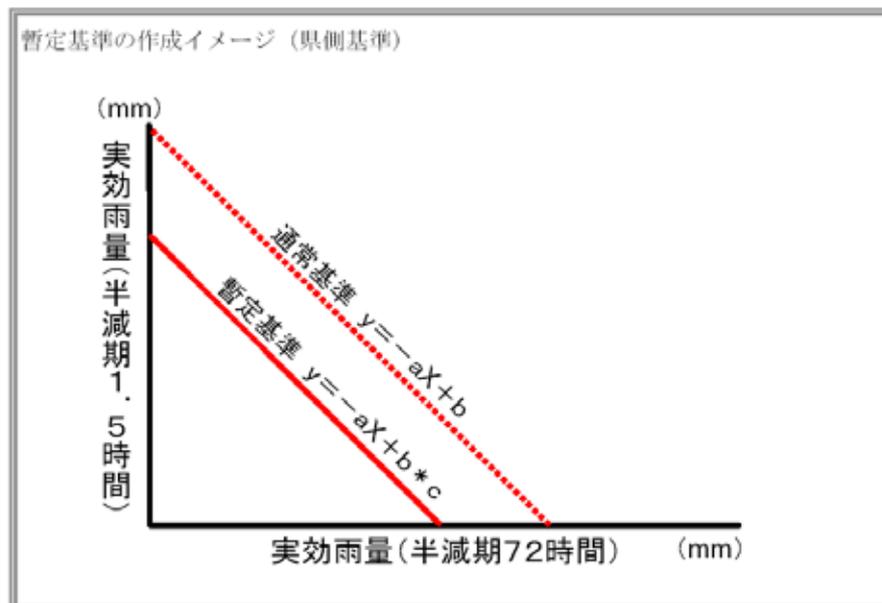


別図 - 2 長崎県における大地震発生後の暫定基準案

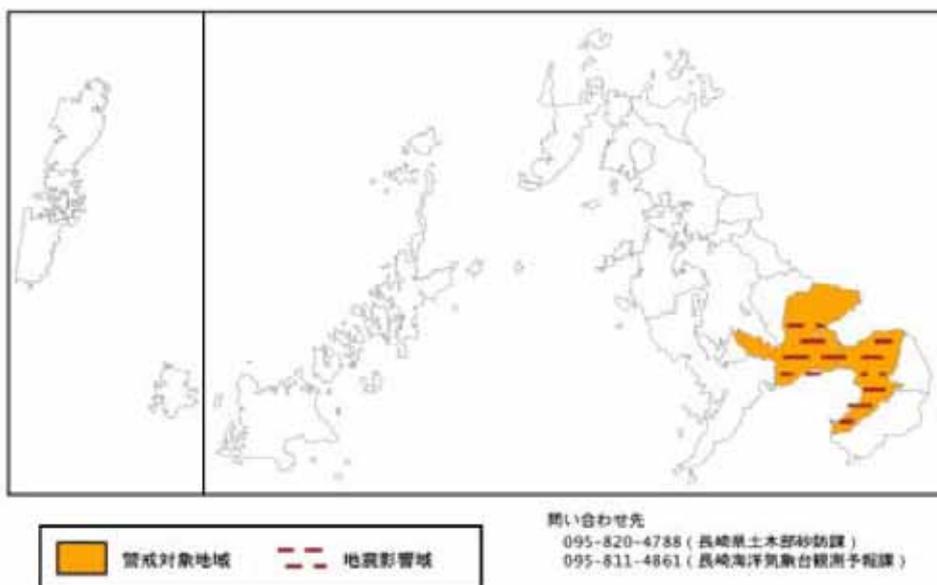
種別	暫定割合 (通常基準に乗じる割合)			
	地震			
	震度5強の地域		震度6弱≦の地域	
気象台基準	AND 条件	8割※ ¹	AND 条件	6割※ ¹
県基準		C : 8割※ ²		C : 6割※ ²

※¹ 履歴順位の土壌雨量指数値に乗じる割合

※² 通常基準の縦軸切片値に乗じる割合



別図 - 3 地震による暫定基準実施時の土砂災害警戒情報例



付図1 土砂災害警戒情報例

長崎県土砂災害警戒情報 第 号

平成 年 月 日 時 分

長崎県 長崎海洋气象台 共同発表

【警戒対象地域】

長崎市* 雲仙市* 諫早市*

【警戒解除地域】

西海市（江島・平島を除く）佐世保市（宇久地域を除く）

*印は、新たに警戒対象となった市町を示します。

【警戒文】

概況

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

とるべき措置

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告等の情報に注意してください。



問い合わせ先

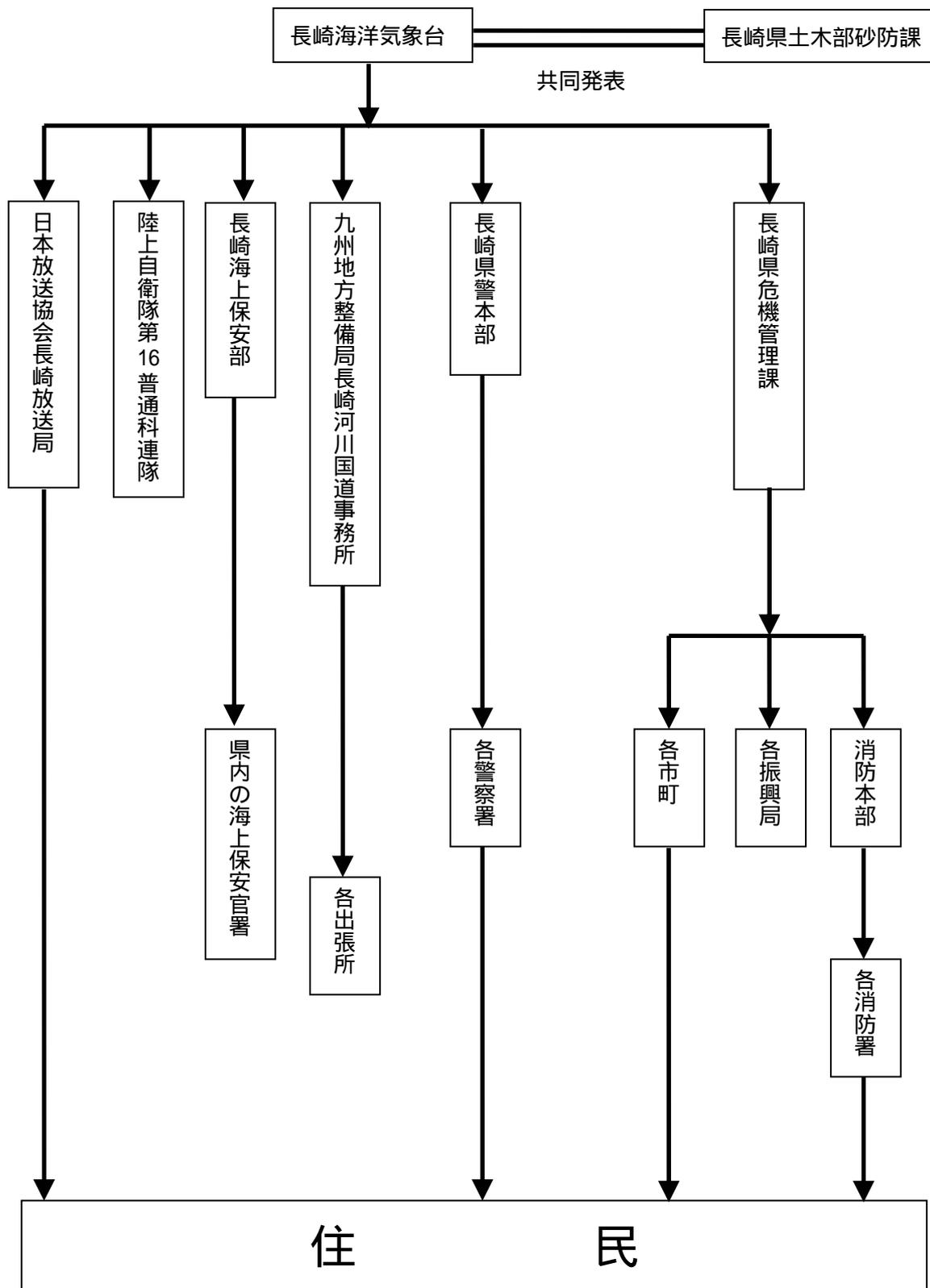
095-820-4788(長崎県土木部砂防課)

095-811-4861(長崎海洋气象台観測予報課)

付表1 長崎海洋气象台から土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
長崎県危機管理課	専用回線	長崎海洋气象台
日本放送協会長崎放送局	専用回線	長崎海洋气象台
九州地方整備局長崎河川国道事務所	専用回線	長崎海洋气象台
長崎県警察本部	専用回線	長崎海洋气象台
長崎海上保安部	専用回線	長崎海洋气象台

付図2 土砂災害警戒情報の伝達系統図

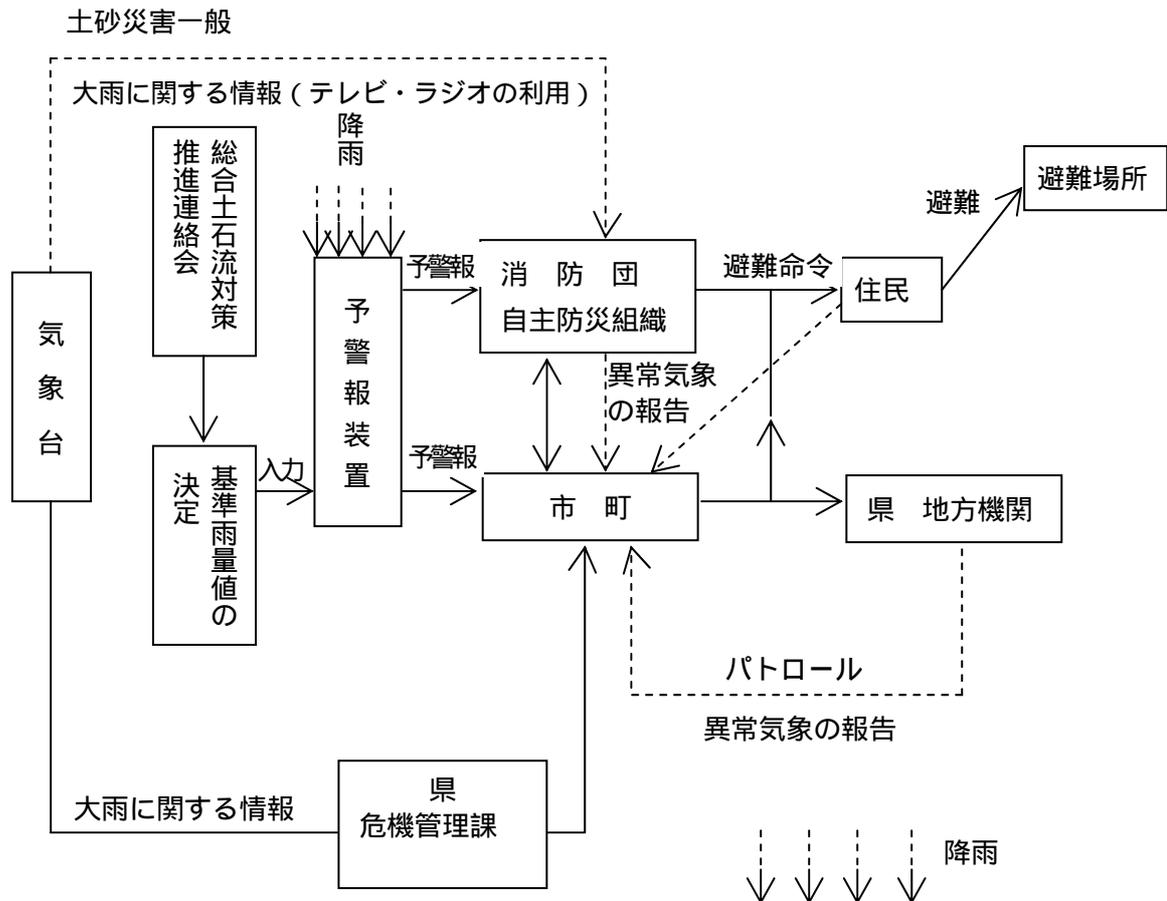


第8節 土石流予警報装置と連絡体制

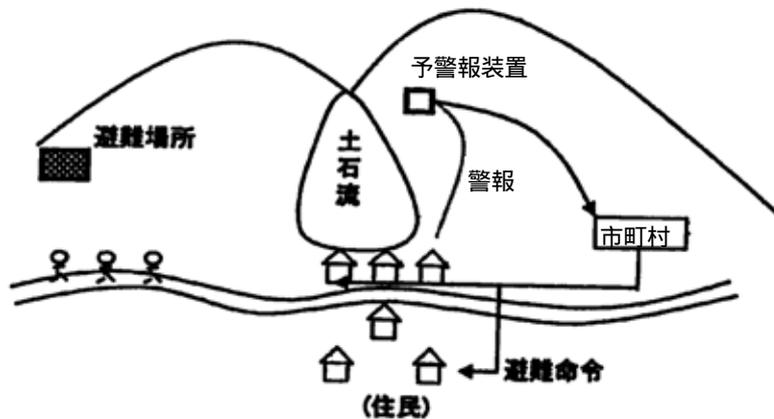
(砂防課)

1 土石流予警報装置からの情報伝達

次表に基づき情報伝達を行う。



予警報装置の基準雨量は県と協議して決めて総合土石流等対策推進連絡会に諮って決定するものとする。予警報装置の設置、利用に当たって市町は県と協議する。



2 土石流予警報装置からの警報

予警報装置からの情報は、下記2種類であり、N装置はサイレン、T装置は電話でそれぞれ警報を自主防災組織のリーダーまたは市町へ伝達する。

警戒勧告……………避難の準備が必要な雨量に達したことを知らせる警報
(注意報)

避難勧告……………避難すべき雨量に達したことを知らせる警報
(警戒報)

N装置	注意報	20	10	20	10	20	
	(サイレン)		休		休		
	警戒報	10	5	10	5	10	
			休		休		
T装置	注意報	こちらは					予警報装置です。ただ今降雨量が警戒値を越えました。
	(電話)						3回くり返し
	警戒報	こちらは×××予警報装置です。ただ今降雨量が警戒値を越えました。ただちに避難して下さい。					3回くり返し

3 土石流予警報装置における基準雨量の設定

1. 警戒避難基準降雨量の決定について

警戒避難基準雨量設定に際し、過去の代表降雨の雨量データおよび土石流発生の有無を調査し、個々の雨量の有効雨量強度と実効雨量²の関係をグラフにする。

- 1 有効雨量強度 土石流発生の場合 図 - 1 において ÷
土石流非発生の場合 図 - 2 において ÷

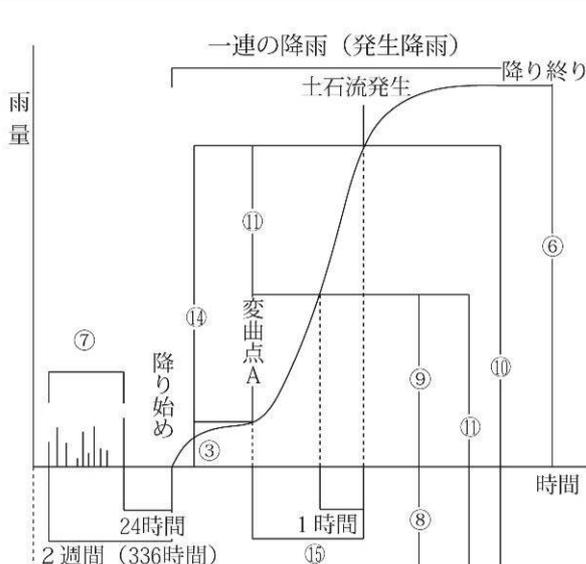


図 - 1 土石流発生の場合

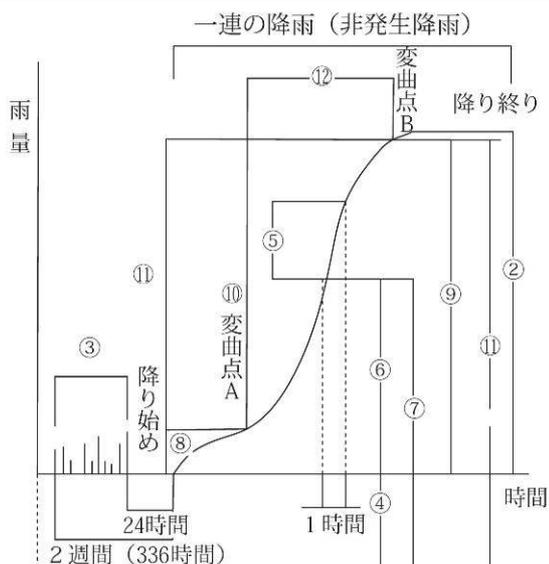


図 - 2 土石流非発生の場合

2 実効雨量

実効雨量 = 前期実効雨量 + 一連の降雨の累加雨量

$$\text{前期実効雨量} = \sum_{t=1}^{14} a_t \times d_t \left(\begin{array}{l} d_t : t \text{ 日目の24時間雨量} \\ a_t : \text{減少計数ここでは } a_t = (1/2)^t \end{array} \right)$$

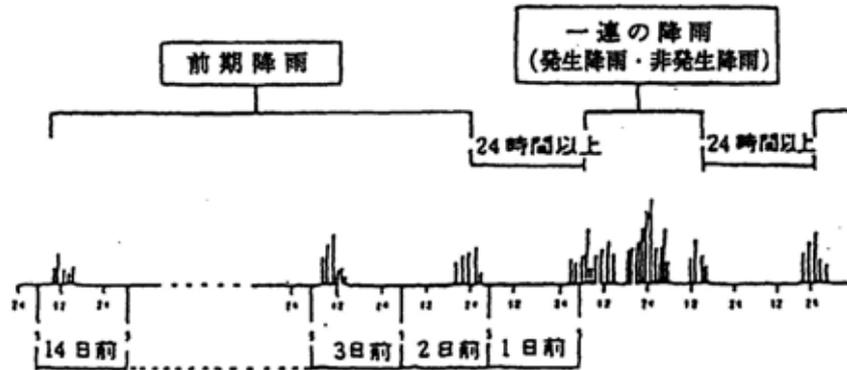


図 - 3 前期雨量と一連の降雨

土石流発生降雨については、土石流発生までの有効雨量強度と実効雨量との関係を(図 - 1 参照)、非発生降雨については、一連の降雨の変曲点Bまでの有効雨量強度との関係を(図 - 2 参照)、Y軸に実効雨量、X軸に有効雨量強度をプロットしグラフを作成する。

基準線の設定方法(図 - 4 参照)

基準線の曲線式は建設省土木研究所の資料より $y = \frac{a}{b + x}$ を用いている。

- 1 土石流発生危険基準線 (CL)

土石流発生降雨と非発生降雨の分離性をみせて(図 - 4 と x) 発生降雨の下限値を通る線を CL とした。
- 2 避難勧告基準線 (EL)、警戒勧告基準線 (WL)

EL、WL は土石流発生降雨のスネーク曲線(30分づつの有効雨量強度と実効降雨の関係をプロット)をひいて土石流発生点Aから30分前のB点の長さ = L を求め、CLの中央からLだけ平行移動した曲線を EL とする。

同様にWLはCLより1時間分平行移動することを原則とし、昨年の当県の土石流予警報装置のデータも考慮し設定した。

なお、基準雨量の間隔を30分としたのは、7.23災時において、30分前に避難すれば90%が助かったという調査結果に基づく。

基準雨量設定フローを、図 - 5 に示す。

基準雨量は、全県を7つの地区に分け設置した。

7つの地区を、図 6 に示し、それぞれの地区毎に基準雨量を、図 7 ~ 13 に示す。

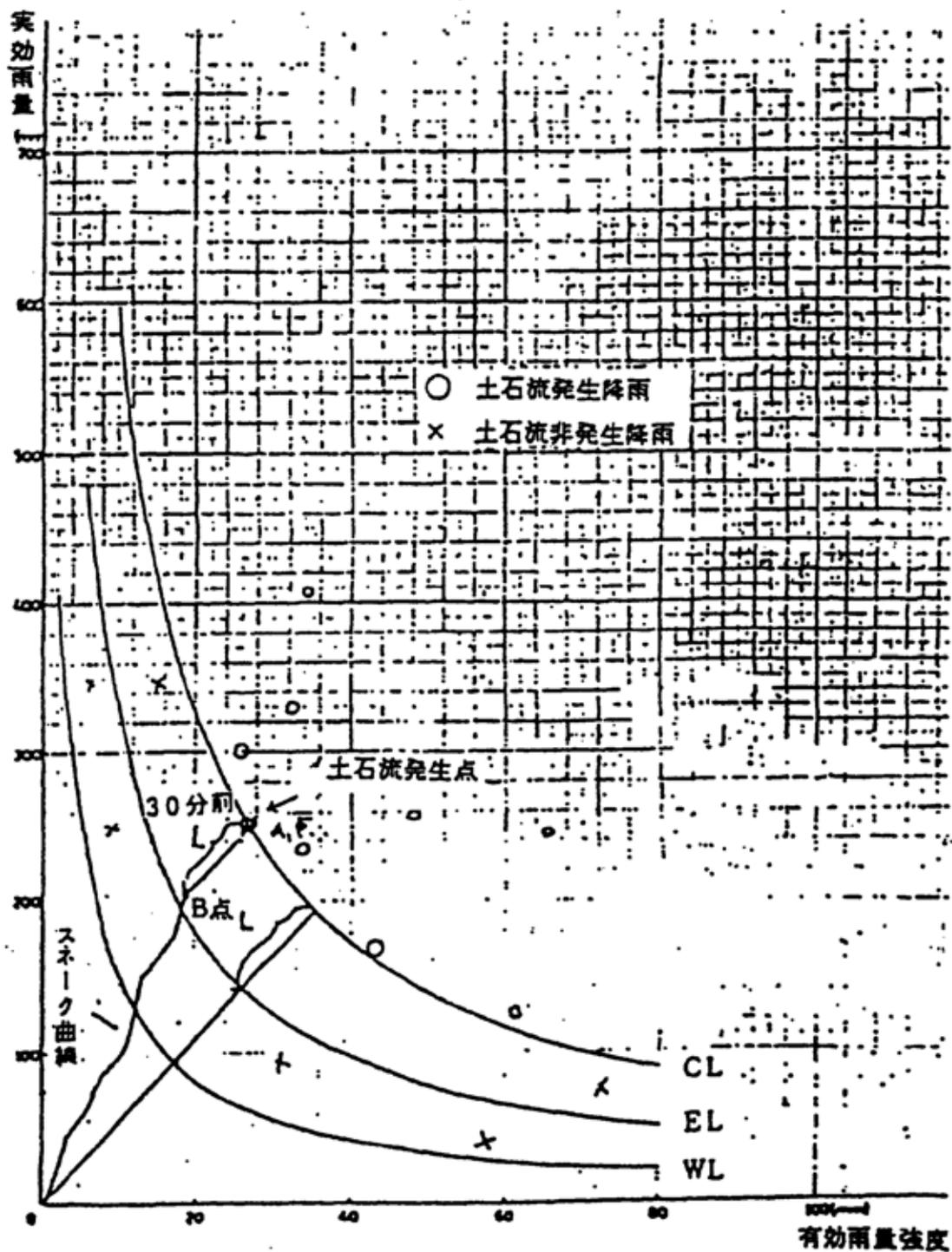


図 - 4 基準雨量の設定

A : (1時間雨量 ~ 実効雨量)

ⓑ : (有効雨量 ~ ")

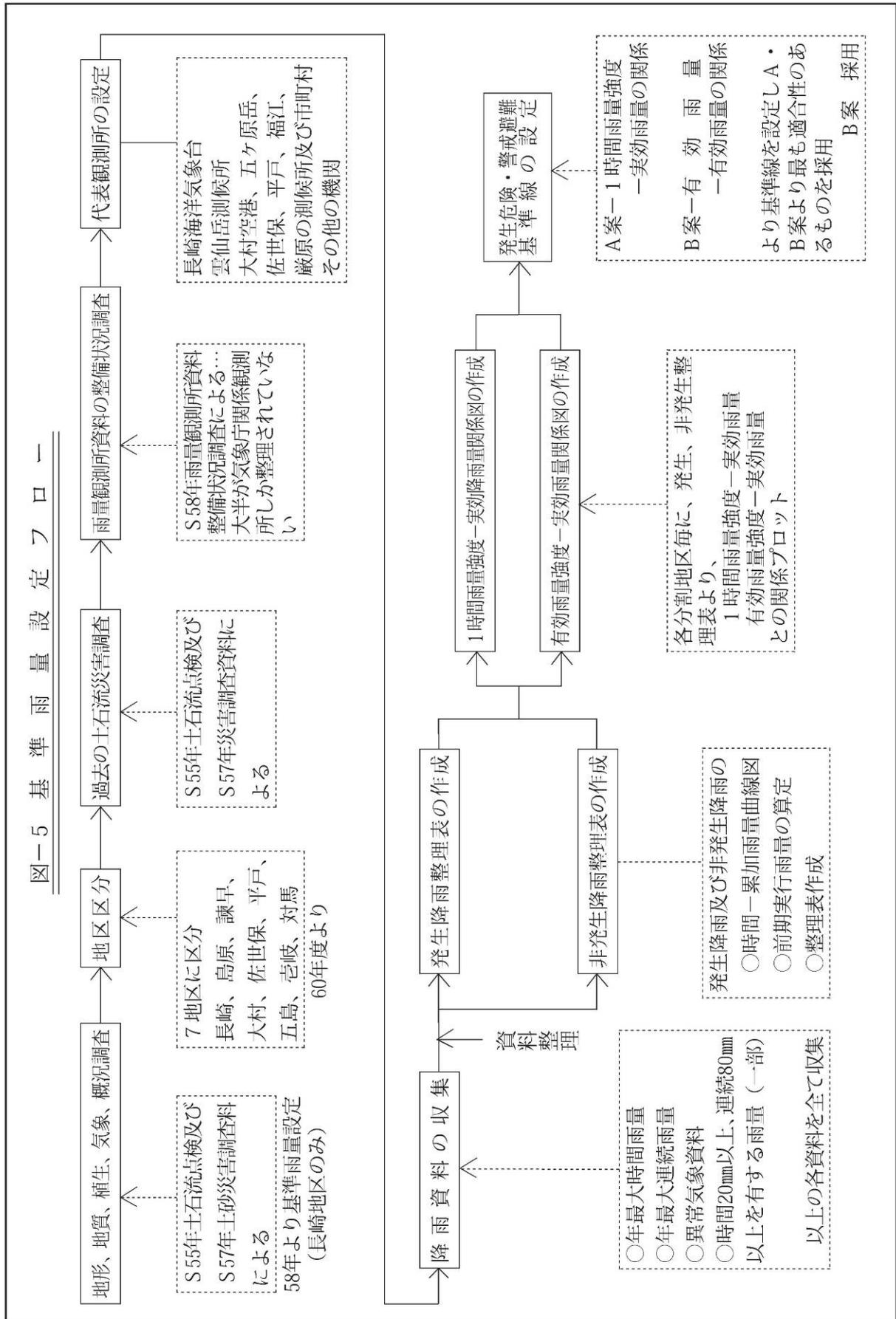
B : $CL = : Y = a x + b$

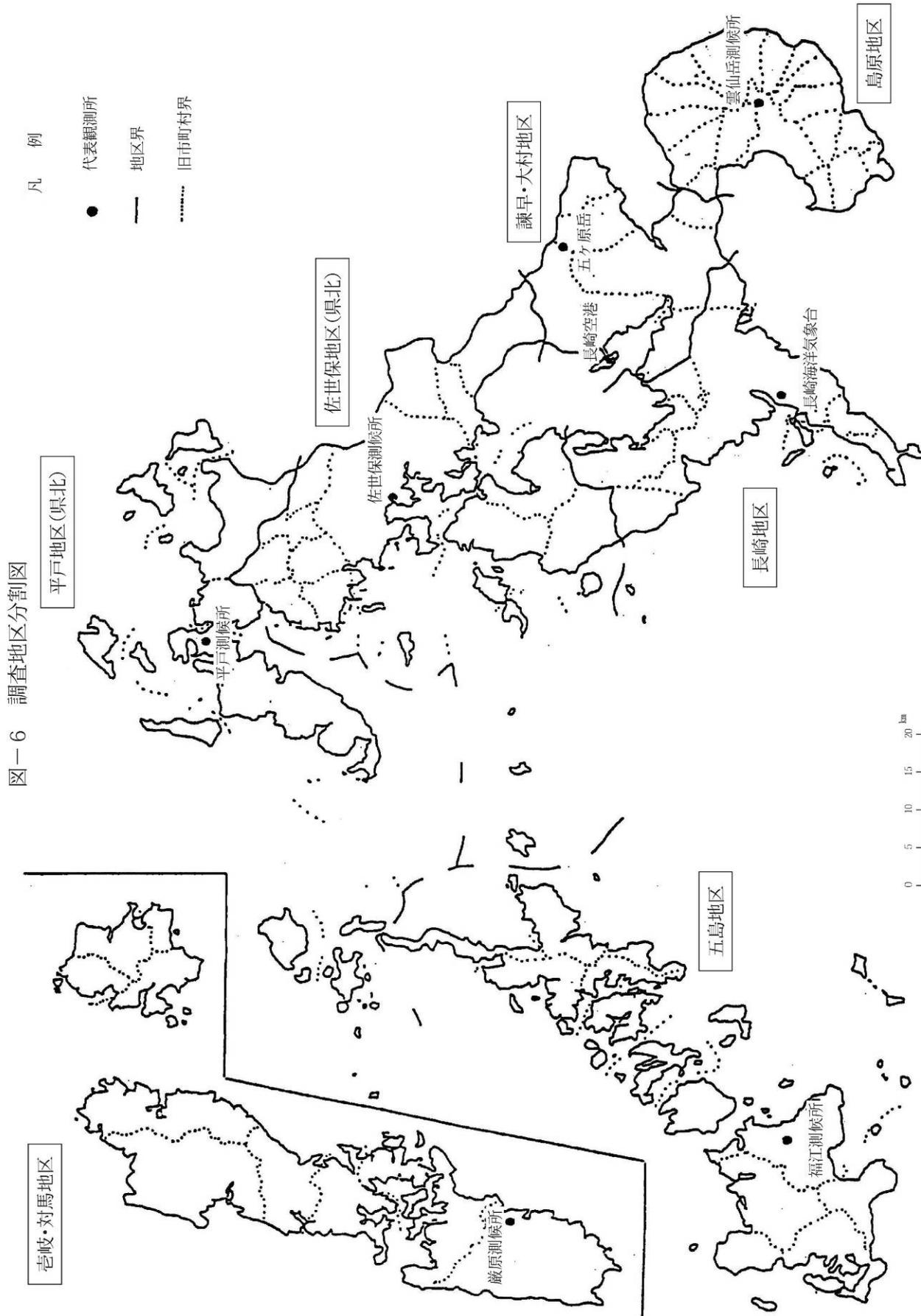
$b + x$

: $Y =$

a

図-5 基準雨量設定フロー





4 土石流予警報装置設置箇所

昭和58年度～平成9年度設置の土石流予警報装置は下表のとおり。

土石流予警報装置設置一覧表

							(S58～H9)
機関	番号	市町村	場 所	地 区 名	形式	設置年	
長 崎 市	1	長崎 市	三川町598-1	三 川	N	S58	
	2	長崎 市	鳴滝町字小阪509	鳴 滝	N	S58	
	3	長崎 市	芒塚町	芒 塚	T	S58	
	4	長崎 市	多以良町1883-2	多 以 良 町	N	S59	
	5	長崎 市	大崎町739-4	大 崎 町	N	S59	
	6	長崎 市	滑石四丁目1183	滑 石 四 丁 目	N	S60	
	7	長崎 市	小江町2749-6	小 江 町	N	S60	
	8	長崎 市	竿浦町716	竿 浦	N	S60	
	9	長崎 市	1070-32	香 焼 町	T	H1	
	10	長崎 市	野母1665	野 母 崎 町	N	S63	
	11	長崎 市	布巻111-1	三 和 町	T	S59	
	12	長 与 町	丸田郷417-口	丸 田 郷	T	S58	
	13	長崎 市	琴海町戸根郷	戸 根 郷	N	S59	
県北	14	西 海 市	西海町木場2235	西 海 町	T	S63	
県 央	15	諫 早 市	多良見町化屋1800	多 良 見 町	N	H1	
	16	諫 早 市	宗方町512	宗 方 町	N	S58	
	17	大 村 市	武留路町公民館	武 留 路 町	N	S59	
	18	諫 早 市	飯盛町里496-1	里	N	S58	
県 北	19	佐世保 市	八幡町1-10	福 田 町	T	S58	
	20	東彼杵 町	駄地郷402	東 彼 杵 町	T	S63	
	21	波佐見 町	中尾郷	波 佐 見 町	N	S59	
	22	平 戸 市	下中津良町	平 戸 市	T	S59	
	23	松 浦 市	志佐町里免	志 佐 町	T	S59	
	24	平 戸 市	大島村前平1840-1	大 島 村	T	H6	
	25	平 戸 市	田平町山内面387-1	田 平 町	T	H6	
	26	松 浦 市	福島町鍋串免1012-30	鍋 串	N	H3	

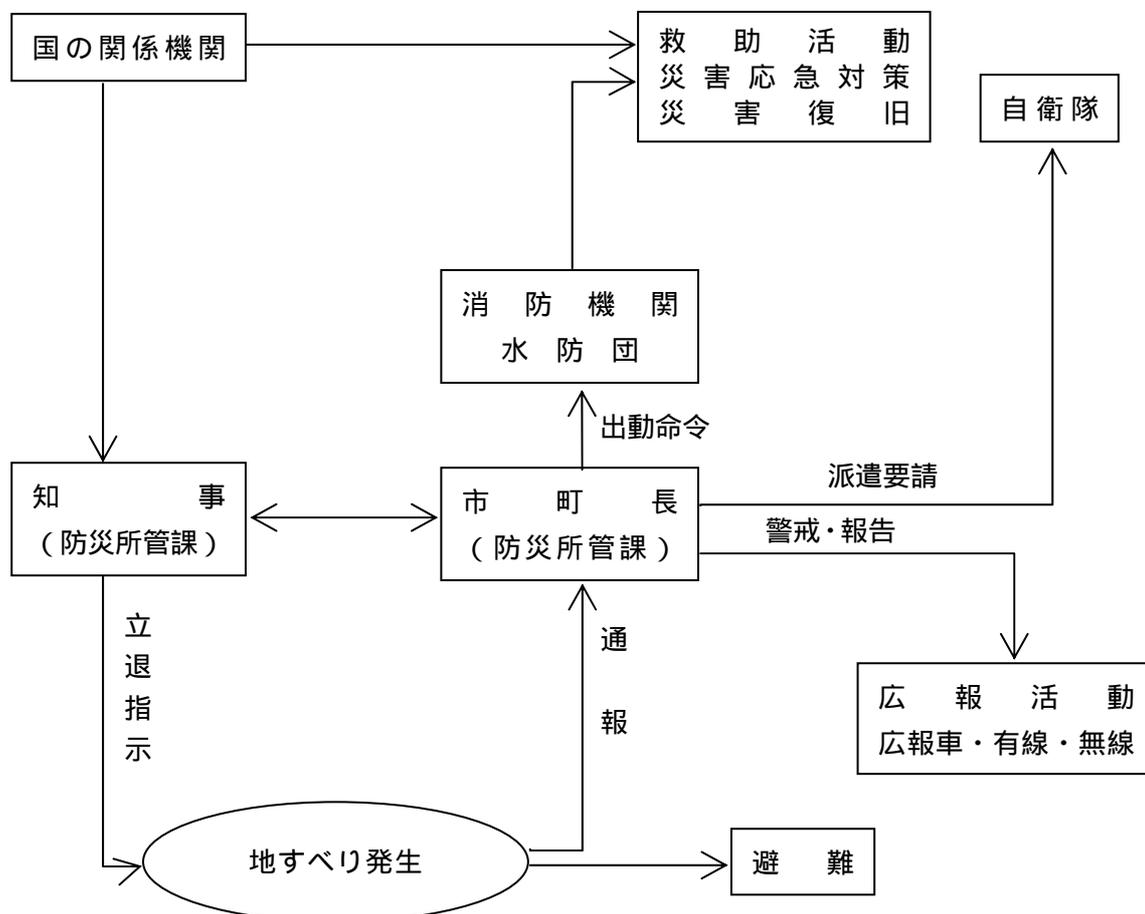
第7章 土砂災害防止計画

(S58 ~ H9)

機関	番号	市町村	場所	地区名	形式	設置年
島原	27	島原市	南千本木町2003	千本木	N	S58
	28	島原市	新山四丁目眉山	新山四丁目	N	S59
	29	島原市	梅園町丁2898	安徳	N	H3
	30	島原市	下折橋町3691-1	下折橋	N	H3
	31	島原市	有明町大三東戊1327	有明町	N	H1
	32	島原市	有明町大三東戊5550	大三東	N	H4
	33	南島原市	加津佐町己708	加津佐町	N	S59
	34	南島原市	加津佐町己169	加津佐町	N	S60
	35	南島原市	口之津町丁4488-3	口之津町	N	H9
	36	南島原市	北有馬町乙605	北有馬町	N	S60
五島	37	南島原市	深江町1733	深江町	N	S59
五島	38	五島市	奈留町浦1818-1	奈留町	N	S60
上五島	39	新上五島町	若松郷277-7	若松町	N	S60
	40	新上五島町	青方郷1585	上五島町	N	H2
	41	新上五島町	小串郷1087	新魚目町	T	H2
	42	新上五島町	岩瀬浦	岩瀬浦	N	S59

5 地すべりにおける連絡体制

地すべりの場合



上記のフローは、現法系を図示したものであり、現実には市町長が立退指示を行っているのが実情である。

第9節 土砂災害予防計画

(砂防課)

1 予防計画のあらまし

(1) 砂防事業・治山事業

本県は地質的に、また地形的に土石流発生の危険が多いが、近年局地的異常豪雨が多発の傾向にあり、砂防・治山の必要性も急速に高まってきている。

とくに本県では昭和32年7月の諫早豪雨時における多良山系を主とした溪流崩壊、また38年における五島地域の山地荒廃があり、さらには昭和42年7月豪雨時による県北及び五島地域の災害そして、昭和57年7月長崎大水害の土石流によって、多数の死傷者を出している。

また、平成2年11月に噴火した雲仙・普賢岳は、現在火山活動は沈静化しているが、これまでの度重なる火砕流や土石流で多大の被害をもたらした。また今後も降雨による土石流の発生が予想される。

溪流を砂防・治山工事によって治めるためには、水源から溪流の出口若しくは平坦河川部に移る勾配の緩やかとなる地点までの区間を山腹工、階段ダム工、貯砂ダム工、護岸工、流路工等を一群としての機能を発揮するよう設ける必要があるが、本県の場合砂防・治山設備はかなり増えたというものの、その整備率はまだ全国平均を下まわっている。

今後の砂防・治山事業は、土石流対策事業、火山砂防事業、都市対策砂防事業を重点的に進めていく必要がある。

また、平成13年までの調査の土石流危険溪流数は6,196溪流におよび、今後ハード面の施設による土砂災害予防を進めると共に、長崎海洋気象台との連携による土砂災害警戒情報や長崎県河川砂防情報システム(ナックス)での雨量、土砂災害危険度情報等の提供により、地域住民の警戒体制と避難誘導等のソフト面の対策を確立する。

(2) 地すべり対策事業

長崎県は北松地域を中心として、全国有数の地すべり地帯を有し、特に昭和26年調川町白井岳の地すべり以降、世人の関心が高まってきた。その後27年佐賀県境の石倉山、28年長串、長田代、雇尾の地すべり等が相次いでいる。最近においては鷲尾岳、吉井町高峰、東彼杵町中尾、生月町、佐世保市牧の地、潜龍ボタ山地すべり等がある。また、昭和57年7月に長崎大水害により、滑石外6地区については激甚災害地すべり特別緊急事業として整備を行い、昭和60年に概成しているが、さらに、昭和61年には佐世保市小舟、昭和62年には西彼杵郡三和町椿ヶ丘、平成2年度には松浦市石倉山、江迎町鷲尾岳で大規模な地すべりが発生し、災害関連緊急地すべり対策事業として施工した。地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通省、林野庁、農水省の補助事業として防止事業を進めている。地すべり対策は地質調査、観測が不可欠であり、対策事業は長期にわたることが多い。対策工法としては、抑制工(集水ポーリング、集水工等)と抑止工(杭工、アンカー工等)を実施している。

また、ソフト対策として地すべり自動監視システムを導入している箇所もある。

(3) 急傾斜地崩壊事業

急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の急傾斜地危険箇所は8,866箇所(平成13年までの調査)と非常に多く、対策事業として国庫補助事業と県単独事業にて実施

しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。

今後ハード対策の一層の促進を図るとともに危険箇所の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト対策を確立する必要がある。

(4) 土砂災害防止法の推進

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。

これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、今後は、本法の積極的な推進を図っていく必要がある。

平成23年度までの土砂災害警戒区域等指定状況

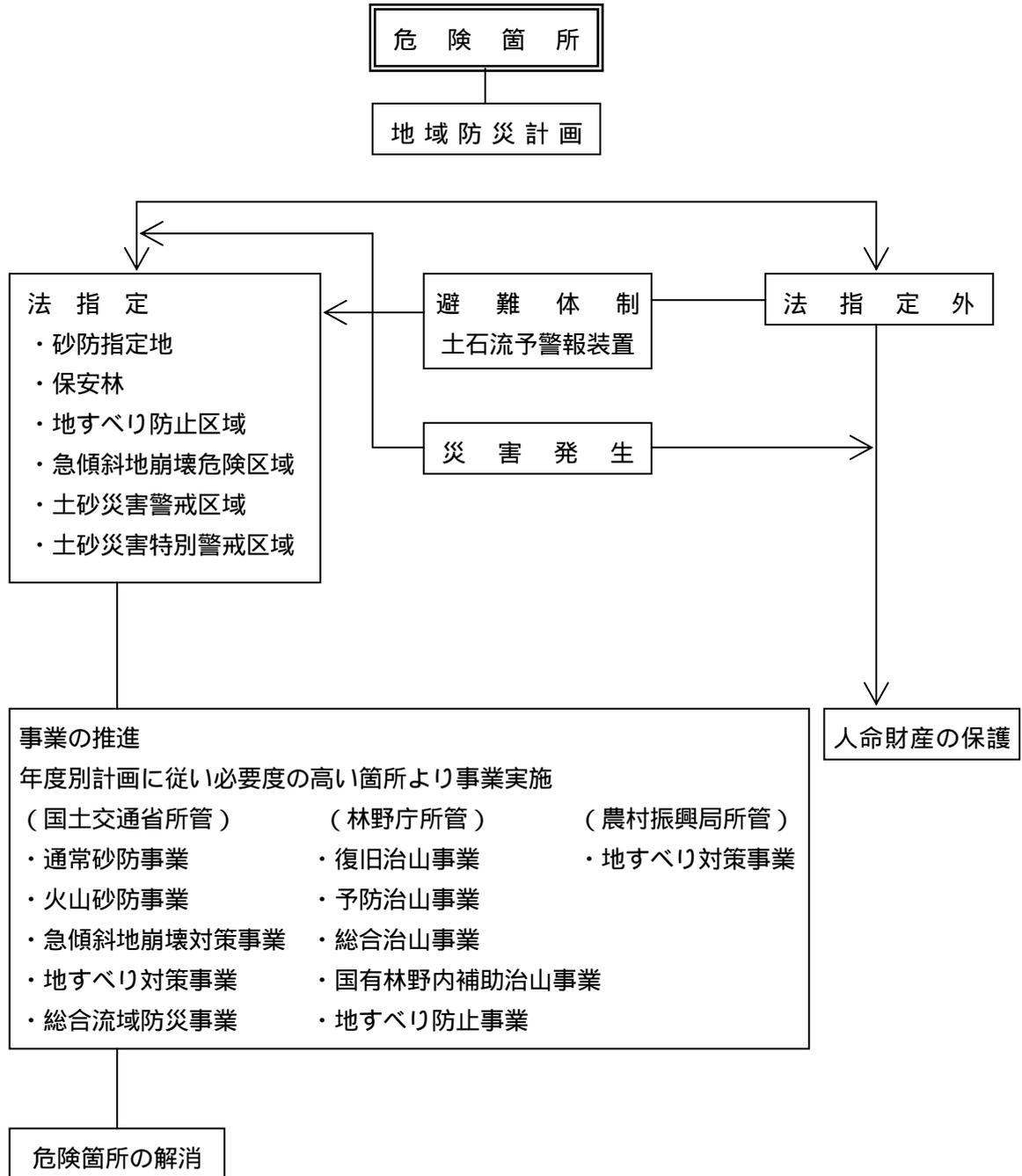
(箇所)

告示年月日	市町村	種別		合計
		土石流	がけ崩	
H16.12.17	長崎市	13 (12)	57 (47)	70 (59)
H18. 3.24	長崎市	48 (39)	127 (124)	175 (163)
H18. 5.19	長崎市	40 (29)	129 (129)	169 (158)
H19. 9.14	長崎市	85 (76)	205 (203)	290 (279)
H19.12.28	長崎市	19 (17)	127 (118)	146 (135)
H20. 3.21	長崎市	51 (45)	180 (175)	231 (220)
H20. 3.28	長崎市	26 (25)	112 (110)	138 (135)
H20. 3.28	新上五島町	2 (2)	2 (2)	4 (4)
H21. 3.13	長崎市	40 (37)	89 (81)	129 (118)
H21. 3.24	諫早市	35 (35)	62 (62)	97 (97)
H21. 3.24	大村市	9 (9)	65 (63)	74 (72)
H21. 3.31	佐世保市	18 (17)	131 (129)	149 (146)
H21. 4.10	長崎市	33 (27)	73 (68)	106 (95)
H21. 4.10	長崎市	18 (17)	149 (117)	167 (134)
H21.12.18	大村市	2 (2)	151 (146)	153 (148)
H22. 3.12	佐世保市	5 (5)	87 (82)	92 (87)
H22. 3.19	佐世保市	8 (8)	94 (94)	102 (102)
H22. 3.26	長崎市	26 (24)	68 (68)	94 (92)
H22. 4. 9	長崎市	54 (52)	194 (190)	248 (242)
H22. 4. 9	諫早市	65 (62)	174 (157)	239 (219)
H22. 4.16	長崎市	36 (35)	89 (85)	125 (120)
H23. 2.18	佐世保市	19 (19)	309 (280)	328 (299)
H23. 3.25	長崎市	21 (21)	140 (136)	161 (157)
H23. 3.25	諫早市	85 (75)	312 (301)	397 (376)
H23. 3.29	長崎市	23 (23)	126 (121)	149 (144)
H23. 5.27	長崎市	32 (30)	165 (163)	197 (193)
H24. 3.23	大村市	19 (19)	174 (174)	193 (193)
H24. 3.23	佐世保市	38 (37)	576 (548)	614 (585)
H24. 3.30	佐世保市	70 (69)	254 (252)	324 (321)
合計		940 (868)	4,421 (4,225)	5,361 (5,093)

() は土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害関係事業の事務処理

下表にもとづき事務を処理する。



2 - 1 砂防事業・治山事業

2 - 1 - 1 砂防事業と治山事業の区分

	砂防事業	治山事業
一般	主な工法 { 砂防ダム工 流路工 砂防指定地	主な工法 { 治山ダム工 山腹工 保安林
土石流	土石流危険渓流 砂防指定地	山地災害危険地 保安林
両者の調整		

2 - 2 地すべり対策事業

2 - 2 - 1 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、地すべり地域（地すべり区域及びその周辺地域）であって、公共の利害に密接な関連を有するものについて、つぎのようにして指定します。

指定の手続

- 1 主務大臣が関係都道府県知事（住民）の意見を聞く。
- 2 関係主務大臣が相互に協議する。
- 3 官報に指定土地の範囲を告示する。

指定の基準

面積基準

- 1 市街化区域でない地域の地すべり地域にあつては、面積が5ha以上のもの。
- 2 市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）の地すべり区域にあつては2ha以上のもの。

一般基準

面積基準のほか、おおむね次の1以上に被害を及ぼすおれそがあること。

- 1 準用河川以上及びこれに準ずる規模の河川
- 2 鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む）以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なもの

3 官公署、学校、病院等の公共施設のうち重要なもの

4 貯水量3万m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道

5 人家10戸以上

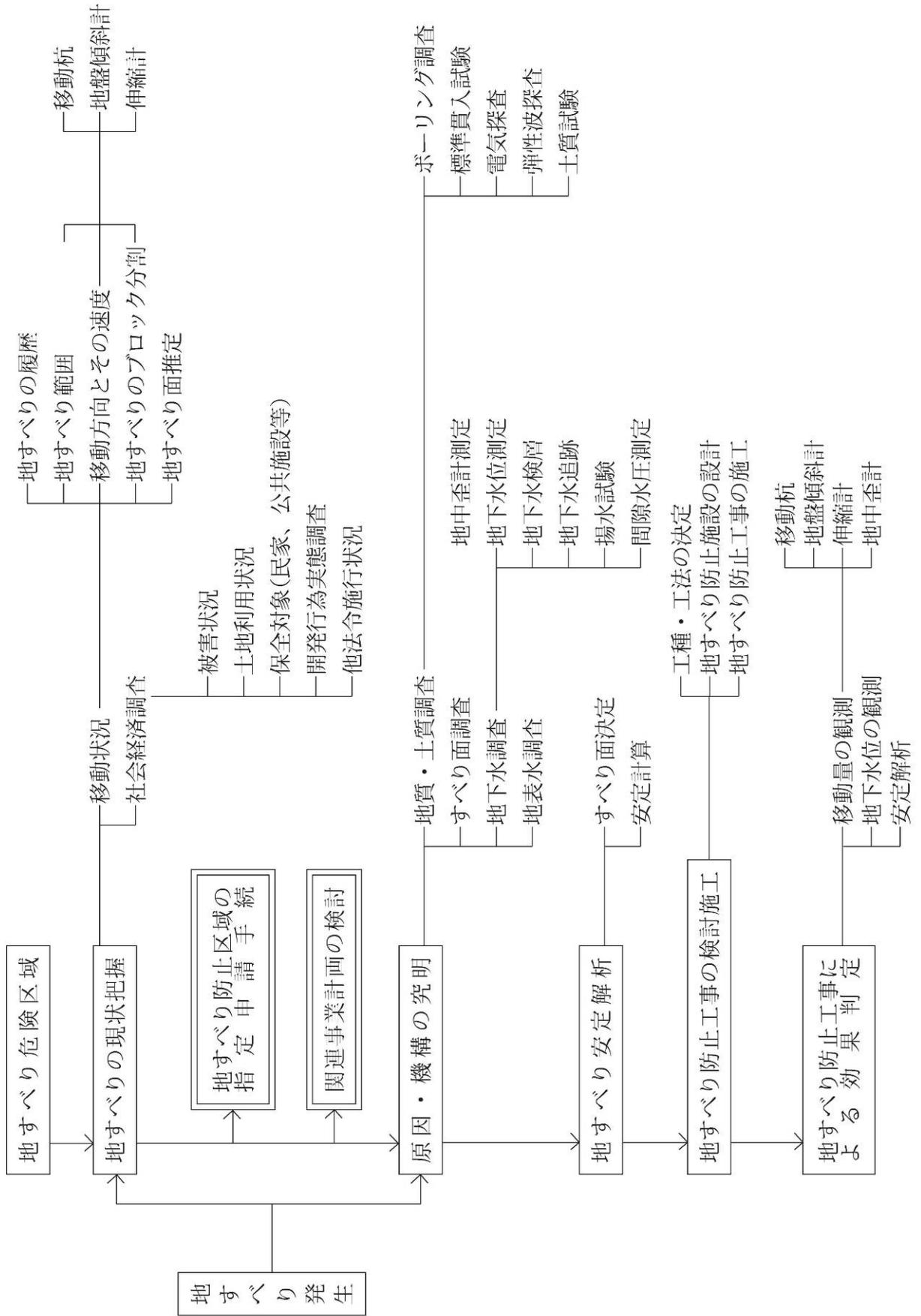
6 農地10ha以上

その他

1 家屋移転のため特に必要がある場合

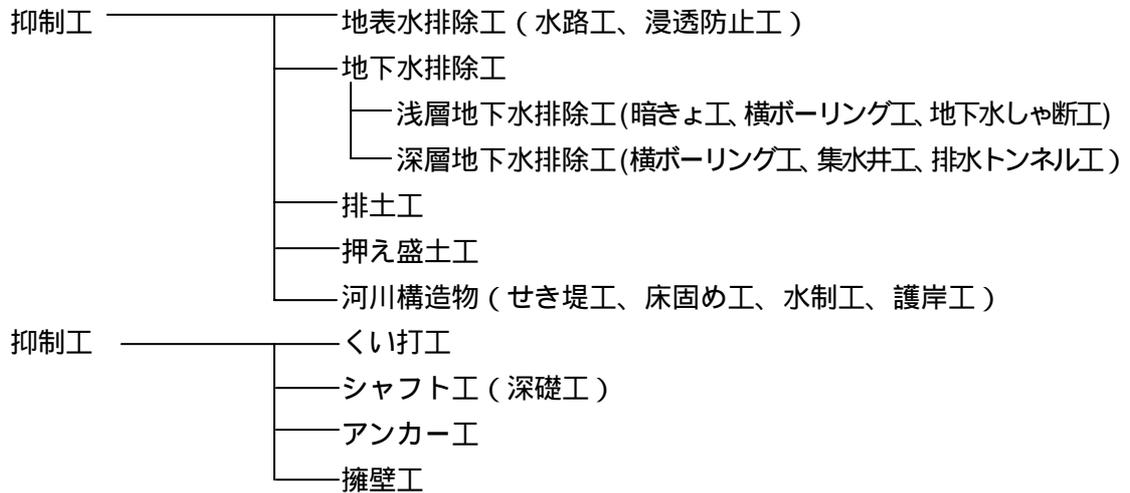
2 - 2 - 2 地すべり対策事業

地すべり対策として防止工事を行うまでは、下記のような手順を経ることとなります。



地すべりの発生原因とその仕組みを知り、抑制工の抑止工の工法(下図参照)を適切に組み合わせることによって、効果的に地すべりを抑える。

地すべり防止工法の種類



代表的工法の説明

- 水路工.....水路によって地域内の表流水や雨水をすみやかに集水して地域外に排除する。
- 横ボーリング工.....地中に設置したパイプによって比較的浅い位置の地下水を排除する。
- 集水井工.....井戸とボーリング工によって深い位置の地下水を集中的に排除する。
- 排土工.....主として地すべり頭部の土塊を除去する。
- 押え盛土工.....地すべり末端部に土砂を盛って抑える。
- くい打工.....杭を地すべり面より下部に届くように打込み、地すべり面の抵抗を強める。
- 擁壁工.....壁体構造物によって地すべり推力に抵抗させる。

2 - 3 急傾斜地崩壊対策事業

2 - 3 - 1 急傾斜地崩壊対策事業の体系

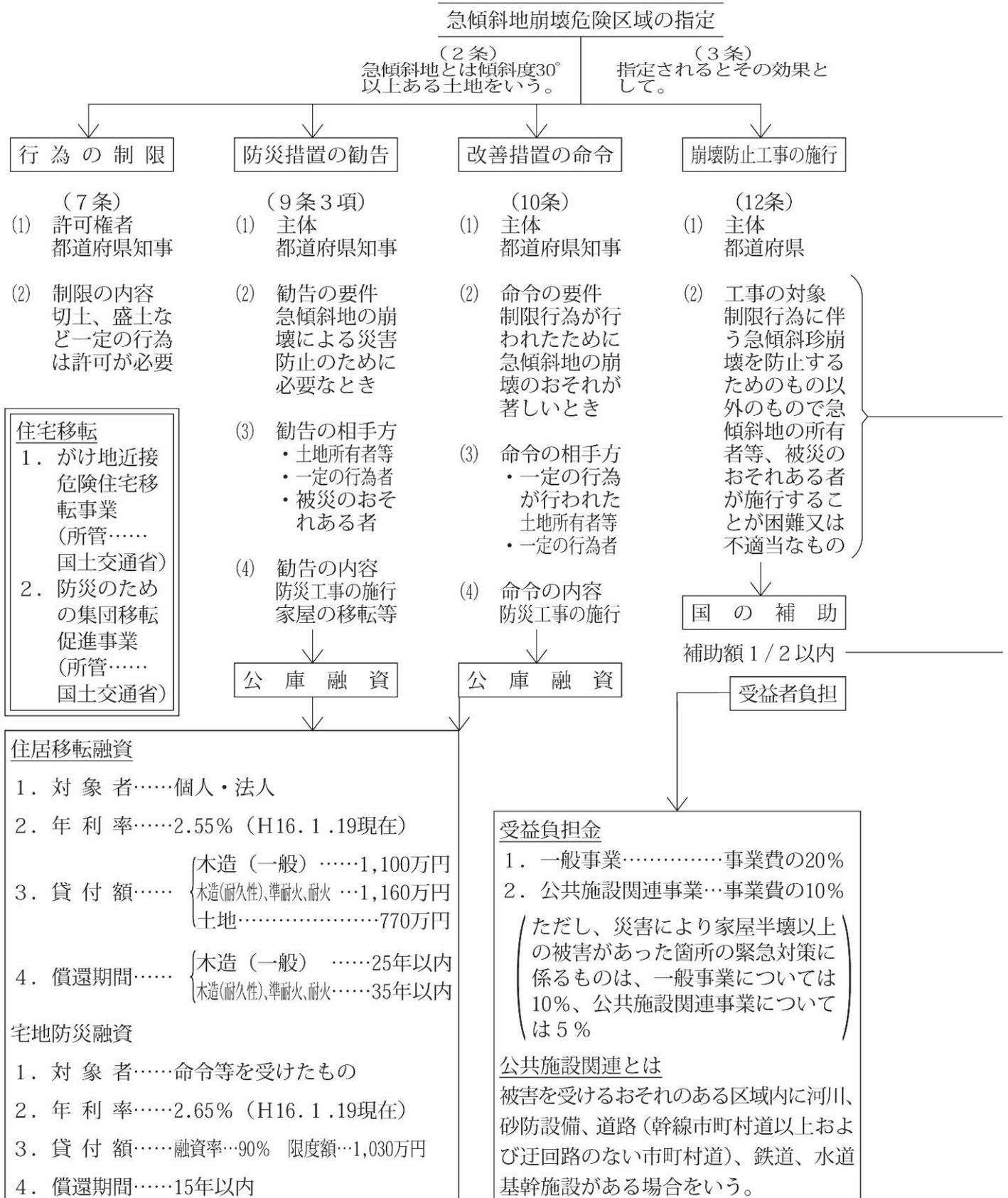


図-6 法律概要図

- (1) 指定権者 都道府県知事
- (2) 指定手続 関係市町村長の意見聴取
- (3) 区域の要件
 - イ 崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地
 - ロ 急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長誘発するおそれのあるもの

指定基準

次の各号のいずれにも該当するもの

- イ 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
- ロ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

採択基準

- (1) 急傾斜地の高さが10m(ただし災害が発生した地区で、人家又は公共的建物等に被害があった箇所については5m)以上あること。
- (2) 移転適地がないこと。
- (3) 人家概ね10戸(公共的建物を含む)以上(災害の発生した地区及び避難関連急傾斜地崩壊対策事業(以下「避難関連事業」という)では5戸以上)に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし避難関連事業は避難路又は避難箇所が市町村地域防災計画に明示されている箇所に限る。

採択の限度額

事業費が7,000万円(災害の発生した地区では1,500万円)避難関連事業は8,000万円以上であるもの。

国の補助
受益者負担金を除いた額の1/2

(注) ……は実施基準等

……は関連施策

2 - 3 - 2 急傾斜地に関する関係機関と住民との協議

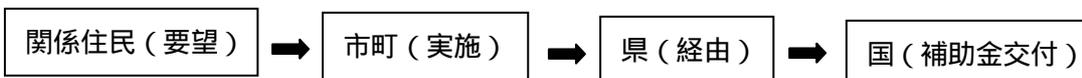
- 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可関係



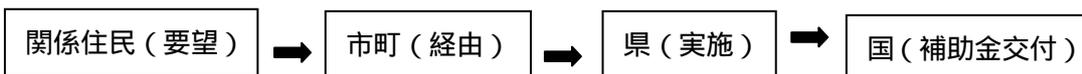
- 警戒避難関係



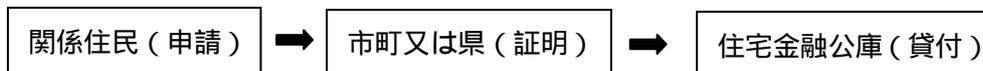
- 住宅移転補助



- 急傾斜地崩壊防止工事



- 住宅移転や防災工事のための資金貸付



2 - 3 - 3 急傾斜に対する住民の留意事項

危険な急傾斜地	防災措置
<ul style="list-style-type: none"> 亀裂がある。 オーバーハングしている。 勾配30度、高さ5 m以上ある。 表土があつい。 割目がある。 浮石が多い。 湧水がある。 表流水が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> がけの上や途中にある大木を切る。 がけに亀裂などがある場合は、ビニール等でおおい雨水がしみ込まないようにする。 不安定な土塊をとり去る。 がけの下部に崩れやすいところがあったら柵や石積みをする。 家庭排水、雨水を流すための水路を作る。 雨水ががけにあふれ出さないよう、水路の掃除をする。 現在ある防止構造物に異常があったら修理をする。

第10節 土砂災害復旧計画

(森林整備室：砂防課)

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土石流	砂防指定地 保安林 指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・国有林野事業特別会計法 ・森林法
急傾斜地崩壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩壊危険区域 保安林 指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
地すべり	地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金

第8章 消防活動計画

(消防保安室)

市町は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、その責任において消防活動計画を策定しなければならない。

又、県は消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条第1項第7号の規定に基づき指導、調整に努めるものとする。

なお、県内消防の即応体制は次のとおりである。

1 消防機関の編成

市町の現有消防力は別冊（消防防災年報）のとおり。

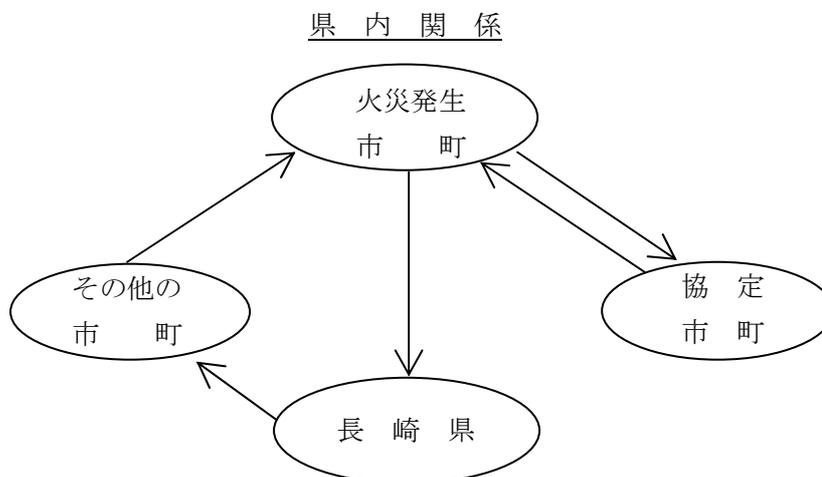
2 出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

区分	内容	摘要
第一次出動	ア 火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 イ 火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	◇火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ア 受援市町からの要請 イ 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	◇火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動	◇支援市町の計画と県の調整に基づく出動

3 応援要請の手続要領

- (1) 応援要請の手順は次の系統図により行うものとする。
ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



- (2) 市町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告しなければならない。

- ア 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- イ 火災の状況
- ウ 気象関係
- エ 今後の判断
- オ 応援消防力及び必要機材
- ク その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することが出来る。

4 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市町現有消防力の、おおむね3分の1以内とする。

5 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行ってその指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

6 火災気象通報の取扱い

県は長崎海洋気象台から火災気象通報を受理した時は、消防法第22条第2項の規定により市町に通報するものとする。

- (1) 気象通報の基準

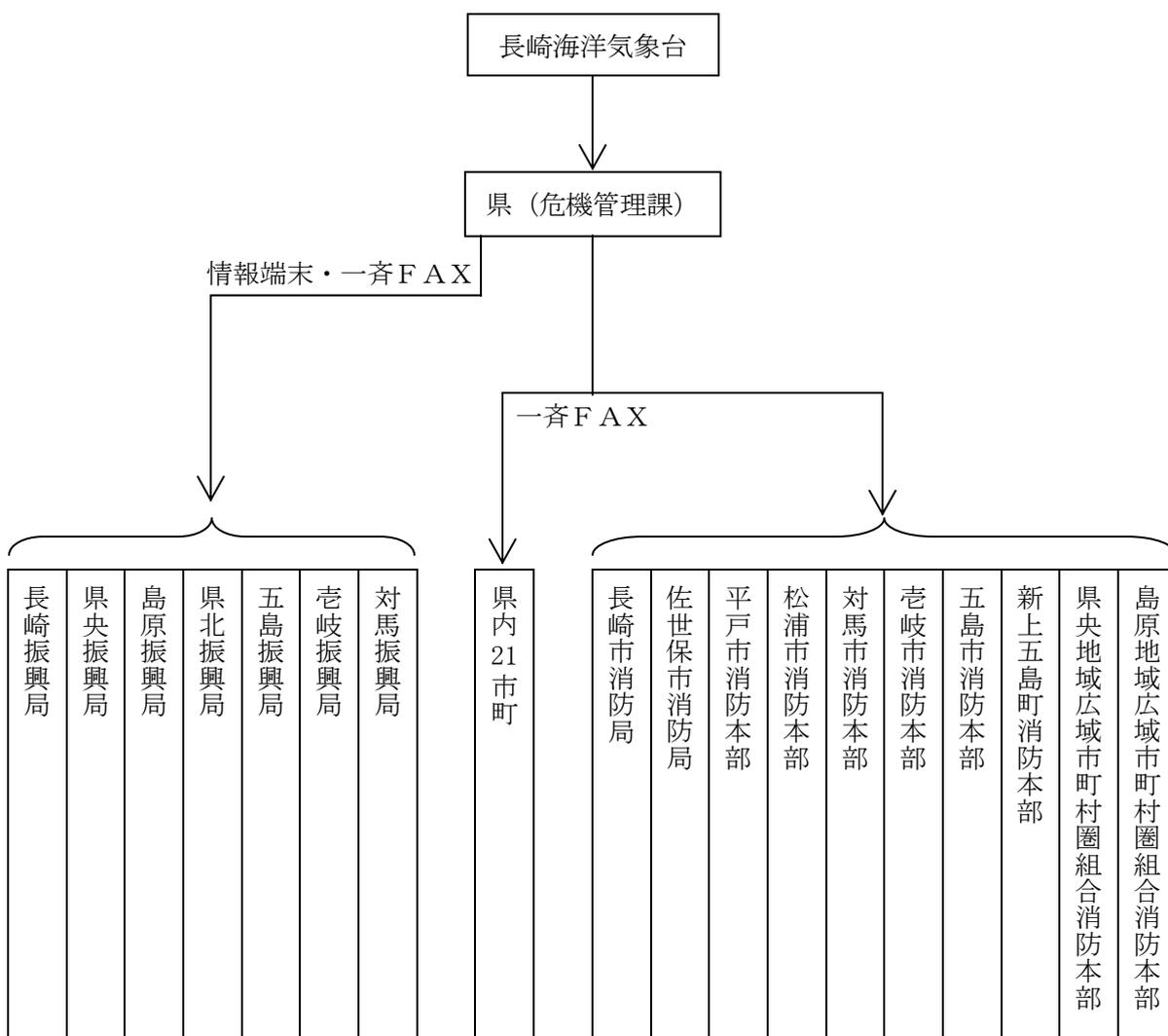
火災気象通報の基準は次のとおりとする。

区 分	気 象 条 件 等
北 部 南 部 壱岐・対馬	<ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、かつ最大風速が7 m/sを超える見込みのとき ・平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）中は通報しないことができる
五 島	<ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度65%以下、最小湿度50%以下、かつ最大風速が7 m/sを超える見込みのとき ・平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）中及び平均湿度80%以上のときは通報しないことができる

(2) 通報系統

市町に対する通報は、電話、電送等により次の系統に沿って行うものとする。

火災気象通報伝達系統図



7 火災報告の要領

県及び市町は「火災報告等取扱要領」（昭和43年11月11日付消防総発393号）に基づき処理するものとする。

8 救急業務

都市化現象の進展は、いきおい社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は激増傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市町消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。

県下消防本部の救急自動車整備状況は次表のとおりである。

消 防 本 部	台 数
長 崎 市 消 防 局	16台
佐 世 保 市 消 防 局	19台
平 戸 市 消 防 本 部	6台
松 浦 市 消 防 本 部	4台
対 馬 市 消 防 本 部	7台
壱 岐 市 消 防 本 部	4台
五 島 市 消 防 本 部	7台
新 上 五 島 町 消 防 本 部	5台
県央地域広域市町村圏組合消防本部	12台
島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台
合 計	88台

(平成22年4月1日現在)

9 隣接県との相互応援協定

佐賀県市町と長崎県市町間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定（昭和41年2月25日締結）」により、相互に受・支援するものとする。

10 緊急消防援助隊

県は消防組織法第44条に基づき災害発生市町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合には、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて被災において効果的に活動できる体制を確保するものとする。

第9章 危険物災害応急対策計画

〔 危機管理課：消防保安室：産業政策課：県警察本部
：九州経済産業局：九州産業保安監督部：長崎労働局：海上保安部 〕

この計画は、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1 石油類対策

- (1) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、別冊「長崎県石油コンビナート等防災計画」により所要の措置を講ずるものとする。
- (2) その他の施設については次の措置を講ずるものとする。
 - ア 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。
 - イ 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。
 - ウ 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
 - エ 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
 - オ その他必要な措置をとること。

2 火薬類対策

関係機関は、火薬類による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには次の応急措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬庫、火薬類の所有者等の措置
 - ア 時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。なお、このような場合には、看視人をして盗難等事故防止に努めること。
 - イ 時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。
 - ウ 火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては附近住民に避難の警告を行うこと。
 - エ 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。
- (2) 知事の措置（火薬類取締法45条）
 - ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
 - イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
 - ウ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

(3) 警察官の措置（火薬類取締法第45条の2、基本法59条、63条）

- ア 火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。
- イ 市町長から要求があったときは、基本法第59条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
- ウ 市町長から要求があったとき、又は市町長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

3 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 製造業者等の措置

- ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
- ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。
- エ 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

(2) 知事の措置

- ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止することを命ずること。
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

(3) 警察官の措置

火薬類の応急対策に準じて措置する。

(4) 海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

4 放射性物質対策

地震、火災、その他の災害が起こったことにより放射性物質と関連した事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は次の応急措置を講ずるものとする。

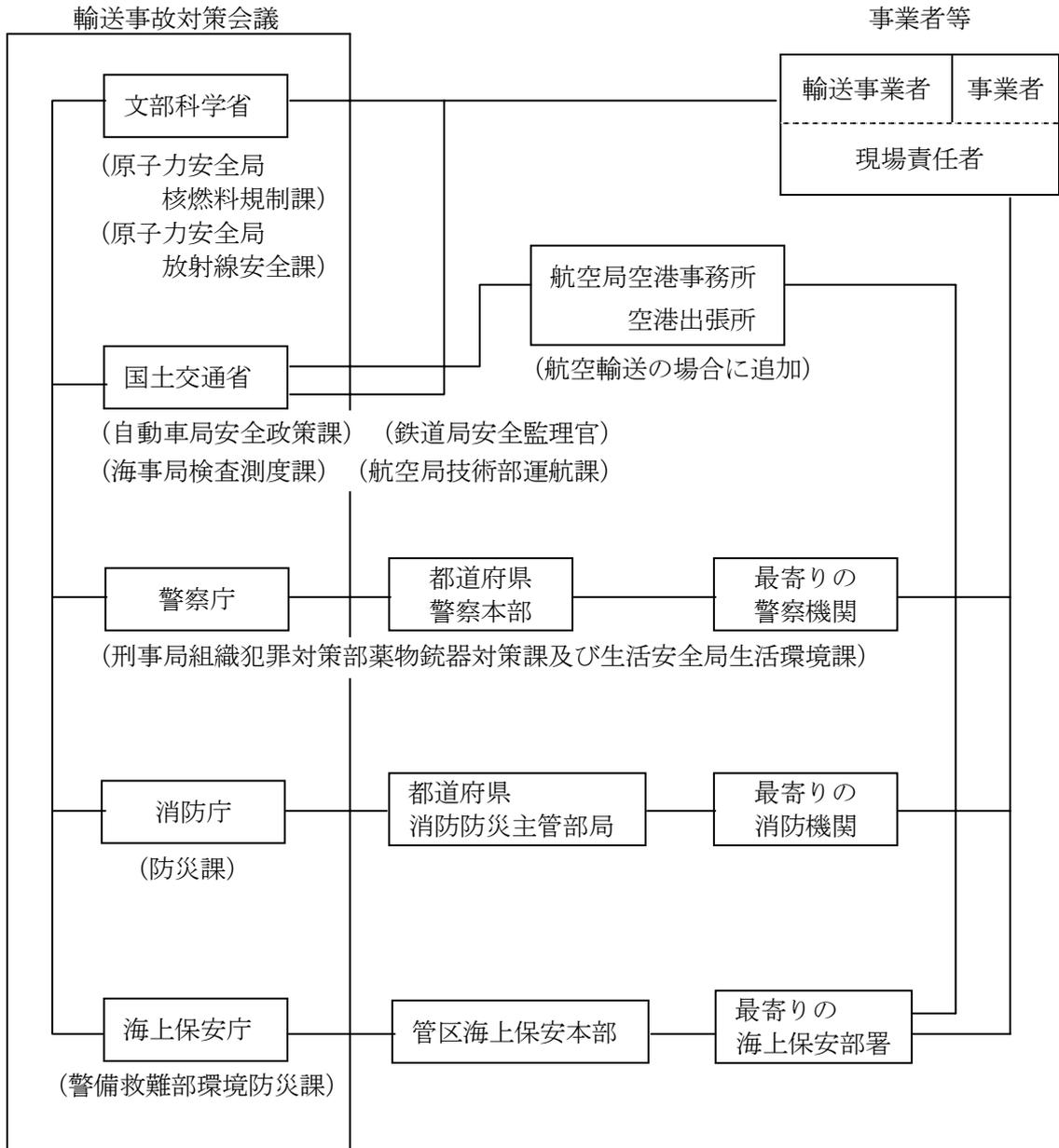
(1) 事業者等の措置

- ア 警察官、海上保安官への通報・連絡
 - イ 施設内部にいる者、運搬従事者、これらの付近にいる者等への避難警告
 - ウ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出と避難
 - エ 汚染の拡大防止及び除染
 - オ 放射性同位元素の移動と看視
 - カ 消火及び放射性同位元素への延焼防止
 - キ 立入制限区域の設定及び立入規制
 - ク その他放射線障害防止のために必要な措置
- (2) 警察の措置
- ア 事故情報の収集
 - イ 事故実態の把握
 - ウ 救助活動
 - エ 交通規制（警戒線の設定、立入規制、広域交通規制等）
 - オ 生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置
 - カ その他の必要な措置
- (3) 消防機関の措置
- ア 県消防保安室への報告
 - イ 事故実態の把握
 - ウ 火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定
 - エ 救急・救助活動
 - オ その他必要な措置
- (4) 海上保安部の措置
- ア 事故実態の把握と上級庁への報告
 - イ 現場海域への立入制限
 - ウ 人命救助
 - エ その他必要な措置
- (5) 知事の措置
- ア 事故情報の収集、整理及び分析
 - イ 関係省庁への報告
 - ウ 関係機関の調整
 - エ 専門家の現地派遣要請
 - オ 対外発表
 - カ その他必要な事項
- (6) 事業者等の報告事項
- ア 事故発生の日時、場所、原因
 - イ 発生し、又は発生するおそれのある障害の状況
 - ウ 講じ、又は講じようとしている応急措置の内容
- (7) 事故時の連絡体制
- 別表1のとおり

(8) 関係省庁の役割分担
別表2のとおり

別表1

事故時の連絡体制



別表2

関係省庁の役割分担

- (1) 文部科学省：輸送物の安全確保（輸送容器の健全性、収納物の評価）に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（陸上輸送時）
専門家派遣の取りまとめに関する事項
- (2) 国土交通省：輸送方法（輸送手段、積載方法等）の安全確保に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（海上及び航空輸送時の場合）
- (3) 警察庁：運搬の届出等に係る安全確保（日時、経路、車両編成等）に関する事項
都道府県警察の対応措置に関する事項
- (4) 消防庁：火災事故、人身事故等に関する事項
消防機関の対応措置に関する事項
都道府県消防防災主管部局の対応措置に関する事項
- (5) 海上保安庁：運送の届出等に係る安全確保（日時、経路、船種等）に関する事項
海上保安部署の対応措置に関する事項

5 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

第10章 救助計画

第1節 救助法の適用に関する計画

(福祉保健課)

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。(法第1条)

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。(法第2条、法第32条の2)

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。(法第30条第1項政令第23条)

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供給
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

○ 適用基準 I

当該市町の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(1)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

○ 適用基準Ⅱ

県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、当該市町の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(2)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

○ 適用基準Ⅲ

県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。

○ 適用基準Ⅳ

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人 " 30,000人 "	50
30,000人 " 50,000人 "	60
50,000人 " 100,000人 "	80
100,000人 " 300,000人 "	100
300,000人 "	150

別表(2)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人 " 30,000人 "	25
30,000人 " 50,000人 "	30
50,000人 " 100,000人 "	40
100,000人 " 300,000人 "	50
300,000人 "	75

5 市町別法適用基準

県下各市町の法適用基準は別表(3)のとおりである。

6 法適用の手続

- (1) 市町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。
- (2) 知事は市町長の報告により、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、当該市町に対し、法適用期間、救助の種類等を通知するものとする。

- (3) 知事は法第30条第1項の規定により、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町長が行うこととするときは、市町長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知する。
- (4) (3)において、市町長が行うこととする事務が法第24条から第27条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示するものとする。

別表(3)

H22. 国勢調査の人口による。

〔官報で公示された最近の国勢調査、又はこれに準ずる全国的な人口調査。〕

市町名	住家が滅失した世帯の数		市町村	住家が滅失した世帯の数	
	適用基準Ⅰの場合	適用基準Ⅱの場合		適用基準Ⅰの場合	適用基準Ⅱの場合
長崎市	150	75	長与町	60	30
佐世保市	100	50	時津町	60	30
島原市	60	30	東彼杵町	40	20
諫早市	100	50	川棚町	40	20
大村市	80	40	波佐見町	50	25
平戸市	60	30	小値賀町	30	15
松浦市	50	25	佐々町	40	20
対馬市	60	30	新上五島町	50	25
壱岐市	50	25			
五島市	60	30			
西海市	60	30			
雲仙市	60	30			
南島原市	80	40			

第 2 節 避難計画

〔危機管理課：福祉保健課：医療政策課：観光振興課〕
：教育庁：県警察本部：海上保安部〕

この計画は災害時における危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対する避難のための立退き勧告又は指示及び避難場所の開設等について定めるものとする。

1 避難の勧告、指示等

(1) 避難の勧告・指示

状況	指示者	対象者	措置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (基本法60条、61条)	・市町長（知事に報告） ・警察官又は海上保安官（市町長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	・立退きの勧告 ・立退きの指示
(2) 洪水又は高潮のはんらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法22条)	・知事 ・知事の命を受けた県の職員 ・水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法25条)	・知事 ・知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法4条) (自衛隊法94条)	・警察官（公安委員会に報告） ・警察官がその場にはない場合限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）		

(2) 警戒区域の設定

状況	指示者	対象者	措置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（基本法第63条）	・市町長 ・警察官又は海上保安官（注1）	災害応急対策に従事する者以外の者	・立入制限 ・立入禁止 ・退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所 (水防法第14条)	・水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 ・警察官（注2）	水防関係者以外の者	・立入禁止 ・立入制限 ・退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害 (消防法第36条において準用する同法第28条)	・消防吏員又は消防団員 ・警察官（注2）	命令で定める以外の者	・退去の命 ・出入の禁止 ・出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第4条)	・警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	・退去の命

(注1) 市町長若しくはその委任を受けて前期の職権を行う市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注2) 前期に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前期の職権を行うことができる。

2 避難勧告又は指示の基準

避難勧告・指示の基準は以下のとおりであるが、市町長等勧告・指示の指示者は、危険が切迫した場合に迅速に避難勧告・指示等を発令できるように、あらかじめ避難勧告・指示等の具体的な判断基準を定めておくものとする。

- (1) 気象台から豪雨、台風、津波等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- (2) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり避難を要するとき。
- (3) 河川が警戒水位を突破し溢水又は漏水のおそれがあるとき。
- (4) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。
- (5) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他の自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

3 立退きの伝達方法

- (1) 避難警報の発令

種 別	警報発令者	発 令 方 法
事前避難警報	市町長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、市町防災会議、県等関係の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	市町長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。 市町長ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合発令後市町長に報告する。

- (2) 警報の伝達方法

避難警報は、サイレン、半鐘、市町防災行政無線、有線放送、携帯電話の一斉同報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

4 避難所の設置

- (1) 設置場所の設定

市町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、市町防災計画に定めておくと共に関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は、公、私立の学校、公会堂、公民館、神社社務所、寺院本堂、旅館、工場、倉庫等の、既存の建物を応急的に整備して使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、災害時要援護者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で当該市町内に避難所を設置することが困難なときは、当該市町長は、知事又は隣接市町長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講ずる。

ウ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

(2) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(3) 避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

(ア) 火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。

(イ) 台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の完備）を行い浸水の予想される場合には家財を高所に移動させること。

(ウ) 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。

(エ) 浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。

(オ) 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

イ 避難時の留意事項

(ア) 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。

(イ) ガケ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。

(ウ) 切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれない。

(エ) 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難する。

5 福祉避難所の指定等

(1) 市町長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための福祉避難所の予定施設を予め指定する。

(2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した災害時要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。

(3) 市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(4) 市町は、一般の避難所に避難した該当する要援護者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

6 避難の周知徹底

(1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市町長及び水防管理者は、避難の立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 指示等

市町長及び水防管理者は避難の勧告又は指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

ウ 放送等

知事は避難の指示等をしたとき、又は市町長からその通知を受けたときはラジオ・テレビによる放送を要請する。要請を受けた放送局は当該地域の住民に徹底するような放送時間、放送回数を考慮して放送する。特に情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等にはあらかじめ近隣の協力者を得るなどの配慮をする。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを勧告し、又は指示をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

7 避難誘導及び移送等

(1) 避難誘導

避難立退きの誘導に当っては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

(2) 移送

ア 小規模の場合

避難立退きに当っては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し市町において処置できないときは、市町は、県に要請する。

県は、自衛隊の災害派遣を求める等適切な方法により陸上、水上、空中輸送により移送させる。

8 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2) 移送

町又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

9 病院・社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、老幼婦女子を優先して誘導する。

(2) 移送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護婦や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

(3) 避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

10 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は海上保安部において実施する。

(1) 船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難勧告を行い、あらかじめ選定した場所へ誘導、整理を行い、荒天準備の指導および避難状況の把握をなす。

(2) 爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となるおそれのある物件については、所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。

(3) 特定港である長崎、佐世保、厳原の各港長は、特に必要があると認めるときは、停泊船舶に対し移動を命ずる。

11 救助法による避難所の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第30条第1項の規定により市町長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い市町長がこれを補助する。

(2) 避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

(3) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所設置のための費用

ア 国庫負担対象経費

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物器具等使用謝金、借上費、購入費
- (エ) 燃料費
- (オ) 仮設便所等の設置費
- (カ) 衛生管理費

イ 国庫負担限度額

避難所設置費 1 人 1 日 当 り 300 円 以 内

(加算額)

冬期 (10 月 ~ 3 月) 別 に 定 め る 額 を 加 算 す る。

(5) 避難所開設期間

災害発生の日から 7 日以内とするが、必要がある場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第3節 救出計画

福祉保健課：県警察本部
：海上保安部

本計画は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るために定めるものである。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、市町長、消防機関、及び警察機関、海上保安部が実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市町長等に協力するものとする。
- (3) 災害対策本部内等を実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- (4) その他救助法を適用した場合は、下記の「救助法に基づく救出」によるものとする。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
 - カ 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

3 救出の方法

- (1) 市町の救出活動
 - ア 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業
 - イ 協力者の動員
 - ウ 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用
- (2) 警察機関の活動
 - ア 高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。
 - イ ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。

る。

ウ 救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。

(3) 海上保安部の活動

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上又は沿岸における遭難者等の救出にあたる。

イ 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。

ウ 救急活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。

4 救助法に基づく救出

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第30条第1項の規定により、市町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

(2) 救出対象者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

(3) 救出のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 舟艇、機械器具等借上費又は購入費

(イ) 修繕費

(ウ) 燃料費

(エ) その他

イ 国庫負担限度額

救出に要した経費の実費

(4) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とするが、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第4節 死体搜索及び収容埋葬計画

〔福祉保健課：生活衛生課：県警察本部
：海上保安部：日本赤十字社長崎県支部〕

本計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

1 死体の搜索

(1) 実施責任者

ア 市町長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として知事が行い、市町長がこれを補助する。(迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により市町長が行う。)

(2) 搜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては第3節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の搜索は、消防団、青年団等関係機関の協力を得て搜索に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて行う。

2 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 市町長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市町において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

イ 救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社長崎県支部は、救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

ウ 県警察本部(死体取扱規則33年国家公安委員会規則)

(ア) 警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、すみやかに死体取扱規則(昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号)に基づき、死体を見分するとともに、死因、身元、その他調査を行い所定の死体を見分するものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書として、死体取扱規則第4条に規定する死体見分調書または同規則第11条に規定する多数死体見分調書を作成し市町長に報告するものとする。

(イ) 死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、死体を現在地の市町長に引渡すものとする。

エ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検死後遺族又は関係市町長に対し引継ぎを行う。

また行方不明者は巡視船艇、航空機により捜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

(2) 処理の内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための処置

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、又は天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体見分

死因その他につき医師の立会を求めて必要な見分を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として漂着した地域の市町長は、警察官または海上保安官の見分をうけた後ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地（市町長）に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明しない場合であって救助法を適用されたり災地市町から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体が災地から漂流してきたものであると推定できない場合は漂着地域の市町長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 市町長が実施する。

イ 災害救助法が適用された場合

○ 原則として、知事が行い、市町長がこれを補助する。

(迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により、市町長が行う)

ウ 被害が甚大で市町の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、県は、被災市町の要請を受け、県内他市町等に協力を要請・調整して、火葬場を斡旋する。

(2) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(3) 埋葬の方法

ア 原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

4 救助法による実施基準

(1) 国庫負担限度額

ア 死体の搜索

(ア) 舟艇、機械器具等の借上費又は購入費

(イ) 修繕費

(ウ) 燃料費

イ 死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

1体当たり3,300円以内

(イ) 死体の一時保存

○ 既存の建物利用－借上費の実費

○ 既存の建物が利用できない場合－1体当たり5,000円以内

(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合、当該地域における通常の実費を加算できる)

○ 検案－当該地域の慣行料金の額以内

ウ 死体の埋葬

(ア) 大人(満12才以上) 1体当たり201,000円以内

(イ) 小人(満12才未満) 1体当たり160,800円以内

(2) 期間

災害発生の日から10日以内とするが必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第5節 食糧供給計画

福祉保健課：農産園芸課：農産加工・流通室
：九州農政局長崎地域センター

1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。（農林水産省総合食料局通知）

(1) 食糧等の供給責任体制（市町・県）

被災地域のり災者等に対する食糧品等の供給は、当該被災地を管轄する市町がこれを実施する。

(2) 主食の応急供給（市町村・県・農林水産省）

ア. 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市町長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

イ. 市町長の手続

(ア) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市町長は知事に対し農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

(イ) 市町長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 市町長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 炊出し受給者名簿
- b 食糧品現品給与簿
- c その他関係証拠書類

ウ. 知事の手続

(ア) 市町長の申請に基づき応急供給を行う際給食又は供給を行わせることを適当と認める者を取扱者として指定する。

(イ) 災害の状況により、特に必要があると認める場合は農林水産省と協議し、知事又は知事の指定する者に対し直接売却するよう措置する。

(3) 応急食糧緊急引渡

ア. 交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市町長は農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

(4) 災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

(ア) 法第30条第1項の規定により市町長が行う。

(イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事の出来ない者

(ウ) 被害をうけ、一時縁故先等に避難する者

ウ 食品の給与の方法

米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

エ 食品の給与のための費用

(ア) 国庫負担対象経費

a 主食費

b 副食費

c 燃料費

d 雑費

(イ) 国庫負担限度額

1人1日当たり1,010円以内とする。

オ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内とするが、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議しその同意を得て期間を延長するものとする。

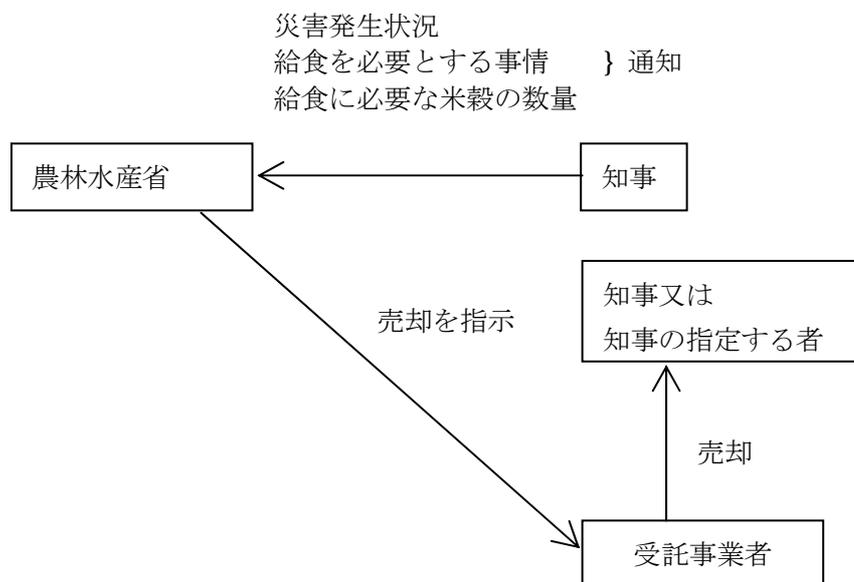
2 応急食糧確保対策

災害時における応急用米穀の取扱い

- (1) 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等非常災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省に要請するものとする。
- (2) 農林水産省は、(1) の要請を受けたときは、受託事業者に対し知事又は、知事の指定する者に対する売却を指示するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は、知事の指定する者に売却するものとする。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合における、政府米の知事への緊急引渡手続については、別に定めるところによるものとする。

災害時における応急用米穀の処理図



「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第 4 章第 10 抜粋）

（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

第 10 災害救助法及び国民保護法に関する法律が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式 4-20）により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第6節 衣料品及び生活必需品供給計画

(福祉保健課)

本計画は災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品をそう失、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与することによって、災害時における民心の安定を図るために定めたものである。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用するに至らない災害の場合は、市町が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合
 - (ア) 法第30条第1項の規定により市町長が行う。(り災者に対する配分)
 - (イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。(物資の購入及び輸送)
- (3) 市町限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 給与の方法

- (1) 救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが不足ある場合は、一括購入する。
- (2) 救助物資の購入計画

知事は、各市町村ごとの、世帯構成別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、救助物資の購入計画を樹立するものとする。
- (3) 救助物資の配分
 - ア 知事は、各市町ごとに世帯構成別被害状況等に基づき救助物資の配分計画を立て、市町長に指示するものとする。
 - イ 市町長は、知事が示した配分計画に基づき、各り災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

3 給与する品目

品目	内容
寝具	毛布、タオルケット、布団等
衣料	作業衣、学童服、スカート、下着類
炊事用具	鍋、釜、バケツ、湯沸等

4 給与対象者

次に該当するもの

- (1) 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害をうけた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

5 国庫負担限度額

世帯構成員 被害別	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	円以内 17,200	円以内 22,200	円以内 32,700	円以内 39,200	円以内 49,700	円以内 7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

(注) 夏季 4月～9月 冬季 10月～3月

6 期 間

災害発生の日から10日以内とするが、必要がある場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第7節 給水計画

(水環境対策課：福祉保健課)

被災地における飲料水の供給については、市町長が実施しなければならない。従って、市町長は、あらかじめ次の事項についての計画を樹立しておく必要がある。

1 補給水利の種別、所在、水量

市町行政区域内及び隣接市町の上水道、簡易水道等の所在及び給水能力を確認しておくこと。

2 給水量

応急給水用の水量は災害発生から3日間は1人1日当たり3リットル、その後は20リットルを目標とする。

3 給水方法

- (1) 第1次として給水車による周辺水道よりの運搬給水
- (2) 第2次として被災水道施設の応急復旧対策

4 給水用機材の確保

- (1) 給水車又は給水用タンク及び運搬用トラック
- (2) その他必要な燃料、浄水用の薬品及び資材

5 その他必要とする事項

大災害により被災者が2,000人以上又は数ヶ地区に及ぶ場合は、自衛隊、日赤のろ水給水班の出動を要請する。

6 災害救助法による飲料水の供給

- (1) 実施責任者
災害救助法が適用された場合
 - (ア) 法第30条第1項の規定により市町長が行う。
 - (イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。
- (2) 飲料水供給の方法
 - ア ろ水器等による浄水の供給
 - イ 飲用水中に投入する浄水剤の交付等
- (3) 対象者
災害のため現に飲用水を得ることができない者
- (4) 飲料水供給のための費用
 - ア 国庫負担対象経費
 - (ア) 水の購入費

- (イ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費
- (ウ) 修繕費
- (エ) 燃料費
- (オ) 薬品及び資材費
- イ 国庫負担限度額
 - 飲料水供給のための実費
- (5) 給水期間
 - 災害発生の日から 7 日以内とするが、必要がある場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

(福祉保健課：住宅課)

本計画は災害のため住家が滅失し、救助法が適用された市町で、り災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最少限度の部分を応急的に補修してり災者の居住安定を図るために定めるものである。

1 応急仮設住宅の設置

県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町村有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。

建設用地については、市町と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定し、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。

また、必要に応じて、市町と連携して、公営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。

(2) 入居対象者

次の各号に該当するものであること。

ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者

イ 自らの力では住家を得ることができない者

(3) 設置戸数

必要最小限とする。

(4) 規模

1戸あたり29.7㎡とする。

(5) 着工

災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。ただし、20日以内に着工できない場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長するものとする。

(6) 費用

国庫負担限度額1戸当たり2,401,000円以内

(7) 供与期間

建設完了の日から建築基準法第85条第3項による期限内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。(法第30条第1項の規定により市町長が行うこととした場合は、当該市町長が行う。)

(2) 応急修理の対象者

次の各号に該当する者であること。

- ア 災害により住家が半焼半壊したもので、当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者

(3) 修理戸数

必要最小限とする。

(4) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(5) 修理の期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了しなければならない。

ただし、1 ヶ月以内に完了することができない場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

(6) 費用

国庫負担限度額	1 世帯	520,000円以内
---------	------	------------

第9節 障害物の除去計画

〔福祉保健課：道路維持課：河川課：港湾課
：漁港漁場備：海上保安部〕

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し災害の拡大防止と、交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため次の要領により計画をたてる。

1 豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に基因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- (1) 崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、各出先機関にて予想される個所について予め集積又は捨土個所を選定しておくこと。
- (2) 障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておくこと。
- (3) 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、県建設機械公社、建設技術センターと充分連繋をとること。
- (4) 応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し出先機関において対処し得るよう計画しておくこと。
- (5) 以上の他必要な事項については、出先機関の長において、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

2 航路その他、海上交通の障害となる物件については、応急的に海上保安部又は港湾管理者或いは漁港管理者において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

3 災害救助法による障害物の除去

- (1) 実施責任者
災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。(法第30条第1項の規定により市町村長が行うこととした場合は、当該市町村長が行う。)
- (2) 障害物除去の対象
次の各号に該当するものであること。
ア 住家が半壊又は床上浸水したもの。
イ 土石、竹木等の流入によって当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
ウ 自己の資力では、障害物の除去ができない者
- (3) 除去の範囲
日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。
- (4) 除去の方法
機械器具、技術者、人夫等を動員し障害物の除去にあたるものとする。
- (5) 除去の対象数

半壊及び床上浸水世帯の15%以内とする。

(6) 除去のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 機械器具等の借上費又は購入費

(イ) 輸送費

(ウ) 賃金職員等雇上費

イ 国庫負担限度額

1世帯につき133,900円以内

(7) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とするが、必要がある場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第10節 義援金品募集配分計画

(福祉保健課：日本赤十字社長崎県支部：県社会福祉協議会：県共同募金会)

本計画は、災害により災者に対する義援金品の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものである。

1. 義援金の配分

県及び市町は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

○義援金募集配分計画

本計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

(1) 実施機関

県、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図るものとする。

(3) 保 管

個人、法人及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管するものとする。

(4) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災市町を通じ被災者に配付する。

特定市町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配付する。

2. 義援物資の受け入れ

- ① 県及び市町は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。
- ② 県は、義援物資の要請・受入れ・配分を的確に行うため、緊急物資の備蓄・調達、輸送・配布と合わせて一元的に管理・運営体制を整備する。
- ③ 市町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

3. その他

(1) 長崎県災害救援ボランティア活動支援資金（仮称）の設置

- ① 長崎県社協は、被災後に行われる災害救援のボランティア活動を支援する目的で「長崎県災害救護ボランティア活動支援資金（仮称）」をつくり、長崎県社協（県救援本部）内にこの資金の受入窓口、資金の配分委員会を設置する。
- ② 配分の申請は、ボランティアの団体や個人が地元社協（現地本部）を通して行う。

(2) 災害支援制度

長崎県共同募金会は、国内において災害救助法第 2 条に規定する災害及び厚生労働省令で定める災害が発生した場合、ボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、「災害支援制度運営要綱」に基づき、その活動経費等の一部を援助する。

また、他県で発生した同様の災害に対しても、中央共同募金会の要請により、「準備金」の中から必要額を被災県共同募金会へ拠出する。

第11章 保健衛生計画

第1節 医療助産計画

(医療政策課：日本赤十字社長崎県支部)

本計画は、災害のため医療機関が壊滅又は混乱し、救助法が適用された市町で、り災地の住民が医療並びに助産の方途を失ったような場合、医療機関が整備されるまで、応急的に医療助産を適切に行いり災地住民の保護を図るために必要な事項を定めるものである。

1 医療

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、県立又は市町村立病院からの派遣、救助法第32条の規定による知事の委託に基づく日本赤十字社長崎県支部の救護班及び法第24条の規定により従事命令を受けた救護班又は、災害時の医療救護に関する協定に基づき知事の要請に基づき、派遣された県医師会の医療救護班が医療にあたる。

ただし、救護班で処理出来ない場合は病院又は診療所等へ移送する。

(2) 医療の対象者

災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者

(3) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(4) 医療のための費用

ア 救助法適用の場合

国庫負担限度額

(ア) 救助法適用による救護班使用した薬材、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般病院診療所社会保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者当該地域における協定料金の額以内

イ 災害時の医療救護に関する協定に基づく医療救護班派遣の場合

県費負担限度額

(ア) 医療救護班使用した医薬品等の実費

(5) 医療の期間

災害発生の日から14日以内とするが、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

2 助産

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、県又は救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、日本赤十字社長崎県支部が救護班を編成し、助産にあたる。

ただし、急を要し救護班による助産のいとまがない場合は、助産師等により行うものとする。

(2) 助産の対象者

災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんしたものであって助産の途を失った者

(3) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(4) 助産の期間

分べんした日から 7 日以内とするが必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

(5) 助産のための費用

国庫負担限度額

ア 救護班、産院その他医療機関による場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費

イ 助産師による場合

慣行料金の 8 割以内の額

第 2 節 防疫計画

(医療政策課)

浸水等のあとで発生する感染症の予防を図る防疫計画は、次によるものとする。

1 防疫活動組織

- (1) 1 日編成可能班数 (各保健所それぞれ防疫班 1、消毒班 1) 各市町においても編成
- (2) 出動時間 8 時間 (実働時間) 現地状況で延長される。
- (3) 防疫対策 健康診断 (検便)、清潔法、消毒法、そ族昆虫駆除

2 防疫業務の実施基準

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」と略記) 第 27 条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第 14 条に定めるところに従って行う。
- (2) 物件に係る措置
法第 29 条の規定により知事の指示に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第 16 条に定めるところに従って行う。
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除
法第 28 条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第 15 条の規定により定められたところによる。
(薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施のこと)

3 防疫実施方法

各市町において実施する。
代執行をもって実施することもある。
(災害の状況により出動編成班数を増員することもある。)

4 防疫活動に必要な携行資材補給方法

各市町において県下業者より購入する。
代執行の場合は、福祉保健部福祉保健課において購入手続きを行い補給する。

5 備蓄資材の在庫場所、資材名、調達順序、調達先所管

- (1) 備蓄資材の在庫場所
各市町卸業者
- (2) 資材名
クレゾール、石炭酸、逆性石けん、次亜塩素ソーダ、さらし粉、ホルマリン、石灰、その他破傷風血清、蛇毒血清等
- (3) 調達順序
卸業者より市町
○ 代執行の場合
県福祉保健課→卸業者→現地保健所→現地
- (4) 調達先 資料編 10-ウ 防疫用薬剤等調達先調

第 3 節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理

(廃棄物対策課)

1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 市町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

イ 市町は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

ウ 県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

(2) 災害時応急体制の整備

① 市町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

ウ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。

エ 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

がれきの仮置き場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておくこと。

オ 県及び市町は、PCB やアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握すること

② 県は市町間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

県は、発生直後から、市町を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害による廃棄物の処理

ア 被災市町は、地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。有害廃棄物については、他の災害廃棄物と分別して保管し、県が示す処分方法により適正に処理を行う。

イ 被災市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

ウ 県は、県内の市町及び災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

エ 県は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部に被害状況等の報告を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストの提供を受け、近隣県に支援要請を行う。

(3) 仮設便所等のし尿処理

ア 被災市町は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

イ 被災市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 生活ごみの処理

被災市町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(5) がれきの処理

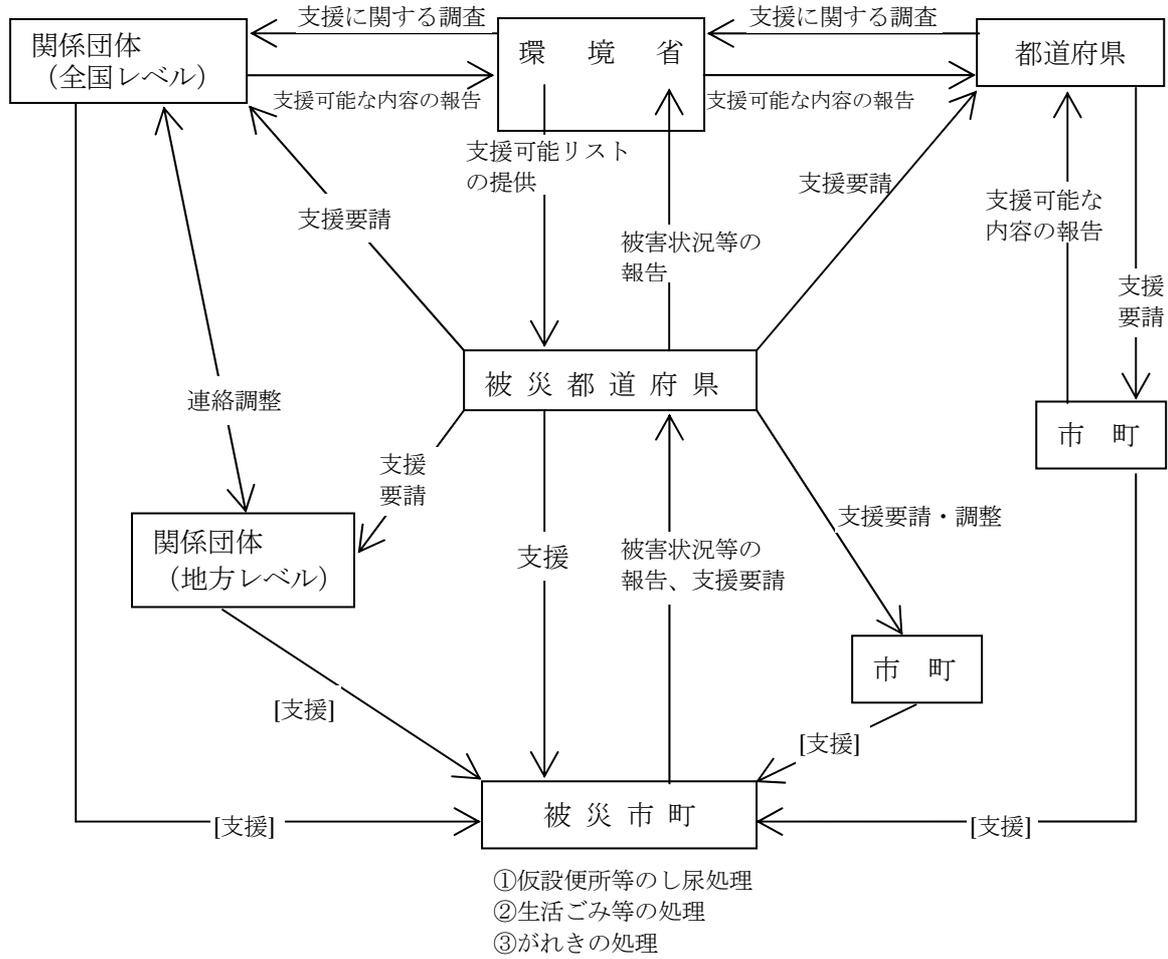
ア 被災市町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ がれきの仮置き場については、火災発生の防止、作業時の安全確保等適正に管理する。

ウ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

エ がれきの処理・処分を市町が行うことが困難な場合は、市町の要請により県が処理・処分を行う。

災害による廃棄物処理に係わる連携体制



第12章 貯木及び在港船舶対策計画

(林政課：港湾課：漁港漁場課：海上保安部)

災害発生時に際して流木による被害及び在港船舶の危険を防除するため、次により対処するものとする。

1 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場、その他臨海港湾施設等からの流木等により、二次的に多大な損害が予想される場合、海上保安部、港湾管理者又は漁港管理者において、その実情を調査把握し流出防止と除去措置を講ずる。

流出防止措置としては、各貯木場において水門、囲壁、けい止柱の異常の有無を確認し、災害が予想されるときは所有者等に対して各所の補強、海面貯木の揚陸揚、移動、筏師の増員、曳船の準備等を指導勧告する。

除去措置としては、海上保有者等に曳船、筏師等により揚収させる。

なお、船舶の航行に支障がある場合の流木等については、海上保安部又は港湾管理者或いは漁港管理者により応急的な措置をなす。

「臨時貯木場の所在、面積、貯木能力」は、別表のとおりである。

別 表

貯木場の所在、面積貯木能力

陸上 水上 の別	管理者	所在	面積 (㎡)	貯木能力 (m ³)	摘要
水上	長 崎 県 (長崎港湾漁港事務所)	長崎市小江町	80,000	30,000	陸上は、海岸線附近にあるもので一部は貯木場として利用されているが殆どが仮置場である。
陸上	長 崎 県 (長崎港湾漁港事務所)	長崎市小江町2734	100,000	50,000	
〃	池 島 鉦 業 所	長崎市外海町池島郷70	12,000	4,000	
〃	西 海 市 大 瀬 戸 町	西海市大瀬戸町板ノ浦郷	2,500	700	
〃	西 海 市 西 海 町	〃 西海町七ツ釜2861-2	1,000	500	

陸上 水上 の別	管理者	所在	面積 (㎡)	貯木能力 (㎡)	摘要
陸上	東彼杵郡森林組合	東彼杵郡川棚町百津郷39-125	2,452	1,500	松浦市有地 壱岐市有地
〃	北松森林組合	北松浦郡佐々町松瀬免463-3	4,000	2,000	
〃	長崎南部森林組合 (大村支所)	大村市東大村1丁目2621-2他	2,600	1,300	
〃	平戸市森林組合	平戸市宝亀町91-1	2,000	1,000	
〃	五島森林組合	五島市吉田町3110-8	1,000	300	
〃	長崎南部森林組合 (諫早支所)	諫早市本野町1491-1	3,000	1,500	
〃	五島森林組合 (上五島支所)	新上五島町三日ノ浦郷 字浦底261-11	500	100	
〃	長崎南部森林組合 (西海支所)	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷 1264-1他	5,000	2,500	
〃	雲仙森林組合	雲仙市小浜町南木指2912-1	2,100	500	
〃	松浦市森林組合	松浦市志佐町白浜免2086-2	4,700	1,500	
〃	壱岐市森林組合	壱岐市芦辺町深江東触789-1	1,300	300	
〃	対馬森林組合	対馬市美津島町大字洲藻820-7	5,900	1,050	

2 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次の対策を講ずる。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第13章 輸送及び交通対策計画

第1節 輸送計画

〔 新幹線・総合交通対策課：福祉保健課：医療政策課
：長崎運輸支局：長崎空港事務所：JR九州 〕

本計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うための必要な事項を定める。

1 実施機関

災害応急対策要員又は災者、災害応急対策用物資及び機械等の輸送は災害応急対策を実施する県、市町又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は第1次的には、市町が市町村地域防災計画に定めるところにより実施するものとし、他の防災関係機関は、市町が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

主なる輸送の方法は次のとおりである。

- (1) 車両による輸送（道路、鉄軌道によるもの）
- (2) 船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- (3) 航空機による輸送（空路によるもの）
- (4) 人力による輸送

3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

- (1) り災者の避難輸送
市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための移送
重傷患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等
- (3) り災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送
- (5) 救済用物資の輸送
り災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必

要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

(6) 死体そう索のための輸送

死体そう索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送並びに死体及び死体を移動させるため必要な人員等の移送

(8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

4 車両、船舶及び舟艇等の確保

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市町又はその他の実施機関はその車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとし、県はその必要があると認めたときは適宜次の方法により所要の措置を講ずるものとする。

(1) 乗用車、バス及び貨物自動車

運輸支局を通じ、バス会社、タクシー業者及び運送業者等に協力を求める。

(2) 特殊自動車

運送業者所有のものについては、運輸支局を通じ、建設業者所有のものについては、県土木部を通じ、業者の協力を求める。

(3) 舟艇

ア ボート 県危機管理課を通じボート業者に協力を求める。

イ 漁船 県水産部（漁政課）を通じ漁業協同組合に協力を求める。

ウ その他 県を通じて特定非営利活動法人長崎県水難救済会に協力を求める。

(4) 船舶

運輸支局を通じ、旅客船事業者・内航海運事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生じる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

離島における災害救助又は救助物資の海上輸送及び陸上の交通がと絶した場合の輸送については、海上自衛隊、海上保安部又は運輸支局にそれぞれ要請する。

5 鉄道、軌道機関への協力要請

県は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送について、必要があるときは、鉄道、軌道機関に対して協力を要請するものとする。

6 航空機の要請

県は、災害応急対策の実施にあたり、交通と絶し、陸上による緊急輸送が困難であると認めるときは、航空機による輸送について自衛隊に要請する。その他の場合、長崎空港事務所と協議して行うものとする。

7 応援協力要請の手続き

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うもの

とする。

8 従事命令による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶の輸送力を確保することが非常に困難であると知事が認めたとときは、救助法第24条及び基本法第71条により従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期するものとする。

9 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

10 救助法が適用された場合の緊急輸送

県（福祉保健部）が他の部局及び関係機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置をまついとまがないとき又は、特別事情があるときは、次の基準により市町長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間	
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日	
医療に関する輸送		災害発生の日から	14日以内
助産に〃		〃	13日以内
り災者の救出に関する輸送		〃	3日以内
飲料水供給のための輸送		〃	7日以内
救 済 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧調味料及び燃料の輸送	〃	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃	14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、その他は15日以内	
死体そう索のための輸送		災害発生の日から	10日以内
死体処理のための輸送（埋葬を除く）		〃	10日以内

(注) 輸送の範囲については、上記以外についてとくに必要な場合には事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

(2) 費用の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 運送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗器材費
- オ 修繕費

(3) 輸送実施市町長の措置

救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

別紙様式

輸 送 明 細 書

ア 輸送明細

従事会社名				会社所在地			
車両番号				運転手名			
出庫時間	帰車時間	稼働時間	走行杆数	請求金額	備考		

イ 作業内容

発地着地	作業内容杆数（回数）	金額	摘要

第 2 節 交通応急対策計画

〔 新幹線・総合交通対策課：道路維持課
： 県警察本部：海上保安部 〕

本計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範 囲
道路管理者	(道路法第46条) 1 道路の破損決かいその他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。
	(道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。(公安委員会又は警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は混雑を生じるおそれがある場合、危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき。
	(海上保安庁法第18条) 1 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領によりすみやかに必要な交通規制を行う。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式 1）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

(ア) 交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者等に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

(イ) 交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端にそって駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

(ア) の a 及び b にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(エ) 警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失保障

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失保障をしなければならない。

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連けいを保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 海上保安部

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

イ 航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者は占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めた時は、応急測量航行警報の放送等必要な措置をとる。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両

ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車

イ その他災害応急対策に使用される車両

(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の a ~ i に掲げる事項について行うものとされている。

a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

b 消防、水防その他の応急措置に関する事項

c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

h 緊急輸送の確保に関する事項

i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(ア)(イ)のいずれにも該当すること。

(2) 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）等

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。

イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書（別記様式4）により申請し、確認標章（別記様式2）及び緊急通行車両確認証明書の交付をうけるものとする。なお、これらの確認等の事務は次の部局等で行う。

(ア) 知事

企画振興部（新幹線・総合交通対策課） 長崎振興局（総務課） 県央振興局（総務課）
島原振興局（総務課） 県北振興局（総務課）

(イ) 公安委員会

県警察本部交通部交通規制課
各警察署（交通課）

ウ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。

- エ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
 - オ 緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。
- (3) 緊急通行車両の事前届出
- ア 上記 (1) イに規定される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
 - イ 届出については、申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書（別記様式 1）に必要事項を記載して申請する。
 - ウ 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。
 - エ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。
この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。

別記様式第 1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 検 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会	
番号部に表示されている番号		(注) 1. 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を産官の警察本部、警察署、交通機関等に提出して所管の手続を受けてください。 2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部様)に届け出て再交付を受けてください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
住 所	() 局 番		
氏 名			
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を確認する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

確認標章



別記様式 4

第 号		緊急通行車両確認申請書	
長崎県知事		申請者住所	
長崎県公安委員会 殿		(電話)	
		氏名	
		印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

別記様式 4

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

5 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

(1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 規制除外車両の事前届出

ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の事前届出手続きに準用する。

イ 届出については、疎明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の事前届出を準用する。

ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（別記様式3）を発行する。

(4) 事前届出車両の確認事務

ア 上記(3)の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合は、確認審査を省略して、規制除外車両確認証明書（別記様式5）に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。

ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

6 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれからの事項を通知する。

7 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市町長または警察官に通知するものとする。

通報をうけたときは、警察官にあっては市町長へ、市町長にあっては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

8 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにそのむね必要な地点に標示し、一般交通に、できる限り支障のないよう努める。

様式 1



備 考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3

災害対策基本法 原子力災害 国民保護特措法 国民保護特措法 規制除外車両事前届出書 公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災害対策基本法 原子力災害 国民保護特措法 国民保護特措法 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会	
番号欄に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を破棄してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
住所	() 町 番		
氏名			
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び捺印することに代えて、署名することができます。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とする。

別記様式第 5

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
公安委員会 <input type="checkbox"/>			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）			
使用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

第14章 文教応急対策計画

(福祉保健課：教育庁)

1 文教施設の応急復旧対策

- (1) 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず県立学校長は県本部に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。
市町立学校にあつては市町本部を経て県本部へ報告しなければならない。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。
- (2) 上記による被害状況報告を速やかに収集し、関係各機関へ報告するとともに、災害地(校)との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて係官の派遣を要請する。
- (3) 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置する。
- (4) 他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

- (1) 市町教育委員会又は県立学校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
○ 学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 2部授業を実施する。
○ 学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
○ 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	① 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。
○ 県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 県本部は、市町本部又は、県立学校長等から応急教育の実施場所についての協力あつせん要請があつたときに、これらの処理に当たるものとし、又教職員が災害のため欠員となつた場合の要請に直ちに対処できるよう教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員の状況に応じ教職員を確保する措置を講ずるものとする。
- (3) 市町本部のみで措置できない小、中学校等の応急対策については、県本部において、その連絡調整に当たる。
- (4) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所等として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。
 - ア 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとると共に関係方面に協力を求める。
 - イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。
 - ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入のあつせん方法については、市町教育委員会、あるいは、各県立学校等において計画を樹立しておくものとする。なお、この場合、市町教育委員会にあつては、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

4 手数料の減免、育英資金の貸与についての措置

- (1) 高等学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であつた場合には速やかに生徒のり災状況調査を行い取りまとめて報告しなければならない。
- (2) 県本部においては、高等学校生徒のり災状況を取りまとめ、その措置の必要を認めるときは、手数料の減免について、特別の配慮をするとともに、(財)長崎県育英会の奨学金貸与についても、同様の要請を行うものとする。

5 給食等の措置

- (1) 児童、生徒の対策

災害状況報告に基づいて学校給食関係補助金の特別申請を行い、国からの補助金をより速やかに当該学校の設置者に交付できるよう措置する。

なお、学校給食を実施していない学校に対しても被害状況により応急集団給食を実施するよう当該学校の設置者並びに学校長に対し指導協力する。
- (2) 物資対策

被害を受けた給食用物資に対して、被災市町はその状況を県本部に速やかに報告しなければならない。県本部においては、被害物資量を掌握し、県学校給食会に対し、その物資の処分方法等について指示するものとする。なお、高等学校の給食材料については、高等学校長は直接県本部に報告するものとする。
- (3) 給食の再開

給食実施校が被害により給食を停止したとき、所管教育委員会・関係給食会・共同調理場

長および校長は、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

7 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

8 その他

市町村等における文教対策計画については、それぞれの市町等の実情に応じ「市町村防災計画」等において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めなければならない。

9 災害救助法による学用品の給与

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により、市町長が行うこととした場合は、当該市町村が行う。）

(2) 給与対象者

次の各号に該当する者であること。

- ア 住家が全焼（壊）半焼（壊）流失及び床上浸水の被害をうけた小中高等学校等の児童生徒
- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている者

(3) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(4) 費用

国庫負担限度額

ア 教科書及び教材	実	費
イ 文房具及び通学用品		
小学校児童	1人当たり	4,100円
中学校生徒	1人当たり	4,400円
高等学校等生徒	1人当たり	4,800円

(5) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第15章 公益事業施設災害応急対策計画

第1節 電力施設災害応急対策計画

(九州電力)

電力施設の非常災害復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える社会的影響は非常に大きいことから、迅速な復旧とお客さまの不安払拭に資する広報活動に全力で取り組む必要がある。

そのための施策として、復旧面では、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援等が、広報面では、お客さま・自治体等のニーズに合った提供情報の充実、自治体との連携強化、お客さまへの情報提供手段の拡充及び効果的な情報提供等が必要である。

1 電力施設の状況及び所在

長崎県内の電力施設としては、長崎支店管内に1お客さまセンター6営業所、1電力センター1電力所、発電電所・開閉所90箇所があり、その他に福岡支店管内の対馬、壱岐関係の2営業所と発電電所7箇所、佐賀支店管内の福島町、鷹島町関係の変電所1箇所と本店直轄の2火力発電所がある。

2 応急対策の方法

災害に伴う応急対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

具体的応急対策については、次により実施する。

- (1) 水力、火力用発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を、迅速に行う。
- (3) 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処す
- (4) 配電設備
応急復旧工法等により迅速な復旧を行う。
- (5) 通信設備
衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

3 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、各事業所毎に機器の予備品、電柱、電線等を保管している。

4 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

- (1) 人員・資機材等の搬送
緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される

場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、市町村長に応援を求めるものとする。

(2) 塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、知事に水洗の実施について応援を求めることができる。

(3) 復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の市町村長に応援を求めるものとする。

(4) 交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達するものとする。

(5) 道路破損箇所の補修

道路破損による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達するものとする。

(6) 電柱、電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国又は地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達するものとする。

5 広報対応

お客さまや自治体等へ停電情報の迅速・的確な提供を行い、安心していただけるようなサービスの向上を図ることが必要であるため、広報対応に万全を期する。

(1) 提供情報の充実

(ア) 台風襲来前の事前広報を充実させる。(停電への備え、公衆感電事故防止の周知など)

(イ) 停電地区を表示する地図及び可能な限り詳細な停電地区情報(地区・町名単位など)をお知らせする。

(ウ) 復旧作業状況についてお知らせする。

(エ) 復旧見込みについて早い時期、かつタイムリーにお知らせする。(お客さまからのご要望の多い朝方、夕方など)

(2) 多くの広報チャンネルの確保

非常災害時にホームページ・携帯サイトに情報を掲載するとともに、広報車・航空機による周知、並びに報道機関への情報提供及びラジオスポット等によりきめ細かく広報する。

(ホームページ：<http://n.kyuden.co.jp>)

(携帯サイト：http://nagasaki.kyuden.co.jp/emergency/emergency_index.html)

(3) 自治体と連携した広報の実施

(ア) 自治体との連携連絡手段を確実に確保し、一部自治体とは専用回線を設置する。

(イ) 停電情報を作成・発信する体制を強化し、自治体との確実な情報連絡及び緊密な連携を実施する。

(ウ) 自治体の協力により、防災無線での停電情報等のお知らせを実施する。

第 2 節 ガス施設災害応急対策計画

(西部ガス：九州ガス：長崎県 L P ガス協会)

災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガス供給を確保するため、西部ガス株式会社及び九州ガス株式会社においては次のとおり応急対策を講ずるものとする。

西部ガス株式会社

1 施設

(1) 長崎地区

区 分		(イ) 長崎工場	(ロ) 中の島供給所
製造設備	13Aガス (46.04655MJ)	150,000m ³ /D 3基	
ガスホルダー	球 形	2,000m ³ ×0.99MPa	20,000m ³ ×0.51MPa×2基
L P G 貯 槽		50 t 2基	
L N G 貯槽	地 下 式	35,000KL 1基	
	縦置円筒型	100KL 1基	

(2) 島原地区

区 分		島原製造所
製造設備	13Aガス (46.04655MJ)	18,000m ³ /D 1基 36,000m ³ /D 1基
ガスホルダー	円 筒 形	140m ³ ×0.99MPa 2基
L P G 貯 槽		15 t 2基
L N G 貯槽	縦置円筒型	100KL 2基

(3) 佐世保地区

区 分		(イ) 佐世保工場	(ロ) 干尽供給所
製造設備	13Aガス (46.04655MJ)	90,000m ³ /D 2基 150,000m ³ /D 3基	
ガスホルダー	球 形	1,000m ³ ×0.97MPa 1基	12,000m ³ ×0.50MPa 1基 10,000m ³ ×0.50MPa 1基
L P G 貯 槽		500 t 1基 900 t 1基 (H18年8月より休止)	
L N G 貯槽	地 上 式	1,000KL 1基	
	縦置円筒型	100KL 1基	

2 ガス供給区域

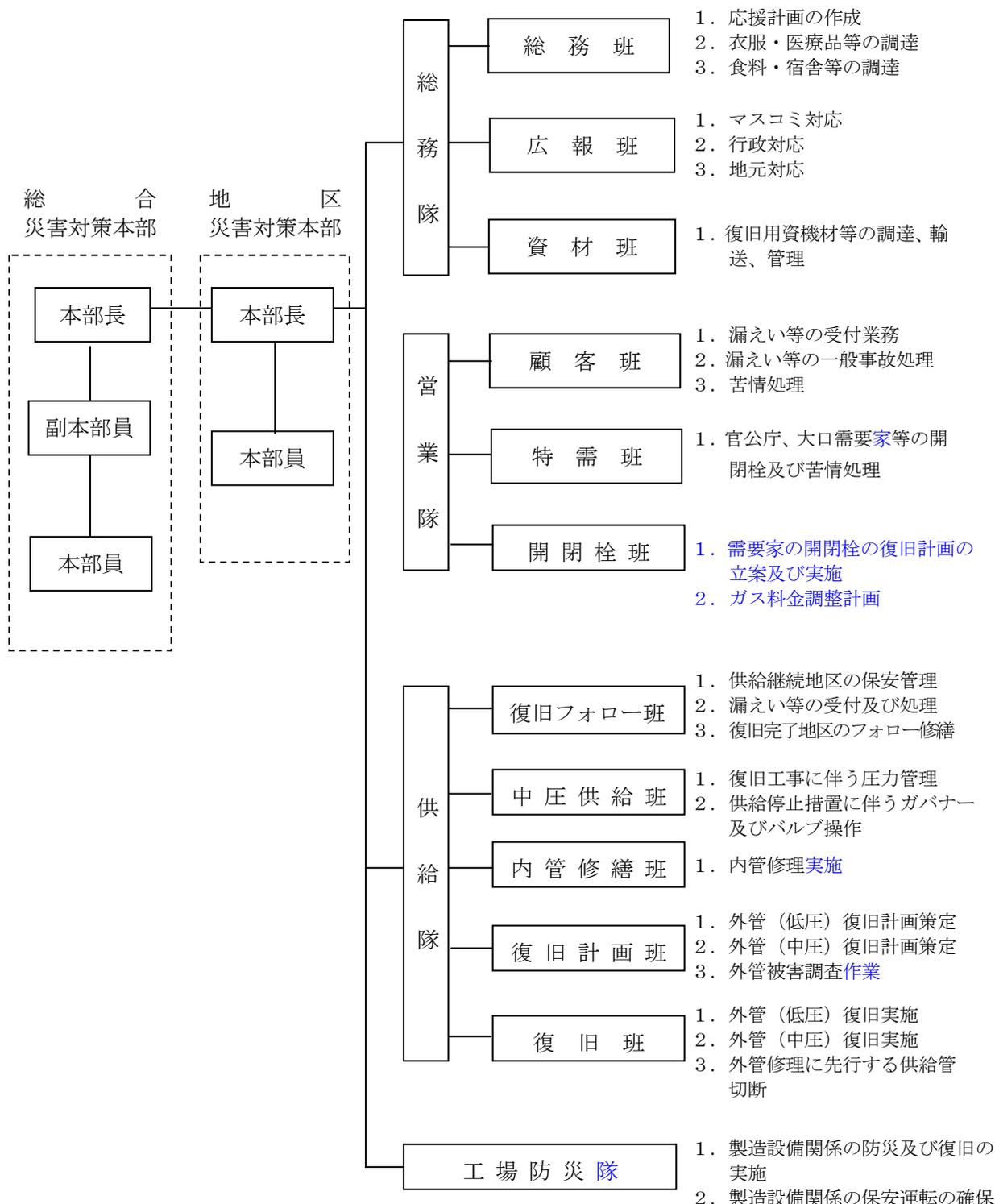
長崎地区：長崎市の一部を除く区域及び西彼杵郡時津町、長与町の一部の区域

島原地区：島原市の一部を除く区域

佐世保地区：佐世保市の一部を除く区域

3 総合非常体制組織

総合災害対策本部、地区災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる体制



4 応急対策用器材等の確保

災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時から確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

5 応急対策

(1) 動員

日常的には宿直者（当直者）を常駐させ小規模災害に対処する。大規模災害に際しては、「緊急連絡・安否確認システム」等により緊急動員を行う。

(2) 応急対策

災害によりガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお二次災害の恐れの有無の判断は可能な限り速やかに行う。

ガスの供給停止及び災害復旧後のガス供給再開に際しては、当社の広報車による周知はもとより、ラジオ・テレビ等マスコミを通じてガス需要家への広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期する。

6 応急対策上の注意点

- (1) 災害の場合は、当社において緊急巡回点検等を行い被災状況の把握に努めるが、ガス臭等異常に気づいた場合は大至急当社に通報すること。
- (2) ガスが漏えいしている場合は、火気厳禁とし、電氣的な操作も厳禁とする。
- (3) ガスの供給が停止した場合、ガスの元栓を閉止し、災害が復旧した後、当社の広報を確認してその指示に従ってガスの使用を開始すること。

九州ガス株式会社

1 施設

(1) 諫早支店

区 分	津久葉工場	幸町供給所
天然ガス製造設備 (46MJ/Nm ³)	36,400m ³ /D 3基	
ガスホルダー（有水式）	20,000m ³ 1基	5,000m ³ 1基
LNGタンク	400k l 2基	
LPGタンク	50 t 3基	

(2) 大村支店

区分	大村工場
天然ガス製造設備 (46MJ/Nm ³)	24,380m ³ /D 5基
ガスホルダー（有水式）	5,000m ³ 1基
LNGタンク	150k l 4基
LPGタンク	50 t 2基

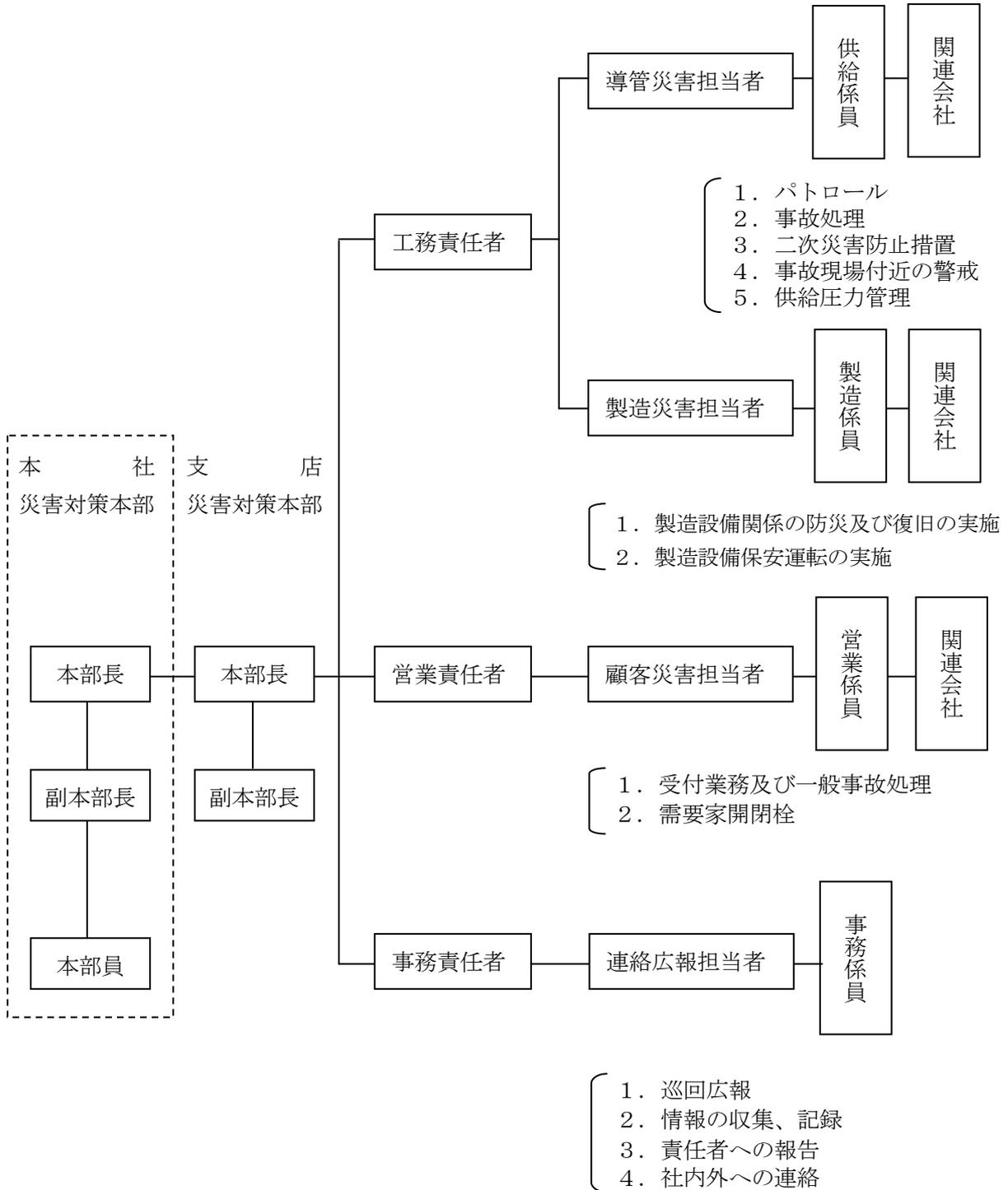
2 ガス供給区域

諫早支店：諫早市の一部の地域

大村支店：大村市の一部を除く区域

3 総合非常体制組織

本社災害対策本部、支店災害対策本部を設置し社内外の応援の下に、総合的な災害対策を効果的に実施できる体制。



4 連絡体制

日常的には宿直者を常駐させており災害発生時等、動員が必要な場合のための連絡体制を整えている。

5 災害の拡大防止、復旧措置

- (1) 災害が発生した場合は、処理要員は直ちに現場に出動し、その拡大防止及び復旧に努めるとともに、その状況を本社災害対策本部に報告する。
- (2) 災害現場においては、警察・消防機関と緊密な連携を保ち、災害の状況に応じて適切な措置をとる。
- (3) 多量のガスの漏洩が生じた場合は、酸欠、爆発事故等による被害を防止するため、付近住民を一時退避させる。この場合は必ず風上に避難させる。
- (4) 特に引火の危険性が伴うので火気を禁ずるとともに厳重に監視を行う。

6 緊急用資材及び備品の確保

緊急時に必要な工事用材料、器材及び備品を常備し、管理しておく。

7 需要家、一般市民及び報道機関等に対する広報

需要家、一般市民に対する広報は、当社の広報車による周知を行い、場合によってはラジオ、テレビ等の公共機関を通じて広報を行い、二次災害の防止に万全を期する。

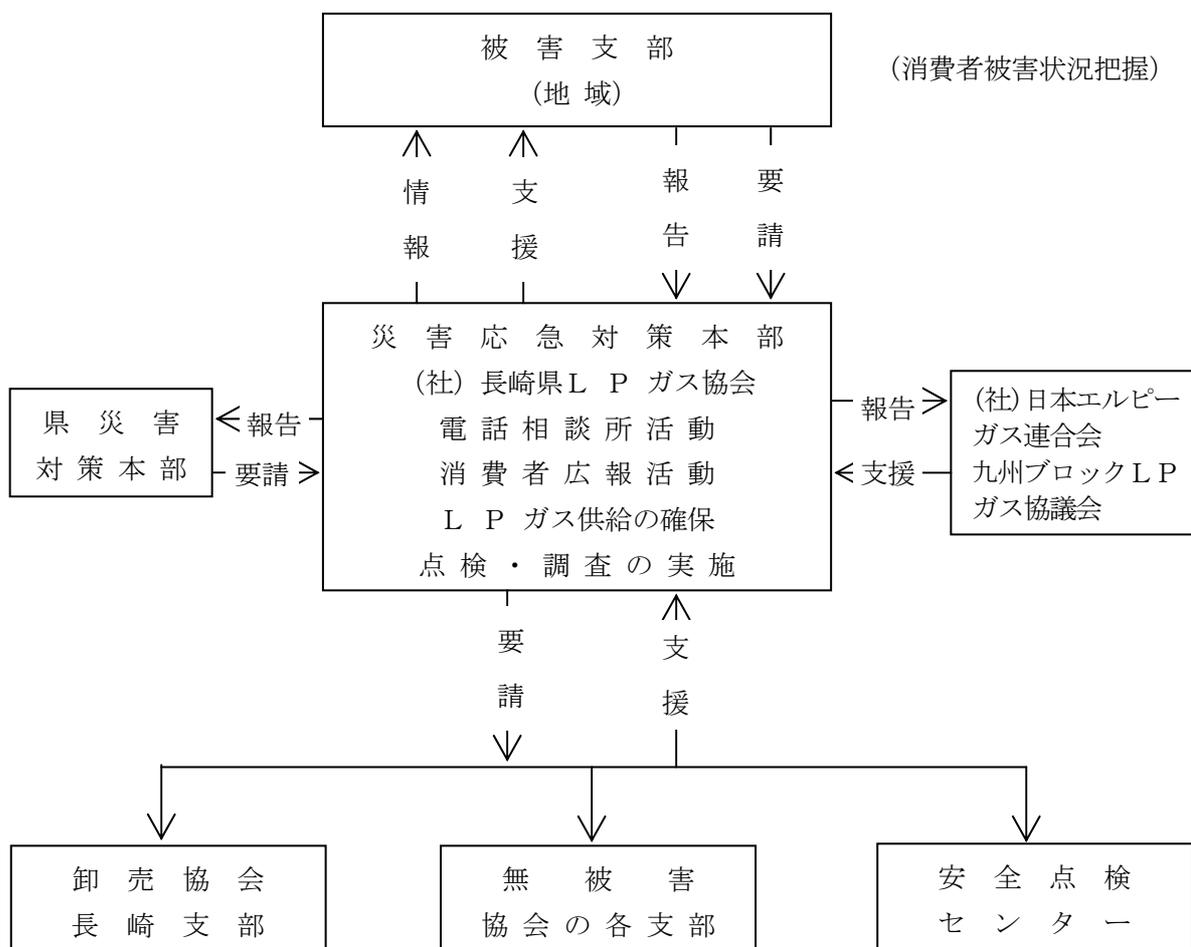
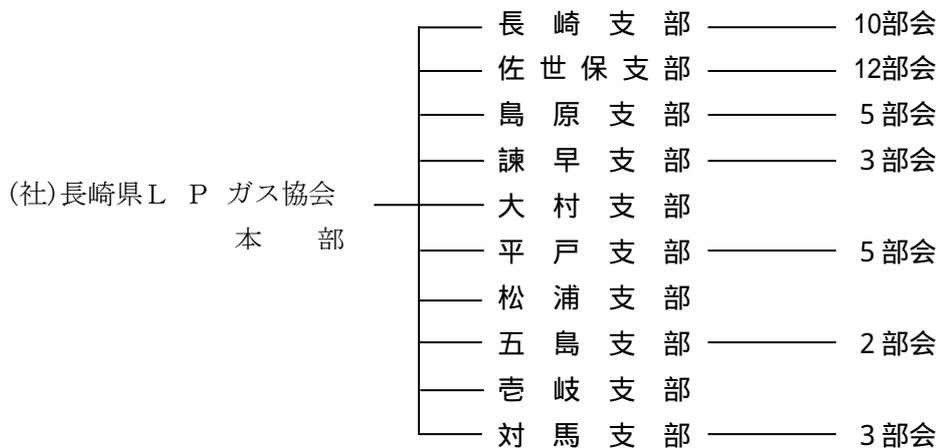
長崎県LPガス協会

災害発生に際し、被災地に対するLPガス供給並びに安全を確保するため、(社)長崎県プロパンガス協会においては、次の通り応急対策を講じるものとする。

1 災害応急対策本部の設置

- (1) (社)長崎県LPガス協会内に協会長、副会長及び協会職員で構成する「災害応急対策本部」を設置する。
- (2) 本部長は協会長、副本部長は副会長をもってあてる。

2 応急対策組織



3 応援対策

- (1) 被害状況の収集
早急に正確な被害状況を把握する。
- (2) 動員
被害状況に応じて、本部は情報に基づき、応援の要否、人員、日時等を決定する。
- (3) 復旧活動
危険箇所（崖くずれ、倒壊家屋）からLPガス容器を回収するとともに、緊急度の順位にしたがって点検、調査を実施し、2次災害の防止に万全を期する。
- (4) 広報活動
顧客に対して、LPガス設備の点検が終了するまでLPガスを使用しないように周知するとともに、テレビ、ラジオ等の公共の機関等を通じて広報の徹底を図る。
- (5) 避難所等への緊急ガス供給
必要に応じ、LPガス小型容器及びカセットボンベなどの緊急支援物資を提供する。
- (6) 容器返還回収等
使用済容器、カセットボンベ等の回収にあたる。

4 被災地域支部との連絡調整

電話回線の故障による連絡途絶に備えて、無線、携帯電話等による対応を図る。

5 安定供給の確保

LPガス運搬車両等の運行について、関係機関に協力を要請する。

第 3 節 水道施設災害応急対策計画

(水環境対策課)

1 実施機関

施設の管理者

2 応急対策要員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3 応急対策用資器材の確保

排水のための自吸式ポンプ並びに渦巻きポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最少限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4 応急措置

(1) 上水道施設

ア 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともにとくに浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町村から給水をうけるための給水車を派遣する等、飲料用の最低量の確保につとめるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。

オ 配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。

(2) 簡易水道施設

ア 水源

水源施設に汚水が浸入した場合

汚水を排除し、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄、消毒ののち給水する。

イ 送配水施設

管破損の有無を調査し、破損の箇所については、直ちに修復するものとし、水管橋等が流出した場合は、仮橋やぐら等により応急的に架設する。

(3) 専用水道施設

- ア 幹線水路が決壊した場合は、調整池の貯水を利用するとともに、幹線水路の応急通水措置を実施する。
- イ 送水管の被害により断水した場合は、応急備蓄資器材を運搬するとともに関係業者に連絡し、応急復旧にあたる。
- ウ 水管橋流失等による場合は、直ちに浄水場において送水を中止するとともに、関係工場に連絡する。
- エ 工場用水道施設の被災により工業用水の供給が不可能になった場合は、各工場ごとに井戸水による工業用水の操業を開始するようにする。

第 4 節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(NTT西日本長崎支店)

1 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、NTT西日本長崎支店が実施する。

2 応急措置

電話は、災害時における情報の収集、伝達方法として、県民はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動全てにわたり、必要不可欠のものであり、次により通信施設の速やかな復旧対策を講じるものである。

(1) 災害対策長崎本部の設置

- ① 災害対策本部組織表（別表）
- ② 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保
 - ・ 自支店をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班、復旧班）
 - ・ 機材等の確保
- ③ 県及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況収集、情報交換
- ④ 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

(2) 応急復旧

- ① 基本復旧
 - (ア) 移動電源車の確保（停電対策）
 - (イ) 故障交換機等復旧
 - (ウ) 故障回線等復旧
 - (エ) 中継伝送路の確保（迂回ルートへの切替）
 - (オ) 可搬形衛星地球局の確保
 - (カ) 通話輻輳規制

(3) 重要通信の確保（災害時優先電話）

- ・ 第 1 次 県防災機関（災害対策本部及び現地災害対策本部）（応急救護所）
国・各自治体防災関係機関
消防関係機関、警察機関、自衛隊、防災協力医療機関
その他（輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関）
- ・ 第 2 次 ガス・水道を供給する機関、金融機関、新聞、通信、報道事業者

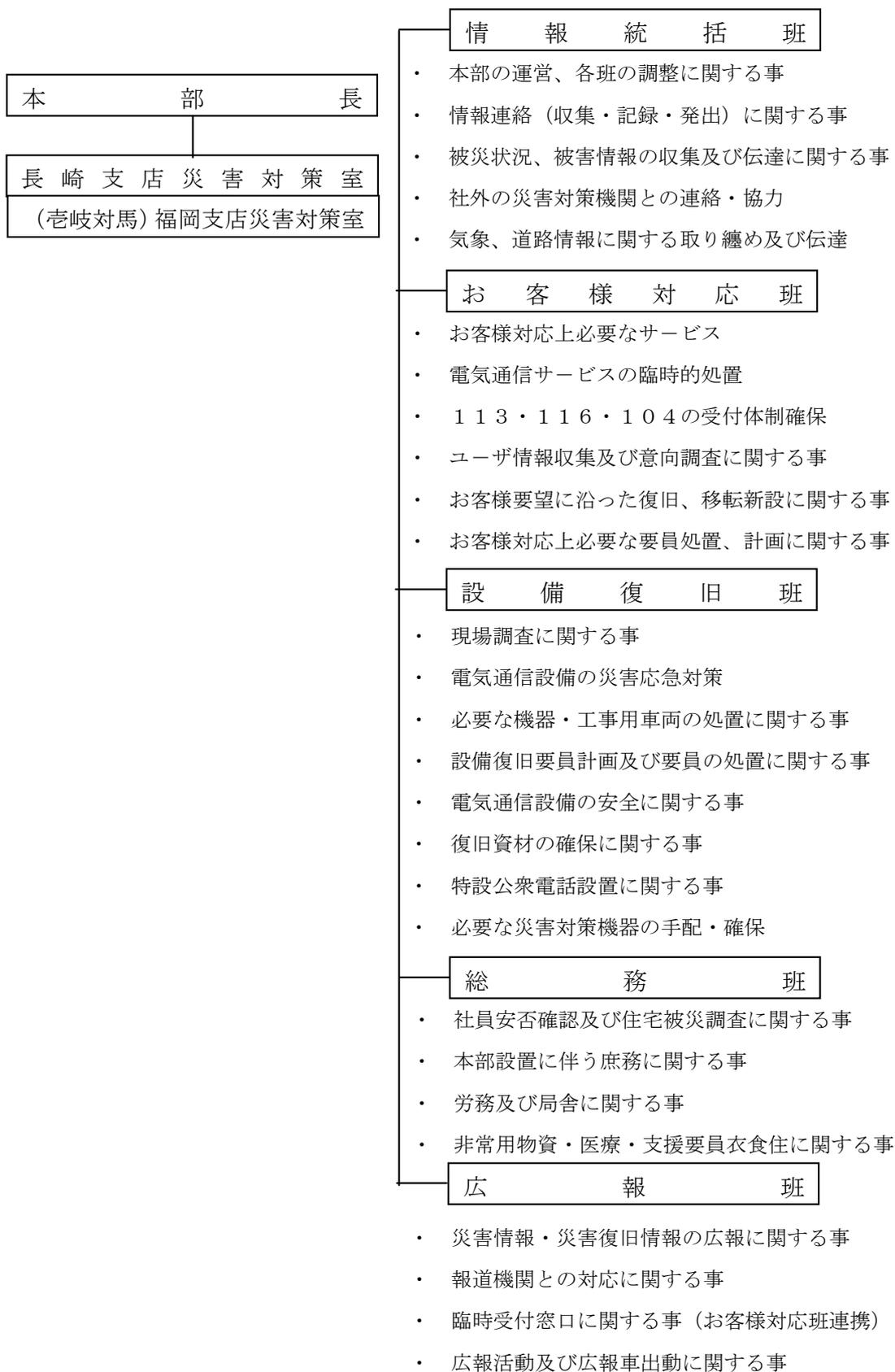
(4) 通信サービスの確立

- ① 特設公衆電話・公衆ファックスの設置
 - ・ 第 1 次 避難所
 - ・ 第 2 次 第 1 次に該当しないが、県民が避難生活を余儀なくされている場所
 - ・ 指定避難所
 - ・ 私設避難所
- ② 災害用伝言ダイヤルの提供
- ③ 避難所での電話の受付

3 住民への周知事項

市町長は、その区域間の住民が、公衆電気通信設備について異常を発見した場合、NTT西日本長崎支店（災害対策室095-816-3010、095-825-4502）に通報するよう周知徹底を図る。

(別表) 災害対策本部組織表



第 5 節 鉄道施設災害応急対策計画

(J R 九州長崎支社)

J R 九州では異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに必要な運転規制を行っている。

又一旦災害が発生した場合の早期復旧を図るため次のように対処している。

1 災害警備

気象異常の情報を受けたときは又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、関係各長は関係社員に対し、風、雨、雷、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予測される箇所は、重点警備箇所に指定し各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

なお、次の箇所には気象状況を確実に把握し的確な防災処置が出来るよう気象観測機器が配備してある。

気 象 観 測 機 器 配 備 表

機器名 職場名	雨量警報器	風速警報器	地震警報器
長崎鉄道事業部	肥前大浦・小長井・諫早・現川・大草・松原・川棚	小長井・大草・現川・松原	諫早
佐世保鉄道事業部	肥前山口・武雄温泉・有田・早岐	早岐	早岐

※ 地震時の運転規制については、40～80ガル（震度 4）徐行運転を行う。

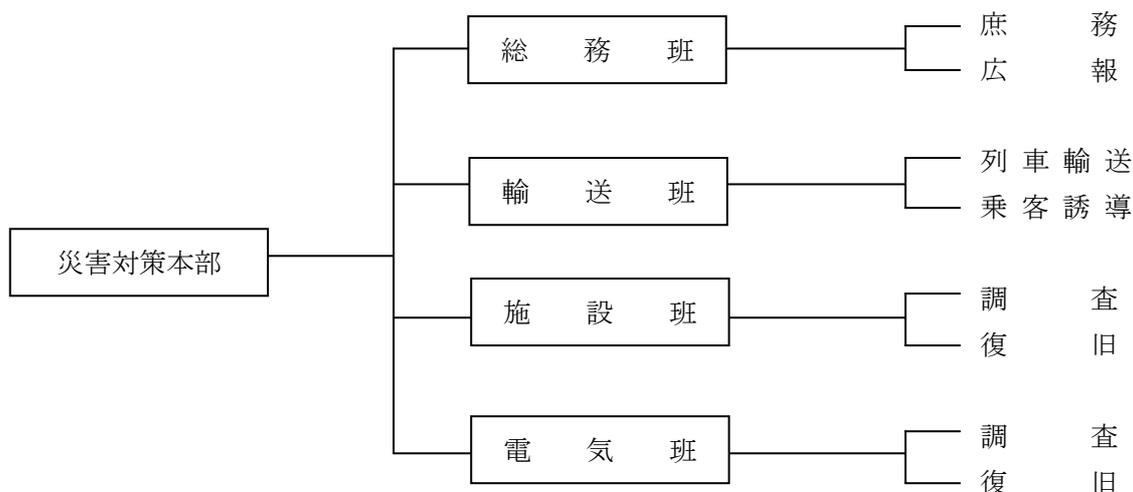
80ガル以上（震度 5 弱以上）列車の運転を中止する。

雨等についても、必要に応じて徐行又は列車の運転を中止する。

2 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じると共に列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は次のとおりである。



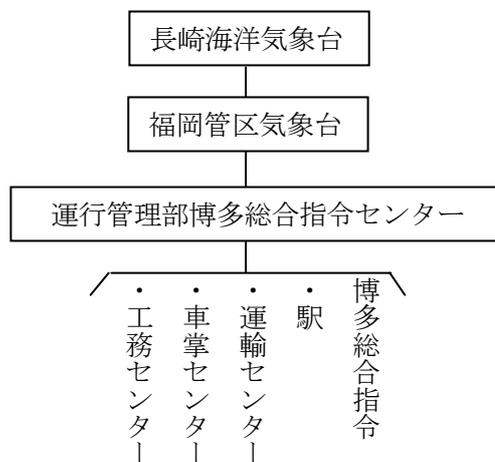
3 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて請負工事とする場合がある。

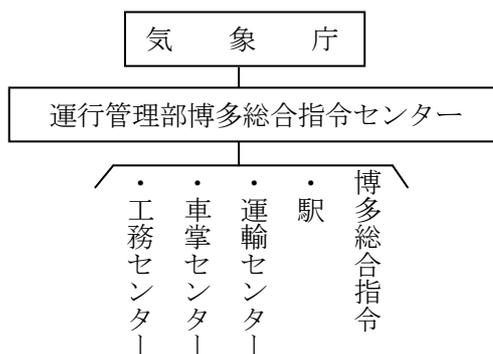
4 J R九州

J R九州関係の気象通報及び津波及び警報伝達は、別表 1、別表 2 のとおりである。

別表 1 J R九州関係鉄道気象通報伝達系統



別表 2 J R九州関係鉄道津波警報伝達系統



第 6 節 放送施設災害応急対策計画

(報道機関)

1 実施機関

施設の管理者

2 応急対策に必要な要因、資器材の確保

(1) 要員の確保

災害の状況に応じた体制を定め動員計画に基づき確保する。

なお、実施機関のみで不足する場合は、関係機関等に協力を求めて確保する。

(2) 資器材の確保

ア 電源関係設備を整備し確保する。

イ 中継回線、連絡回線等を整備し、確保する。

ウ 送受信空中線を補強し、災害時の電波確保に努める。

エ 必要な機械の緊急借上げ、又は調達については、関係業者等から確保する。

3 応急措置

(1) 放送機等の障害により、一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更するか、他の番組と切替える等の措置をとり災害関係番組の送出継続につとめる。

(2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要な機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送を継続する。

4 受信者対策

被災地では、放送を通じ情報その他を報道する必要な措置をとり人心の安定を図ることにつとめるとともに被災受信機の早期復旧を図る。

第16章 海上災害応急対策計画

(海上保安部)

海上保安部の実施する災害応急対策は次のとおりである。なお、海上保安官署及び所属巡視船艇・航空機は、別表 1 及び別表 2 のとおりである。

1 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。

ウ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。

エ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。

オ 巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。

カ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難勧告、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

(1) 災害対策本部及び防災関係機関との連携いを緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。

(2) 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。

(3) 民間からの災害情報は災害対策本部、市町村長その他関係機関に連絡する。

3 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

(1) 気象業務法による警報（地方海上警報、津波警報）

ア 航行警報の放送

イ 巡視船艇により巡回通報

ウ 災害伝達網により通報

(2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等

ア 航行警報の放送

イ 水路通報により周知

- 4 船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難勧告又は、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難せしめる。

5 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

- (1) 海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。
- (2) 一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6 船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

7 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあつては、除去の勧告を行う。
- (2) 水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。
- (3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識が破損又は流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

- (1) 海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、油の拡散防止、火災の発生防止、避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。
- (2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは、禁止を行う。

- (3) 特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

10 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

- (1) 県知事、市町村長から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。
- (2) 防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する応急措置（第59条）居住者等の立退の指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

別表 1 海上保安官署一覧表

部署名	所在地	電話
第七管区海上保安本部	北九州市門司区西海岸 1 の 3 番の 10	093-321-2931 ~ 2936 093-321-0556
長崎海上保安部	長崎市松ヶ枝町 7 番 29 号	095-827-5133 ~ 5136 095-822-4999
五島海上保安署	五島市東浜町 2 丁目 1 番 1 号	0959-72-3999
佐世保海上保安部	佐世保市干尽町 4 番 1 号	0956-31-6003 0956-33-4999
平戸海上保安署	平戸市岩ノ上町 1529-2	0950-22-4999
対馬海上保安部	対馬市厳原町厳原東里 341-42	0920-52-0640 0920-52-0118 0920-52-4999
比田勝海上保安署	対馬市上対馬町比田勝	0920-86-2113 0920-86-4999
壱岐海上保安署	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	0920-47-0508
福岡航空基地	福岡市博多区上半道橋 (空港内)	092-441-8315

別表 2 所属巡視船及び航空機一覧表

所属部署	巡視船艇・航空機			
長崎海上保安部	大型巡視船	1 隻	小型巡視船	1 隻
			小型巡視艇	3 隻
五島海上保安署	中型巡視船	1 隻	小型巡視艇	1 隻
佐世保海上保安部	中型巡視船	2 隻	小型巡視艇	4 隻
			放射能調査艇	1 隻
平戸海上保安署	小型巡視艇	1 隻		
対馬海上保安部			大型巡視艇	4 隻
比田勝海上保安署			大型巡視艇	2 隻
唐津海上保安部	中型巡視船	1 隻	小型巡視艇	1 隻
	小型巡視船	1 隻	灯台見回り船	1 隻
壱岐海上保安署			大型巡視艇	1 隻
福岡航空基地	中型飛行機	2 機	中型回転翼航空機	2 機

第17章 救急医療対策計画

(医療政策課)

1 計画の目的

この計画は、本県の市町の地域に集団的に、多数の死傷者が発生した場合における救急医療応急対策が、迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

この対策は、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、市町等の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策をいう。

3 計画の推進

(1) 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

- ① 県
- ② 警察
- ③ 市町
- ④ 消防機関
- ⑤ 県医師会
- ⑥ 郡市医師会
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 日本赤十字社長崎県支部
- ⑨ 自衛隊
- ⑩ 長崎DMAT
- ⑪ その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

- ① 救急医療体制の整備
- ② 通報・連絡
- ③ 医薬品、資機材の確保及び輸送
- ④ 死傷者の輸送及び収容
- ⑤ 医療関係者の出動
- ⑥ 関係機関等の連携・調整
- ⑦ その他

(資料編10 救急医療体制)

第18章 農林水産物災害応急対策計画

第 1 節 稲

(農産園芸課)

1 水害技術対策

(1) 水害発生前の対策

- ア 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
- イ 田植終了後も残り苗は当分の間、通常の管理を行い災害に備える。
- ウ 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を確保しておく。

(2) 冠水期の対策

ア 本田期の対策

(ア) 改植しない場合

- ① 冠水したほ場は早期排水に努める。
但し、排水方法としては、晴天高温が続くときに古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ流し込む。
- ② 流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。
- ③ 冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。
- ④ 耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。
- ⑤ 稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。
- ⑥ 除草剤については、稲の回復を待って散布する。
- ⑦ 黄化萎縮病の常発地では薬剤防除を行う。
- ⑧ 葉いもち病や白葉枯病が激発することが多いので、速やかに薬剤防除を行う。

(イ) 再育苗する場合

- ① 出穂安全限界期(9月10日頃)内になることが必要であるので、次の稚苗移植時期(諫早平坦)を基準として、およそ15~18日前までに、播種する。

播種にあたっては、水稻生育シミュレーションを利用して、遅植限界日の目安を把握する。

諫早平坦地における遅植限界日

品 種 名	遅植限界日 (出穂期が 9 月 10 日 頃)
あ さ ひ の 夢	7 月 3 1 日
ヒ ノ ヒ カ リ	7 月 2 2 日
に こ ま る	7 月 1 3 日

注) 水稻生育シミュレーションにより平年値で予測

- ② 品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に収穫させるため、早、中生品種を入手する。
- ③ 育苗箱数は（苗床面積は）2割程度増す。
- ④ 育苗日数は、箱育苗で15～20日を目標とする。

2 干害技術対策

(1) 用水対策

- ア ため池や用水等の水利施設を整備する。
- イ 常に貯水量を把握し、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。
- ウ 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって確保する。
- エ 常習干ばつ地域では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早・中生品種栽培の導入等により計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。
- オ 河川地域等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。
- カ ポンプの所有台数及び設置場所等を点検しておく。

(2) 移植が遅延した場合

- ア 実用的限界育苗日数は、箱育苗（1箱180以上播）で播種後35日（苗令3.5葉）程度である。
- イ 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。
- ウ 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。
- エ 箱育苗は、灌水量を少なくする。
- オ 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。
- カ 植付けが可能になった時点で苗に追肥（弁当肥）をする。
- キ 箱施薬は、植付けの目途が確実にってから施用する。但し、徒長軟弱の場合はとりやめる。
- ク 老化苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。
- ケ 除草剤の使用にあたっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。
- コ 施肥量は基準量とする。

(3) 植え付けた水田の用水不足の場合

- ア 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。
- イ 初中期除草剤の使用は中止し、後期除草に努める。
- ウ 畦畔の漏水防止を徹底する。
- エ 畦畔附近に青草を切って敷く。
- オ 亀裂が生じた場合は、田面を浅くけずって亀裂を埋める。なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。
- カ いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。
- キ 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には努めて灌水する。
- ク 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。

3 冷害技術対策

- (1) 早生品種を早植えする。
- (2) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。
- (3) 水管理
 - ア 冷水灌漑田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌漑法をとるよう指導する。

中間止水灌漑等も水温上昇に有効であるが、灌漑水の供給量等を考慮して押水灌漑等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。

(注) 押水灌漑は掛流し灌漑との中間的な方法であり、水尻（排水口）をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ用水路から連続的に補給される灌漑法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。
 - イ 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。
 - ウ 山間地においては、水稻の幼穂形成期（出穂前10～15日）にかけて著しい気温の低下（最低気温で16℃以下）をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、できるだけ深水（15cm位）にして幼穂を低温から保護する。
- (4) 漏水及び湧水防止

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口のまわりに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、冷水が湧出する水田は、溝をつくって冷水を捨てる。
- (5) 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

除草剤の使用は晴天の日を選んで行い、早目に切りあげる。
- (6) 施肥
 - ア 堆肥等の施用は早目に行い、肥効が遅く現れないようにする。
 - イ 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増肥する。
- (7) 病虫害防除

いもち病：低温寡照が続く場合は葉いもちの多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。

4 風害（大雨）技術対策

- (1) 台風の接近中は、早目に深水にして倒伏及び損傷防止、フェーンによる被害防止に努める。

また通過後も水田が乾かないように十分注意する。
- (2) 排水路を整備し、冠水を防止する。
- (3) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。
- (4) 倒伏した場合は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。
- (5) 風水害後は、穂いもちが多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。

- (6) 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。なお、早急に整備ができない場合は、仮設水路を設ける等して、堪水できるように対策を講じる。
- (7) 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。
- (8) 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風により塩分が付着したときは、清水で洗い流す。

第 2 節 麦

(農産園芸課)

1 播種期の長雨（播遅れ）技術対策

- (1) 播種量を増加する。
- (2) 小麦にはシロトビムシの被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。
- (3) 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。
- (4) 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。
- (5) 踏圧は、第 3 葉展開後に実施する。

2 生育後期の長雨技術対策

- (1) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらえを行う。
- (2) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備する。

第 3 節 かんしょ

(農産園芸課)

1 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪による低温により腐敗することがあるが、とくに屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマに、冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10℃以下に低下するような場合は、更にワラ囲い等を行い保温に努める。

育苗期の低温により、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温により、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15℃以上で挿苗する。

第4節 ばれいしょ

(農産園芸課)

1 風害技術対策

- (1) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。
- (2) 茎葉の損傷により疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

2 水害技術対策

- (1) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。
- (2) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ（いもの腐敗）を防止する。
- (3) 降雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

3 干害技術対策

- (1) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。
- (2) 干ばつ期の早期の中耕・培土は、土壌表面を乾燥させやすいので注意する。
- (3) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が発生しやすいので防除を徹底する。

4 寒害技術対策

- (1) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、マルチ作業もやや遅めに行う。
- (2) 霜害を受けた場合、腋芽から新葉が再生するのを待って葉面散布を行う。

第5節 園芸作物

(農産園芸課)

1 風害技術対策

- (1) 果樹
 - ア 防風（破風）垣（網）を整備する。
 - イ 果樹棚の補強及び枝の結束を行う。
 - ウ ハウス栽培では、施設の補強及びビニールを十分おさえ耐風性を強める。また、強風が吹くときは、吸気口を閉め換気扇をまわす。しかし、停電や尚一層の強風でハウス本体が破損する恐れのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。
 - エ 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
 - オ 倒伏した樹は引き起こし、支柱を立てて固定する。

- カ 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口を削りとり、傷口癒合剤を塗布する。
- キ 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。
- ク 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。
- ケ 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に石灰乳や水性ペイントを塗布する。
- コ 強風下での作業には、危険がともなうので十分注意する。

(2) 野菜・花き

- ア 하우스、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、ネット、ひも等でビニールの破損防止に努める。
- イ 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらを行う。
- ウ 地上をはうつる性のものは、つる先が傷まないよう魚網やワラ等で所々をおさえ、土でとめる。
- エ 支柱栽培のものは支柱の補強、結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。
- オ 風のあとは特に病害の発生に注意し、薬剤散布を行う。
- カ 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。
- キ 移植可能な野菜花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

2 水害技術対策

(1) 果樹

- ア テラスや排水溝を設ける等して流去水を分散し、土壌流亡を少なくするとともに、畦畔等の崩壊防止に努める。
- イ 集排水溝の土砂さらえをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には客土を行う。
- ウ 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。
- エ 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。
- オ 하우스栽培では、周囲の溝を十分整備し、雨水を排除する。
- カ 病害発生予防のため薬剤散布を行う。

(2) 野菜・花き

- ア は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分行う。
- イ 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。
- ウ ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- エ 雨後晴れ間をみて病害の発生を防止するために薬剤を散布する。
- オ 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

3 干害技術対策

(1) 果 樹

- ア 流水、湧水、貯水等の確保に努める。
- イ 敷わら、敷草を行い土壌水分の蒸散防止に努める。
- ウ 極力灌水を行う。特に幼木には、こまめな灌水を行う。
- エ 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて果実を摘果して負担を軽くし、樹勢の回復に努める。
- オ ダニの発生増加に注意し、適期防除に努める。
- カ 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。

(2) 野菜・花き

- ア 敷草、敷わらを行い、極力かん水に努める。
- イ 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- ウ 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水にうすめて夕方に施す。
- エ 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しい時に行う。

4 寒害（霜害）技術対策

(1) 果 樹

- ア 晩生かんきつ類は、異常低温襲来前に収穫する。
- イ 防風垣（網）を整備する。
- ウ 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を 1 m 程度刈り上げ風の流れをよくする。
- エ 積雪による枝折、裂傷を防止するため枝を縄で結束する。
また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側に寄せて結束しておく。
- オ 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- カ ハウスに積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げて、暖房熱で屋根の雪を溶かす。
又、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。
- キ 霜害を受けた場合、なしでは残花の着果率を高めるため人工受粉を徹底する。
ぶどうでは、主芽が被害を受けた場合、副芽を利用する。

(2) 野菜・花き

- ア ビニール被覆、マルチング、べたがけ資材等により地温の上昇を図る。
- イ 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。
- ウ 早まき、早植えを極力避ける。健苗の育成に努める。
- エ 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損ヶ所の補修を行う。
- オ 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。又、速やかな除雪を行う。
- カ 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病害虫の防除を徹底する。

第 6 節 茶

(農産園芸課)

1 風水害技術対策

- (1) 防風垣、防風ネット等による防風対策を実施する。
- (2) 茶園周囲に排水溝を掘り、他からの表面水の流入を防ぐ。
- (3) 根が露出した場合は、直ちに覆土する。
- (4) 茶樹に塩の付着が認められれば直ちに水で洗い流す。

2 干害技術対策

- (1) 敷草などを行い、地表からの水分蒸散を防ぎ、適宜かん水を行う。
- (2) 根を切る強い土壌管理作業は避ける。

3 寒干風害技術対策

- (1) 機械油乳剤を散布する。季節風の強い所では、茶株面の直接被覆を組み合わせる。
- (2) 防風ネットなどを整備する。幼木園ではソルゴーなどの防風作物を間作しておく。
- (3) 被害が軽微の場合は、そのままにしておく。被害が中程度で青枯、赤枯の茎葉が 1 番葉に混入するようであれば、春整枝時期に摘採面を揃える程度に軽くせん除しておく。
被害が甚だしく、枝枯、落葉している場合は健全部位までせん枝するか、深刈り、中切りなどの更新を行う。

4 凍霜害技術対策

- (1) 間接被覆、防霜ファンの活用を図る。
- (2) 防霜ファンの未設置園で直接被覆を行っている茶園は、被害を助長する場合がありますので芽の生育程度によっては事前に撤去する。
- (3) 二葉期未満で被害を受けた場合は、放任する。
二葉期以上で被害を受けた場合は、被害部をせん除する。
部分的に被害を受けた場合は、無被害（軽被害）部の摘採を行った後に整枝する。
- (4) 芽出し肥を施用していない茶園と、摘採が大幅に遅れる茶園は、速効性窒素肥料で芽出し肥または追肥相当量を直ちに施す。
- (5) カンザワハダニ、赤焼病の被害が増大するので、発生を認めたら初期防除を徹底する。

第 7 節 畜産

(畜産課：農産園芸課)

1 風水害技術対策

(1) 家畜飼養管理対策

- ア 強風、突風により、畜舎等の倒壊、損傷が懸念されるので、屋根等の補強を実施するとともに、畜舎等周辺を十分に点検し、雨水の流入、浸水等がないように、防水シートによる応急被覆や排水溝の清掃と設置を行う。
- イ 浸水、雨漏り等から畜舎内は、高温多湿、不衛生となるので、通過後は速やかに畜舎及びその周辺の排水を図り、湿った敷料の搬出、空気の入替え、排せつ物の搬出等により、乾燥化を図る。また運動場の排水と乾土化に努める。
- ウ 畜舎内外の清掃、消毒を実施し、細菌、ウイルス並びにその媒介物となる害虫、吸血昆虫を駆除するとともに、家畜保健衛生所等との連絡により伝染病の予防並びに消化器病、外傷等異常家畜の早期発見と観察に努める。
- エ 酪農経営については、特に衛生的な牛舎環境と搾乳器具の取扱いを行い、搾乳後の生乳の冷却に努める。また、停電に備え発電機を確保しておく。
- オ 変敗又はカビが発生した飼料は給与しない。特に赤カビ病に罹病した麦類の給与しない。

(2) 飼料対策

- ア 保管中の飼料については、床面の侵水に対する排水の促進と床面の乾燥化を図る。また飼料庫の換気に努め飼料の湿害、虫害、変敗、カビ発生を防止を図る。
- イ 飼料畑については、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し、倒状しやすいので、十分にほ場周囲の水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。
倒状又は湿害により再生の見込みがないものは、早期に刈り取り給与するか又はサイレージ、乾草等の貯蔵飼料として利用する。また流失冠水等により発芽不良が予測される場合には、再播用種子の確保に努める。

2 干害（暑熱）技術対策

(1) 家畜飼養管理対策

- ア 畜舎を開放し、通風、換気に努める。
- イ 放射熱を避けるため、天井及び軒先に断熱材を設置するなどの工夫をする。
- ウ 畜体等への散水・散霧により家畜の体感温度の低下を図る。
- エ 密飼いを避ける。
- オ 家畜への直射日光を避ける。
- カ 嗜向性、養分含量の高い飼料及び新鮮な水を十分与える。

(2) 飼料対策

- ア 干害で正常な生育が期待できない場合は、早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵し利用する。

- イ 土壌の保水力を高めるためできるだけ堆肥を施用するよう努めるとともに、播種後の乾燥を防止するため鎮圧を十分に行い、初期生育を促す。
- ウ 干ばつ時の追肥は生育障害をおこしやすいので、避けたが良いが、施用が必要な場合は尿等は薄めて灌水がわりに行う。
- エ 干害に強い草種（ソルゴー、ローズグラス等）を選択して播種する。
- オ 水源の確保、貯水槽の準備、水の運搬手段等を検討しておく。

3 寒害（冬期）技術対策

(1) 家畜飼養管理対策

- ア 給水施設については、凍結を防止する。
- イ 畜舎のすきま風を防ぎ保温に努める。
- ウ 畜舎の換気、採光に努める。

(2) 飼料対策

- ア 寒害時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
- イ 発芽が悪い時は、早めに追播又は播直しを行う。
- ウ 生育が悪い時は、暖かくなってから生育状況に応じて、追肥を行う。
- エ 寒害に強い草種（イタリアンライグラス等）を選択する。
- オ 粗飼料の不足に備えて稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

第 8 節 林木等

(林政課)

1 苗畑

(1) 苗畑の干害対策

- ア 灌水を行う。灌水をはじめたら毎日続ける。
- イ 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸発を防止する。
- ウ 苗間にわらなどを敷く。
- エ は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取りはずし、夜露をあてる。
- オ 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は実施する場合は表面を軽くけずる程度にとどめる。
- カ 地温が30℃を越えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか、土壌消毒をする。
- キ 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しい時に行う。

- (2) 噴火に伴う降灰対策としては、降り積った火山灰土層は透水性が悪く、苗木に障害を与えるので、頻繁に中耕する。

2 造林木

- (1) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。
- (2) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策としては
 - ア 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
 - イ II 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
 - ウ 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。元玉より柱材 1 本の利用が不可能な材分については、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

3 しいたけ

- (1) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。
- (2) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。
- (3) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

第 9 節 藻類養殖

(漁政課：水産振興課)

1 風害技術対策

- (1) 種付け時期における対策
 - 種付け時期に暴風により、網ヒビ、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害をうけた場合は次の応急技術指導を実施する。
 - ア 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。
 - イ 網ヒビ等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、予備網ヒビに張り替え、種網の取り替えを行わせる。
- (2) 養殖期間における対策

12月中までの被害であれば 1. の (1) と同様な技術指導を実施する。
- (3) 被害発生時の対策

被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第10節 貝類養殖（真珠養殖を含む）

（漁政課：水産振興課）

1 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴ落下等の被害については、

- (1) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定にあたり風浪の影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。
- (2) 最悪の事態が予想される場合は安全な海域に一時避難させる。
- (3) 被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

2 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

- (1) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定にあたり、充分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。
- (2) 被害が予想される場合は、
 - ア 深吊りを行わせる。
 - イ 安全な海域へ避難させる。
- (3) 被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

3 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、

- (1) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。
- (2) 安全な海域に一時避難させる。
- (3) 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

第11節 魚類養殖

（漁政課：水産振興課）

1 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

- (1) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定にあたり、その影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。

- (2) 被害発生事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。
- (3) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

2 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

- (1) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定にあたり、充分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。
- (2) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。
- (3) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金あっせん等を行う。

第19章 公共土木施設災害応急対策計画

建設企画課：道路維持課：港湾課：砂防課：河川課
：農村整備課：漁港漁場課：九州地方整備局

1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

- (1) 国土交通省
- (2) 県
- (3) 市町

2 応急工事施工の体制

(1) 要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時においては、土木建設関連協会等と締結した大規模災害支援協定を活用するなど、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時においては、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

実施機関は、工事中特殊車両や復旧資材等を確保し、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

(資料編に大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等を掲載)

(2) 関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条、第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請や、九州地方整備局との災害時の応援に関する協定に基づく応援要請等を行い、他の機関より応援を求める。

3 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

仮締切工事施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- (ア) 在来法線位置締切
- (イ) 堤外月輪型締切
- (ウ) 堤内月輪型締切
- (エ) 河口締切
- (オ) 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法はおおむね次のとおりである。

- (ア) 土俵工法
- (イ) 杭打工法
- (ウ) 捨石（捨ブロック工法）
- (エ) 枠類工法
- (オ) 沈床工法
- (カ) 沈船工法
- (キ) サンドポンプ船工法

(2) 道 路

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

- (ア) 排土作業又は盛土作業
- (イ) 仮舗装作業
- (ウ) 障害物の除去
- (エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

(3) 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

(4) 港湾、漁港

ア 背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事をを行い、破壊拡大を防止する。

第20章 空港災害対策計画

(港湾課：長崎空港事務所)

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態の発生に際し、消火及び捜索救難活動を迅速かつ的確に実施する。

また、滑走路、エプロンその他空港施設が災害を受けた場合、又は空港内で重大な事故が発生した場合は航空施設の早期復旧に努力し、航空交通の早期再開を図る。

この災害が原因して、空港周辺の人畜物件に被害を及ぼす恐れのあるときは、直ちに応急復旧を実施する。

1 長崎空港

(1) 合同対策本部の設置

長崎空港及びその周辺における航空機災害等による災害復旧の応急対策を実施するにあたっては、関係機関の協力により、長崎空港事務所に合同対策本部を設置し、迅速かつ適切な事故処理の実施を確保する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「長崎空港緊急時対応計画」に基づき処理する。

(3) 関係機関の業務分担

関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づき、次の機関で構成する。

ア 長崎空港事務所	事故処理の総括的業務
イ 佐世保海上保安部	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
ウ 福岡入国管理局長崎出張所	C I Q業務に関する業務
エ 長崎税関長崎空港出張所	〃
オ 福岡検疫所長崎検疫所支所	〃
カ 動物検疫所門司支所長崎空港出張所	〃
キ 門司植物防疫所福岡支所長崎出張所	〃
ク 福岡航空測候所長崎空港出張所	災害発生時の気象観測及び気象予報
ケ 陸上自衛隊第16普通科連隊	災害派遣に関する業務
コ 陸上自衛隊第7高射特科群	〃
サ 海上自衛隊第22航空群	〃
シ 長崎県(危機管理課)	地域防災計画に関する業務
ス 大村市	〃
セ 長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
ソ 大村警察署	〃
タ 県央地域広域市町村圏組合消防本部	消火救難に関する業務
チ 大村消防署	〃
ツ (社)長崎県医師会	医療救護班応援要請の調整
テ (社)大村市医師会	負傷者収容並びに手当に関する業務

ト	(社)諫早医師会	〃
ナ	(社)東彼杵郡医師会	〃
ニ	(社)西彼杵医師会	〃
ヌ	日本赤十字社長崎県支部	〃
ネ	(独)国立病院機構長崎医療センター	負傷者収容並びに手当に関する業務
ノ	(公社)地域医療振興協会市立大村市民病院	〃
ハ	日本航空(株)	事故処理に必要な業務
ヒ	全日本空輸(株)	〃
フ	オリエンタルエアブリッジ(株)	〃
ヘ	スカイネットアジア航空(株)	〃
ホ	スカイマーク(株)	〃
マ	中国東方航空公司	〃
ミ	(株)大韓航空	〃
ム	エス・ジー・シー佐賀航空(株)	〃
メ	長崎空港ビルディング(株)	〃
モ	長崎国際航空貨物ターミナル(株)	〃
ヤ	長崎空港給油施設(株)	〃
ユ	国際航空給油(株)	〃
ヨ	(財)空港環境整備協会	〃
ラ	西日本電信電話(株)	〃
リ	大村市漁業協同組合	海上における捜索救難業務
ル	安田産業汽船(株)	〃

2 福江空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営福江空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、五島地方局及び福江空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	国土交通省大阪航空局 福江空港・航空路監視レーダー事務所	事故処理に必要な業務
イ	福岡航空測候所福江空港出張所	〃
ウ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ	五島警察署	〃
オ	長崎県五島保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
カ	長崎県離島医療圏組合五島中央病院	〃

キ	五島医師会	〃
ク	五島市	事故処理に必要な業務
ケ	五島市消防本部	消火救難に関する業務
コ	航空会社	事故処理に必要な業務
サ	福江空港ターミナルビル株式会社	〃
シ	長崎海上保安部（五島海上保安署）	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
ス	航空自衛隊西部航空方面隊司令部	航空機による捜索、救出支援に関する業務
セ	九州電力株式会社	事故処理に必要な業務
ソ	電気設備会社	事故処理に必要な業務
タ	西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の措置

3 壱岐空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営壱岐空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、壱岐振興局及び壱岐空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記（2）の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	大阪航空局福岡空港事務所福岡援助局（F S C）	事故処理に必要な業務
イ	福岡航空測候所	〃
ウ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ	壱岐警察署	〃
オ	壱岐市	事故処理に必要な業務
カ	長崎県壱岐保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
キ	壱岐医師会	〃
ク	壱岐市民病院	〃
ケ	壱岐市消防本部	消防救難に必要な業務
コ	唐津海上保安部（壱岐海上保安署）	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
サ	壱岐空港ターミナルビル(株)	事故処理に必要な業務
シ	航空会社	〃
ス	海上自衛隊壱岐警備所	航空機による捜索、救出支援に関する業務
セ	九州電力株式会社	事故処理に必要な業務
ソ	電気設備会社	〃
タ	西日本電信電話株式会社福岡支店	電話回線の設置

4 対馬空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営対馬空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、対馬振興局及び対馬空港管理事務所にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	大阪航空局対馬空港出張所	事故処理に必要な業務
イ	福岡航空測候所対馬空港出張所	〃
ウ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ	対馬南、対馬北警察署	警備並びに事故処理に必要な業務
オ	対馬海上保安部	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
カ	陸上自衛隊対馬警備隊	捜索、救出支援に関する業務
キ	海上自衛隊対馬防備隊	〃
ク	航空自衛隊西部航空方面隊司令部	航空機による捜索、救出支援に関する業務
ケ	対馬保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
コ	長崎県対馬いづはら病院	〃
サ	長崎県中対馬病院	〃
シ	長崎県上対馬病院	〃
ス	対馬歯科医師会	〃
セ	対馬医師会	〃
ソ	対馬市消防本部	消火救難に必要な業務
タ	対馬市	事故処理に必要な業務
チ	対馬消防連絡協議会	消火救難に必要な業務
ツ	対馬空港ターミナルビル(株)	事故処理に必要な業務
テ	航空会社	〃
ト	九州電力株式会社	〃
ナ	電気設備会社	〃
ニ	西日本電信電話株式会社福岡支店	電話回線の措置

5 上五島空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営上五島空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、新上五島町役場及び上五島空港管理事務所にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	長崎県五島振興局(上五島支所)	事故処理に必要な業務
イ	大阪航空局長崎空港事務所	〃
ウ	福岡航空測候所長崎空港出張所	〃
エ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
オ	長崎海上保安部	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
カ	佐世保海上保安部	〃
キ	新上五島町消防本部	消火救難に必要な業務
ク	新上五島町	事故処理に必要な業務
ケ	上五島保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
コ	長崎県有川病院	〃
サ	福江南松医師会	負傷者の収容並びに手当に関する業務
シ	海上自衛隊第22航空群	捜索・救出支援に関する業務
ス	陸上自衛隊第16普通科連隊	〃
セ	九州電力株式会社	事故処理に必要な業務
ソ	電気設備会社	〃
タ	西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の設置

6 小値賀空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営小値賀空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため小値賀町役場及び小値賀空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	長崎県県北振興局	事故処理に必要な業務
イ	大阪航空局長崎空港事務所	〃
ウ	福岡航空測候所長崎空港出張所	〃
エ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
オ	新上五島警察署	〃
カ	佐世保海上保安部	捜索救難並びに事故処理に必要な業務
キ	佐世保市消防局	消火救難に必要な業務
ク	小値賀町消防団	〃

ケ	佐世保市	事故処理に必要な業務
コ	上五島保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
サ	小値賀町国民健康保険診療所	〃
シ	陸上自衛隊第16普通科連隊	捜索、救出支援に関する業務
ス	西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の設置
セ	海上自衛隊佐世保地方隊	捜索救難並びに事故処理に必要な業務
ソ	九州電力株式会社	事故処理に必要な業務
タ	電気設備会社	事故処理に必要な業務
チ	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	負傷者の収容並びに手当に関する業務

第21章 漂流油による沿岸汚染対策計画

〔 危機管理課：環境政策課：廃棄物対策課：漁政課
：資源管理課：県警察本部：海上保安部 〕

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市町が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおりとし、各機関の通報連絡等は別紙1のとおり定める。

1 海上保安部の措置すべき事項

長崎県の行政区域内に担任水域を有する対馬、唐津、佐世保、長崎、三池の各保安部は自己の担任水域において、次の事項を実施する。

- (1) 海洋汚染の監視取締り
- (2) 関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導
- (4) 遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導
- (5) 遭難船の移動、船固め等の指導
- (6) 船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導
- (7) 油の拡散防止、回収、処理作業の指導
- (8) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着剤による油の処理
- (9) 海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

2 県警察の措置事項

- (1) 情報の収集（状況把握）
- (2) 沿岸部における救出（救助）・捜索活動
- (3) 関係機関との連絡（連携）
- (4) 避難誘導等の措置（緊急措置）
必要により、立入禁止区域の警戒、交通規制等の実施、地域住民等の避難誘導、危険物等の防除活動
- (5) 警戒監視活動（状態監視）
- (6) 交通規制等
災害に対応する要員、資器材の集結に伴う交通規制等の実施

3 漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県沿岸に漂流もしくは漂着した油（以下「漂着油等」という。）により、沿岸汚染又は、汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は、防除するなど、総合的、汚染対策の実施に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 汚染対策として措置すべき事項は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- (2) 自衛隊への派遣要請
- (3) 漂流油等による汚染が発生し、又は、汚染の発生が予想され、その規模及び範囲からして漂流油等による沿岸汚染対策本部の設置を必要とするときは、一般災害における、災害対策本部設置の例に準じて対応する。
- (4) 必要な検査の実施と指導
- (5) 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- (6) 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な資金のあっせん等
- (7) 漁場復旧の指導及び助成
- (8) 野生生物の救護
- (9) 漂流油等の保管・処理の指導
- (10) 沿岸汚染対策等に係る市町間の調整への助言

第 3 条 この要綱の所管は、危機管理課とする。

ただし、前条に掲げる措置すべき事項に関する事務の所管は、別表のとおりとし、危機管理課が総括する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月19日から施行する。

別表

区 分	所 管 課	県 庁 内 線
第 2 条 第 1 号	危 機 管 理 課	2141～2144
第 2 号	同 上	〃
第 3 号	同 上	〃
第 4 号	環 境 政 策 課	2351、2352、2354～2357
第 5 号	資 源 管 理 課	2821～2826
第 6 号	漁 政 課	2811～2817
第 7 号	資 源 管 理 課	2821～2826
第 8 号	自 然 環 境 課	2381～2385
第 9 号	廃 棄 物 対 策 課	2371～2377
第 10 号	危 機 管 理 課	2141～2144

4 市町における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

1 市町村沿岸汚染対策要綱の制定

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

- (1) 沿岸住民に対する、汚染関係情報の周知及び広報
- (2) 資器材の整備、保管
- (3) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- (4) 漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- (5) 関係機関への応援及び協力
- (6) 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- (7) 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- (8) その他必要な事項

2 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市町沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴して、次の事項について検討し策定するものとする。

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市町対策本部を設置するものとする。

(2) 漂流油等の防除

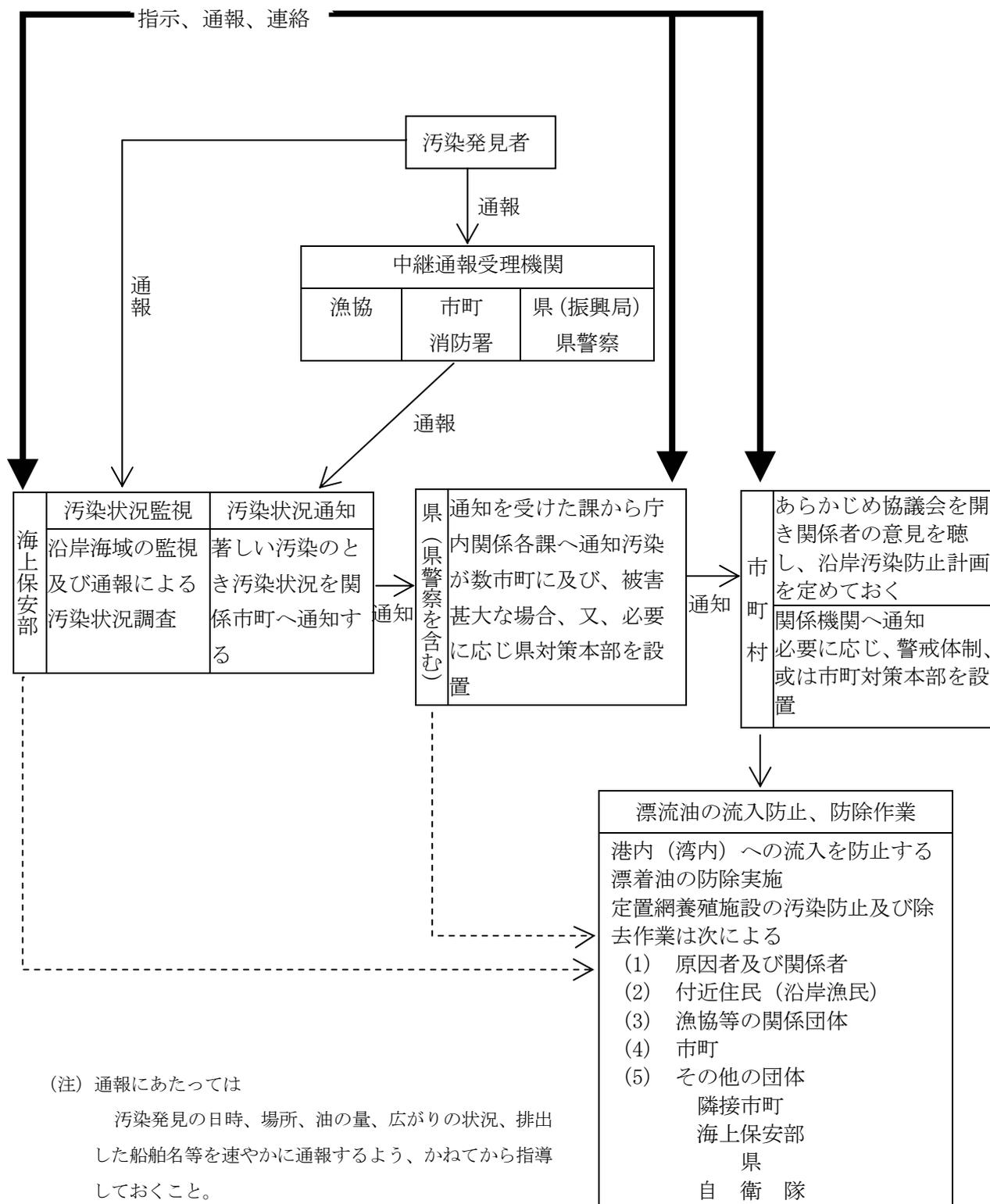
前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、或は、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

- (イ) 定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
- (ロ) 部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- (ハ) 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市町で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市町単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求める等の協議を予め行っておくものとする。

[別紙 1]

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第22章 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

(危機管理課)

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のあるヘリコプターを導入し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を充分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。
(資料編 4 防災ヘリコプター)

第23章 自発的支援の受け入れ

〔 危機管理課：県民協働課：福祉保健課
：医療政策課 〕

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、県、市町村においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

(1) 災害ボランティア推進本部（センター）の設置

ア 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、それぞれ県社協災害ボランティアセンター、市町社協災害ボランティアセンターを設置する。

イ 県、市町は、県社協災害ボランティアセンター、市町社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行う。

ウ 県は、広域かつ甚大な災害の発生により、当該地域内のボランティアセンターが機能不全に陥った場合、ボランティアセンターとしての代替機能確保のため、必要に応じ県社協及び周辺市町社協に対して助言を行う。

(2) ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成19年3月）」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ 医療・看護等専門的な技術を要するボランティア各担当セクションは、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口セクションへ連絡する。

(3) ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

<input type="radio"/> 出火防止・消火活動	<input type="radio"/> 安否確認（要援護者等）
<input type="radio"/> 避難誘導	<input type="radio"/> 情報の収集・提供
<input type="radio"/> 行政機関との連絡調整等	<input type="radio"/> 炊き出し
<input type="radio"/> 物資運搬	<input type="radio"/> 救援物資の集配
<input type="radio"/> 募金活動	<input type="radio"/> ボランティアの受入及び活動先のコーディネート等

（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

(4) 海外からの支援受け入れ

国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れる。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し、通報する。

第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画

第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(危機管理課)

この計画は、活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)に基づき、活動火山である雲仙岳の火山活動に伴い各種災害が発生し、又はそのおそれがある場合、地域住民並びに観光客の生命、身体及び財産の安全を図るため、火山現象等に関する情報の収集及び伝達、警戒避難、救出、その他必要な予防・応急対策を定めるものである。

第2節 雲仙岳の火山活動

(危機管理課)

1 過去の災害

(1) 寛文の災害

寛文3年3月～4年春(1663～64年)

普賢岳九十九島火口で噴火、北々東山腹へ溶岩が流出(古焼溶岩)した。翌年、九十九島池(火口湖)が欠壊し出水、水無川に沿って安德川原へ土石流がはん濫した(家屋流出、死者30人余)。

(2) 寛政の災害

ア 寛政3年10～11月(1791年11～12月)

地鳴りを伴う地震が毎日3～4回あり、小浜村(現在の雲仙市小浜町)が特に激しかった。

イ 寛政4年1～2月(1792年2月)

地震は、深江、安德、中木場で特に激しく、普賢神社前(現在の地獄跡火口)付近から泥土や小石を噴出し、千本木方面に灰が降った。

ウ 寛政4年2～閏2月(1792年3月)

北々東山腹へ溶岩の流出(新焼溶岩)が始まり、先端が千本木の民家から1.6kmに達した。

エ 寛政4年3月(1792年4月)

強い地震群が発生し、小浜、加津佐で大きな被害が出た。安德、六ツ木、鉄砲町等に地割れ、眉山が200m崩壊する(推定震度5～6)。溶岩の流下はほぼ停止した。

オ 寛政4年4月1日(1792年5月21日)

2回の強い地震で眉山が大崩壊し、大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高10mの津波が島原半島17か村および肥後、天草を襲い、約1万5,000人が死亡し、有史以後、日本最

大の火山災害となった（島原大変肥後迷惑）。

カ 寛政4年4～7月（1792年6～8月）

強い地震で眉山の崩落は継続し、中木場、安徳で地割れ、また各地で湧水、泥土が発生し白土湖が出来た。普賢神社前が噴火し、火山礫、火山岩塊を噴出、北千本木まで灰が降った。

2 近年の災害

(1) 大正11年12月（1922年）

2回の強い地震が発生（M6.9、M6.5）し、1回目は北有馬村を中心として23人、2回目は小浜村で4人、計27人の死者を出した（島原地震）。

(2) 昭和43～49年（1968～1974年）

約7年間にも及ぶ異常な群発地震が発生した。最大規模はM4程度で、局地的であり、人的、物的被害はなかった。

(3) 昭和59年（1984年）

群発地震活動。最大規模M5.7、千々石・小浜両町で震度5、崖崩れ、墓石倒壊などの被害があった。

3 観測体制の変革

(1) 大正12年1月1日

前年の地震を契機として、長崎県立長崎測候所付属の「温泉岳観測所」が設置された。

(2) 昭和14年11月1日

同測候所が国営化され、中央气象台所属の「温泉岳測候所」となった。

(3) 昭和37年3月

九州大学理学部により「島原火山温泉研究所」（仮施設）が設置された。

(4) 昭和44年4月1日

「温泉岳測候所」が「雲仙岳測候所」に名称変更された。

(5) 昭和46年4月1日

群発地震を契機として、「島原火山温泉研究所」が「島原火山観測所」として正式に発足した。

(6) 昭和59年4月1日

「島原火山観測所」が「九州大学理学部附属島原地震火山観測所」に改組された。

(7) 平成7年4月1日

「雲仙岳測候所」は3名増員され、観測体制が、強化された。

(8) 平成9年4月1日

雲仙岳測候所は「雲仙岳の観測網の再構築」をおこなった。

(9) 平成13年10月1日

福岡管区气象台火山監視・情報センター（以下、福岡管区气象台火山センター）が発足。

(10) 平成14年3月1日

福岡管区气象台火山センターが業務を開始し、火山監視体制と情報発表体制が強化された。

- (11) 平成15年4月1日
雲仙岳測候所の業務体制の見直しにより、雲仙岳に係わる火山業務は、福岡管区気象台火山センターに一元化された。
- (12) 平成17年10月1日
雲仙岳測候所の業務体制の見直しにより、特別地域気象観測所となった。

4 最近の災害の現状と対応

- (1) 平成2年7月
群発地震が発生(922回、うち有感地震34回)、九州大学理学部附属島原地震火山観測所は地震の臨時観測を開始した。4日には火山性微動を観測した。
- (2) 平成2年10月15日
気象庁機動観測開始、国立大学火山観測機関合同観測開始
- (3) 平成2年11月17日
3:22~ 連続微動発生
6時頃 九十九島火口、地獄跡火口からの噴煙を観測
9:10 臨時火山情報第1号、以後年内12月12日の11号まで
13:50 長崎県災害警戒本部設置(12月27日解散)
- (4) 平成2年12月10日
小浜町は「普賢岳火山活動に伴う仁田峠周辺地区の特別避難計画」を策定し、小浜町仁田峠周辺地区における総合避難訓練を実施した。
- (5) 平成3年1月15日
震度3を含む群発地震が発生、臨時火山情報第1号、以後年内12月30日の145号まで
- (6) 平成3年1月25日
平成2年11月27日以来の火山性微動を観測した。
- (7) 平成3年2月12日
屏風岩火口から噴火、噴煙は高さ300~500mに達し、深江町、布津町で降灰を確認した。
長崎県災害警戒本部設置
- (8) 平成3年2月26日、3月24日
島原市「眉山崩壊に備えた特別避難計画」策定、新山地域避難訓練を実施した。
- (9) 平成3年3月19日
雲仙岳防災連絡会議を開催
ア 雲仙岳火山活動の現状
イ 雲仙岳火山活動に伴う予想災害
ウ 災害時における各機関の対応と情報の伝達
- (10) 平成3年3月29日
九十九島火口、地獄跡火口及び屏風岩火口から同時に噴火した。
- (11) 平成3年5月15日
水無川上流で土石流が発生、水無川を海岸まで流下、水無川に堆積した。(絹笠山観測の連続雨量20mm、建物損壊1戸)

- (12) 平成3年5月17日
長崎県総合防災訓練を瑞穂町で実施（雲仙岳噴火による災害を想定）
- (13) 平成3年5月19日～21日
水無川で土石流が4回発生した。（絹笠山観測の連続雨量19日57mm、20日23mm、21日20mm）
- (14) 平成3年5月20日
地獄跡火口に溶岩塊が出現した。
- (15) 平成3年5月23日～24日
地獄跡火口の溶岩塊の崩落が確認された。なお、24日の崩落については火砕流と確認され、以後頻繁に発生した。
- (16) 平成3年5月24日
長崎県災害警戒本部から長崎県災害対策本部に切り替え。
- (17) 平成3年5月26日
11:25 頻繁に火砕流が発生し、先端は北上木場町の人家付近まで到達した（負傷者1名）
13:05 島原市、火砕流に関連して最初の避難勧告（安中地区・国道57号線山側）。
13:30 火山活動情報1号、以後年内9月15日の13号まで。
- (18) 平成3年6月3日
16:08 大規模火砕流が発生し、先端は筒野バス停付近まで到達した（死者及び行方不明者43名、負傷者9名、建物損壊179戸）。
16:20 火山活動情報3号
18:10 島原市長及び深江町長の要請を受け、知事は陸上自衛隊第16普通科連隊に災害派遣を要請
22:30 陸上自衛隊第16普通科連隊第4施設大隊現地到着
- (19) 平成3年6月7日
12:00 島原市が警戒区域設定
- (20) 平成3年6月8日
18:00 深江町警戒区域設定
19:51 大規模火砕流が発生し、先端は札の元付近まで到達した（建物損壊207戸）。
- (21) 平成3年6月11日
23:59 爆発性を帯びた噴火により島原市北部に噴石が飛散した。
- (22) 平成3年6月12日
島原市内で火山礫を確認（建物一部損壊11戸）
- (23) 平成3年6月17日
雲仙岳防災連絡会議を開催
ア 雲仙普賢岳火山の活動状況について
イ 噴石対策について
ウ 地域防災計画の見直しについて
エ 基本法第17条に基づく地方防災協議会の設置について
- (24) 平成3年6月20日島原市及び深江町が警戒区域拡大
（最大設定時24地区2,990所帯11,012人）

- (25) 平成3年6月23・25・27・28日・7月1・4日
有感地震頻発(震度1~4)
28日島原市ハザードマップを公表
- (26) 平成3年6月30日
土石流と思われる震動波形を観測した。湯江川、赤松谷川、土黒川のワイヤーセンサーが切断水無川の土石流は北安徳町、鎌田町を通過して海岸まで流下した(建物損壊151戸、国道251号7月6日8:30まで通行不可)。
湯江川は河川に沿って被害発生(負傷者1名、建築損壊51戸)
- (27) 平成3年9月15日
大規模火砕流発生、おしが谷を流下し、火砕流先端の熱風は水無川を越え大野木場地区まで到達した(建築損壊、大野木場小学校を含み218戸)
- (28) 平成3年11月6日から
普賢岳直下を震源とする比較的振幅の大きな地震(無感)が増加した。
- (29) 平成4年1月15日
水無川流域で土石流が発生。国道251号、島原鉄道が被災した。
- (30) 平成4年3月1日
水無川の土石流は有明海の海岸近くまで達し、国道251号、島原鉄道が被災する。
- (31) 平成4年8月8日
火砕流頻発により深江町上大野木場地区で家屋など17棟が被災した。
- (32) 平成4年8月8日~15日
降雨により土石流が相次いで数回発生し、家屋など244棟が被災した。
平成4年12月31日までの火山情報
臨時火山情報 164号
火山活動情報 4号
- (33) 平成5年6月23日~24日
規模の大きな火砕流が3回発生、千本木地区まで達して、死者1名(23日)、家屋など187棟が焼失した。
- (34) 平成5年6月26日
火砕流が始めて国道57号を約50メートル越えた。
- (35) 平成5年7月19日
火砕流が再び国道57号を約100メートル越え、到達距離としては過去最長(火口から約5.5キロメートル)となった。
- (36) 平成5年8月7日
火山性地震2604回、雲仙岳測候所が地震観測開始以来最高を記録した。
平成5年中に雲仙岳測候所が発表した火山情報
臨時火山情報47号
火山活動情報1号
緊急火山情報3号
- (37) 平成5年12月15日~平成6年1月5日

12月15日夜から、溶岩ドーム直下のごく浅いところを震源とする、雲仙岳測候所で震度1（微震）の有感地震が連日発生し、この期間197回となった。

(38) 平成6年2月6日

溶岩ドーム北西方向へ初めて火砕流が発生し、湯江川・三会川源流に流下した。

(39) 平成6年4月4日

溶岩ドームは成長を続け、標高が1,494メートルになり、普賢岳(1,359メートル)を越えた。

(40) 平成6年10月中旬～平成6年12月31日

溶岩ドーム西部隆起部の中央部分が隆起を始め、12月20日の機上観測ではこの溶岩塊の大きさは東西約100メートル、高さ約50メートル、裾野部分の南北幅が30メートル程度となっている。

平成6年中に雲仙岳測候所が出した火山情報

臨時火山情報 18号

平成7年度中に雲仙岳測候所が出した火山情報

臨時火山情報 2号

(41) 平成7年2月

溶岩ドーム成長停止

(42) 平成8年6月3日

長崎県災害対策本部を解散。

(43) 平成9年3月31日現在の被害状況

(1) 人的被害

死 者	行方不明	負傷者	合 計
41	3	12	56

(2) 物的被害（建物損壊）

住 家	非 住 家	合 計
1,399	1,112	2,511

5 災害の想定

地震・噴火・降灰・火砕流・火災・土石流・泥流・溶岩流・火山活動の活発化に伴う山地の崩壊等による災害が想定される。

第3節 雲仙岳に係る地域

（危機管理課）

雲仙岳に係る地域は、過去に発生した噴火・地震等による災害及び現状に基づき、島原市、雲仙市、南島原市の3市とする。

第2章 各種情報の収集連絡等

第1節 火山現象に関する予報及び警報

(長崎海洋気象台)

1 噴火警報・予報

長崎海洋気象台は、雲仙岳防災会議協議会や、その一員である県や当該市町及びその他の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

(1) 噴火警報

福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(影響範囲)を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(略称は「火口周辺警報」)として発表する。

(2) 噴火予報

福岡管区気象台が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。長崎県の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長崎県の活火山の噴火警戒レベル導入状況

区分	火山名
噴火警戒レベル導入火山	雲仙岳
噴火警戒レベル未導入火山	福江火山群

第2章 各種情報の収集連絡等

雲仙岳の噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警報 レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が切迫している状態と予想さ れる場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される場合	レベル3 (入山規制)
				火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合
予報 噴火	噴火予報	-	火口内等	火山活動は静穏。火山活動 の状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる。	レベル1 (平常)

福江火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表

	名称	略称	対象範囲*	発表基準等	警戒事項等
噴火警報	噴火警報* (居住地域)	噴火警報	居住地域*及びそれ より火口側	居住地域又は山麓に重大な被 害を及ぼす噴火が発生する可 能性が高まってきていると予 想される場合	居住地域 嚴重警戒**
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域* 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす噴火が発生すると 予想される場合	入山危険
			火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火 が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状 態によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる。	平常

注)

1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。
2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。

雲仙岳の噴火警戒レベル（平成19年12月1日運用開始）

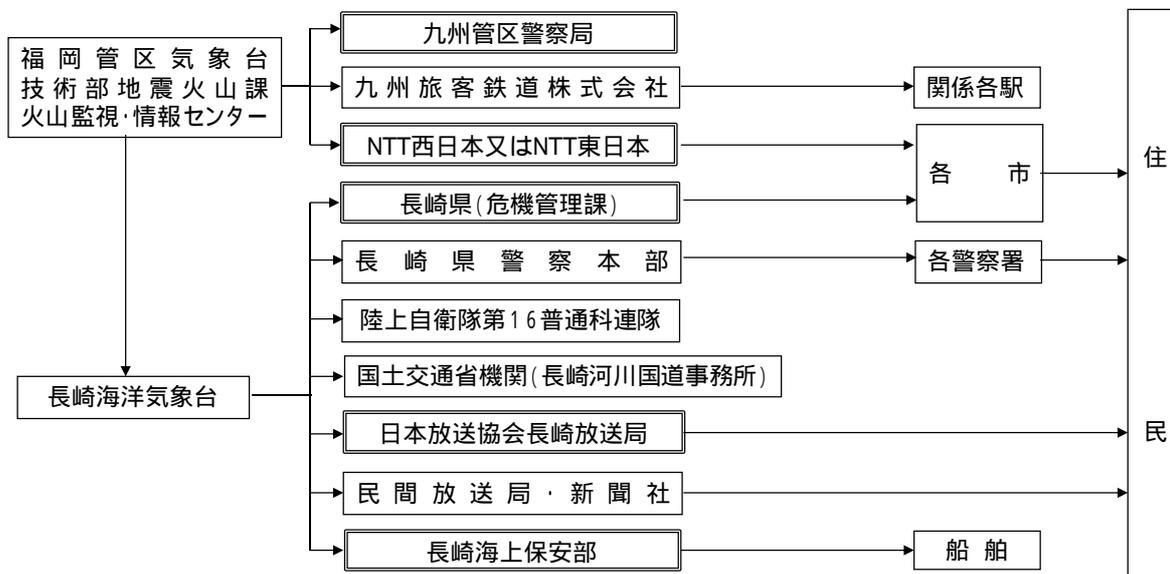
予報警報	対象範囲	キ ー ワ ー ド レ ベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	（避難） レベル5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【1991年噴火の事例】 6月8日、9月15日：火砕流が約5.5kmまで到達 6月3日：火砕流が約4.3kmまで到達 5月26日：火砕流が約2.5km（居住地域の近く）まで到達
		（避難準備） レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【1991年噴火の事例】 5月24日以降の多数の火砕流 ・噴火活動の高まり等により、噴石が居住地域に飛散するような噴火の発生が予想される 【1991年噴火の事例】 6月11日：爆発的噴火、山麓に噴石飛散 ・溶岩流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【1792年2月噴火の事例】 溶岩流が火口から約3kmまで到達（新焼溶岩）
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	（入山規制） レベル3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から概ね2km以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される 【1991年噴火の事例】 5月20日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2月12日：マグマ水蒸気爆発の開始 【1663年12月噴火の事例】 溶岩流が火口から約1kmまで到達（古焼溶岩）
	火口周辺	（火口周辺規制） レベル2	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【1990年噴火の事例】 11月17日：最初の小噴火 ・小噴火の発生が予想される 【1990年の事例】 8月30日：火山性微動増加 7月11日：火山性地震増加 7月4日：火山性微動発生
噴火予報	火口内等	（平常） レベル1	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等（現在、平成新山周辺の一部で規制中）	・火山活動は静穏

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市にお問い合わせください。

雲仙岳に関する噴火予報・噴火警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先。

第2節 その他の火山関係情報

(危機管理課：長崎海洋気象台)

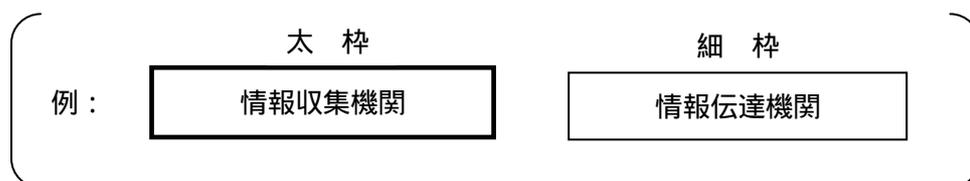
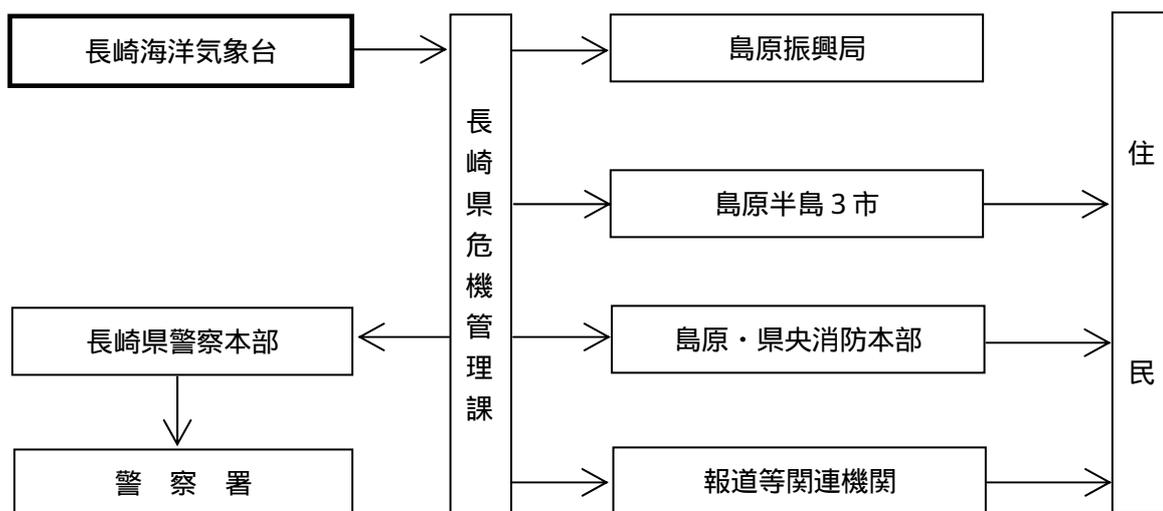
市や関係機関及び関係団体は、気象庁による噴火警報・噴火予報等以外の各種関連情報の積極的入手に努めるとともに、基本法第54条第4項に該当する情報については気象庁（長崎海洋気象台）に通報するとともに、特異な情報については、速やかに県への通報を行うものとする。

また、「平成3年雲仙岳噴火災害」については、雲仙岳測候所による通常の観測以外に、気象庁は平成2年10月15日に機動観測を、関係国立大学が同年11月17日に合同観測を開始する等、観測体制が強化された。

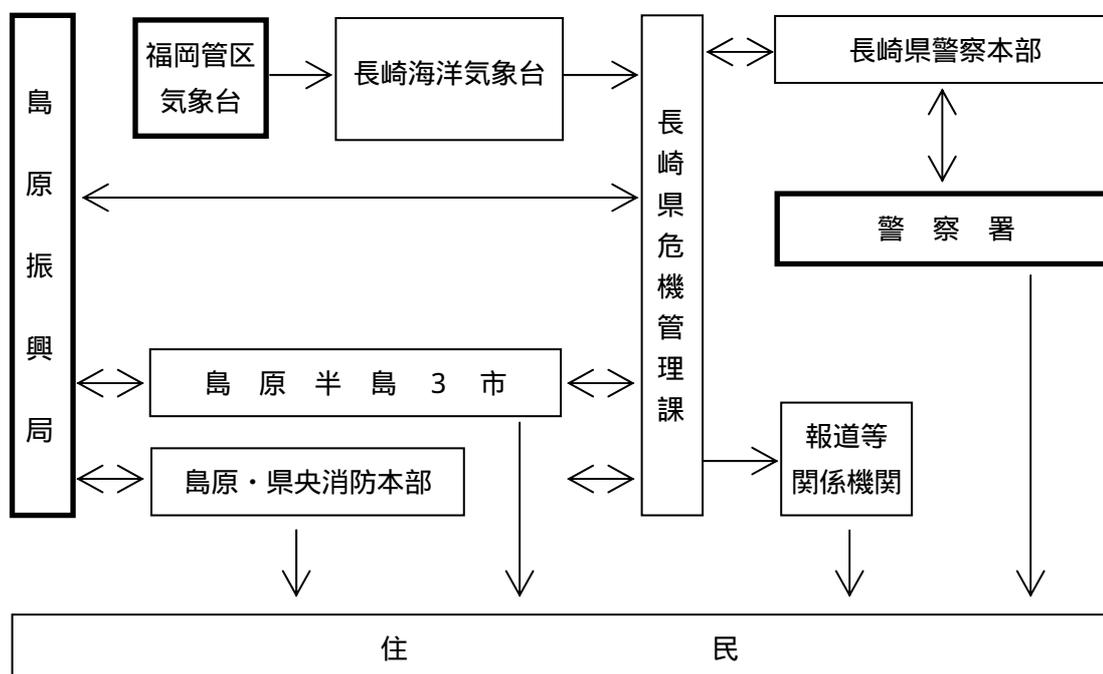
さらに、平成3年5月24日長崎災害対策本部を設置、同年6月3日知事は陸上自衛隊に災害派遣を要請し、同日から陸上自衛隊第16普通科連隊が活動を開始し、平成7年12月16日終了した。

このような雲仙岳噴火災害に関する各情報を、速やかに各機関に伝達するための臨時的な伝達方法は次のとおりとする。

1 気象情報



2 その他各種関連情報



その他各種関連情報には次のような情報がある。

(1) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(2) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び福岡管区気象台）が発表する。

・火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

・週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

3 観測体制

(1) 観測機器及び監視装置

平成24年4月1日現在

観測機関 機器・装置	福岡管区 気象台火 山監視・ 情報センター	九大地震 火山観測 研究センター	雲仙復興 事務所	長崎森林 管理署	長崎県	島原市	計
地震計	6	14	8		1		29
傾斜計	3	1		1			5
遠望監視装置	1						1
熱映像装置		1					1
空振計	1						1
水温計		1		1			2
水圧式水位計				1			1
地下水位計		1					1
地震・傾斜・温度計		4					4
水位計			7				7
雨量計	1	1	19	3	3	2	29
伸縮計							2
歪計							
加速度計		1					1
レーダー雨量計			1				1
流速計			7				7
ワイヤーセンサー				1	2		3
投下型センサー							
監視カメラ			30	2	2	1	35
超高感度カメラ			1				1
土石流予警報装置						5	5
震動センサー			9		2		11
赤外線カメラ			1				1
外気温度計				1			1
湧水量計							
GPS観測装置	3			3			13
地温計				1			1
計	15	31	83	14	10	8	161

(2) 協力体制

ア 大学機関合同観測班

北大・東北大・茨城大・宇都宮大・群馬大・東大・東工大・名古屋大・京大・神戸大・島根大・九大・熊本大・鹿児島大等の各大学陣により随時交替で観測

イ 国の機関

文部科学省（空中から地表面の温度を測定）

海上保安庁（有明海の海底調査）

経済産業省（光波による地形の変動等の観測）

国土地理院（人工衛星を利用した空中からの地形観測）

国土交通省〔大野木場監視所〕（溶岩ドーム、ガリーの監視所、無人化施工の操作室、資機材の備蓄庫、避難所）

第3節 火山関係情報に対する措置

（危機管理課）

- 1 知事は、長崎海洋気象台から噴火警報の通知を受けたときは、当該噴火警報から予想される災害の事態、及びこれに対し取るべき措置について、関係のある指定地方行政機関の長や指定地方公共機関、並びに市長その他関係者に対し、必要な通報又は要請（以下「火山対策情報」という。）を行うものとする。
- 2 各市長は、火山対策情報を受けたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関、団体及び住民に伝達しなければならない。
- 3 知事は、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター等から火山関係情報等を入手した場合、前1を準用する。
- 4 火山情報の伝達は、第3編第2章第1節「防災気象情報の伝達計画」及び本編「火山情報伝達系統図」によって行うものとする。

第4節 通信連絡

（危機管理課）

火山活動に伴い災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における通信連絡は、第3編第2章第2節「通信施設利用計画」に定めるところによる。

第5節 災害状況の収集及び被害報告の取扱

(危機管理課)

火山活動により災害が発生した場合は、第3編第2章第3節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによる。

第6節 広 報

(危機管理課)

広報は、第3編第3章「災害広報計画」に定めるところによる。

第3章 組織等の確立

第1節 基 本

(危機管理課)

県及び防災関係機関は、次のこと等を図り連携を密にし、迅速・的確な災害対策が講じられる組織を確立する。

- ア 火山現象に関する情報の伝達
- イ 火山現象に関する調査研究
- ウ 警戒避難体制の整備
- エ 広域的な協力体制の強化

第2節 災害応急対策の組織

(危機管理課)

火山活動に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに第3編第1章第1節「組織計画」の定めるところによる。

第3節 雲仙岳防災連絡会議

(危機管理課)

知事は、必要に応じて長崎海洋気象台、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター、その他関係防災機関による雲仙岳防災連絡会議を開催する。

第4節 雲仙岳防災会議協議会

(危機管理課)

災害対策基本法に基づき設置する雲仙岳防災会議協議会の会長は、必要に応じ会議を開催する。

第5節 防災関係機関の業務

(危機管理課)

防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章第2節「所掌事務又は業務」に定めるところによる。

第4章 警戒・避難対策

第1節 避難勧告及び警戒区域の設定

(危機管理課：福祉保健課：教育庁：県警察本部：海上保安部)

市長は、火山現象等により住民等の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難の勧告及び指示、又は警戒区域の設定等を第3編第10章第2節「避難計画」に定めるところにより措置する。

第5章 災害応急対策

第1節 救出

(福祉保健課：県警察本部：海上保安部)

災害により、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は援助して、その者の保護を図る必要がある場合には、第3編第10章第3節「救出計画」に定めるところによる。

第2節 消 火

(危機管理課：消防保安室)

災害により、山林及び建物等の火災が発生し、災害の様相から消火活動が可能である場合においては、関係機関の協力を得て空中消火若しくは第3編第8章「消防活動計画」に定めるところによる。

第3節 給 水

(水環境対策課：福祉保健課)

災害により、被災地に飲料水の供給が必要な場合には、第3編第10章第7節「給水計画」に定めるところによる。

第4節 食糧供給

(福祉保健課：農産園芸課：農産加工・流通室：九州農政局長崎地域センター)

罹災者及び災害応急対策要員等への食糧供給は、第3編第10章第5節「食糧供給計画」に定めるところによる。

第5節 医 療

(医療政策課：日本赤十字社長崎県支部)

災害のため医療機関が壊滅又は混乱し、災害救助法が適用された市で罹災地の住民が医療並びに助産の方途を失ったような場合は、第3編第11章第1節「医療助産計画」に定めるところによる。

第6章 防災知識の普及

第1節 防災知識の普及

(危機管理課)

県、関係市町及び防災関係機関は、活動火山雲仙岳に係る防災知識の普及に努めるものとする。

第5編 災害復旧計画

第5編 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としている。

第1章 災害復旧事業の促進

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

漁港漁場課：農村整備課：森林整備室
道路維持課：河川課：砂防課：港湾課

1 河川公共土木施設復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく災害を最少限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

- (1) 広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省河川局防災課へ緊急査定、或いは本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定の為の調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を樹てる。

復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、凡ゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。

緊急に査定をうけるものの外は、本査定に提案するが、方針は前同様である。

- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。
- (5) 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる処は再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。

2 海岸公共土木施設復旧計画

3 港湾公共土木施設事業復旧計画

4 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、鉄道、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最少限に止めるよう応急対策を講ずるが、其の後の全面的復旧に当たっては、以下に述べる手続や段階を経て復旧計画をたてる。

- (1) 被害者の状況程度に応じて県の方針を定め、主管省へ緊急査定或いは本査定を要望する。
- (2) 被災原因を詳にし査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。
- (3) 緊急査定の場合、現地指導官の派遣があるときは、その指示に基づき、周到な計画をたてる。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- (5) その他は、同様の方針にて本査定をうける。
- (6) 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災する恐れがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (7) 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するように努める。

5 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4ヶ年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

6 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3ヶ年で復旧するよう計画をたてることになっている。また、1件復旧費の額が県にあっては120万円未満、市町にあっては60万円未満の箇所は単独災害として復旧することとなる。

7 林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて被災年度を含めて3ヶ年間で復旧するよう、計画をたてることとなっている。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

(水環境対策課：水産振興課：漁港漁場課：農村整備課：森林整備室)

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市町、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第3節 都市災害復旧事業計画

(水環境対策課：都市計画課)

都市の復興に関して定める事項

- ・ 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。
- ・ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。
- ・ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- ・ 下水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。

第4節 住宅災害復旧事業計画

(住宅課)

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。

(公営住宅法)

第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

(教育庁)

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- 1 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- 2 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

(福祉保健課：こども未来課：こども家庭課：長寿社会課：障害福祉課)

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

生活保護施設 : 生活保護法40条・41条

老人福祉施設(社会福祉法人等) : 老人福祉法第14条、15条第2項～5項

介護保険法第70条第1項、第94条第1項、第115条の39第2～3項

児童福祉施設 : 児童福祉法35条第2項～4項

障害者支援施設 : 障害者自立支援法第83条第2項～第4項

第7節 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療政策課)

公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努めるものとする。

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

第8節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

(河川課)

その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。
(工業用水法、特定多目的ダム法)

第9節 公用財産災害復旧事業計画

(管財課)

公用財産施設の災害復旧事業に当っては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第10節 上下水道災害復旧事業計画

(水環境対策課)

上水道の災害復旧に当っては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。(水道法)

農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図るものとする。

下水道の災害復旧は、第3節都市災害復旧事業計画による。

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節 法律等による一部負担又は補助等

生活衛生課：水環境対策課：廃棄物対策課：福祉保健部・こども政策局全課：漁政課
：団体検査指導室：農村整備課：森林整備室：都市計画課：河川課：住宅課：教育庁

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭37.8.14 建設省都市局長通達)
- 10 生活保護法
- 11 児童福祉法
- 12 障害者自立支援法
- 13 売春防止法
- 14 老人福祉法
- 15 水道法
- 16 下水道法
- 17 災害救助法
- 18 堆積土砂排除事業
- 19 開拓者等の施設整備事業
- 20 簡易水道整備事業
- 21 災害廃棄物処理事業
- 22 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 23 火葬場整備事業
- 24 公的医療機関整備事業

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

福祉保健部・こども政策局全課：産業政策課：商工金融課：漁政課：団体検査指導室
：農業経営課：農村整備課：森林整備室：河川課：教育環境整備課

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

(第3章第1節農林水産業に関する金融の確保、関連)

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連)

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5 激甚^{じん}災害指定基準（改正平成21年3月10日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚^{じん}災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上あること。
 - (2) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が1以上あること。
- 2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚^{じん}災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が1以上あるもの
- 3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の

措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- (2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよそその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が1以上あるもの

5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの

6 法第12条、第13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係

被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当とする災害とする。

- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずることがあるものとする。

- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6 局地激甚災害指定基準（改正平成21年3月10日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、

法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条及び第13条の措置をそれぞれ適用すべき激甚^{じくしん}災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

(2) 次のいずれかに該当する災害

当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。

以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が、1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用する。

第3節 県市町の資金計画

(財政課：地域振興課：福岡財務支局長崎財務事務所)

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査融通調達等を講ずる。

1 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の特例交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

2 市町の資金計画

- (1) 地方債(地方自治法、地方財政法)
 - ア 歳入欠陥債、災害対策債(災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)
 - イ 災害復旧事業債
 - (ア) 補助災害復旧事業債
 - ・現年発生補助災害復旧事業債
 - ・過年発生補助災害復旧事業債
 - (イ) 直轄災害復旧事業債
 - ・現年発生直轄災害復旧事業債
 - ・過年発生直轄災害復旧事業債
 - (ウ) 単独災害復旧事業債
 - ・現年発生単独災害復旧事業債
 - ・過年発生単独災害復旧事業債
 - ・小災害復旧事業債
 - (エ) 公営企業災害復旧事業債
 - ・現年発生公営企業災害復旧事業債
 - ・過年発生公営企業災害復旧事業債
 - (オ) 火災復旧事業債
 - (2) 地方交付税
県は市町の資金需要に応じ、普通交付税の繰上交付及び特別交付税の特例交付を国へ要請する。

3 県、市町の資金計画に対する福岡財務支局の措置

- (1) 必要資金の調査
- (2) 財政融資資金地方資金の貸付

第3章 金融その他の資金対策

第1節 農林水産業に関する金融の確保

(農業経営課：漁政課)

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の対応を行うものとし、必要に応じて、つなぎ資金等の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付(天災融資法)

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注) この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

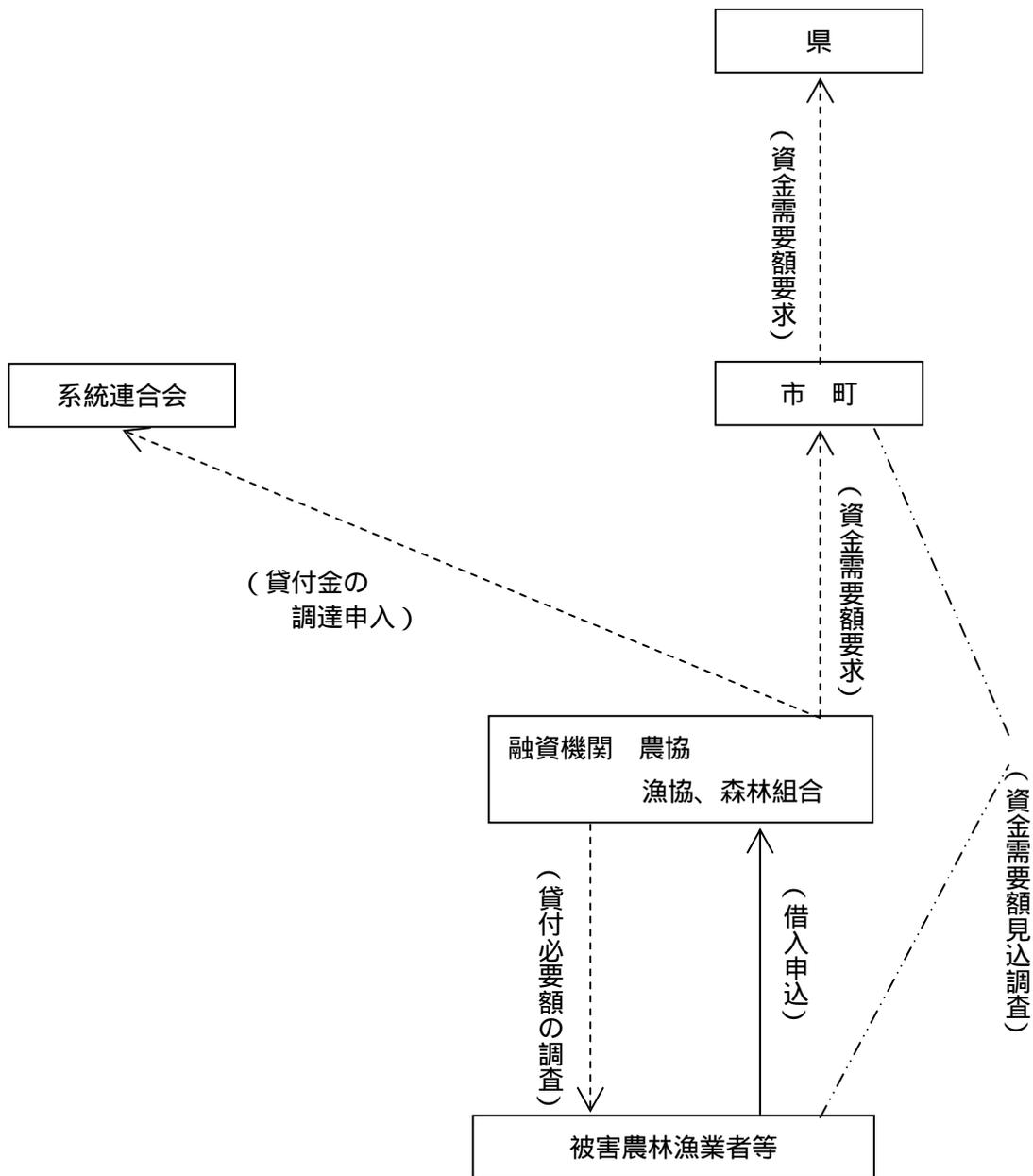
なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、(購入価格が12万円以下のもの。)家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(総トン数5トン未満の漁船)の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

(貸付条件)

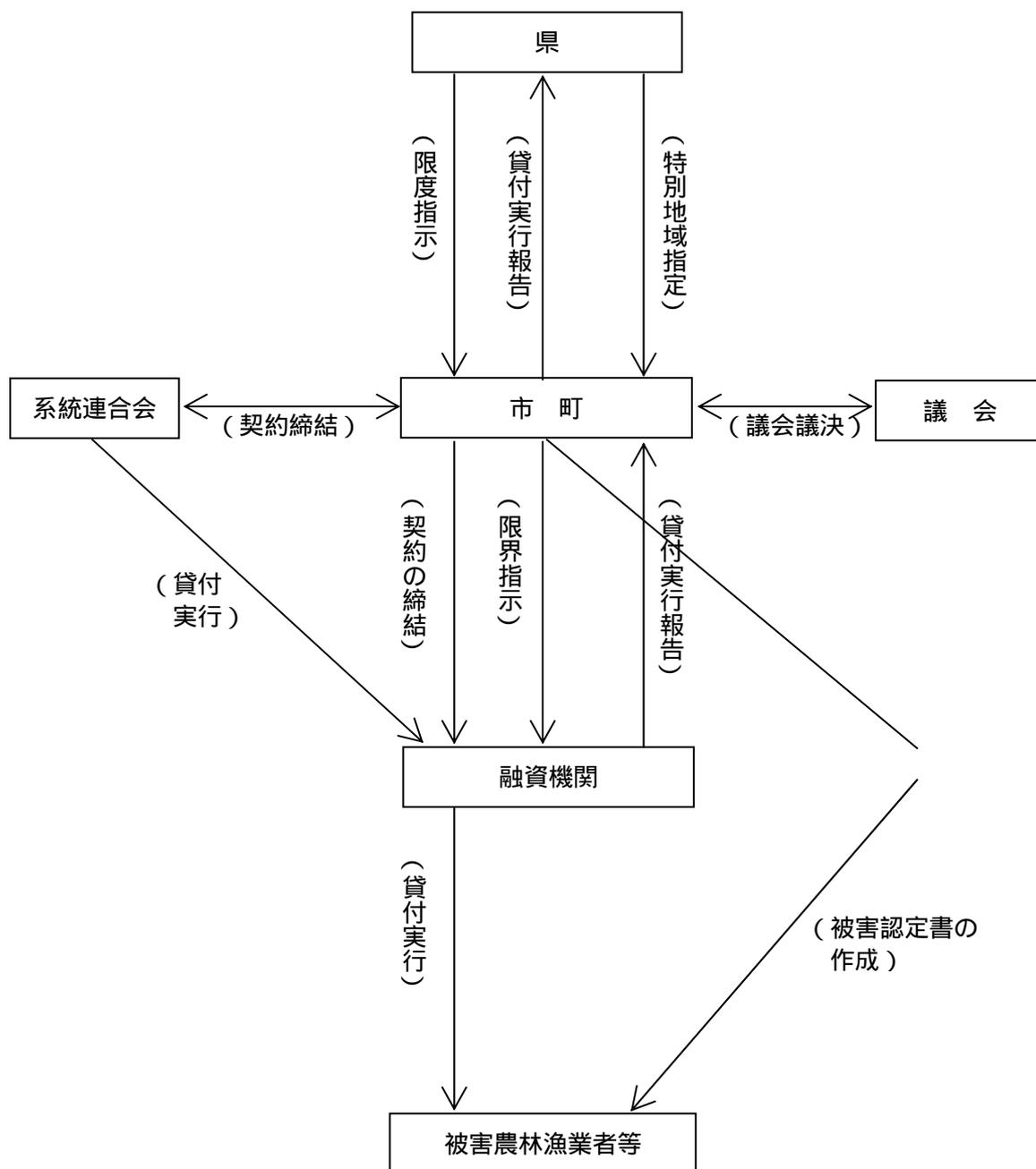
資金区分	融資機関	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	一般被害者 損失額10/100以上 6.5%以内	3～6年以内 (激甚災害の場合、4～7年以内)	一般農林漁業者 一般の場合200万円以内 激甚災害の場合250万円以内 政令資金 (果樹、畜産、養殖、漁船) 一般の場合500万円以内 激甚災害の場合600万円以内 漁具資金5,000万円以内 法人2,500万円以内
		損失額30/100以上 5.5%以内 開拓者 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内		
事業資金		被害組合 6.5%以内	3年以内	被害組合 一般の場合2,500万円 (連合会5,000万円) 激甚災害の場合5,000万円 (連合会7,500万円)

天災資金融資システム図

1 政令公布まで



2 政令公布後貸付まで



2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）（利率は平成24年4月6日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農林漁業者が農林漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金）

貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付の対象とする。

貸付けの相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者
森林組合、森連（林業者に転貸の場合のみ）、林業者
漁協、漁業者等

貸付限度

- ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額
- ・主務大臣指定施設 1施設当り300万円（特認600万円）、（ただし、漁船は1,000万円）
又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

貸付条件等

利率 償還期間に応じて、年0.60%～0.75%

- 償還期限
- ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）
 - ・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）
ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）

貸付額の下限 10万円

借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市町長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫からの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。（別表1 申込経路図参照）

(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を貸し付けの対象とする。

貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市町の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

貸付条件

- ア 貸付利率 償還期間に応じて、年0.60%～0.75%
- イ 貸付限度額 600万円（特認年間経営費等の12分の3以内）
- ウ 償還期限 10年以内（内据置期間3年以内）

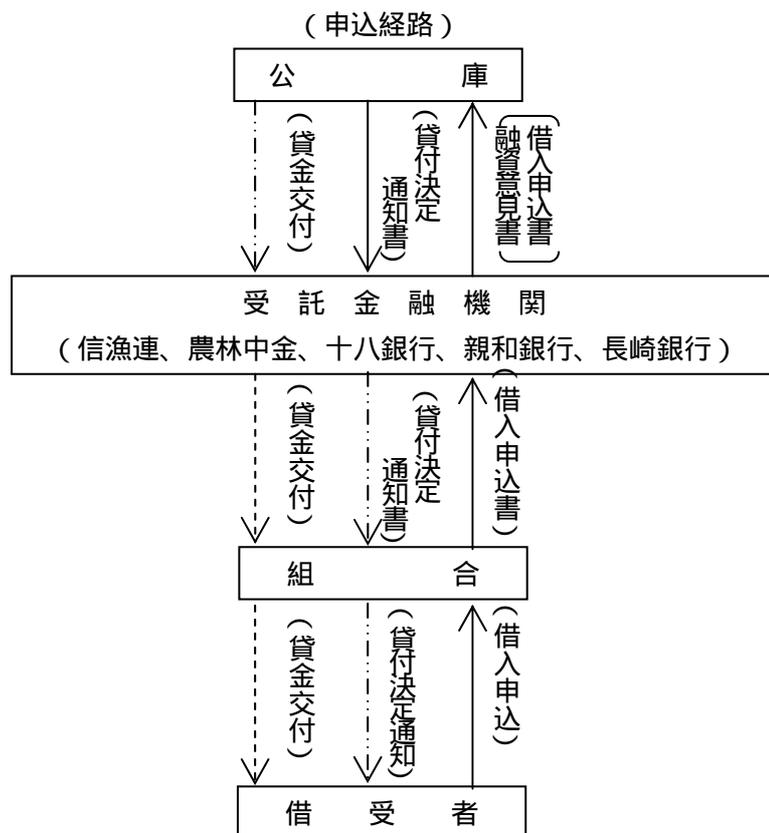
借入申込手続

提出書類

借入申込書、経営安定計画、同添付書類

別表2 借入申込経路図参照

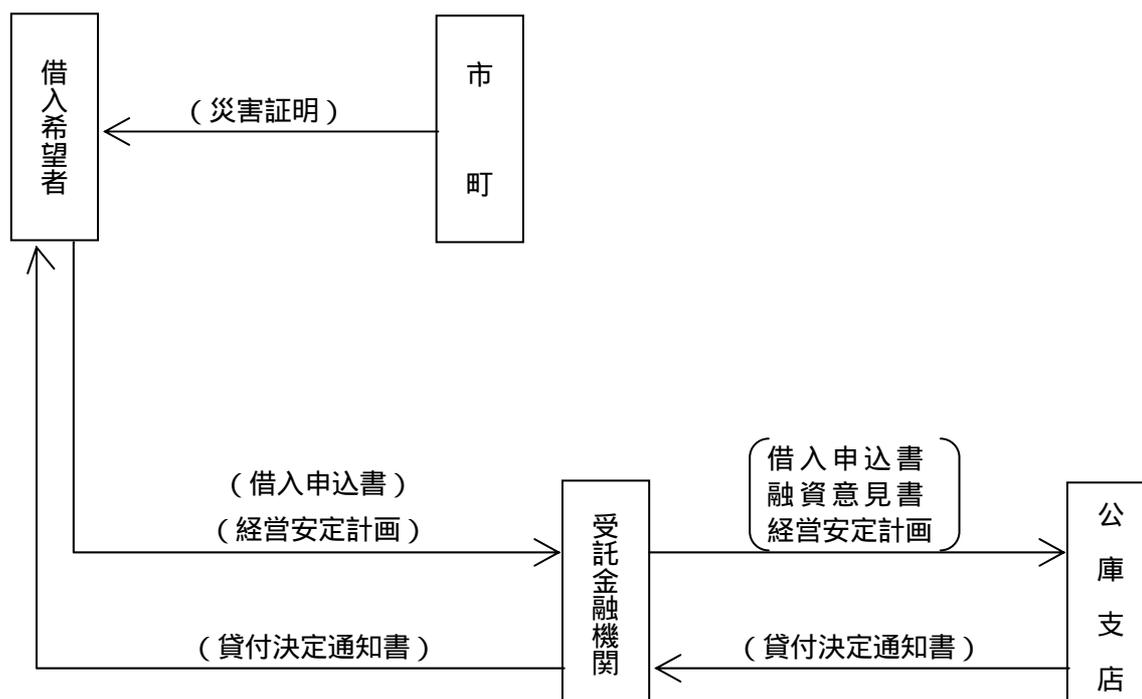
(別表1) 共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金



(別表2)

農林漁業セーフティネット資金

借入申込経路図



3 その他の災害資金

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

(1) 日本政策金融公庫資金

(平成24年4月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.60～1.30%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.60～1.15%	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%
林業基盤整備資金 (林道)	0.60～1.30%	20年以内	うち3年以内	同上
漁船(災害)資金	0.60～0.95%	12年以内	うち2年以内	1隻当り4億5千万円(まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額
漁業基盤整備資金	0.60～1.30%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
農林漁業セーフティネット資金	0.60～0.75%	10年以内	うち3年以内	600万円 (特認年間経営費等の12分の3以内)

(2) 農協系統資金

(平成23年3月18日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	0.60～1.35%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 2億円以内

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

(平成24年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年1.30%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.30%	10年以内	2年以内

第2節 中小企業に関する金融の確保

(商工金融課)

1 方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既存借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

2 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関として、それぞれ災害復旧貸付が下記のとおり行われる。また、「激甚災害に対処するための財政援助に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講じる。

ア 日本政策金融公庫

中小企業事業

金利	基準金利（平成24年5月16日現在1.55～1.85%） 設備資金については、設備資金貸付利率特例制度により、貸付後2年間は0.5%の利率を控除
融資限度額	1億5千万円（別枠）
貸付期間	設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

国民生活事業

金利	基準金利（平成24年5月16日現在2.05～2.35%） 設備資金については、設備資金貸付利率特例制度により、貸付後2年間は0.5%の利率を控除
融資限度額	各融資限度額に1災害当たり上乘せ3,000万円
貸付期間	設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

イ 商工組合中央金庫

金利	所定利率
融資限度額	なし
貸付期間	設備資金20年以内（据置3年以内） 運転資金10年以内（据置3年以内）

危機対応業務の災害復旧資金

金利	所定利率
融資限度額	1億5千万円（組合：4億5千万円）
貸付期間	設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

3 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会が保証を行っているが、激甚災害について指定された地域内に事業所があって、市町長の証明がある被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

ア 保証限度	個人、法人	2億8,000万円
	協同組合	4億8,000万円
イ 保証期間	取扱金融機関の定めるところによる。	
ウ 保証料	一般保証料率	年0.45～1.9%
	特別保証料率災害発生の都度、別途定められる。	

4 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対し小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。

5 その他

県の制度融資

ア 資金名	長崎県緊急資金繰り支援資金
イ 適用	台風、水害等の自然災害により、被害を被ったもの
ウ 融資限度額	3,000万円
エ 利率	2.3%
オ 信用保証料率	年0.05～0.9%
カ 融資期間	運転資金7年以内（据置1年以内）、 設備資金10年以内（据置2年以内）
キ 取扱金融機関	商工中金、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、長崎三菱信用組合、福江信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合

第3節 金融機関の災害応急対策

(日本銀行長崎支店)

日本銀行長崎支店は、災害の状況、資金の需給状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずる。

1. 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

2. 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5. 各種措置に関する広報

3及び4で定める要請を行ったときは関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第4章 被災者の生活確保に関する計画

第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

(長崎労働局)

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

2 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

3 求人開拓

被災者の求職条件にもとづき、各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

4 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果にもとづき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業に紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業に紹介するようにつとめる。

第2節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

(税務課)

1 国税の減免等の措置

(1) 期限の延長

国税に関する法律にもとづくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長(国税通則法11条)

ア 災害等が広範囲に及ぶ場合は、国税庁長官が地域及び延長期限を指定する。(同法施行令3条1項)

イ ア以外の場合は被害者からの申請による。(同法施行令3条2項)

(2) 国税の減免等

確定申告書の提出又は被災者からの申請等により国税を減免

ア 所得税の減税(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(以下、「災害減税法」という。))2条、所得税法72条1項等)

イ 所得税額の予定納税額の減額承認申請(災害減税法3条1項)

- ウ 給与所得者等の源泉徴収の徴収猶予又は還付（災害減免法3条2項、3項、4項）
- (3) 納税の猶予
被災者からの申請により納税を猶予（通則法46条）
- (4) その他
上記以外にも、所得税法等の国税に関する個別税法に災害等があった場合の救済規定が設けられている。

2 県税の減免等の措置（地方税法）

（県税条例）

- (1) 県税の期限の延長（地方税法20条の5の2）
（県税条例5条）
申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内（特別徴収義務者については、30日以内）
- (2) 県税の徴収猶予（地方税法15条） 1年（やむを得ない場合2年）以内
- (3) 県税の減免（地方税法）
（県税条例）
 - ア 個人の県民税（地方税法45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法72条の62）
（県税条例23条の2）
 - ウ 不動産取得税（地方税法73条の31）
（県税条例31条）
 - エ 自動車税（地方税法162条）
（県税条例66条）
 - オ 自動車取得税（地方税法128条）
（県税条例52条）
 - カ 固定資産税（地方税法745条）
（県税条例78条）
 - キ 軽油引取税（地方税法144条の30）
 - ク 産業廃棄物税（地方税法733条の13）
（県産業廃棄物税条例13条、15条）

3 市町村税の減免等の措置（地方税法）

- (1) 市町村税の期限の延長（地方税法20条の5の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市町村税の徴収猶予（地方税法15条）
- (3) 市町村税の減免
 - ア 市町村民税（地方税法323条）
 - イ 固定資産税（ " 367条）
 - ウ 軽自動車税（ " 454条）
 - エ 鉱産税（ " 532条）
 - オ 都市計画税（ " 702条の8第7項）
 - カ 国民健康保険税（地方税法717条）

第3節 災害救助法適用時における郵便業務に係る 特別事務取扱及び援護対策

(郵便事業株)

災害救助法の適用があった場合において、長崎県内の郵便事業株の各支店長は、郵便事業株九州支社長の指示に基づき、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実状に応じて次の範囲で協力を実施する。

1 郵便業務に係る特別事務取扱

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において支店長は、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

支店長は、九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

支店長は、九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用又は見舞い用の寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施する。

2 収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の地方公共団体等への情報提供

3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

5 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち業務に支障のない範囲で協力できる事項

第4節 生業資金の確保に関する計画

(福祉保健課：こども未来課：こども家庭課)

1 生活福祉資金(福祉資金(旧災害援護資金))

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び市町の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借入ることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 原則150万円

イ 据置期間 半年以内

ウ 償還期間 原則7年以内

エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%

(3) 貸付条件

ア 連帯保証人 原則1人(ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可)

イ 延滞利子 年10.75%

(4) 提出書類(申込先:市町社会福祉協議会及び担当民生委員)

ア 借入申込書

イ 世帯全員証明の住民票(3か月以内のもの)

ウ 被災証明書(官公庁が発行するもの)

エ 所得証明書

オ 復旧工事にかかる見積書等

(5) その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還年数は15年以内とする。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づいて県が貸付を行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母(配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体。

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、町役場、県福祉事務所（郡部のみ）、市福祉事務所。直接の指導、相談等については、主として各福祉事務所の母子自立支援員があたる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を2ヶ年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 2,830,000円	1年	7年以内
	団体貸付 4,260,000円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付 1,420,000円	6ヶ月	7年以内
	団体貸付 1,420,000円	6ヶ月	7年以内
住宅資金	1,500,000円 （但し、災害老朽化等による増改築の場合 2,000,000円）	6ヶ月	6年以内 （災害7年以内）

（注）1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利子	事業開始資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.5%
	事業継続資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.5%
	住宅資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.5%

3. 表中の据置期間は一般の場合。

3 生活保護

生活保護法の適用

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市町村が条例によって支給

イ 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給。

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

- (ア)一の市町の区域内で住居滅失数が5以上
 (イ)県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害
 (ウ)その他特別の場合
- (3) 災害障害見舞金
 ア 市町が条例によって支給
 イ 災害により重度の障害(労働災害補償保険法に定める1級程度の障害)がある住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の者の場合125万円を支給する。
 ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲
 災害弔慰金の場合と同じ
- (4) 災害援護資金の貸付
 貸付条件
 (ア)世帯主が負傷(療養期間1ヶ月以上)し、次のいずれかに該当する場合
 ・家財の損害(価格の1/3以上の被害)及び住居の損害がない場合 150万円
 ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 ・住居が半壊した場合 270万円
 ・住居が全壊した場合 350万円
 (イ)世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 ・住居が半壊した場合 170万円
 ・住居が全壊した場合 250万円
 ・住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
 (ウ)利息年3%(据置期間中無利子)
 (エ)据置3年償還7年
 (オ)所得制限
 市町村民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。
 1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額。
- (5) 国県市町の負担割合
 ア 弔慰金 国2/4 県1/4 市町村1/4
 イ 障害見舞金 国2/4 県1/4 市町村1/4
 ウ 貸付金 国2/3 県1/3 市町村なし

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

- (1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は次のとおり。

災害救助法に該当する被害が発生した市町における自然災害

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、～が発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る）における自然災害

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、～が発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

住宅が全壊した世帯

住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給限度額及び支給の対象となる経費 （単位：万円）

世帯員数	及び		及び に加算		
			2以上該当する場合は高い方を加算		
複数（2人以上）世帯	全壊	100	200	100	50
	大半壊	50			
単数（1人）世帯	全壊	75	150	75	37.5
	大半壊	37.5			

住宅が全壊した世帯（一律支給）

住宅が大規模半壊した世帯（一律支給）

住宅を建設・購入する世帯（及び に加算）

住宅を補修する世帯（及び に加算）

住宅を賃借する世帯（及び に加算）

限度額300万円

長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町内に居住する世帯は、法の規定する額に70万円を加えた額とする（但し、その額が300万円を超えるときは300万円）。

(4) 住家の被害認定

市町は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」）により住家の被害認定を行う。

(5) 支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県を經由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

6 児童救済金

財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学資金	親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付		
	主たる生計者である親の死亡	小・中学生	年 66,000円
		高校生	年264,000円
		大学生等	年371,000円
	主たる生計者でない親の死亡	小・中学生	年 33,000円
		高校生	年132,000円
		大学生等	年186,000円
被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生	50,000円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）		
		小学生	14,000円
		中学生	39,000円
		高校生	72,000円
就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付 （住家を失ったときは、その翌年度まで）		50,000円

(3) 交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所・町役場に提出。

第5節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

(住宅課)

1 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

ア 市町

被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市町は直ちに県(住宅課)に住宅災害報告書(別紙様式)を提出する。

イ 県

報告を受けた県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省(住宅局総務課)に報告すると共に独立行政法人住宅金融支援機構(九州支店経由)その他関係機関に通報し、かつ地元市町の住民災害対策について援助指導体制の確立を計る。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅の建設

ア 適用される災害

- ・天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上
- ・火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町の1割以上

イ 事業主体

原則として地元市町

ウ 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

(2) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧(再建設と補修)

ア 適用基準

一戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万以上になった場合

イ 国庫補助

再建設、補修共1/2

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の建設、購入、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

ア 貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される

3 住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊 全流失 全焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上記以外の住宅災害
床上浸水		住宅の床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

別紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 平成 年 月 日

市 町 名

作成者名 (課)

1 災害の概要

災 害 名		発生年月日	
災害の概要と特徴			
の概要 住宅以外の災害			
た措置 現在までにとつ 住宅対策として			
る措置 今後予定してい 住宅対策として			
国に対する要望			

第6節 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

(関係課)

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止をはかるため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ民生の安定を図る。

2 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

昭和37年10月 1 日作成
昭和45年 3 月31日修正
昭和47年12月30日修正
昭和54年 1 月23日修正
昭和56年 5 月27日修正
昭和58年 6 月10日修正
昭和59年 2 月17日全面改訂
昭和60年 5 月30日修正
昭和61年 5 月23日修正
昭和62年 5 月22日修正
昭和63年 5 月23日修正
平成元年 5 月23日修正
平成 2 年 5 月14日修正
平成 3 年 5 月21日修正
平成 4 年 5 月14日修正
平成 5 年 4 月26日修正
平成 6 年 4 月26日修正
平成 7 年 5 月23日修正
平成 8 年 5 月29日修正
平成 9 年 5 月28日修正
平成10年 5 月28日修正
平成11年 5 月31日修正
平成12年 5 月31日修正
平成13年 5 月31日修正
平成14年 5 月31日修正
平成15年 8 月26日修正
平成16年 5 月26日修正
平成17年 5 月23日修正
平成18年 5 月31日修正
平成19年 5 月31日修正
平成20年 5 月28日修正
平成21年 6 月 5 日修正
平成22年 6 月 1 日修正
平成23年11月24日修正
平成24年 6 月 4 日修正

長 崎 県 地 域 防 災 計 画

(基本計画編)

編集発行 長崎県防災会議
(長崎県危機管理課)